

ドイツ近世都市ケルンの共和主義
—ヘルマン・ヴァインスベルクの回想録にみる
参事会と市民の政治的対話—

高津秀之

目次

序章	1
1. ドイツ近世都市史研究の動向：ケルン史を中心に	1
2. 本論文の課題	12
3. 本論文の構成	16
第Ⅰ部 近世都市の「合意に基づく参事会統治」	
第1章：1396年のケルンのガッフェル体制	18
1. 仲間団体ガッフェル	18
2. 参事会	21
3. ガッフェル体制の廃止	28
第2章：16世紀のケルンにおける参事会と市民の政治的対話	30
1. 紛争と仲裁：祝祭「森への行進」をめぐる	30
2. 外交と内政：対トルコ援助とワイン税をめぐる	36
第3章：参事会員の名誉意識と行動：ヘルマン・ヴァインスベルクの生涯から	45
1. ヘルマン・ヴァインスベルクとヴァインスベルク家	45
2. 回想録と『ヴァインスベルク家の書』	48
3. 参事会員の「名誉をめぐる戦い」	50
4. 参事会と市民の政治的対話における参事会員の行動	57
5. 参事会員に対するガッフェル仲間の行動	64
6. 調停者としての参事会員：その後のヴァインスベルク家	67
第Ⅱ部 共和主義の「継承」と「転換」	
第4章：1583年のケルンの軍制改革	69
1. 軍制改革の背景	69
2. 新しい軍事組織の構成と活動	75
3. 参事会と市民の関係の変化：兄弟的關係から家父長制的關係へ	79
4. 16-17世紀のケルンにおける参事会の放浪者取締り	80
5. 軍制改革と仲間団体ガッフェル	87
6. 16世紀後半におけるガッフェルの人間関係と政治的機能	89
7. ケルンの軍制改革と二元的権力構造の変化	95

第5章： 1608 - 1610年のケルンの都市騒擾	96
1. 都市騒擾の背景と経過	96
2. 「同盟文書」と「市制概要」	98
3. 市民不在の都市騒擾	100
4. 「合意」から「学識」へ	103
第6章： 近世都市ケルンの「学者が統治する共和政」	104
1. 法律顧問官と「政治的決定過程の秘密保持」	104
2. 参事会における大学出身者	110
3. 「学者が統治する共和政」における市民たち	117
終章	118
1. 本論文の成果	118
2. 結論と展望	120
図表・画像・年表	124
参考文献	131

序章

本論文は、ドイツ近世都市ケルンを対象とする事例研究である。筆者は、近年ハインツ・シリングが提示した近世都市の「共和主義」(Republikanismus)論を踏まえながら、16 - 17世紀のケルンの参事会(Rat)と市民(Bürger)の間で行われる政治的対話(politische Kommunikation)に注目し、この都市の参事会統治と市民の市政参加について論ずる。序章では、ケルン史を中心にドイツ近世都市史の研究動向を概観した後、本論文の課題を明確にする。

1. ドイツ近世都市史研究の動向：ケルン史を中心に

中世都市史研究から近世都市史研究へ

戦後のドイツ中世都市史研究の代表的存在であるエーディット・エンネンは、中世都市を「都市周壁の外側で権威をもっている貴族身分中心の秩序とは対照的な、広範囲にわたる市民的平等の領域であり、自由な市民層がその都市領主に向かって共同決定を守り通している、それどころか、自治をさえ守り通している統治制度の領域」と把握した¹。19世紀の自由主義思想の影響のもとで誕生し、ハンス・プラーニッツを経てエンネンに引き継がれていく古典的な中世都市史研究において、都市は、領主と領民の垂直的な支配関係に規定された封建社会に登場した、自由(*libertas*, *Freiheit*)の牙城であり、都市領主に対する自治と、市民相互の平等の原則に基づく共同体であった²。

長らくケルンは、こうした中世都市像の典型的な事例として扱われてきた。ライン川下流域に位置するケルンは、中世から近世にかけて35000 - 40000人の住民を擁する、ヨーロッパ最大級の都市であった。この都市の歴史は、ゲルマン系のウビ族が居留地を建設した紀元前19年にまで遡ることができる。紀元後50年、皇帝クラウディウスは、この居留地を植民市(*colonia*)に昇格させるとともに、彼の皇妃の名前にちなんで、「アグリッピーナの祭壇が置かれたクラウディウス帝の植民市」(*colonia Claudia ara Agrippinensium*)の名称を与えた³。西ローマ帝国の滅亡の後、この植民市はフランク王国の支配に入り、王国の分裂後、843年のヴェルダン条約によって中フランク王国、870年のメルセン条約によって東フランク王国に編入された。そして953年7月、東フランク王オットーが、弟のケルン大司教ブルーノに、彼の司教座が置かれた都市の裁判権、市場監督権、貨幣鑄造権、ライン河の関税徴収権とユダヤ人保護税の徴収権を授与した⁴。

11世紀の「商業の復活」以降、経済的に発展したヨーロッパの都市の住民たちは、誓約を通じて共同体(*Gemeinde*)に結集し、しばしば都市領主に對抗する「コミューン運動」(*Kommunebewegung*)によって、大小の自治権を獲得した。プラーニッツは、彼の有名

¹ Ennen (佐々木訳)『ヨーロッパの中世都市』1頁。[]内著者。市民のアイデンティティの象徴としての市壁の意義については、河原『都市の創造力』14頁も参照。

² 森田『スイス中世都市史研究』3-4頁。19世紀の古典的中世都市史研究については、次の文献を参照。Schreiner: *Kommunebewegung*。また、中世都市の「自由」の概念については、Skinner (門間訳)『近代政治思想の基礎』24頁を参照。

³ 古典古代におけるケルンの歴史については、以下の文献を参照。Dietmer: *Geschichte*, S. 15 - 32; Eck / Groten: *Köln*, S. 563 - 568; 林『ドイツ中世都市と都市法』216 - 231頁。

⁴ Dietmar: *Geschichte*, S. 33 - 58; Eck / Groten: *Köln*, S. 568 - 572。

な都市成立論において、『ケルンの国王年代記』（“*Chronica regia Coloniensis*”）に記された「ケルンの誓約団体（*conjuratio*）が自由のためにつくられた」という記録から、1112年にこの都市で「コムニオン運動」が生じたことを推定したが、これはその後の研究によって、ほぼ否定された⁵。しかし、1288年6月5日にケルン近郊のヴォーリンゲンで行われた戦闘の後、ケルンが帝国都市（*Reichsstadt*）としての地位を実質的に獲得したことは確かである⁶。このゲルデルン伯ライナルトとベルク伯アドルフの戦いにおいて、後者と結んだケルン市の軍勢に敗れたケルン大司教ジークフリートは、上級裁判権を除く、ケルンにおける全ての権利を放棄した⁷。また、以後歴代のケルン大司教は、大司教の叙任式などの特別な機会を除き、都市への立ち入りを禁じられ、その宮廷は、レッヘニツヒとブリュール、1500年頃以降にはボンに置かれた⁸。そして1475年9月9日、神聖ローマ皇帝フリードリヒ3世が、ケルンに「自由都市」（*Freiestadt*）の地位を付与し、これまでこの都市が獲得した特権と帝国直属の身分を公認した⁹。

都市領主の支配から解放された当初、都市の自治は、財力と家柄に優れた門閥（*Geschlechter*）によって担われた。ケルンでも、ローマ貴族の末裔と称する門閥が、大司教に帰属する上級裁判所の判決発見人である参審人団体（*Schöffenkollegium*）、市長の選出母体としての機能を備えた門閥寄合（*Patriziergesellschaft*）である「富める者の仲間団体」（*Genossenschaft der Reichen*）、すなわち「リッヒャーツェヘ」（“*Richerzeche*”）¹⁰、そして参事会を拠点として、都市を統治した¹¹。このうち参事会は、すでに1216年に

⁵ Planitz（鯖田訳）『中世都市成立論』62頁。プラーニッツの説に対する反論については、Ennen（佐々木訳）『ヨーロッパの中世都市』139頁などを参照。

⁶ 帝国直属身分の都市、すなわち帝国都市には4つのタイプがある。すなわち、1) 帝国領に国王（皇帝）が建設した都市（*Königsstadt auf Reichsgut*）、2) 教会・修道院領に国王が守護権を獲得して建設した都市（*Königsstadt auf Kirchengut*）、3) 教会・修道院領に建設された後、その守護権が国王に帰属した都市（*Reichsvogteistadt*）、そして4) 司教都市か大司教都市の中から帝国直属都市に上昇した、自由都市である。Isenmann: *Stadt*, S. 110 – 111; 小倉『ドイツ中世都市の自由と平和』6 – 7頁。中でも、自由都市は、誠実誓約の免除、皇帝戴冠のためのローマ遠征と異教徒討伐を除く軍役の免除、帝国の守護権からの解放などの点で、その他の帝国都市よりも恵まれた法的地位を享受した。神聖ローマ帝国において、自由都市の地位を与えられた都市は、ケルンの他、マインツ、ヴォルムス、シュパイアー、シュトラースブルク、バーゼル、レーゲンスブルクの6都市であった。しかし、中世後期以降、これら4種類の都市に帝国議会への参加権が認められると、その法的地位の平均化が生じ、これらは「帝国自由都市」として一括されることになった。Mitteis（世良訳）『ドイツ法制史概説』401頁。

⁷ ヴォーリンゲンの戦いについては、以下の文献を参照。Torunsky: *Worringen*; Fuchs (Hg.): *Chronik*, Bd. 1, S. 234 – 238; Dietmar: *Geschichte*, S. 63 – 65; Eck / Groten: *Köln*, S. 576.

⁸ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 14.

⁹ HASTK (Hg.): *Köln 1475*, S. 7 – 9.

¹⁰ 中世都市の門閥寄合と、その1つであるケルンの「リッヒャーツェヘ」については、Schulze（千葉他訳）『西欧中世史事典』289 – 290頁を参照。

¹¹ ケルンの門閥支配体制については、以下の文献を参照。Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 9 – 21; HASTK (Hg.): *Stadttrat*, S. 9 – 20; 林『ドイツ中世都市と都市法』235 – 254頁; 林『西洋中世都市の自由と自治』83 – 125頁。

は存在していたが、直後に大司教によって廃止された。しかし、遅くとも 1229 年には再び設置され、以後、参審人団体と「リッヒャーツェヘ」の権限を奪いながら、都市の最重要の自治機関としての地位を確立した¹²。15 名の参事会員の任期は 1 年であったが、彼らは退任の際に自らの後任を指名したから、参事会の議席は専ら門閥によって占められた¹³。しかし、やがて非門閥の商人や手工業者の市政参加を求める動きが強まり、1318 年には、彼らの代表者が構成する大参事会 (Der weite Rat) —旧来の参事会は小参事会 (Der enge Rat) と呼ばれるようになった—が設置された¹⁴。もっとも、大参事会は小参事会によって召集されるなど、前者は後者に従属する立場にあった。

14 世紀から 15 世紀にかけて、ドイツの多くの都市で「ツunft闘争」(Zunftkampf)、あるいは「市民闘争」(Bürgerkampf) と呼ばれる都市騒擾が発生した。ツunft闘争は、門閥支配体制に対する異議申し立てと市政参加の要求を掲げ、同職組合に結集した手工業者による運動である。ケルンで 1396 年 6 月 18 日に生じた都市騒擾は、長らく典型的なツunft闘争と見なされてきたが¹⁵、クラウス・ミリツァーやヴォルフガング・ヘルボルンは、これを手工業者ではなく商人が主導した闘争、すなわちカール・チョックやエーリッヒ・マシュケの言う市民闘争であると論じた¹⁶。商業はリスクの大きい事業であったから、商人たちは、遠隔地商業によって築いた財産を土地に投機して、地代生活者 (Rentner) の生活に転向した。彼らの抜けた穴は新興の商人によって埋められる。こうして、ケルンのような商業都市では、経済の領域における新旧の指導層の交替が起こった。市民闘争は、これに対応する政治の領域における変化である¹⁷。

都市騒擾後の市制改革を通じて、いわゆるツunft市制が導入され、都市の参事会の議席の全て、あるいは一部が、同職組合や商人団体を基盤とする政治的仲間団体である、ツunft (Zunft) に配分された。ケルンの参事会も、後述するように、22 の仲間団体ガッフェル (Gaffel) から選出された 36 人と、彼らが選出した 13 人によって構成された¹⁸。ツunft市制の「民主的」性格を論じたプラーニッツは、「ケルンでは 1396 年に民主的選

¹² Eck / Groten: *Köln*, S. 574; 林『ドイツ中世都市と都市法』54 – 55 頁。

¹³ Dietmar: *Geschichte*, S. 68. より詳細な検討については、以下の文献を参照。

Herborn: *Wahlrecht*, S. 19; 林『西洋中世都市の自由と自治』102 – 127 頁。

¹⁴ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 19 – 20; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 13; 林『ドイツ中世都市と都市法』245 頁。

¹⁵ ケルンの 1396 年の都市騒擾の経緯については、以下の文献を参照。Dietmar: *Geschichte*, S. 77 – 78; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 13 – 15; 赤阪「ケルンにおける 1396 年の改革」126 – 127 頁; 林『ドイツ中世都市と都市法』254 – 271 頁; 林『西洋中世自治都市の研究』25 – 45 頁; 林『ドイツ都市制度史の新研究』119 – 131 頁。

¹⁶ Herborn: *Führungsschicht*, S. 319 – 323; Militzer: *Ursachen*, S. 245 – 250; 赤阪「ケルンにおける 1396 年の改革」124 頁; 田北『中世後期ライン地方のツunft「地域類型」の可能性』117 – 118 頁。

¹⁷ Meckseper / Schraut (瀬原監訳)『ドイツ中世の日常生活』87 頁。

¹⁸ ガッフェル体制を扱った研究は、内外に数多く存在する。差し当たり、以下の文献を参照。Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 23 – 36; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 21 – 58; 田北『中世後期ライン地方のツunft「地域類型」の可能性』113 – 130 頁; 林『西洋中世自治都市と都市法』27 – 46 頁; 林『ドイツ都市制度史の新研究』87 – 112 頁。

挙制度がつくられた」と述べて、「全市民の平等」の実現を論じた¹⁹。またテオ・マイヤー＝マレイも、「民主主義の思想史、そして法制度における民主的理念の実現の過程である民主主義の法制史において、1396年の同盟文書が定めたケルンのガッフェル体制は、重要であった」と述べた²⁰。

ジャック・ル＝ゴッフによれば、ヨーロッパ中世社会は、「6世紀から7世紀に生まれ、13世紀ごろに完成」する、一体性を備えた社会であった²¹。中世都市の自由の理念も、そこに含まれる要素の1つとして、13世紀から15世紀にかけて、確立されたのである。

しかしながら、この自由は、やがて衰退に向かうかのようにであった。フリッツ・レーリヒは、15世紀以降、都市の「光輝ある精神」と「政治的能力」が「抑圧」されたことを述べた²²。この時期、多くの帝国都市が、領域支配を志向する諸侯の支配に組み込まれ、領邦都市となった²³。ゲッツ・ラントヴェーアによれば、中世後期に存在した121の帝国都市から、16の司教座都市を除く105の帝国都市のうち、92の都市が、1度は自治の喪失を経験した²⁴。また、旧来の自治が維持された帝国都市でも、市民の政治的平等の原則が動揺した。マシュケは、西南ドイツ諸都市の参事会の人的構成を分析し、少数の遠隔地商人や地代生活者が繰り返し参事会に選出されていたことを明らかにした²⁵。

ケルンは、フランス革命軍に占領される18世紀末まで、帝国都市としての地位を維持した。しかしフランツ・シュタインバッハは、都市の内部では、15世紀以降、参事会の「民主主義の外皮を被った金権政治」がまかり通っていたことを指摘し²⁶、ヴォルフガング・ヘルボルンは、1396 - 1794年の参事会員のリストの分析を通じて、その実態を数値で示した。それによれば、1396 - 1460年までの時期には、1回しか選出されなかった参事会員の議席が全議席（49議席×55年＝2695議席）中に占める割合は、51パーセントであった。しかし、1460 - 1500年の時期になると、この両者の割合が逆転する。さらに、1500 - 1550年の時期になると、2回以上再選された参事会員の割合は54パーセント、1550 - 1599年の時期には80パーセントに急上昇する。この高い割合は、1600 - 1650年の時期においても維持された²⁷。

こうして寡頭政的傾向を強めた参事会は、都市共同体の「お上」（Obrigkeit）として、市民に対する支配を強化した²⁸。ウルフ・ディルルマイヤーは、この参事会の「お上」化（Verobrigkeitlichung）の結果、15世紀には、参事会の「市民に対する絶対的な服従の要求が貫徹された」ことを論じている²⁹。

¹⁹ Planitz: *Stadt*, S. 103, 330.

²⁰ Mayer - Maly: *Gaffelverfassung*, S. 208 - 209.

²¹ Le Goff（池田他訳『中世とは何か』169頁。）

²² Rörig（魚住他訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』161 - 162頁。）

²³ 小倉『ドイツ中世都市の自由と平和』6頁。

²⁴ Landwehr: *Verpfändung*, S. 140; 平城「ヨーロッパにおける中世的支配と都市」67頁; 森田『スイス中世都市史研究』8頁。

²⁵ Maschke: *Verfassung*.

²⁶ Steinbach: *Sozialgeschichte*, S. 689.

²⁷ Herborn: *Wahlrecht*, S. 51 - 53.

²⁸ Isenmann: *Stadt*, S. 131.

²⁹ Dirlmeier: *Obrigkeit*, S. 438.

以上のような古典的な中世都市史観を反映して、この衰退の後に続く時代、すなわち 16 世紀から 18 世紀にかけての近世 (Frühneuzeit) は、もっぱら都市の衰退期、あるいは停滞期として描かれた。エンネンにとって近世とは、「近代的官僚集団と常備軍とを装備し、絶対主義と統一的権限委譲関係をを要求する中央集権的に組織された国家」が、「都市の自治権、都市の裁判権、都市の政治的諸権利、それどころか、都市の行政的自立性さえも、平準化的干渉によって制限」していく時代であった³⁰。

しかし 1980 年代になると、こうした定説的な見解は、修正を迫られることになる。すでにベルント・メラーは、16 世紀の帝国都市に、中世以来の「構成員の原理的平等と同権というゲノッセンシャフトの基本法則」を志向する市民の「ゲノッセンシャフト的精神」(genossenschaftlicher Gedanke) が存続していたことを論じていた³¹。また、ペーター・ブリックレは、彼の共同体主義 (Kommunalismus) 論において、1300 - 1800 年の時期における都市共同体と農村共同体の政治的自立性、そしてこの共同体の構成員である「平民」(Gemeiner Mann)、すなわち市民と農民の政治的平等を論じた³²。これらの研究によって、近世都市に対する関心が高まり、近世都市史研究は、中世都市史研究以上の活況を呈することとなる。これを端的に示す出来事として、1993 年には、ドイツの歴史学の定評ある概説書である『ドイツ歴史百科事典』シリーズに、ハインツ・シリングの『近世における都市』が加えられた³³。

近世都市の共和主義と共和政

本論文のテーマである、近世都市における参事会の統治と市民の市政参加をめぐる研究の理論的枠組みは、シリングの近世都市の共和主義論に求められる³⁴。ブリックレは、彼の共同体主義が「共和政的国家形態のモデルをその殻のなかに持っていた」として、中近世の都市と農村に発展した共同体主義と、近代の政治思想の中心的な理念である、共和政の理念との関連性を指摘したが³⁵、シリングは、近世以降、次第に領邦支配体制の中に組み込まれていく農村ではなく、近代に至るまで自治を守り続けた帝国都市を代表格とする都市でこそ、中世後期以来の「ゲノッセンシャフト的精神」や共同体主義の伝統を継承しながら、近代の共和政に昇華する政治文化 (politische Kultur)、すなわち「ある社会の政治的行為を規定する、成文化された、あるいは暗黙の理念や価値体系」が発展したのだと主張した³⁶。

今日の共和政の概念は、一般に「国王のいない政体」を意味し、主権在民で君主政に対

³⁰ Ennen (佐々木訳) 『ヨーロッパの中世都市』 312 頁。

³¹ Moeller (森田他訳) 『帝国都市と宗教改革』 67 頁。

³² Blickle (服部訳) 『ドイツの臣民』 121 頁。この問題をめぐる議論は、Blickle (前間訳) 「共同体主義、議会主義、共和主義」でも展開されている。

³³ Schilling, *Stadt*.

³⁴ Schilling: *Republikanismus*; Mager: *Genossenschaft*, S. 72 – 84.

³⁵ Blickle (服部訳) 『ドイツの臣民』 149 頁。

³⁶ Nohlen (Hg.): *Wörterbuch*, S. 511; Reinhard: *politische Kultur*, S. 594. 近世ヨーロッパの政治文化研究の可能性については、次の文献を参照。Schilling: *Calvinismus*, S. 121 – 129.

立する政治体制として理解される³⁷。この理念は、ラテン語の「レス・プブリカ」(*res publica*)に由来するが、マルクス・トゥリウス・キケロの『国家について』(*De re publica*) 第1巻 25章によれば、この語は、“*res populi*”―「人民の事柄」と訳せるが、この場合の“*populi*”は全ての人民ではなくローマ市民権の保持者のみを指しているため、実質的には「市民の事柄」である―を意味する。この概念は中近世ヨーロッパの政治思想にも受け継がれ、「君主政」(*regnum*)の対概念として用いられた³⁸。ニコロ・マキアヴェッリは、『君主論』第1章で、「すべての政体は、すなわち昔から今まで人びとの上に政治権力を行使してきたすべての支配権は、昔も今も共和政かさもなければ君主政である」と論じている³⁹。両者の違いは、ある政治的共同体 (*politischer Verband*) が1人の君主の支配に服しているか、それともそれを免れているか、すなわち、14世紀のローマ法学者のバルトルス・デ・サクソフェラートが論じたように「共同体が自らの君主」 (“*civitas sibi princeps*”) であるかの違いに求められる⁴⁰。

メラーは、「都市の人文主義者たち」が「都市を賛美しつつ、[・・・中略・・・]そこに古代人の模範にならって地上の平和を保証する完全なる共和国をみた」ことを述べている⁴¹。彼らは、この共和政がドイツの帝国都市、さらにイタリアとスイス、ネーデルラントの自治都市において実現されていると論じていた⁴²。その際、当時の議論では、デジリウス・エラスムスが、1500年頃のシュトラースブルクについて、ここに暴君なき君主政、徒党なき貴族政、反乱なき民主政が存在すると賞賛したように、古典的な中世都市史研究の議論とは異なり、「全市民の平等」や「民主主義」の実現の可能性は、問題とされなかった⁴³。むしろそこでは、都市の公益 (*Gemeinnutz*) を実現する可能性が重視された。ヤーコプ・ヴィンプフェリングは、このドイツ語をラテン語の「レス・プブリカ」の意味で用いた⁴⁴。また、コルッチョ・サルターティやレオナルド・ブルーニといったルネサンス期フィレンツェで活躍した人文主義者たちは、自らの「祖国」(*patria*) である都市の公益に奉仕する「活動的生活」(*vita activa*) を称賛した⁴⁵。良く知られているように、アリストテレスは、『政治学』において、政治体制を権力の所在、すなわち「支配の形態」(*forma imperii*) を基準として分類し、イマニュエル・カントは、『永久平和のために』で、それを権力の行使の方法、すなわち「統治の形態」(*forma regiminis*) を基準として論じたが、人文主義者の議論はカントのそれに近く、古典的中世都市史研究における議論はアリストテレスのそれに近いと言えるであろう⁴⁶。

³⁷ 小倉「近世ヨーロッパの東と西」5頁。

³⁸ Cicero (岡訳)「国家について」37頁。本訳書では、“*res populi*”には「国民の物」の訳語があげられている。また次の文献も参照。Mager: *respublica*, S. 67 – 68.

³⁹ Machiavelli (河島訳)『君主論』13頁。

⁴⁰ Mager: *respublica*, S. 68 – 69.

⁴¹ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』27頁。[] 内著者。

⁴² Dilcher: *Geistliches*, S. 498 – 499.

⁴³ Rörig (魚住他訳)『中世ヨーロッパ都市と市民文化』137頁。

⁴⁴ Mager: *respublica*, S. 58; Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』27頁。

⁴⁵ Mager: *respublica*, S. 75; Pocock (田中他訳)『マキアヴェリアン・モーメント』; Skinner (門間訳)『近代政治思想の基礎』

⁴⁶ 周知のように、アリストテレスは『政治学』において、政治体制を権力の所在、そして

人文主義者たちが共和政論の中で重視した公益の理念は、知的エリートの間でのみ通用する空虚なイデオロギーではなく、市民の政治的行動を強く規定していた。クリストフ・ルブラックは、こうした理念を、近世都市の「基本的価値」(Grundwerte)と呼んでいる⁴⁷。公益の理念の重要性は、中世後期から近世にかけて頻発した都市騒擾において端的に示される。すなわち、近年の研究が示すように、都市騒擾では、かつてオットー・ブルンナーが、それを参事会と市民の「主権」(Souveränität)をめぐる争いとして把握したのとは異なり、参事会が都市共同体の代表機関として、共同体の利益、すなわち公益を実現する可能性が問題とされていたことを指摘している⁴⁸。それだからこそ、騒擾に参加した市民たちは、かつてのコミュン運動においてそうしたように、都市共同体として団結し、自分たちこそが公益、すなわち共同体の利益の真の担い手であると主張したのである⁴⁹。

シリングによれば、近世都市の共和主義は、「都市内部における構成要素」と「都市外部に対する構成要素」によって規定される⁵⁰。後者は、外部勢力の支配に対する都市の自治を意味し、本論文にとって一層重要である前者は、以下の4つの要素を柱としている⁵¹。すなわち、1. 個人の「基本権・自由権」の存在 (das Vorhandensein persönlicher „Grund- und Freiheitsrechte“)、2. 全ての都市住民の負担と義務の平等に対する要求 (die Forderung nach der Gleichheit aller Stadtbewohner bei den Lasten und Pflichten)、3. ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加への要求 (der Anspruch des genossenschaftlichen Bürgerverbandes auf Beteiligung an der politischen Gewalt)、4. 都市の政治エリートの寡頭政的かつそれが特定の家系から出自する1人の君主ではなく、市民が選出する、複数のエリートによる統治であるという点において一平等主義的な構造 (die oligarchisch-egalitäre Struktur der stadtbürgerlichen Politikelite) の4つである⁵²。このうち本論文の内容と特に関係が深いのは3と4であるが、ここで1と2の内容についても簡単に述べておきたい。

個人の「基本権・自由権」は、近代市民社会の基本的人権にも通ずる「人身の自由」、具体的には、参事会の恣意的な拘束・拘禁からの自由、そして「所有権の自由と不可侵」を

その良し悪しを基準として、君主政/僭主政 (*monachia/tyranis*)、貴族政/寡頭政 (*aristocratia/oligarchia*)、民衆政/衆愚政 (*politia/democratia*) という「支配の形態」に分類した。アリストテレス(山本訳)『政治学』136-138頁。他方、イマニュエル・カントは『永久平和のために』において、政治体制を権力の行使の方法を基準として、専制 (Despotismus) と共和制 (Republikanismus) という「統治の形態」に分類した。Kant (宇都宮訳)『永遠平和のために』33-36頁。アリストテレスと共和政をめぐる論点については、皆川「アリストテレスが結ぶヨーロッパ」を参照。

⁴⁷ Rublack: *Grundwerte*, S. 11, 15, 19-20, 24, 26, 29.

⁴⁸ Zückert, *Republikanismus in der Reichsstadt*, S. 62-64; Schilling, *Stadt*, S. 92.

⁴⁹ Rhotz: *Social Struggles*, S. 80.

⁵⁰ Schilling: *Republikanismus*, S. 158; 渋谷「「近世的都市共和主義」の展開と終息」177-178頁。

⁵¹ Schilling: *Republikanismus*, S. 187-197; 渋谷「「近世的都市共和主義」の展開と終息」183頁。

⁵² Schilling: *Republikanismus*, S. 159-160; 渋谷「「近世的都市共和主義」の展開と終息」177頁。

意味する⁵³。15世紀前半に制定された『都市ケルンの法と市民の自由』(“Dir is der Stadt Cöllne Recht ind der Bürger Freyheit”)には、身体および家の平和の不可侵、都市裁判権の保護に関する規定がある⁵⁴。また、租税の支払いや軍役などの負担や義務は、市民に平等に課されるべきとされた。もっとも、この平等の実現のために、市民の経済的格差にもかかわらず、消費税などによって一律に税を課すべきなのか、それとも彼らの経済的格差に応じて負担額を設定する所得税を課すべきなのかという問題をめぐっては、議論の余地があった。また、増税や新税の導入といった、市民に新たに負担をもたらす決定に際しては、参事会は市民の代表委員会と協議すべきであることが主張された⁵⁵。ケルンでも、こうした市民の代表委員会として、「四十四人委員会」(“Vierundvierziger“)が設置されている。

そしてシリングの言うところの「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加への要求」は、何よりもツンプト市制における参事会員選挙、そして都市騒擾といった局面において実現された。市民たちは、マシュケらが明らかにした参事会員選挙の形骸化にもかかわらず、自らにとって最良(Besten)の人物を参事会員に選出する可能性を保持していた⁵⁶。また都市騒擾の最中には、市民は、現行の参事会の統治に対する異議申し立てを提示し、その少なくとも一部は、騒擾後の市制改革を通じて実現された⁵⁷。ケルンでも、1396年の都市騒擾以降、ガッフェル体制が廃止される1798年に至るまでの時期において、1481 - 1482年、1512 - 1513年、1525年、1608 - 1610年、1682 - 1686年、そして1787 - 1789年に、都市騒擾が起こっている⁵⁸。このうち、1512 - 1513年の騒擾の後には市制改革が行われ、その成果は1513年12月15日に「改訂文書」(Transfixbrief)として公布された。

こうした市民の市政参加は、市民と参事会員の誓約(Eid)によって取り結ばれた、参事会と市民の双務的關係によって保証されている。市民は、彼が市民としての権利を与えられる際に行った市民誓約を通じて、参事会への誠実(Treue)を義務付けられたが、この誠実は、「保護と庇護」(Schutz und Schirm)、「助言と援助」(Rat und Hilfe)の義務を課された封建社会の封主と封臣のように、誓約を行った側と受けた側の相互的な信頼関係を構築する⁵⁹。したがって参事会は、参事会員がその就任の際に行う誓約によって、都

⁵³ Schilling: *Republikanismus*, S. 160 – 162; 渋谷「近世的都市共和主義」の展開と終息」177頁。

⁵⁴ 『都市ケルンの法と市民の自由』は次の史料集に収録されるとともに、内容の解説がされている。Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 31, 67 – 69. また、次の文献も参照。HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 77.

⁵⁵ Schilling: *Republikanismus*, S. 162 – 163; 渋谷「近世的都市共和主義」の展開と終息」178 – 179頁。

⁵⁶ Meier / Schreiner: *Spannungsverhältnis*, S. 23 – 31; Rogge: *Möglichkeiten*, S. 265.

⁵⁷ Blickle (服部訳)『ドイツの臣民』112頁。

⁵⁸ 以下の文献において、これらの都市騒擾の経緯の概観を知ることができる。HASTK (Hg.): *Revolutionen*, S. 41 – 68; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 79 – 104.

⁵⁹ Bloch (堀米監訳)『封建社会』186頁; Schulze (千葉他訳)『西欧中世史事典』58 – 60頁。誓約の相互的な性格については、Mitteis (世良訳)『ドイツ法制史概説』127頁を参照。

市の公益の促進を義務付けられ、この義務に反する、すなわち、公益を損なう場合には、市民も参事会に対する義務から解放された⁶⁰。すでに述べたように、都市騒擾に参加した市民たちは、彼らが都市の公益の真の担い手であると主張したが、彼らはこれによって参事会の誓約違反を宣告し、彼らの異議申し立てを正当化できたのである。

ブルナーは、この参事会と市民の双務的關係に注目し、「[都市の] 主権は、その概念の本来の意味合いと矛盾するが、参事会と市民共同体という 2 つの担い手に委ねられた」と論じた⁶¹。近世都市の権力構造は、参事会と市民を両極とする二元性 (Dualismus) を備えており、したがって、参事会が「市民に対する絶対的な服従の要求」を「貫徹」することは、ディルルマイヤーの指摘とは異なり、困難であった。むしろ、参事会の支配は、ウルリヒ・マイヤーとクラウス・シュライナーがこれを「合意に基づく支配」 (Konsensgestützte Herrschaft) と表現したように、市民がその正当性に合意 (Konsens) を与える範囲に限定されていた⁶²。ヴォルフガング・マーゲルは、こうした近世都市の統治を、「合意に基づく参事会統治」 (Konsensgestütztes Ratsregiment) と呼んだ⁶³。

参事会と市民の政治的対話

その権力の正当性を市民の合意に求める参事会の統治において、参事会は、個々の日常的な政治的決定に際しても、それに対する市民の合意を得なくてはならなかった。市民が参事会の決定に納得しなければ、彼らは遅かれ早かれ参事会の統治に異議を申し立てたからである。マンフレート・グローテンは、15 世紀のケルンにおける参事会の支配を「対話に基づく支配」 (Herrschaft im Dialog) と呼んだが、ユルゲン・ハーバーマスの「コミュニケーション的行為」 (kommunikatives Handeln) の理論を引き合いに出すまでもなく、「対話」を、複数の当事者が合意を目指して遂行する相互的な行為と定義すれば⁶⁴、グローテンの表現は、先の「合意に基づく支配」の裏返しの表現として理解できる⁶⁵。

近年、こうした参事会と市民の政治的対話の実態が明らかにされている⁶⁶。中でも、ケルンの事例については、ゲルト・シュヴェアホフが、本論文の検討対象でもある 16 - 17 世紀のケルンを対象として、この都市の刑事事件をめぐる参事会の審議と判決、そして犯罪者に対する刑の執行の過程を検討し、都市の「お上」である参事会が、事件の当事者である被害者や加害者の家族、友人、同僚の請願 (Supplikation) を受け入れ、彼らの社会的地位や人間関係にも配慮しながら、恩赦 (Gnade) を通じて、犯罪者に対する情状酌量、

⁶⁰ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 339; Ebel: *Bürgereid*, S. 3.

⁶¹ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 359. [] 内著者。

⁶² Meier / Schreiner: *Spannungsverhältnis*, S. 14 - 15.

⁶³ Mager: *Genossenschaft*, S. 16 - 17.

⁶⁴ Habermas (河上他訳) 『コミュニケーション的行為の理論』。

⁶⁵ Groten: *Regiment*, S. 316.

⁶⁶ この政治的対話の研究の対象は、本論文で扱うような支配者と被支配者の対話ばかりではない。この研究の対象領域は、Kommunikation の語の多様な意味を反映して、多岐に渡る。しかし本論文では、この Kommunikation の意味を限定し、筆者の意図を明確にするために、敢えてこれに「対話」の訳語をあてた。この新しい研究の可能性については、以下の文献を参照。Schorn- Schütte: *Einleitung*, S. 1 - 3; Schorn- Schütte: *Politikforschung*, S. 77 - 82; Schorn- Schütte: *Geschichte*, S. 351 - 353.

さらには無罪放免をさえ行っていたことを明らかにした⁶⁷。また、ロベルト・ギールも、中世後期から近世、具体的には 15 - 16 世紀におけるケルンの参事会が、隣接する職業間の境界などをめぐる手工業者の争いを裁定する際に、当事者双方の意見に配慮し、彼らの自発的な交渉の成果を参照しながら、判決を下したことを述べた⁶⁸。これらの研究は、裁判や紛争解決における参事会と市民の合意形成の過程において、都市の「お上」である参事会が市民の意向に配慮したこと、そして市民が参事会との政治的対話に能動的に関与し、その決定に影響を与えたことを示している。

参事会と市民の政治的対話の主たる媒体は、口頭で発せられた、あるいは文書に書かれた言語である。しかし、クリフォード・ギアーツが述べたように、人間は「自分自身が張りめぐらした意味の網の目にかかっている動物」であり、その行動も、「社会的な対話」を構成する象徴的行為である⁶⁹。そして都市は、こうした象徴的行為の舞台としての「演劇的な空間」であった⁷⁰。

このことは、都市の祝祭において顕著となる。小山啓子は、16 世紀のリヨンにおける国王入市式を、都市と王権の協調的な関係を再構築するための「対話」として論じた⁷¹。また、民衆の祝祭である謝肉祭は、市民の側からの政治的な異議申し立て、あるいは反権力的な示威行為の機会であった。例えば、1539 年のニュルンベルクの謝肉祭、すなわち「シェンバルト祭」では、宗教改革者アンドレアス・オジアンダーの人形が、市内を引き回された後、爆破された。これによって市民たちは、当時都市の風紀刷新を推進し、賭け事や暴飲暴食を抑制しようとしていたオジアンダーを、痛烈に批判したのである⁷²。さらにヴィルフリート・エープレヒトは、ドイツ各地における都市騒擾が、まるで参事会と市民の間に「基本的合意がなければならぬことに関して基本的合意があった」かのように、「儀礼に近い形で明確な段階を踏んで」進行したことを述べている⁷³。したがって、都市騒擾も、参事会の権力の正当性に関する合意を再確立する過程であり、参事会と市民の政治的対話と見なすことができよう。

このように、近世都市の「合意に基づく参事会統治」において、市民は「お上」である参事会に対して、請願書の提出から暴力を伴う異議申し立てに至る様々な手段を通じて意見を表明し、参事会はこれに配慮しながら政治的決定を行い、それを市民に提示した。そして、この参事会の決定に対する市民の反応は、再び様々な媒体を通じて参事会に伝達された。参事会の政治的決定は、こうした一連の参事会と市民の政治的対話を経て達成される、両者の合意の結果であった。この過程で市民は、参事会の支配に服する臣民としての立場に甘んじることなく、参事会の政治的決定に能動的に参加したのである。

⁶⁷ Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 442 – 453.

⁶⁸ Giel: *Öffentlichkeit*, S. 242 – 442; Giel: *Rat*, S. 14 – 20.

⁶⁹ Geertz (吉田他訳)『文化の解釈学』 I 31 頁。

⁷⁰ 清水『中世イタリア商人の世界』 135 頁。

⁷¹ 小山『フランス・ルネサンス王政と都市社会』 101 – 154 頁。

⁷² Scribner: *Propaganda*, pp. 73 – 74; 阿部『中世の窓から』 144 – 158 頁。

⁷³ Ehbrecht: *Bürgertum*, S. 58 – 61; Moeller: *Diskussionsbericht*, S. 181; Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』 163 頁。

近世都市史における「継承」と「転換」

ル＝ゴッフは、歴史は連続した時間の流れであり、急激な断絶 (rupture) ではなく、継承 (continuité) と転換 (tournant) という 2 つの側面から把握されるべきことを述べている⁷⁴。なお、この場合の転換は、「互いに作用し合って体系をなすにいたる、あるいは少なくとも歴史の風景を一新する」、「しばしば同時ではない一連の変化」を意味している⁷⁵。すでに触れたように、彼にとってヨーロッパ中世とは、「6 世紀から 7 世紀に生まれ、13 世紀ごろに完成」した後、「17、18、19 世紀の間に少しずつ解体していく」一体性を備えた社会が織り成す、ひと連りの時代である⁷⁶。筆者は、このル＝ゴッフが「長い中世」(long moyen âge) と呼ぶ、独特の時代区分ではなく⁷⁷、むしろ近年のドイツ歴史学界で支配的な見解にしたがって、16 - 18 世紀を、中世と近代の間に位置する独自の時代である、近世として把握する⁷⁸。しかし、この時代の都市を、中世都市とも近代都市とも異なる独自の都市類型、すなわち近世都市として論ずる際には、クラウス・ゲルタイスが提唱したように、社会を硬直 (Erstarrung)、停滞 (Stagnation) させる、あるいは維持 (Bewahrung) しようとする動きと、社会を変化 (Wandel) させる動きとの緊張関係に注目すべきである⁷⁹。したがって筆者も、ル＝ゴッフの時代区分をそのまま受け入れるものではないが、その一部でもある 16 - 18 世紀の都市の歴史を、「13 世紀ごろ完成した」中世都市の伝統の継承と、やがて近代都市へと「歴史の風景を一新」させる転換という、2 つの側面に注目して論じたい。

シリングは、近世都市の共和主義は、宗教改革思想の影響、さらには領域的な支配を目指す領邦君主との緊張関係の中で先鋭化したことを主張し、領邦都市では三十年戦争後の 17 世紀後半まで、さらに帝国都市では 18 世紀を通じて存続したと述べる⁸⁰。しかし、ブリックレは、彼の共同体主義論が妥当する時期とした 1300 - 1800 年を、「平民」の「政治的解放」の局面である 1300 - 1500 年と、「平民」の「政治的禁治産化」(politische Entmündigung) の局面である 1550 - 1800 年に区分した⁸¹、メラーも、16 世紀後半の帝国都市に「市参事会絶対主義」と言うべき支配体制が確立されたことを述べていた⁸²。実際、アウクスブルク、ウルム、コンスタンツなどの 28 の西南ドイツ都市では、1548 年から 1552 年にかけて、シュマルカルデン戦争に勝利した皇帝カール 5 世の強い圧力のもとで、ツンプト市制の廃止と門閥支配体制の復活が断行された⁸³。またブルンナーは、彼

⁷⁴ Le Goff (池田他訳『中世とは何か』71 頁。)

⁷⁵ Le Goff (池田他訳『中世とは何か』71 - 72 頁。)

⁷⁶ Le Goff (池田他訳『中世とは何か』169 頁。)

⁷⁷ Le Goff (池田他訳『中世とは何か』90 頁。)

⁷⁸ ドイツの歴史学界において、16 - 18 世紀を「近世」という 1 つのまとまりをもった時代とする見方が定着したのは、ようやく 1960 年頃のことである。これについては、次の文献を参照。Reinhard: *Probleme*, S. 47 - 64.

⁷⁹ Gerteis: *Städte*, S. 3.

⁸⁰ Schilling: *Republikanismus*, S. 173, 177.

⁸¹ Blickle (服部訳)『ドイツの臣民』121 頁。

⁸² Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』138 - 140 頁; 中村・倉塚「序説」48 頁; 森田『図説 宗教改革』41 頁。

⁸³ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』134 - 135 頁。

が明らかにした都市の二元的権力構造を、中世と近世を通じて存続する「旧ヨーロッパの支配構造」として論じたが⁸⁴、これに対して近年、神宝秀夫は、マインツ市を対象とする実証研究を通じて、近世都市において二元的権力構造が存続したことを原則的には確認しながらも、参事会と市民の関係が片務的な性格を強めたことを明らかにし、ここに「中世から近世への構造的変質」を指摘した⁸⁵。

これらの相反する見解が示すように、近世都市の共和主義の歴史は、旧来の状態を維持しようとする力と、それを変化させようとする力のせめぎ合いによって規定されており、それを、ル=ゴッフの言う継承、そして転換のいずれの側面に、どの程度力点を置きつつ描くのかという問題についての定説は、未だ確立されていない。そして、この問題を議論するうえで、16 - 17 世紀のケルンを実証研究の対象として取り上げ、参事会と市民の政治的対話に注目し、その継承と転換を明らかにすることは、有意義であると思われる。

2. 本論文の課題

本論文では、3つの課題を設定する。

第1に、近世都市ケルンについて、1. 16世紀前半、2. 16世紀後半、そして3. 17世紀初頭という3つの時期を区分し、参事会と市民の政治的対話を検討する。

ドイツ近世都市の参事会と市民の政治的対話の研究では、その継承の側面に比して、転換の側面が、ほとんど明らかにされていない。例えば、ウーヴェ・ゴッポルトは、「前近代」(Vormoderne)の都市の政治的対話を論じた著作の中で、16 - 18世紀のチューリヒとミュンスターにおける政治的対話を、14 - 15世紀からの連続性をも見据えながら、静態的に論じている⁸⁶。話をケルンの参事会と市民の政治的対話に限るとしても、すでに紹介した先行研究では、中世から近世の都市を連続的に把握しようとする視点は、明確に提示されているわけではないにせよ、暗黙の前提とされているように思われる。すなわち、ギールは、15 - 16世紀のケルンの参事会と市民の政治的対話を論じているが、このような対象時期の設定は、彼が中世後期と近世の都市の連続性を重視していることを示唆している。また、本論文の対象時期とほぼ同じ時期を扱っているシュヴェアホフも、この都市の参事会と市民の政治的対話の変化を明らかにしていない。まるで、中世から近世を通じて、参事会と市民の政治的対話は、全く変化しなかったかのようなのである。

しかし、ケルンでは、16世紀後半から17世紀初頭の時期に、参事会と市民の政治的対話に変化が生じた可能性を指摘できる。ハンス・ヴォルフガング・ベルガーハウゼンによれば、ケルンの参事会は、1566年のアウクスブルクの帝国議会(Reichstag)と1603年のレーゲンスブルクの帝国議会に挟まれた時期において、帝国集会(Reichsversammlung)に使節を派遣し、帝国政治に積極的に関与していた⁸⁷。したがって、この時期の参事会の政治的決定は、都市内部の状況、特に参事会と市民の政治的対話だけではなく、都市の「外交」一本論文における「外交」の語は、今日的な意味での外交、すなわち外交権を独占する主権国家間の交渉ではなく、都市と皇帝や諸侯、他都市などの外部勢力との政治的対話

⁸⁴ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 339; Brunner (石井他訳)『ヨーロッパ』342頁。

⁸⁵ 神宝『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質』443頁。

⁸⁶ Goppold: *Politische Kommunikation*, S. 8.

⁸⁷ Bergerhausen: *Reichsversammlungen*, S. 142 - 147, 227 - 231.

を指すものとする一によっても、左右されたと考えられる。このことは、参事会と市民の政治的対話を変化させたであろう⁸⁸。そしてこうした変化が、中世都市を近世都市という独自の社会類型へと転換させる要素の1つであることは間違いない。

第2の課題は、この参事会と市民の政治的対話における、参事会員と市民の行動、そしてそれを規定する意識のあり方の究明である。

遠い過去の時代を生きた人々の心性を具体的に把握することは困難であるが、この後に紹介するヴァインスベルクの回想録は、このための手掛かりとなる、極めて有意義な情報を豊富に提供してくれる。それゆえ本論文では、参事会員の名誉意識を取り上げたい。文化人類学者や社会学者は、彼らの対象とする社会における、名誉 (Ehre) の重要性を繰り返し指摘してきたが、彼らの議論は歴史研究者にも影響を与え、現在もヨーロッパ中近世社会の名誉をめぐる研究は盛んに行われている。

さらに第3の課題として、参事会と市民の政治的対話の変化を、2つの要因の変化と関連させて論ずる。

その第1は、都市の二元的権力構造の変化である。ブルナーは、彼の権力構造に関する議論を、近世都市の都市騒擾の検討から導き出したが、すでに述べたように、都市騒擾は参事会と市民の政治的対話と見なすことができる。したがって、神宝が指摘したように、近世都市の二元的構造が変化したとすれば、それは参事会と市民の政治的対話の変化とともに生じていたと考えられる。そして第2に、16 - 17世紀における統治の担い手である政治エリートの変化に注目する。異なる人物類型に属するエリートは、参事会の新しい統治のあり方に適合的な、異なる行動様式と心性を備えていたであろうし、そうした新しいエリートを選出した市民の側にも、エリートのあるべき姿や理想的な都市の統治に対する意識や考え方の変化があったと考えられるからである。

本論文の研究対象であるケルンは、15世紀以降に他の多くの帝国都市が領邦国家の支配体制に組み込まれていく中であって、フランス革命軍に占領される18世紀末まで、帝国都市としての地位を維持した。また、16世紀後半に西南ドイツ諸都市をはじめとする多くの都市において、ツンフト市制が廃止されたが、ケルンのガッフェル体制は、1396年に成立して以降、400年もの間維持された。

このような独特の歴史を有する都市において、シリングの言う共和主義が普及していたことは、1537年5月19日にケルン大学の人文学部で、ヘルマン・ヴァインスベルクが「学者が統治する共和政について」(*de republica gubernanda a doctis*)と題する討論を行っていることにも示されている。確かに、この表題の“*republica*”を「共和政」と訳すことには疑問もあろう。しかし、ここに「統治」(*guberno*)の語が使われていることから、この討論で問題となったテーマが、公益の実現を目指して遂行される「統治の形態」であったこと、そして当時のケルン大学、さらにはその所在地である都市において、こうした統治の理念が普及していたことは確かである⁸⁹。また、1682 - 1686年に生じた都市騒擾の後、

⁸⁸ 宗派紛争の時代における帝国政治の変化と、それに伴う帝国都市の政治の変化の可能性については、永田『ドイツ近世の社会と教会』278 - 283頁。

⁸⁹ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 114 - 115.

参事会はこの事件を市民の記憶に留め、彼らに警告するために「恥辱の柱」(Schandsäule)を建てたが、そこには「ケルン市の共和政」(stadtcöllnische republic)という言葉が彫り込まれている⁹⁰。しかし、そうであるとすれば、近世都市の共和主義がどのように継承され、また、転換したのかが明らかにされるべきである。そしてこのことは、単にケルンの歴史の独自性を示すばかりでなく、ドイツ近世都市史全般の理解を深めるためにも有益であると考えられる。

この都市を事例研究の対象とする研究者は、膨大な先行研究を利用することができる。プラーニッツの都市成立論以来、この都市の自由は何度も検討され、近代市民社会におけるその理念との「驚くべき同質性」が論じられた⁹¹。それから1世紀後の現在でも、シュヴェアホフやギール、グローテンなどの研究者が、この都市を対象とする実証研究を通じて、近世都市史研究の最先端の議論を展開している。

これらの歴史研究にとって不可欠な史料基盤という点についても、ケルン史研究者は極めて恵まれた環境にあった。ケルン市立歴史文書館には、中世、近世から近現代までの時代を含む多くの史料が保管されていた。この文書館は、2009年3月3日に地下鉄工事中の事故によって倒壊してしまい、現在も正常の業務再開には至っていない。しかし筆者は、この事故以前に、ケルン参事会の決議録(Ratsprotokolle)や参事会が市民に公布した布告(Edikte)などを、同文書館で収集、検討することができた。さらに、こうした史料の一部は、史料集として編集、刊行されている。本論文の研究に利用した史料集は、参考文献一覧に提示したが、それらの中でも、マンフレート・フュスケとマンフレート・グローテンが編集した1396-1550年の参事会決議録、そして「同盟文書」や「改訂文書」、そして「市制概要」などのケルン史の重要文書を収めた、ベルント・ドレーヤーの編集による小史料集からは、度々引用がなされるであろう。

しかし、この研究にとって最も重要な史料は、16世紀のケルンの参事会員ヘルマン・ヴァインスベルク(1518-1597年)の回想録である。ヴァインスベルクの回想録、『ヘルマン・フォン・ヴァインスベルクの時代における、彼自身、そしてその他の高き、あるいは低き身分の人々の回想録』(“Gedenkboich der jaren Hermanni von Weinsberch, von im selbst samt den seinen, auch von anderen hohes und niederen standes luden”)も、ケルン市立歴史文書館に保存されていた。1858年にその初代館長レオナルト・エンネンが文書館の書庫でこれを発見した後、ヴァインスベルクの回想録は、16世紀のケルン市民が自らの生涯について語った証言として、歴史研究者の注目を集めることになる⁹²。回想録は、1886-1926年にコンスタンティン・ホールバウムなどの研究者によって全5巻の史料集として編集、刊行され、さらに2003-2005年には、ボン大学のライン地域史研究所の所長グローテンを責任者とする研究プロジェクトを通じて、編集版では削除されていた部分を含む回想録全体を、インターネットを通じて閲覧することが可能となった⁹³。

ヴァインスベルクの回想録は、3冊から構成されている。すなわち、彼の誕生した1518年1月3日から1577年12月31日までの時期が記された『青年期の書』(“*Liber Juventutis*”)

⁹⁰ HASTK (Hg.): *Revolutionen*, S. 62.

⁹¹ Holbeck: *Freiheitrechte*, S. 31; Schwerhoff: *Freiheit*, S. 84.

⁹² *Weinsberg*, Bd. 1. S. XI.

⁹³ <http://www.weinsberg.uni-bonn.de>

1578年1月1日から1587年12月31日までの『成年期の書』(“*Liber Senectutis*”)、そして1588年1月1日から1597年2月27日までの『老年期の書』(“*Liber Decrepitudinis*”)の3冊である。1597年2月27日に最後の記述を記した後間もなく、彼は死去したと考えられる。

この回想録の執筆の過程を概観するならば、最初ヴァインスベルクは、1550年から、現存する回想録ではなく、日誌暦、すなわち、文章を書き込む余白のあるカレンダーに、日々の生活を記録しはじめた⁹⁴。この準備期間を経て、1561年9月1日、彼は現存する回想録の執筆を開始する。その際、彼が記録を取っていない1518 - 1550年の時期の記述については、彼は自らの記憶、母親をはじめとする親族や友人の証言、さらにはプロテスタントの人文主義者ヨハン・スライダンの歴史書などの著作や、当時の事件を伝えるビラなどに基づいて、それを記した⁹⁵。さらに、1550年以降の記述のうち、1550 - 1561年の部分については、彼の日誌暦の覚書に基づいて記し、1561年以降には、直接回想録に、彼の経験した、あるいは見聞きした出来事を書き続けた。もっとも、彼は常に毎日回想録に記述を行っていたわけではなく、時には数日分をまとめて記述したようであり、彼の日付の記録は、しばしば曖昧である⁹⁶。また、第3章で詳しく述べるように、彼の回想録の執筆の目的は、彼の子孫であるヴァインスベルク家の家父に対して、ヴァインスベルク家の名誉について知らせるとともに、その一族の一員として相応しい行動規範を教えることを目的として執筆された。回想録に記された証言を利用する際には、こうした執筆の過程と方法、さらにはその目的に留意しながら、その内容を吟味する必要がある。

中世後期から近世における市民の回想録、自伝は、ヴァインスベルクの回想録以外にも存在する。例えば、ドイツ語圏において記された有名な回想録として、アウクスブルクのブルクハルト・ツィンク(1396 - 1474/5年)とチューリヒのトマス・プラッター(1499? - 1582年)の回想録がある⁹⁷。ツィンクは、1450 - 1460年代に、4巻のアウクスブルクの年代記を執筆したが、そのうちの第3巻を自身の回想録として、その誕生から1456年までの出来事を述べた。またプラッターは、彼の息子のために、1572年1月28日から16日間かけて、彼の回想録を執筆した。2人は回想録を、10年、あるいは16日という、ヴァインスベルクと比べると短い期間において、彼らの人生の断片を、長い年月が経った後に回顧的に振り返るという仕方で執筆している。彼らの回想録と比較しても、約50年もの期間をかけて執筆されたヴァインスベルクの回想録は、情報の量という点で、そして特に、彼が日記のように執筆した1561年以降の記述については、その詳細さと正確さ一臨場感一という点で、比類がない。

ヴァインスベルクの回想録は、当時の参事会の会議の様子、さらには、同僚の参事会員や市長の人物や行動を知るうえで貴重な情報を提供してくれる。というのも、ケルンの参

⁹⁴ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 4 - 5. 回想録執筆の過程については、以下の文献を参照。Stein: *Weinsberg*, S. 142 - 155.; Herborn: *von Weinsberg*, S. 60 - 61.

⁹⁵ Stein: *Weinsberg*, S. 144.

⁹⁶ 例えば、第2章で紹介する「1578年3月20日頃」の参事会の会議について述べた記述がある。

⁹⁷ ツィンクとプラッターの回想録については、次の文献で紹介されている。阿部『ヨーロッパ中世の宇宙観』75-111頁。

事会決議録には、参事会での決議の内容が簡潔に示されるのみであり、その決定に至る過程における参事会内部の議論の詳細や、それに関わった参事会員個人の考えや行動、さらにはその決定に対する市民の反応については、わずかしか語ってくれない。こうした、参事会と市民の政治的対話のあり方を知るために必要な情報は、それに実際に関わった同時代人の証言を通じてのみ、手に入れることができるであろう。ヴァインスベルクの回想録は、こうした証言を、500年の時間を越えて伝えている。この稀有な史料の存在なしに、本論文の研究を行うことは不可能であった。逆に言えば、本論文の実証研究の対象に16 - 17世紀のケルンを選択した最大の理由は、この回想録の存在である。

この回想録とその著者については、すでに多くの研究がなされてきた。先に紹介したグロートンの研究プロジェクトの一環として、彼を編者とする論文集が刊行されたが、そこに掲載された先行研究の一覧を参照するならば、ヴァインスベルクの回想録が、近世都市の文化史、日常生活史、心性史、家族史、さらには女性史や言語の歴史などといった多彩な研究のために利用されてきたことが理解できる⁹⁸。

しかし、本論文の内容との関連において注目すべきは、回想録を参照してケルンの市政の実態を論じた研究や、参事会員ヴァインスベルクの政治活動や経歴を論じた研究であろう。そうした研究として、ヴァインスベルクの伝記を執筆し、彼の学生生活や旅行に関する研究も発表しているヘルボルンは、すでに述べたように、プラーニッツやマイヤー＝マレイが称賛したケルンのガッフェル体制の「民主的」制度に対する寡頭政の現実を、参事会員や市長の人的構成の数値的な分析を通じて明らかにした。その中で彼は、16世紀のケルンの参事会の現状、特に「六人衆」の活動に対するヴァインスベルクの批判的な記述を引き合いに出して、彼の議論の裏付けを行っている⁹⁹。さらに彼は、ヴァインスベルクの祖父から父、そして本人の3代におけるヴァインスベルク家の社会的上昇の過程を検討した研究や、ケルンのプロテスタントに関する回想録の記述を参照し、カトリック都市ケルンにおけるプロテスタントの存在、彼らとカトリック市民の関係を論じた研究も発表している¹⁰⁰。また、アレクサンドラ・ヴーロは、16世紀ケルンの参事会員の社会的上昇を論じた研究において、回想録の記述を参照し、ヴァインスベルクとその同僚たちの事例を紹介するとともに、彼らの職業意識や人間関係―第3章で述べるように、これらは参事会員の出世を左右する重要な要因である―について言及している¹⁰¹。

筆者はこれらの研究成果を、本論文、特に第1章と第3章の論述の際に参照した。しかし、ヴァインスベルクの回想録を利用して、ケルンの参事会と市民の政治的対話の実態を、参事会員や市民個人の意識や行動にまで立ち入って明らかにしようとする研究は、未だ行われていない。しかし、すでに述べたように、こうした研究は、回想録のような史料なしには実現することが困難であり、逆に言えば、回想録は正にこうした研究に最適の史料なのである。

3. 本論文の構成

⁹⁸ Groten (Hg.): *Weinsberg*, S. 293 – 302.

⁹⁹ Herborn: *Führungsschicht*; Herborn: *Verfassungsideal*.

¹⁰⁰ Herborn: *Entwicklungsstufen*; Herborn: *Protestanten*.

¹⁰¹ Vullo: *Aufzeichnungen*.

本論文の構成は、序章、第Ⅰ部、第Ⅱ部、終章となる。

第Ⅰ部第1章でケルンのガッフェル体制、特にこの体制の中核を成す仲間団体ガッフェルと参事会について述べた後、第2章で、16世紀における、この都市の参事会と市民の政治的対話を具体的に検討し、その実態と変化を明らかにする。そして第3章では、ヴァインスベルクの回想録を史料として、ケルンの政治的対話における参事会員と市民の意識と行動のあり方を論ずる。ここまでが本論文の第Ⅰ部であり、そこでは近世都市の歴史について、ル＝ゴッフの言う、歴史の継承と転換の2つの側面のうち、主として継承に注目しながら、「合意に基づく参事会統治」の実態を論じる。

そして第Ⅱ部では、近世都市の共和主義を継承、あるいは転換させる、2つの力のせめぎ合いを明らかにする。その際には、第Ⅰ部との兼ね合いにおいて、特に転換の側面に注目する。すなわち、第4章では、1583年の軍制改革という出来事に注目し、16世紀後半の都市の二元的権力構造の変化を、それに伴う参事会の統治と市民の市政参加のあり方の変化とともに明らかにする。そして第5章では、17世紀初頭の都市騒擾の経緯と結果の検討を通じて、この時期における参事会と市民の政治的対話の停滞を論ずる。また、第6章では、参事会を構成する政治エリート—この時期には参事会員以外の政治エリートも加わり、都市の統治に重要な役割を果たした—の検討を通じて、彼らと市民の新しい意識と行動について述べる。終章では、以上の研究の成果をまとめた後、結論と今後の課題を提示する。

第 I 部 近世都市の「合意に基づく参事会統治」

第 1 章： 1396 年のケルンのガッフェル体制

1396 年 9 月 14 日にケルンで公布された「同盟文書」(Verbundbrief) は、6 月 18 日の都市騒擾後の市制改革の成果である。本章では、この文書に規定されたガッフェル体制について、その中核であるガッフェルと参事会の組織と活動の実態を中心に述べる。

1. 仲間団体ガッフェル

ガッフェルの結成

ガッフェルは、1396 年の都市騒擾以前からケルンに存在した同職組合 (Amt) と商人団体 (やはり Gaffel と呼ばれていた) を基盤として結成された、仲間団体である¹。すなわち、表 1 に示された全 22 のガッフェルのうち、アイゼンマルクト、シュヴァルツハウス、ヴィンデック、ヒンメルライヒは、商人団体を基盤とするガッフェルである。これらの商人ガッフェルの呼称は、集会所の家屋の名前に由来する。また、その他の 18 ガッフェルは手工業者のガッフェルであるが、このうち、金細工師、毛皮匠、革紐工、鍛冶屋、パン屋、ビール醸造人、肉屋、魚屋、仕立屋の 9 ガッフェルは、単独の同職組合によって構成された。そして織布工、ペンキ工、石工、ベルト工、靴屋、甲冑工、錫器工、樽工、敷物工の 9 ガッフェルには、複数の同職組合が整理・統合されたが、その際、ガッフェルに名前を冠した筆頭の組合は、他の組合よりも優越した立場に置かれた²。

「同盟文書」の第 13 項には、「現在ケルンに居住している、あるいは、将来ケルンに居住する者は皆、要求されてから 14 日以内に、[・・・中略・・・] 自らが加入し、結びつく、1 つの同職組合またはガッフェルを選択する」べきことが、定められている³。手工業者は、彼が営む職種の同職組合に加入すると同時に、その組合が属するガッフェルの一員となった。また、商人と同職組合を結成していない「自由な手工業」を営む手工業者は、22 のガッフェルの中から 1 つを選択した。もともと、彼らは準加入者 (Beigeschworene) として、参事会員の選挙などのガッフェル単位での活動にのみ参加し、同職組合の活動からは排除された。

ガッフェルの加入者は、身体や財産の保護などの市民的権利を保証される一方、納税や市壁の防衛などの義務を課せられた。このようにケルンでは、ガッフェルの構成員が、「市民権」(Bürgerrecht) の取得のいかんにかかわらず、都市共同体の構成員、すなわち市民となった。同時代の史料では、市民権の保持者が「市民」、その他のガッフェルの構成員は

¹ ガッフェルについては、以下の文献を参照。Schulz: *Zunft*, S. 7 – 11; Militzer: *Gaffeln*, S. 50 – 57; Stehämper: *Gemeinde*, S. 1058 – 1072; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 59 – 64.

² 「同盟文書」は以下の史料集に収録されている。Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 187 – 198; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 56 – 66. また、林『ドイツ都市制度史の新研究』95 – 107 頁には、この文書の邦訳が掲載されている。本論文における「同盟文書」の引用文は、林氏の訳業に依拠しながら、必要に応じて若干の修正を加えたものである。

³ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 196; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 60, 65; 林『ドイツ都市制度史の新研究』105 頁。[] 内著者。

「居留民」(Eingesessene)、そしてガッフェルに加入せず、したがって都市共同体の構成員ではない都市住民は、「よそ者」(Fremde)と表記されている。しかし、ケルンの市民権は、実質的には居酒屋の経営権と参事会の被選挙権であったから、本論文では、特にことわりがない限り、「市民」の語は、同時代の史料における「市民」と「居留民」の両方を意味するものとする。他の多くの都市と同様、ケルンでも女性と未成年者、さらに聖職者とケルン大学の学生は、市民的権利を獲得できなかったため、この広義の「市民」の数は、ケルンの全住民約 35000 人のうち、7000 - 8000 人程度であった⁴。

ガッフェルの活動

ガッフェルは、参事会員の選出母体であっただけではない。1583 年の軍制改革に至るまで、この団体は市民の軍事活動の単位であった。1496 年の警備条令には、18 のガッフェルの警備すべき市門が定められている⁵、1568 年 9 月 18 日の警備条令では、市壁が 21 に分割され、その各々がアイゼンマルクトを除くガッフェルに割り当てられている⁶。またケルンでは、復活祭後の第 2 金曜日に、「神の行列」(“Gottestracht“)と呼ばれる宗教行列が行われたが、こうした都市の祝祭、さらには皇帝、そして叙任式のためにかつての支配都市を訪れたケルン大司教の入市式などの行事に際しても、ガッフェル毎に市民が動員され⁷、ガッフェル頭、あるいは臨時に参事会が任命した隊長(Hauptmann)の指揮のもとで、警備を行った⁸。毎年、「神の行列」の日直前の参事会の決議録には、ガッフェル毎の隊長の名前が列挙されている⁹。また、ガッフェルの集会所には、武器や甲冑が置かれていた。これらは、ガッフェルの集会所を飾る名誉の象徴であっただけでなく、有事には、武器を所有する経済的余裕のない成員に貸し与えられた¹⁰。

また、ガッフェルは市民の社会生活の場でもあった。ガッフェルの集会所では、様々な機会に会合が行われ、その後には宴会が開かれた。参加者は同じ団体に所属する仲間、兄弟として、同じ皿の食べ物を分け合い、互いに親睦を深めた。真偽は不明であるが、当時のケルン市民は、この団体の名前を、宴会の給仕のために用いられたフォーク(Gabel)に由来するものと考えていた¹¹。

1565 年 12 月 21 日、ガッフェル・シュヴァルツハウスの参事会員に選出されたヘルマン・ヴァインスベルクは、ガッフェルの集会所と彼の館で宴の席を設けた。ガッフェルの仲間の他、彼の家族や親しい友人たち、合計 83 人がこれに参加した。費用の総額は、47 グルデン 8 アルブス(1 グルデン=24 アルブス)であったが、これは当時の石工や大工の

⁴ Janssen (高津訳)「1396 年以降のケルン市制について」4-5 頁; Militzer: *Gaffeln*, S. 57-59; Schilling: *Stadt*, S. 11. より詳細な数値については、以下の文献を参照。Banck: *Bevölkerungszahl*, S. 331; Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 37.

⁵ HASTK, Best. 33, Nr. 50a, fol. 4r. - 5v.; Wübbeke: *Militärwesen*, S. 54, 208, 297 - 298.

⁶ HASTK, Best. 33, Nr. 45, fol. 1r. - 5v.; Heinzen: *Zunftkämpfe*, S. 82 - 83.

⁷ Heinzen: *Zunftkämpfe*, S. 72.

⁸ Heinzen: *Zunftkämpfe*, S. 58 - 60.

⁹ 例えば、次の箇所を参照。Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. 238.

¹⁰ Vogts: *Faßbinderzunft*, S. 115.

¹¹ Militzer: *Kölner Gaffeln*, S. 125; Militzer: *Gaffeln*, S. 46; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 59.

日給（10 アルブス）の約 3 カ月分に相当する。もっとも、招待された客は、彼にご祝儀のワインを贈り、その総額は 37 グルデン 6 アルブスであったから、ヴァインスベルクの実質的な出費は、10 グルデン程度であった¹²。参事会員にとって、この出費は少なからぬ負担であった。1588 年 12 月 21 日にシュヴァルツハウスから選出された参事会員は、ワイン価格の高騰を理由に宴会を開かなかった。この時ヴァインスベルクは「我々のガッフェルの殿方や兄弟たちは、驚き、いぶかしみ、怒りを覚えた」と記している¹³。仲間に対する大盤振る舞いは、参事会員などの有力者の果たすべき当然の行為と見なされ、これを怠った場合、その者の名誉は少なからず損なわれた。名誉の問題については、後に詳しく述べる。

ガッフェルの会合の召集や司会進行といったガッフェルの運営は、2 人のガッフェル頭（Gaffelmeister）が行った¹⁴。この役職の任期は 1 年である。複数の同職組合が構成するガッフェルでは、筆頭の組合の組合頭（Amtsmeister）が、ガッフェル頭を兼任した。

ガッフェル頭と並ぶ重要な役職として、各ガッフェルに 1 名存在した旗頭（Bannerherr）がある¹⁵。旗頭の任期は終身であり、その本来の任務は、名前が示すように、ガッフェルの軍旗の管理であった。しかし、16 世紀になると、旗頭は、同職組合やガッフェル、都市共同体に生じた争いを調停する役目を与えられた。さらに 17 世紀には、旗頭は、ガッフェルの会合の召集や司会進行など、本来ガッフェル頭に属していた役割を担うようになったばかりでなく、3 ヶ月毎に「旗会議」（Bannerrat）を開催し、参事会の実態を調査する権限を与えられた¹⁶。17 世紀の都市書記官（Stadtschreiber）グレオン・ヘッセルマンは、1681 年 3 月に編纂した『コロニア・アグリッピナの護民官の権力』（“*Potestas Tribunitia in Colonia Agrippina*”）において、旗頭を古代ローマの護民官に見立てている¹⁷。これに伴い、17 世紀には、原則的に旗頭職と参事会員職の兼職は禁止された。しかし、ヴァインスベルクが活躍した 16 世紀の段階では、ガッフェルの参事会員の 1 人が旗頭に就任するのが一般的であった。ヴァインスベルク自身も参事会員であったが、1565 年 6 月 19 日に、シュヴァルツハウスの旗頭に就任した¹⁸。また、彼は 1571 年に当時の 22 人の旗頭の名前を回想録に記しているが、この 22 人全員の名前を、ヘルベルト・シュライヒャー編『帝国都市時代のケルン参事会員名簿 1396 - 1796』の中に見つけることができる¹⁹。

¹² Weinsberg, Bd. 2, S. 142.

¹³ Weinsberg, Bd. 4, S. 54.

¹⁴ ガッフェル頭については、次の文献を参照。Militzer: *Gaffeln*, S. 54.

¹⁵ 旗頭については、以下の文献を参照。Schwerhoff: *Ratsherrschaft*, S. 222 – 231; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 28 – 29.

¹⁶ Dreher: *Gülich*, S. 16.

¹⁷ Dreher: *Gülich*, S. 40.

¹⁸ Weinsberg, Bd. 2, S. 139.

¹⁹ 22 人の旗頭は、以下の通り。名前の綴りは、ヴァインスベルクの回想録に従った。1. Arnt von Siegen（織布工）、2. Herman Suderman（アイゼンマルクト）、3. Herman (van) Weinsberg（シュヴァルツハウス）、4. Johan vom Kripz（金細工師）、5. Alof Stralen（ヴィンデッキ）、6. Gerhart van Hontumb（毛皮匠）、7. Lodowich Heimbach（ヒンメルライヒ）、8. Jaspas Kranz（ペンキ工）、9. Goddert von Hittorp（アーレン）、10. Johan van Hilden（石工）、11. Rutger van Siberch（鍛冶屋）、12. Severin van Essen（パン屋）、13. Johan van Duissel（ビール醸造人）、14. Wilhem Littich（ベルト工）、15. Theis Schilt（肉屋）、16.

ガッフェル頭と旗頭、そして参事会員の職をつとめたガッフェルの構成員は、「功労者」(Verdiente) と呼ばれ、他の「一般成員」(Gemeine) から区別された²⁰。

2. 参事会

参事会の構成

ケルンのガッフェル体制において、参事会は 49 名の参事会員によって構成される。すなわち、「同盟文書」の第 3 項によれば、22 のガッフェルから、定められた数 (1 - 4 人) の「名誉ある人物であり市民である者」が、参事会員として選出された (表 1 参照)²¹。この 36 名の参事会員は、さらに 13 人を参事会に登用 (Gebrauch) すべき人物、すなわち「ゲブレヒ」(Gebrech) として選出し、彼らに加えた²²。したがって、ケルンの参事会は、合計 49 人によって構成される。参事会員は、市庁舎で誓約を行った後、市民の中から 2 名の市長 (Bürgermeister) を選出した。市長は、参事会の会議の議長をつとめたばかりでなく、穀物市場と肉市場での商取引を監督し、そこでの裁判を担当した他、都市の不動産記録簿 (いわゆる「シュライン文書」) を管理する街区長 (Amtmann) とともに、不動産取引に関わる裁判を行った²³。

参事会員の任期は、「同盟文書」の第 5 項に規定されたように、1 年であった。参事会員は、任期を終えた後、2 年の間、再選を禁じられた。選挙は毎年 2 回、聖ヨハネの日である 6 月 24 日 (夏の選挙) と 12 月 25 日のクリスマス (冬の選挙) に行われ、その際に参事会員の半数ずつ一正確には夏に 24 人、冬に 25 人一が交替した²⁴。また、市長の任期も 1 年であり、その選挙は毎年 6 月 24 日に行われた。

参事会の権限

「同盟文書」の第 1 項によれば、ケルン市民は「ケルン市のその時々々の参事会に協力し、誠実であり、それに権力と権威を与え (mogich und mechtig lassen blijven)、それにあらゆる事柄にかんして協議させること」を義務付けられた²⁵。したがって、参事会は、都

Philips Geil (魚屋), 17. Gerhart Swarzworch (仕立屋), 18. Johan Walraif (靴屋), 19. Melchior Veheschede (甲冑工), 20. Johan Letzekirchen (錫器工), 21. Clais van Kruft (樽工), 22. Herman Volberch (敷物工) *Weinsberg*, Bd. 2, S. 224 – 225.

²⁰ Scribner: *Reformation*, S. 104.

²¹ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 190 – 192; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57 – 58, 62 – 63.; 林『ドイツ都市制度史の新研究』105 頁。

²² 「ゲブレヒ」の語は、ドイツ語の“Gebrauch” (「使用」「利用」の意) に由来する。これについては、次の文献を参照。Preußische Akademie der Wissenschaften (Hg.): *Rechtswörterbuch*, Bd. 3, Z. 1289.

²³ Heinen: *Gerichte*, S. 147 – 153; Groten (bearb.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XI – XII. ケルンの不動産は、この都市に 12 存在した下部共同体 (Sondergemeinde) 毎に管理され、文書として記録された。この「シュライン文書」については、日本でも林毅によって研究が行われた。林『ドイツ中世都市と都市法』319 – 345 頁。

²⁴ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 192 – 193; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 58, 63; 林『ドイツ都市制度史の新研究』101 – 102 頁。

²⁵ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 189 – 190; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57, 62; 林『ドイツ都市制度史の新研究』97 – 98 頁。

市のあらゆる政治的決定を委ねられていることになる。さらに 1513 年の「改訂文書」では、参事会は「都市のお上 (Overicheit) であり、我々の統治権力 (Regimentz)」としての地位を与えられている²⁶。もっとも「例外として」、1. 戦争の遂行、2. 平和の確立、3. 同盟の締結、4. 1000 グルデン以上の起債と出費という 4 つの事柄を決議する際、参事会は、「同職組合とガッフェルのそれぞれから [選出された]、2 名の友人であり名望ある人々」が構成する四十四人委員会と協議した²⁷。

他方、参事会は、「同盟文書」の第 2 項によって、「神の名誉、そして都市の名誉と自由を維持し、公益 (gemeyne beste) を優先させ、そのために配慮をなすこと」を義務付けられた²⁸。このように、「同盟文書」の第 1 項と第 2 項は、相互補完的な仕方、ブルンナーの論じた参事会と市民の双務的關係を規定している。

参事会員は、原則として週 3 回、月、水、金曜日の午前中に市庁舎に集まり、会議を行った²⁹。さらに、参事会員は統治に関わる仕事を参事会役職 (Ratsamt) として分担した。16 世紀には、参事会役職は 100 以上存在し、これらを各 2 - 4 人の現職の参事会員、あるいは、彼らの前任者が担当した³⁰。その主なものは、すでに述べた市長、都市の財政を司る会計頭 (Rentmeister)、都市の防衛を担当する監察官 (Stimmeister)、都市の治安維持に責任をもつ警視 (Gewaltrichter) などである。これらの活動に対する報酬は、原則的には市庁舎に保管されたワインとの「引換章」(Ratszeichen) のみであり、参事会員職は、金銭的な報酬の期待できない名誉職であった。しかし、この職の与える名誉は、後述するように、参事会員にとって重要な意義を持っていた。

参事会員選挙の形骸化

すでに述べたように、15 世紀以降、参事会員選挙は次第に形骸化した。すなわち、1 度選出された参事会員は、死去するか病気や高齢などの理由によって職務を遂行できなくなるまで、3 年毎に再選された。彼らが翌年や 2 年後ではなく、3 年後に選出されている理由は、「同盟文書」が 2 年以内の再選を禁止しているためである。回想録の作者ヴァインスベルクも、1543 年に初めて参事会員に選出された後、後述する休止期間を除き、1597 年に死去するまで、3 年毎に参事会員に選出されている。この慣行が定着すると、任期を終了した後、2 年間の待機中の状態にある参事会員も、重大な決議に際しては、「参事会の

²⁶ Stekämper: *Gemeinde*, S. 1088. 「改訂文書」は 1512 - 1513 年にケルンで生じた都市騒擾をきっかけとして、1513 年 12 月 15 日に公布された。この文書は、15 世紀以降の市政の実態を踏まえた「同盟文書」の追加条項としての性格をもち、ケルンの制度史において、「同盟文書」と並ぶ重要な意義を与えられている。林「ドイツ近世都市ケルンの概観」395 - 400 頁。「改訂文書」は、以下の史料集に収録されている。Chroniken, Bd. 14, S. CCXXXII - CCXLIII; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 70 - 77, hier S. 70.

²⁷ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 189 - 190; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57, 62; 林『ドイツ都市制度史の新研究』97 - 98 頁。[] 内著者。

²⁸ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 190; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57, 62; 林『ドイツ都市制度史の新研究』98 頁。

²⁹ HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 31 - 34.

³⁰ ケルンの参事会役人職の詳細については、次の文献を参照。Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XI - XIX.

友」(Ratsfreunde)として召集され、現職の参事会員とともに「全体参事会」(alle Räte)を構成し、協議に参加した³¹。

マッシュケは、参事会員の選挙が形骸化する原因を、マックス・ヴェーバーの「余暇」(Abkömmllichkeit)の議論を踏まえながら、1日の大部分の時間を工房での作業や徒弟や職人の教育に費やす手工業者が、週の特定の曜日に、繰り返し自分の職場を離れ、参事会員の職務に携わることが困難であったという点に求めた³²。このことは、ケルンの状況にも当てはまる。しかし、ケルンでは、これに加えて、15世紀以降、参事会員の被選挙権に対する諸制限が定められた³³。すなわち、すでに述べたように、「同盟文書」の第3項は、「名誉ある人物であり市民である者」に参事会員の被選挙権を与えている。これに対応して、同文書の第7項では、当時の名誉観において不名誉な存在とみなされていた「庶子、非自由人、破門された者」を、参事会員に選出することが禁止されている³⁴。

この同盟文書の規定に加えて、1406年12月18日には、過去に都市を離れた経験のある者³⁵、同年12月25日には、10年以上ケルンに居住していない者を参事会員に選出することが禁じられた³⁶。さらに、都市の役職に就く者や、特定の職業を営む者も、被選挙権を奪われた。すなわち、すでに市制改革以前の1395年3月8日には、上級裁判所の参審人が参事会から排除されているが³⁷、この決定は、1396年12月26日に公布された参事会員の服務規程である誓約文書(Eidbuch)の第19項に受け継がれている³⁸。さらに、1403年12月22日には、捕吏(Gewaltdiener)などの下級の都市役人(Bediensteter)³⁹、1406年6月24日と8月19日には都市の塔と市庁舎の管理人(Burggraf)⁴⁰、同年8月19日と10月4日には都市の仲買人(Unterkäufer, Makler)⁴¹、1410年11月14日には両替商⁴²、1417年12月25日以前には麻織工⁴³、1428年12月20日と1429年9月12日には床屋⁴⁴、1451年8月12日には、塩と穀物の仲買人(Salz- und Kornmüdder)⁴⁵、1479

³¹ Schwerhoff: *Rats Herrschaft*, S. 207; HASTK (Hg.): *Stadtrat*, S. 26 – 27.

³² Maschke: *Verfassung*, S. 211 – 216.

³³ この問題については、以下の文献を参照。Holtschmidt: *Ratsverfassung*, S. 39 – 42; Herborn: *Wahlrecht*, S. 34 – 41; Schwerhoff: *Rats Herrschaft*, S. 206 – 214; 北島「中世後期ケルンにおけるガッフェル体制」(1) 93 – 95 頁。

³⁴ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 193; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 58 – 59, 64; 林『ドイツ都市制度史の新研究』102 頁。不名誉な存在としての庶子、非自由人、被破門者については、Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第2巻 246 – 250 頁を参照。

³⁵ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 71.

³⁶ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 72.

³⁷ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 35 – 36.

³⁸ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 203.

³⁹ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 228 – 229; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 62.

⁴⁰ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 235; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 69.

⁴¹ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 235; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 70.

⁴² Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 261; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 90.

⁴³ Losch (bearb.): *Zunfturkunden*, Bd. 2, S. 329 – 330; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 104.

⁴⁴ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 293; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 104.

⁴⁵ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 368 – 369; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 231.

年6月19日には、宿屋の亭主と家畜登記人（Vihschreiber）が⁴⁶、参事会から排除された。

こうした追加規定の由来を十分に説明することは困難である。しかし、ここで参事会から排除されている職種は、不名誉な職業と見なされていた。すなわち、麻織工や床屋などの職業が賤業として、都市の下級役人職が、自立した手工業の経営とは異なり、共同体の財産に依存する職業として、手工業者をはじめとする市民の差別の対象となっていたことは、日本でも阿部謹也や藤田幸一郎によって論じられている⁴⁷。この点を踏まえるならば、これらの規定は、「同盟文書」制定後に新たに制限が追加されたことを示すものではなく、「同盟文書」の第3項と第7項の内容を詳細に説明するものであったとも考えられる。上述の賤民研究においては、中世後期以降のいわゆる「ツンプトの閉鎖化」に伴って、名誉と不名誉の境界が厳格に定められたことが論じられている⁴⁸。この時期にケルンでも、参事会からの不名誉な都市住民の排除が徹底されたのである。

また、参事会は、選挙の前に数名の候補者を選出し、この候補者の中から参事会員を選出することをガッフェルに要請した⁴⁹。例えば、1464年6月1日と8月17日には、ベルト工ガッフェルを構成する鞣皮仕上げ工と釘工が、参事会が彼らのガッフェルの選挙の前に3人の候補者を定めていることに抗議して、参事会の干渉を受けない「自由な選挙」（freier Kür）を要求した。この抗議に対して参事会は、事前の候補者を3人から4人に増やしたが、鞣皮仕上げ工と釘工はこれにも満足しなかったようだ⁵⁰。ベルト工ガッフェルは、この後も参事会に、3通の請願書を提出している⁵¹。さらに参事会は、1473年12月20日には、織布工ガッフェルで「事前の取り決めが行われないように」監督することを定め⁵²、12月22日には、錫器工ガッフェルに「今後は規則通りの参事会員選挙が行われるように命令」している⁵³。しかし、1481-1482年の都市騒擾において、市民の代表委員会は、81カ条の要求書を参事会に提出したが、その第63項には、依然として「いくつかのガッフェルは、同盟文書の条項にしたがって参事会員を選出するという、自由な選挙を行っていない」現状が記されている⁵⁴。こうしたガッフェルの抗議にもかかわらず、参事会は、第3章で示すように、16世紀末にもガッフェルの選挙に干渉していた。

⁴⁶ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 463; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 618.

⁴⁷ 阿部『刑吏の社会史』135-143頁；藤田『手工業の名誉と遍歴職人』64-69頁。ケルンの事例については、次の文献を参照。井上『中世後期・近世初期ドイツ都市における理髪師・風呂屋の「不名誉性」』。

⁴⁸ 藤田『手工業の名誉と遍歴職人』81-82頁。

⁴⁹ Schwerhoff: *Rats Herrschaft*, S. 215; 北島「中世後期ケルンにおけるガッフェル体制」(1) 93-94頁；井上『中世後期・近世初期ドイツ都市における理髪師・風呂屋の「不名誉性」』42-45頁。

⁵⁰ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 403-404; Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 104. この問題については、次の文献も参照。Looz - Corswarem: *Unruhen*, S. 63.

⁵¹ 1468年12月14日、1470年12月21日、1479年3月5日の参事会決議録を参照。Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 361, 436, 613.

⁵² Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 507.

⁵³ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 508.

⁵⁴ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 475; Schwerhoff: *Rats Herrschaft*, S. 216.

「六人衆」と参事会員

参事会員選挙の形骸化とともに、参事会員が選出する市長についても、特定の有力家門から出自した6名の有力者が、参事会員と同様の原則にしたがって、2名ずつ3年毎に選出されることとなった⁵⁵。ヴァインスベルクは、1588年6月23日の回想録の記述の中で、「現在、1年間、市長職をつとめた者が、3年後にさしたる反対もなく、自動的に再び選出される慣行が、定着して」おり、「その結果、常に6人の人物が、あたかもスイスの三人衆 (triumviri)、そしてかつてのローマ人の十人衆 (decemviri) と同様に、六人衆 (Sexumviratus) として、あらゆる統治を担って」いたことを述べ、「同盟文書が、3つの事柄以外の全てについて、参事会に権限と権力を与えているにもかかわらず、全市民共同体に対する、全ての統治権力 (regiment und oberkeit) を手中にして」いると批判している⁵⁶。

ヘルボルンは、1396 - 1797年の時期における、ケルンの市長の出自と就任回数を調査したが、その成果によると、16世紀、正確には、1512 - 1513年の都市騒擾の翌年である1514年から1601年の時期には、27家門の出身者が、合計178回市長に選出されている⁵⁷。このうち10回以上市長に輩出された5家門の出身者は、合計73回選出されているが、これは全体の約40パーセントを占めている。これに7 - 10回市長に選出された3家門の出身者を加えるならば、この8家門の出身者が、合計99回市長に選出されていたことになり、これは全体の約55パーセントに当たる。この8家門を、16世紀のケルンの統治を大きく左右していた名望家と見なすことができよう。

ヴァインスベルクによれば、「高貴なるお上 (herren von der hoher oberkeit) と呼ばれて」いる「六人衆」(Sechsherrn) が、「参事会で最初に意見を述べる」ならば、「他の者たちは大部分の事柄について発言できない」ため、結局「六人衆」の意向通りに決定が行われることとなった⁵⁸。例えば、1581年8月21日に、参事会は、ドイツ騎士修道会の管区長であるリュージェンベルクなる人物に、ヴァインスベルクの家屋の近所にあるカルメル会修道院に隣接するボン屋敷と呼ばれる家屋と庭、そしてヴァインスベルク館と修道院に挟まれた小道を、「金もお礼も支払うことなく、いくらかの木材を参事会に提供する」という条件で譲渡することを決定したが、このときヴァインスベルクは、「市長のライスキルヘン殿はこれを承認し、ピルグラム殿も満足そうであった」ことを記した後、「驚くべきことに、人々は都市の土地財産にほとんど注意を払っていない。そして最上の人々 (obereste) が皆で賛成すれば、他の参事会員も皆でそれに倣うのであった。誰も首長たち (meister) が重要な事柄をこのように簡単に決定することの是非を問おうとはしなかった」と批判し

⁵⁵ ケルンの市長職と「六人衆」については、以下の文献を参照。Holtzschmidt: *Ratsverfassung*, S. 42 - 50; Herborn: *Verfassungsideal*, S. 34 - 52.

⁵⁶ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 27 - 28. なお、この文章の中でヴァインスベルクは、参事会が統治権力を及ぼすことのできない「3つの事柄」について記しているが、これは、1. 戦争の遂行、2. 平和の確立、3. 同盟の締結、4. 1000グルデン以上の起債と出費という「4つの事柄」の誤りである。この4つの事柄は、すでに述べた参事会が四十四人委員会と協議しなくてはならない事柄である。

⁵⁷ Herborn: *Verfassungswirklichkeit*, S. 97 - 105.

⁵⁸ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 28. [] 内著者。

ている⁵⁹。

「六人衆」は、参事会の会議に先立って、彼らだけで協議を行い、会議では他の参事会員の意見に顧慮することなく、決定を行った。こうした「内輪の集まり」(Kränzchen)は、遅くとも16世紀には定着していた。すでに1513年の「改訂文書」の第1項には、「これ以降、名誉ある参事会に対して、委員会、あるいは誰かの家における秘密の会合(heimliche Rath)、あるいは会合(Vergaderung)、あるいは内輪の集まり(Krentzgen)を行ったり、共同体や参事会に関係する事柄について、事前の協議をしたりすることなく、常に、「同盟文書」の条項に相応しく、それが許可し、示すところにしたがって、公然たる会合には、それぞれが同じように参加し、話し合いをすべきである」と定められている⁶⁰。

また、ヴァインスベルクは、しばしば「六人衆」の個々人に対する批判を回想録に記している。例えば、彼は、1581年12月11日に死去したコンスタンティン・フォン・ライスキルヘンについて、「彼は最も古く、最も良い家門の出身であり、このことは彼を少々大胆にし、市民とガップェルにはとても厳しく臨んだ。しかし、彼の子供たちや友人たち、あるいは彼が好意を寄せた人々に対しては、彼は望ましい人物であった」と評価し、1591年8月12日には、市長ゲルハルト・アンゲルメッカーを「身体的にも気質的にも、膨れ上がった[尊大な]人物であり、自分の仕事を全く真剣に果たしたことがない、かつては無精で、今は病み上がりの男」として酷評し、「私は、彼が自分の利益と懐を、公益よりも優先するのではないかと心配している」と述べている⁶¹。ヴァインスベルクが、「六人衆」を批判する際に、彼らが公益よりも私益を優先させていることを問題視していることは、当時におけるこの理念の重要性を示している。

他方、ヴァインスベルクは、「六人衆」が、彼ら以外の参事会員の「子供や親戚、友人や奉仕者に高い名声や役職や権限を与え、要職に就け、面倒をみて、彼らの事柄を諸侯や殿方、裁判官の耳に入れ、[好意的な]採決を求める」など、彼らの「利益を与えることも、損害を与えることもできる」ために、参事会員は「彼ら[=「六人衆」]の恩寵や好意、友情を嬉々として得ようと」していたことを記している⁶²。

近世都市における、権力者と彼の親族、友人、同僚などの被保護者(Klienter)の間のパトロネイジ関係は、その政治の動向を左右した⁶³。ヴァインスベルクの記述が示すように、「六人衆」と参事会員の間にも、こうしたパトロネイジ関係が結び結ばれていた。すなわち、参事会員は、「六人衆」の「恩寵や好意、友情を嬉々として得ようと」したが、「六人衆」は、この見返りとして、参事会員の援助を求めた。それは、以下のような理由によ

⁵⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 108 – 109.

⁶⁰ Chroniken, Bd. 14, S. CCXXXIII; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 71. ドレーヤーの史料集に掲載されている改訂文書の条項には番号が付されている。本論文の条項の番号はこれに依拠している。また、「六人衆」の「内輪の集まり」については、以下の文献を参照。Holtschmidt: *Ratsverfassung*, 60 – 61; Herborn: *Verfassungswirklichkeit*, S. 96; Schwerhoff: *Ratsherrschaft*, S. 209.

⁶¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 116; Weinsberg, Bd. 4, S. 127 – 128. [] 内著者。

⁶² Weinsberg, Bd. 4, S. 28. [] 内著者。

⁶³ 中近世都市のパトロネイジ関係については、ヴォルフガング・ラインハルトによる近世ローマ、日本でも徳橋曜によるルネサンス期フィレンツェを対象とする研究などがある。Reinhard: *Freunde und Kreaturen*, S. 140; 徳橋「中世フィレンツェの人間関係」52頁。

る。

確かに、すでに述べた通り、「六人衆」の「内輪の集まり」で物事が決まった場合、他の参事会員たちがこの決定を覆すことは、困難であった。しかし、ヴァインスベルクは、「[参事会役人職の] 選出や職の分配の際にしばしば生じているように、順番に意見を問われ、最上の者たちが票を投じ、それが一致せず、さらに参事会全体の票が分かれ、発言と議論が生じた場合、参事会の全体がある種の [発言] 力と統治権をもつことができる」とも記している⁶⁴。こうした場面において、「六人衆」の各々が参事会員から得られる援助の度合いが、重要な意義を持つてくる。

「六人衆」の意見の不一致は、特に新しい市長の選出の際に頻発した。すなわち、「六人衆」の1人が死去するか、健康上の理由で職務の遂行が不可能であると判断された場合には、新しい人物が市長として選出され、以後、彼は「六人衆」の1人となる。その際には、残された5人の有力者たちは、各々自分に近い人物を市長の地位に据えようとした。こうして、彼らの間に対立が生じた場合、その決着は、彼らの各々に味方する参事会員の数に左右された。したがって「六人衆」たちは、1人でも多くの参事会員の支持を獲得するために、彼らに「恩寵や好意、友情」を与えたのである。

例えば、「1572年6月23日、聖ヨハネの日の前日に、ブルーノ・アンゲルメッカー殿が、ゴッデルト・フォン・ヒットルプの代わりに市長に選出された」際に、ヴァインスベルクは、「私は、この日は [コンスタンティン・] ライスキルヘン殿、そして7月7日にはアンゲルメッカー殿に賛成して、彼らを大いに助けた」と記している⁶⁵。参事会決議録によれば、この日、ヴァインスベルクは、アンゲルメッカーを支持するライスキルヘンに同調し、「[ヒットルプは] とても高齢で、記憶力と聴力に困難があり、歩いたり立ち上がったたりするのも大変である。そして、この困難な時勢には、特にしっかりした人間 (wol verstendiger leute) が市長として必要である」と主張している⁶⁶。この結果ヴァインスベルクは、1572年9月23日に彼の回想録に、「アンゲルメッカーは、彼を市長職に推してくれた私を、特別な支持者 (gunner) であり、友人であると見なしてくれた」と記すことができた⁶⁷。

また、その3年後の1575年6月23日に行われた市長選挙では、この「アンゲルメッカー殿に代わる市長を選出しなくてはならなかった」が、「市長のミュールハイム殿とピルグルム殿は、シュヴァネンの聖パウルス教会の前に住む、ヨハン・クリプツに票を投じた。しかし、監察官のハインリッヒ・クルデナーは、カスパル・カンネンギーサーが選出されるべきであると主張した」⁶⁸。この「六人衆」の意見の対立という状況において、ヴァインスベルクは「カンネンギーサーを称賛し、彼に票を投じ」、「結局彼がわずかの差であるが、[最終的には] 全会一致 [という形で] 選出された」⁶⁹。その際彼は、「ピルグルム殿

⁶⁴ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 31. [] 内著者。

⁶⁵ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 234 – 235. [] 内著者。

⁶⁶ HASTK, Best. 10, Nr. 27, fol. 21r. – 22v.; *Weinsberg*, Bd. 2, S. 235 Anm. 1. [] 内著者。

⁶⁷ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 244.

⁶⁸ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 301 – 302.

⁶⁹ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 302. [] 内著者。

は、彼を称賛した私に、腹を立てていた」と述べている⁷⁰。しかし、仮にヴァインスベルクがクリプツに票を投じたならば、彼はクリプツとピルグラムの好意を得たかもしれないが、クルデナーの不興を買ったことであろう。

参事会員は、対立する「六人衆」の各々が彼に与える利益、あるいは不利益の大きさをそれぞれ天秤にかけ、誰を支持するかを決定した。そして「六人衆」に対して、彼らの支持の見返りとして、より多くの「恩寵や好意、友情」を要求したのである。

このように、パトロネイジ関係とは、権力者と被保護者の保護と援助の交換によって成立する、双務的な関係である。したがって、「六人衆」の権力は、ヴァインスベルクが批判的に述べていた程盤石ではなかった。例えば、「1590年6月23日、聖ヨハネの日の前日、新しい参事会が集合し、カスパル・カンネンギーサー殿とヨハン・ハルデンラート殿を市長に選出した」が、ヴァインスベルクによれば「カンネンギーサー殿は、これに先立って、参事会に対して訴え、この職を担うことはとても困難であると、必死に主張していた。そして、彼から職を免除するように熱心に頼み、そうしてくれるならば、3000ターラーを2つの施療院に寄付しようとして申し出た」⁷¹。しかし、「参事会は、彼から職を免除するつもりはなく、彼は今回については、再選されることになった」⁷²。

「全ての統治権力を手中にしている」はずの「六人衆」は、参事会員たちがそれに合意を与えない限り、彼らの意図する政策を実現するどころか、彼らの権力を手放すことさえもできなかった。そしてこの市長カンネンギーサーの意図を挫いたのは、彼の恩寵に浴していた者たちであったと考えられる。カンネンギーサーが権力を投げ出すことによって最も損害を被るのは、彼らだからである。

こうした「六人衆」と参事会員の双務的な関係のために、「六人衆」は、政治的決定に際して、参事会員の意向を無視することはできなかった。そしてこの参事会員の存在が、参事会と市民の政治的対話を円滑にしていたのであるが、これについては、第3章で詳しく述べる。

3. ガッフエル体制の廃止

1794年10月6日、フランス革命軍が帝国都市ケルンを占領すると、約400年間存続したガッフエル体制が、「古きゴート的な政治体制」として廃止される日が近づいてきた⁷³。この状況に対して、ケルンの参事会は、ガッフエル体制の存続を求めて、使節団をパリに派遣した。1795年3月19日、市長ニコラス・ドゥーモンは、パリの国民公会で演説を行い、「自由 [の理念] は、この都市の支柱をなし、平等 [の理念] は、この都市を飾り立てている」と述べ、フランス革命の理念である自由と平等が、すでに1396年のガッフエル体制によって、ケルンで実現されていたことを主張した⁷⁴。しかし、この演説は、フランス政府ばかりか、ケルン市民の共感を呼ぶこともできなかった。市民たちの中には、「これまで誓約に矛盾するかのような貴族政 (Aristokratie) を推し進めてきた市当局が、[今は]

⁷⁰ Weinsberg, Bd. 2, S. 302.

⁷¹ Weinsberg, Bd. 4, S. 99.

⁷² Weinsberg, Bd. 4, S. 99.

⁷³ Janssen (高津訳)「1396年以降のケルン市制について」1頁。

⁷⁴ Janssen (高津訳)「1396年以降のケルン市制について」1-2頁。[] 内著者。

民主主義の理念を語っている」ことを批判する者もいた⁷⁵。結局、1796年5月28日、ケルンの参事会と四十四人委員会が廃止された。この後、参事会は、1797年3月12日に短期的に復活したが、同年9月5日に再び廃止された。

18世紀末に市民によって批判された「貴族政」の実態が、147人の参事会員と6人の市長による支配であるとすれば、彼らの参事会に対する批判は、近世都市ケルンの歴史を通じて妥当する。それにもかかわらず、ケルンのガッフェル体制は、約400年の間存続した。近世都市の共和主義における「合意に基づく参事会統治」の原則のもとで、ケルンの参事会の統治も、18世紀末にそれを最終的に失うまで、市民の合意を得ていたはずである。この合意の由来は、当時の参事会の統治と市民の市政参加の可能性、特に参事会と市民の政治的対話の検討を通じて明らかにされるであろう。またその際には、ガッフェル体制において、市民が、自らにとって最良の人物を、参事会員に選出する可能性を保持していたことにも注目すべきである。

他方、すでに述べたように、西南ドイツ諸都市では、16世紀後半にツンフト市制が廃止され、門閥支配体制が復活した。このきっかけが、皇帝カール5世の圧力によるものであったとしても、その後の新体制が近世を通じて堅持されたという事実は、市民がその体制に合意、少なくとも、暗黙の了解 (*schweigende Zustimmung, tacitus consensus*) を与えていたことを示している。そしてリュシアン・フェーブルは、ルネサンス期のフランスにおける絵画の流行の変化を論じた際に、「たとえ人がいかに強大な権力を持ち、いかに信用があろうとも、社会の要求に充分応じない美術を社会に強制することは不可能なのだ」と述べたが、このことが美術だけでなく制度にも当てはまるとすれば、西南ドイツ諸都市の制度的変化は、16世紀後半以降のドイツの社会的趨勢に合致したものであったとも考えられる⁷⁶。そしてそうであるとすれば、いかにしてケルンのガッフェル体制が、その制度的な同一性を保ちながら、16世紀後半以降の社会的趨勢に対応していったのかという問題が解明されなくてはならない。

以上のことは、近世都市ケルンの共和主義、具体的には、参事会の統治と市民の市政参加の歴史を論ずる際にも、その継承と転換の両面に注目すべきことを促している。次章から、この両面を具体的に明らかにしていきたい。

⁷⁵ Janssen (高津訳)「1396年以降のケルン市制について」2頁。[] 内著者。

⁷⁶ Febvre (二宮訳)『フランス・ルネサンスの文明』146頁。

第2章： 16世紀のケルンにおける参事会と市民の政治的対話

本章では、16世紀のケルンにおける参事会と市民の政治的対話の事例を検討する。その際、参事会の「対話」の相手として、市民個人ではなく、仲間団体ガッフェルという集団を取り上げる。マシュケは、ツンフト市制を導入した都市の参事会の人的構成を検討し、その寡頭政の実態を明らかにすることによって、それまで市民の政治的平等を実現したとして高く評価されてきた、ツンフト市制の意義を否定した¹。しかし、参事会と市民の政治的対話の過程における、市民の市政参加の拠点としてのガッフェルの機能を示すことで、ケルンのガッフェル体制、さらにはツンフト市制の意義を再評価できると考えられる。これが、本章、さらには本論文全体において、ガッフェルに注目する理由である。

1. 紛争と仲裁： 祝祭「森への行進」をめぐって

最初にグローテンとフェスケスが編纂した参事会決議録を参照し、祝祭「森への行進」をめぐり、参事会とガッフェルの政治的対話の事例を検討する。しかしその前に、祝祭「森への行進」の由来と内容を、簡単に紹介しておきたい。

祝祭「森への行進」について

中近世ケルンの市民たちにとって、祝祭「森への行進」(Holzfahrt)は、古代ローマの英雄マルシリウスの業績に由来する、この都市の伝統行事であった²。

皇帝ネロの治世のこと、彼の軍団がケルン—正確には、ウビィ族の居留地から格上げされたばかりのローマの植民市—を包囲した。先祖たちは善戦し、攻撃を持ちこたえたが、包囲が長引くにつれて、市民の生活必需品である薪の不足が深刻な問題となってきた。薪は近郊の森で調達できる。しかし、そこにたどり着くためには、敵軍の包囲を突破しなくてはならない。この危機的状況において、マルシリウスは、木材を調達すると同時に敵軍に打撃を与えるための奇策を考案した。

彼は市民の妻たちを集め、武装させると、森へと送り出した。彼女たちを発見した皇帝軍は、それを敵軍と勘違いし、攻撃の態勢に入った。このときを見計らい、武装した市民たちが包囲軍の側面に奇襲を仕掛け、不意を突かれた敵軍に大打撃を与えた。この間、女性たちは森で薪を集めた。敵への奇襲攻撃と薪の確保という一挙両得を狙ったマルシリウスの作戦は、大成功を収めたのである。この勝利以来、ケルンの市民たちは、毎年聖霊降臨祭後の最初の木曜日に、マルシリウスの偉業を記念して、都市近郊のオッセンドルフの森かズルツの森へと武装して行進し、その後祝宴を催すことになった。

以上の「森への行進」の由来は、1499年に都市の印刷業者ヨハン・ケールホフが出版した、『聖なる都市ケルンの年代記』(“Die Chronica van der hilliger stat van Coellen”)、通称『ケールホフ年代記』にも記されている³。しかし、これは伝説である。民俗学者ヨーゼフ・クレルシュは、この祝祭をヨーロッパ全土に広まった「五月祭」の変種と見なしている。しかし、当時のケルン市民が、この祝祭を先祖の偉業を想起する機会と見なしていたことは間違いない。

¹ Maschke: *Verfassung*.

² Klersch: *Volkstum*, S. 210 – 214.

³ *Chroniken*, Bd. 13, S. 298 – 303.

1396年の市制改革以前、この祝祭の費用は、市長と参事会が負担した。また、「森への行進」を先導する騎馬頭（Rittmeister）の役職は、実質的に門閥によって独占された。騎馬頭は自前で馬を調達することを義務付けられていたが、当時馬の所有は門閥の特権であったからである。しかし、1396年以降になると、この祝祭の主役は一般の市民となり、彼らはこの祝祭に、ガッフェル毎に参加した。ヴァインスベルクは、1567年5月18日の「森への行進」の様子について、「全ての組合とガッフェル」が、「美しく武装し、規律正しく一体となって、17の旗を真っ直ぐに掲げて〔徒歩で〕行進し、また、200頭以上の美しく飾られた馬に乗っていた」ことを記している⁴。

さらにガッフェルは、この祝祭に大規模な催しを付け加えた。すなわち、彼らは「森への行進」の1ヶ月ほど前から、弓競技を行った。各ガッフェルに割り当てられた市門や塔の頂に木製のオウムが据えつけられ、この標的を弓の腕に覚えのあるガッフェルの仲間たちが狙った。各ガッフェルで最も多くのオウムを射た者は、ガッフェルの「弓の王様」（Schützenkönig）として、銀製のオウム像のついた首飾りを授与された⁵。さらに彼らの中でも最も優秀な成績を収めた者は、都市の「弓の王様」として賞賛された。1589年5月25日にヴァインスベルクは、往年の「森への行進」の様子を、以下のように回想している。

「かつて仕立屋は、毎年の〔復活祭後の第3日曜日である〕「喜び呼ばわれの主日」の日曜日（sonntag Jubilate）に、その他の組合はそれ以降の日から、聖霊降臨祭後の月曜日にかけて、塔に据えられたオウムを新市場から射た。そしてその間、組合が、ある時は大勢で、ある時は少数で、笛と太鼓を伴って市内を練り歩くのが見られた。時に組合は、一層煌びやかな装いを好み、またある時は美しく着飾って、赤、黒、グレー、黄、緑、白と異なった色を身につけたので、どれがどの組合か区別できるのだった。聖霊降臨祭後の火曜日、組合はそれぞれに、ヴァイエル門を通過してズルツの林へと、甲冑に身を固め、長槍をもって行進した。どの組合の行列の前にも彼らの旗があり、銀製のオウムを胸の前に下げた王様がいた。水曜日には組合は旗を掲げて、聖ゲレオン広場まで行進し、そこで閲兵式を行った。森への行進の日には、彼らはそれぞれオッセンドルフの森へと向かい、そこで秩序正しく整列した後、5列縦隊になって、甲冑を着て、旗を掲げながら、〔市北端〕のアイゲルシュタイン地区まで戻ってきた。およそ100人の市民が馬に乗って、彼らの前を行進し、坊主の門を通過して、旧市場から干草市場へと練り歩き、そこで閲兵式を行った。その後、旗ごとにガッフェルの集会所へと向かい、晩には酒盛りをしたのである。」⁶

ガッフェル体制期の「森への行進」は、1583年の軍制改革に至るまで市民の軍事活動の拠点であったガッフェルの軍事パレードと軍事演習でもあり、美しく武装した市民たちがガッフェルの名誉と繁栄を誇示した。またこの祝祭には、市長や参事会員ばかりでなく、

⁴ Weinsberg, Bd. 2, S. 168. [] 内著者。

⁵ この弓競技については、次の文献を参照。Doege (bearb.): *Schützensilber*, S. 16 – 19.

⁶ Weinsberg, Bd. 4, S. 65. [] 内著者。

全ての市民たちが身分を問わずに参加し、彼らは、ガッフェル、さらには都市共同体を構成する仲間としての連帯感を確認し合い、メラーの言う「ゲノッセンシャフト的精神」を強固にすることができた⁷。

しかし、この祝祭において、都市の潜在的な分裂や対立が顕在化することもあった。ヴァインスベルクの1567年5月18日の記述によれば、「徒歩」で祝祭に参加した市民の他に「200頭以上の美しく飾られた馬に乗っていた」者たちがいたが、「その中には、市長のライスキルヘン殿と会計頭のフィリップス・ガイル殿、多くの参事会員と良き市民たちがいた」⁸。行列は、都市の社会的序列の表象でもあったわけである。

またヴァインスベルクは、同じ記述の中で、「今年の聖霊降臨祭の週には、いかなる争いの話も聞かれなかった」とも記しているが、このことは逆に、この祝祭において大小様々な「争い」が生じていたことを示唆している⁹。実際、1526年4月23日の参事会の会議では、「参事会員は彼らのガッフェルに対し、弓競技の期間中平穏を保つこと、[都市周辺の]野原で集会を行わないことを勧告すべきこと」が、同じく1529年4月31日の会議では、「参事会員は、[ガッフェルの]各人が今年の弓競技に際して適切に振る舞い、参事会に反逆する取り決めを行わないように、彼らのガッフェルに伝えるべきこと」が、決定されている¹⁰。「森への行進」の日は、市民が公然と武装できる数少ない機会である。また、市民たちは、「森への行進」を行った後、森で集会を開いたが、そこで彼らは互いに親しげな会話を交わしたばかりでなく、様々なはかりごとをめぐらせた。1524 - 1525年の農民戦争の最中、その他の多くの都市と同様にケルンでも都市騒擾が発生したが、それは1525年の「森への行進」の日に起こったのであった¹¹。

以上の「森への行進」の概説を踏まえ、次にこの祝祭に関する2つの問題をめぐり、参事会とガッフェルの政治的対話の事例を検討する。

祝祭の参加費支払いをめぐる参事会と市民の政治的対話

1523年2月6日の参事会において、「弓競技に参加していないにもかかわらず、分担金を支払わなくてはならないことについて、数人の石工が不平を述べている」ことが報告された¹²。

短い文章であるが、この事態に至る経緯を示唆している。すなわち、1523年まで、ガッフェルの仲間たちは、弓競技に参加すると否とにかかわらず、彼らの全員で祝祭の費用を負担していた。しかしこの年、弓競技に参加しない石工が、自分たちに関係のない祝祭の費用を支払うことを拒否した。この背景には、第II部で論じられる、ガッフェル内部の仲間意識の揺らぎがあると考えられるが、ここではこれについて深入りしない。ともかく、この参加費支払いをめぐる議論において、弓競技の不参加者とその他の仲間の溝は埋まら

⁷ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』21, 119頁。

⁸ Weinsberg, Bd. 2, S. 168. [] 内著者。

⁹ Weinsberg, Bd. 2, S. 168.

¹⁰ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 310, 613. [] 内著者。

¹¹ 1525年の都市騒擾については、以下の文献を参照。Looz- Corswarem: *Artikelserie*, S. 71 - 84; Looz- Corswarem: *Unruhe*, S. 79 - 83.

¹² Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 10.

ず、結局ガッフェルは参事会に解決を要請したのである。

これに対して参事会は、石工ガッフェルの両陣営に配慮した仲裁案を提示した。すなわち、同じ日の決議録には「功労者たちが聖霊降臨祭の日に決定した」通りに、不参加者も「今回は支払わなくてはならない」ことが記されている。参事会は、ガッフェルの有力者たちの意見を尊重しながらも、「今回は」という但し書きによって、今後の規則変更の可能性を仄めかしている。

実際、その3年後の1526年10月22日、参事会は「ゴンブレヒト・ファン・ヒルツフェルト、ヨハン・マイ、そしてガッフェルの参事会員たちは、弓競技と宴会に参加したにもかかわらず、分担金を支払おうとしないガッフェルの仲間に対して、支払いを要求し、場合によっては警視に差し押さえを要請」すべきと決定した¹³。さらに11月30日にも、「弓競技の際、宴会に参加した者は、皆自分の分担金を支払わなくてはならない」ことが決定されている¹⁴。ここで参事会は、宴会の参加者のみから費用を請求すべきことをガッフェルに命じており、このことは、この時すでに不参加者が費用の支払いの義務から解放されていたことを示唆している。

しかし、この規則変更の結果、ガッフェルでは、祝祭参加に消極的な仲間が、自らの意志に反して参加を強制されるという事態が起こる。すでに1526年4月23日、参事会は、「誰も弓競技[への参加]を強制してはならない」こと、「ある者が[参加を]拒否したために罰を科されたとしても、その執行を許可してはならない」ことを決定している¹⁵。さらに参事会は、1533年5月5日にも「組合は誰にも弓競技[への参加]を強制してはならない」ことを、ガッフェルに命じている¹⁶。

このことは、参加者のみに費用を支払わせようとする参事会の意向が貫徹されたことと同時に、ガッフェルが参事会の決定に戦略的に対応したことを示している。すなわち、ガッフェルは、不参加者から祝祭費用の負担を免除した参事会の決定を尊重しながら、そこに抜け道を探し出す。そしてこれ以後、祝祭参加(と費用の支払い)に消極的なガッフェルの仲間たちは、参加費の支払いではなく祝祭への参加を強制された。その結果、ガッフェルの全員が参加費を負担するという慣行が、実質的に維持されることになる。

しかし、参事会は、やがてより抜本的な対策に着手する。すなわち、1545年5月13日には、「誰に対しても、[弓競技への]参加と、[宴会の]飲食が強制されてはならない。参加を強制され、かつ金の支払いを拒否した者は、[金の不払いを訴えられたとしても]、参事会の裁判で有罪とされることはない」との決定が行われている¹⁷。また、1548年4月25日にも、参事会は「誰に対しても、飲食が強制されてはならない。参事会は、このような場合に飲食の支払いをしなかった者に対して、いかなる措置も講じない」として、1545年の決定を確認している¹⁸。これらの決定によって、祝祭に参加した者であっても、彼が自分の意に反して参加を強制されたことを証明した場合には、費用の負担を免除された。

¹³ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 351.

¹⁴ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 362.

¹⁵ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 310. [] 内著者。

¹⁶ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 4, S. 172. [] 内著者。

¹⁷ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 5, S. 299. [] 内著者。

¹⁸ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 5, S. 584.

この後、参加費の支払いをめぐる議論が決議録に登場することはない。しかし、以後は競技に参加した者だけが費用を負担する原則が確立され、弓競技の参加に消極的な者に対する参加の強制についても、一定程度の歯止めが掛けられたであろう。

同職組合の旗の掲揚をめぐる参事会と市民の政治的対話

1506年5月30日の参事会決議録には、以下のような記述がある。

「織布工組合の組合頭と兄弟たちが、参事会に代表者（Geschickte）を送り、報告した。剪毛工の仲間たち数名が、最近、習慣通りケルン商館（Kölnischen Halle）に集まっている織布工組合の裁判官と織布検査官（Stampelmeister）のもとを訪れ、鳥〔像〕の引渡しを要求した。彼らは来る聖霊降臨祭の週の月曜日（6月1日）に弓競技を開催することを望んでいるからであり、それには織布工組合の会員たちも招待しようとしている。さらに剪毛工は、野原へと掲げていくための鈇の絵の描かれた彼ら自身の旗を作成させた、と。これら2つの事態は、はじめてのことであるが、織布工組合の特権に反するものである。」¹⁹

1396年の市制改革以来、剪毛工は、白鞆工、ティルタイ織布工、そして織布工の組合とともに、織布工ガッフエルを構成していた。しかし、すでに第1章でも述べたように、これらの組合の立場は平等ではない。織布工以外の3組合は、準加入の組合として、織布工の下位に置かれていた。こうした立場の相違は、都市の社会秩序の表象の場である祝祭において、顕在化する。すなわち、同じ1506年5月30日の会議において示されたように、これまでは、「〔織布工の仲間団体〕エールスベルクとクリークスマルクトの組合頭と兄弟たちのみが、織布工組合〔の正式の組合員〕であり、剪毛工は〔ガッフエルの〕準組合員」であるため、「彼らとその他の者たちが、以前から準組合員として、織布工組合の組合頭と兄弟たちと一緒に鳥を射て、彼ら〔＝織布工組合〕の旗の下で、野原に出て、彼らの天幕でのみ休息することが許可されて」いた²⁰。織布工組合以外の3組合の会員は、組合として独自にではなく、織布工組合の旗のもとで行進を行うべきとされていたのである。

しかし、1396年時点の社会的・経済的格差に準拠して「同盟文書」に定められた同職組合の序列は、時の経過につれて、現実のそれに見合わないものとなっていった。ここでケルンの毛織物業の趨勢について述べるならば、14世紀後半以降、イングランド産の半製品がアントワープ経由で都市に流入するようになると、都市の織布工は次第に衰退する。他方、剪毛工は、この半製品の仕上げという仕事を得て、繁栄した²¹。

この状況の変化を受け、剪毛工は織布工と対等の関係を志向する。「森への行進」で独自の旗を掲げることは、この対等な関係を主張することに等しい。しかし、もちろんこの剪毛工の主張は織布工の反発を招く。こうして両者の間に対立が生じ、ガッフエルは参事会に仲裁を要請したのである。

¹⁹ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 861 – 862. 〈 〉内編集者 []内著者。

²⁰ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 861 – 862. []内著者。兄弟団エールスベルクとクリークスマルクトは、織布工組合の前身の門閥団体である。

²¹ 田北「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程」71 – 79頁。

これに対して参事会は、「織布工組合の代表者であり、参事会員でもあるヨハン・ベーレンベルクとキルストヒン・ファン・ボルンに対して、参事会の名において、剪毛工にそのような改変 [=慣例に反する旗の掲揚] を止めさせるように命じた」²²。

しかし、参事会員の説得は、一時的に事態を沈静化させはしたものの、問題を抜本的に解決するには至らなかった。1520年6月11日の参事会決議録には、「織布工組合が剪毛工組合の若い職人たち (Gesellen) に対して、独自の旗を掲げて野原に出ることを禁止した」ことが記されている²³。しかし、同じ日に「織布工組合は、参事会の要請を受けて、平和のために、今回は職人たちに旗を掲げることを許可した」²⁴。そしてこの織布工の妥協を引き出すために、参事会は彼らに配慮し、「今後は、全組合とガッフェルの準組合員や若い職人は、彼らがともに誓約する組合かガッフェルと一緒にいる場合のみ、鳥を射ることができるのであり、その旗とともにのみ野原に出ることが許可される」ことを確認し、念を入れて「このことを記憶に留めるために、記録しておくべし」と決議録に記している²⁵。

しかし、参事会の意図に反し、剪毛工はもはや慣行への復帰を望まない。参事会は1524年6月3日には、「剪毛工が、参事会の禁令に反して野原へ行進した」ため、「火曜日 [=6月7日] に、全体参事会とともに今度の対処について協議すべし」と決定した²⁶。そしてその6月7日の会議では、剪毛工に対して、「旗を会計局に提出しなくてはならない」ことを命じる一方で、「今回については、毛皮匠と剪毛工に、恩赦を与える」という、妥協的な姿勢も示している²⁷。

そして剪毛工は、この参事会の決定に逆らい、旗を手放さなかったばかりか、その翌日か翌々日には、再度行進を敢行した。6月10日の参事会決議録には、以下のように記されている。

「アールフ・リンクは剪毛工の4人の組合頭に伝達する：参事会はこれ以上彼らに好意的な態度を取らない。職人たちが旗を掲げて野原に行進したからである。こうした行動が再び生じてはならない。旗は、水曜日に会計局に引き渡されなくてはならない。首謀者は確実に罰せられ、その名前は明らかに示されなくてはならない。」²⁸

剪毛工は、参事会の温情に対して、さらなる規則違反で応え、参事会はようやく態度を硬化させた。しかし、この再度の命令の効果は、疑わしい。剪毛工の首謀者たちが実際に罰せられた記録は存在しない。そして剪毛工は、これ以後も、彼らの旗を掲げて行進を行った。すなわち、1531年6月9日にも参事会は、「織布工組合、剪毛工組合、その他の組合は、「森への行進」以降は、以前の決定にしたがって、旗を掲げて歩き回ってはならない」と決定している²⁹。また、1532年6月5日の議事録には、「剪毛工が、月曜日に参事会の

²² Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 861 – 862. [] 内著者。

²³ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 938.

²⁴ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 938.

²⁵ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. 938.

²⁶ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 119. [] 内著者

²⁷ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 120.

²⁸ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 3, S. 122.

²⁹ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 4, S. 40.

禁令に反して、旗を掲げて野原まで行進し、槍、矛槍、剣、そして鉄砲を携帯して都市に帰ってきた」ことが記録されている³⁰。これらの記録は、参事会が、「森への行進」の日の当日までは、剪毛工が彼らの旗を掲げて行列を行うことを、「承認」ではないにせよ、「黙認」せざるを得なかったことを示唆している。

参事会と市民の相互依存関係

以上の「森への行進」をめぐる参事会と市民の政治的対話は、ガッフェルの内部の紛争をめぐる行われている。このことは、市民が参事会の決定を受動的に受け取っていたばかりでなく、参事会に仲裁を要請するなどの能動的な働きかけを行っていたことを示すとともに、彼らがガッフェル内部の問題を解決するために、参事会の権力を必要としていたことも示している。ブリックレは、彼の共同体主義論において、近世における都市や農村の共同体、仲間団体が、中世以来の伝統的な慣習や規範に基づきながら、内部の秩序を自立的に維持していたことを論じた³¹。しかし、この自立性には限界があったと考えるべきである。

もっとも、参事会に仲裁を要請した市民は、参事会の決定を無条件で受け入れたわけではない。参事会の提案が受け入れ困難である場合、市民は、これに服従することを拒否したり、差し当たり参事会の決定を受け入れながら、その実質的な効力を骨抜きにするために、戦略的に振舞った。このことは、参事会の市民に対する強制力の限界を示している。市民が参事会の決定を積極的に支持しない場合、参事会がそれを効果的に実現することは困難であった。したがって、序章で紹介したディルルマイヤーの主張とは異なり、16世紀のケルンについては、参事会の「市民の絶対的な服従の要求が貫徹された」とは言えない。この参事会の強制力の限界は、織布工と剪毛工の事例がそうであるように、制度が社会の現状と合致せず、時代遅れのものとなっている場合に、顕著であった。この場合、参事会は、伝統に固執する織布工に対してそうしたように、相手に対する妥協を呼びかけもした。

このように、市民は、彼らの間に生じた紛争を解決するために、参事会の権力を必要とし、他方において参事会は、その仲裁に実効性を与えるために、市民の積極的な協力を必要とした。16世紀の参事会と市民は、時に意見を対立させながらも、互いの存在を必要としていたのである。この相互依存関係が、参事会と市民の政治的対話において、両者の合意を促した。このように、個々の参事会の政治的決定の過程において、参事会と市民との合意形成の可能性が与えられている以上、市民は参事会の統治に対しても、合意を与えていたと考えられる。

しかしながら、すでに序章でも述べたように、16世紀後半には、こうした参事会と市民の合意形成が困難な政治的課題が生じてくる。次に、そうした状況における参事会と市民の政治的対話の様子を検討する。

2. 外交と内政： 対トルコ援助とワイン税をめぐる 対トルコ援助とワイン税

³⁰ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 4, S. 106.

³¹ Blikle (服部訳)『ドイツの臣民』25 - 38 頁。

すでに紹介したように、ベルガーハウゼンによれば、1566年のアウクスブルクの帝国議会と1603年のレーゲンスブルクの帝国議会に挟まれた時期において、ケルンの参事会は帝国集会使節を派遣し、帝国政治に積極的に関与した³²。この場合の帝国集会とは、帝国直属身分を有する選帝侯、諸侯、そして帝国都市が参加する帝国議会、帝国都市のみが参加する都市会議（*Städtetag*）、そして帝国議会内の特別小委員会であった帝国代表者会議（*Reichsdeputationstag*）を意味している³³。

ケルンの参事会が帝国政治に積極的に関与した背景には、当時の都市周辺における宗派紛争がある。カトリック勢力とプロテスタント勢力の間の暴力の応酬が激化する中で、通商路の安全確保を至上命題とする参事会は、両勢力から距離を取ろうとする従来の中立政策を改め、皇帝を頂点とするカトリック勢力に接近し、軍事的・政治的保護を得ようとした。しかし、この結果、ケルンは、これまで以上に、都市外部、帝国や周辺地域レベルの政治的動向に巻き込まれ、参事会の政治的決定は、「内政」、すなわち参事会と市民の政治対話ばかりでなく、「外交」、すなわち参事会と皇帝や諸侯、他都市との政治的対話によっても左右されることとなった。そしてその2つの方向性は、しばしば互いに矛盾した。

この時期の帝国議会の主たる議題は、オスマン帝国に対する戦争費用の調達、すなわち対トルコ援助のためのいわゆる「トルコ税」（*Türkensteuer*）の問題であった。帝国議会の冒頭の提議（*Proposition*）において、皇帝は参加者に対してトルコ税の負担を求め、これが選帝侯、諸侯、都市の承認を得た後、参加者それぞれに負担が割り当てられた³⁴。そして帝国都市の参事会は、その負担額を主として市民からの租税収入によって賄った。特にケルンの参事会は、後述するように、ワインの消費税（*Zapfzins*）と飲酒税（*Trankzins*）という2種類の税からの収入を、これに当てた。このうち消費税は、居酒屋で小売されるワインに対して、消費者が1杯、すなわち1クヴァルト（*Quart*）毎に小売業者に支払う税である。他方、飲酒税は、営業目的ではなく、家屋に貯蔵され、自家消費されるワインに対して、1樽、すなわち1フーダー（1フーダー=624クヴァルト）毎に課税された³⁵。しかし、遠く離れた帝国の東端での戦争を理由とする新たな金銭的負担に対して、市民の合意を取り付けることは困難であり、この問題をめぐる参事会と市民の政治的対話は、前節で扱った事例とは異なる経過を辿った。この節では、ヴァインスベルクの回想録を史料として、16世紀後半におけるこうした2つの事例を検討する。

1578年のワイン税をめぐる参事会と市民の政治的対話

ヴァインスベルクによれば、「1578年3月20日頃のことであったが、ケルンの参事会は、数年前にトルコに対抗するために皇帝陛下に上納すべきとされた多額の金を調達する

³² Bergerhausen: *Reichsversammlungen*, S. 142 – 147, 227 – 231.

³³ 帝国議会、都市会議と帝国代表者会議については、Wilson（山本訳）『神聖ローマ帝国』68 – 76頁を参照。また、都市会議については、次の文献も参照。Schmidt: *Städtetag*, S. 17 – 143. 柳澤伸一は、次の論文の中で、上記シュミットの研究を簡潔に紹介している。柳澤「16世紀における帝国都市の対外政策」33 – 35頁。

³⁴ 帝国議会の審議の手順については、河野『ハプスブルクとオスマン帝国』111 – 114頁を参照。

³⁵ Knippling (Hg.): *Stadtrechnungen*, Bd. 1, S. XLIII – L.

方法について、激しく議論した」³⁶。この「数年前」の決定とは、1576年のレーゲンスブルク帝国議会における対トルコ援助の決定を意味している。そしてこの議論の結果、「ワイン消費税が小額しか徴収されていないという多くの訴えがなされた」ことに鑑み、「消費税を正しく徴収するために、しっかりと監督すべきことが話し合われ、さらに飲酒税の導入も検討された」³⁷。しかし、このことは「市民の間に多くの不満と議論」を引き起こすことになる³⁸。

これを受けて参事会は、4月14日に、22のガッフェルに対して「飲酒税を払う意志があるのか、ないのか」を協議し、それぞれの意見を参事会に伝えるように要求した³⁹。そしてヴァインスベルクは、これに対するガッフェルの反応について、「1578年4月17日、織布工組合の組合頭と仲間たちは、織布工ガッフェル[の集会所]で、そして[他の者たちは]他のいくつかのガッフェル[の集会所]において、消費税と飲酒税の[議論の]ために集まったが、議論が紛糾し、不穏な雰囲気が生じた」ことを述べ、さらに、「この[ガッフェル毎の協議の]結果、ケルンの内外で多くの議論が生じ、参事会はその共同体と一致(einich)しなくなってしまう。そして皆は、いかなる新しい税も支払いたくない。100分の1税を導入して、富者が多くを負担すべきであるなどと訴えていた」と報じている⁴⁰。

翌4月18日の参事会の会議で「このこと[=ガッフェルの不穏な情勢]が報告」されると、「参事会は憂慮した」⁴¹。ヴァインスベルクは、彼や同僚の参事会員が、参事会がガッフェルに飲酒税についての意見を求めたことを問題視し、「ガッフェルにそれが許されるならば、参事会の権威(autoritet)は消えてしまうであろう」と危惧していたことを述べている⁴²。

ガッフェルの参事会に対する回答は、5月15日に提示された。この日の参事会決議録によれば、織布工ガッフェルなどの16ガッフェルが、参事会の問いかけに対して、否定的な回答を提示している⁴³。これに対して、1578年8月29日の参事会の会議において、これまでは「4樽毎[=25パーセント]の消費税が課せられていた」が、今後はこれを「8樽毎の割合[=12.5パーセント]以上支払うべきではないことが決定」され、同時に「これまでのような脱税を防ぐために、そして、ある者は2樽毎に、しかし別の者は12樽、他の者は20樽毎に[不平等な仕方]で税を納めてしまうことのないように、熱心に監督しなくてはならない」ことが確認された⁴⁴。しかし、同じ日のヴァインスベルクの記述によれば、この参事会の譲歩にもかかわらず、「多くの者が、まだ満足していなかった」⁴⁵。

次にこの問題が参事会で話し合われたのは、12月9日である。すなわち、ヴァインスベ

³⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 4.

³⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 4–5.

³⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 5.

³⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 6–7 Anm. 3.

⁴⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 6–7. [] 内著者。

⁴¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 7. [] 内著者。

⁴² Weinsberg, Bd. 3, S. 7. [] 内著者。

⁴³ Weinsberg, Bd. 3, S. 6–7 Anm. 3.

⁴⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 15–16. [] 内著者。

⁴⁵ Weinsberg, Bd. 3, S. 16.

ルクによれば、「全体参事会と四十四人委員会は、誓約と 10 ゴールドグルデンの罰金の規則にしたがって、市庁舎に召集され、[この日から] 火曜、水曜、木曜の 3 日間連続して、市庁舎に赴いた」⁴⁶。しかし、興味深いことに、この日の「最初の会議では [税については] 何も決定されず、権威 (autoritate) について議論された」⁴⁷。

参事会がこうした議論を行った当時の状況について、ヴァインスベルクは、「多くのガッフェル」が、「[参事会は] 100 分の 1 税を徴収し、これ以上の税 [=ここでは飲酒税] を導入しないように主張した。そして改訂文書を引き合いに出して、全同職組合、ガッフェル、都市共同体 [の合意] なしには、税が導入されてはならないことを主張し、あるガッフェルは、参事会は全ての事柄について、権力と権限を持ち続けるべきであるという同盟文書の規定を考慮せずに、参事会は単独では全ての事柄について権力をもっている訳ではないと述べ、その結果、議論が生じた」と回想録に記している⁴⁸。

このように、ワイン税に対するガッフェルの反対意見の扱いをめぐる議論は、やがて参事会の「権威」の問題、あるいは、ブルンナーの言う都市の「主権をめぐる問題」、すなわち、都市の「至上権 (*summa, absoluta potestas*) の所持者は、お上である参事会か、それとも市民か」という問題についての議論へと展開していくことになる⁴⁹。そしてヴァインスベルクは、この問題について、「参事会と四十四人委員会は、共同体と税に関して協議しなくても、合法的な決定を行うことができる」との意見を述べた⁵⁰。また彼は、彼の同僚たちの意見について、「多くの参事会員が、それが可能ならば都市共同体に決定させるが、その代わりに、四十四人委員会があるのだと述べた。さらに、参事会と四十四人委員会が全てについて、常に都市共同体を交えることなしに、決定していることが、[同盟文書の制定以来] 200 年に渡って語られ、読み上げられてきたとも述べた」と記し、結局「ほとんど全員が、現職の参事会は、全体参事会と四十四人委員会とともに、都市共同体 [の合意] がなくとも、全ての事柄について決定を行う権限をもっているべきであると意見を述べ、そのように結論づけた」ことを報告している⁵¹。

この参事会の理解は、先にヴァインスベルクの記述にも登場した「改訂文書」、具体的には、「全ての同職組合とガッフェル、そして全共同体の承認と賛成なしには、消費税 (Axins) は、増額あるいは、軽減されたり、ましてや、何者かに賃貸されたり、廃止されたりしてはならない」と定めた同文書の第 18 項の規定、さらには、そこに反映されている「合意に基づく参事会統治」の原則に、違反している訳ではない⁵²。ここで参事会は、市民の代表委員会である四十四人委員会と協議しているからである。しかし、シリングは、近世都市の共和主義の構成要素として、「全ての都市住民の負担と義務の平等に対する要求」を挙げていた。したがって、先の参事会の理解が現状に不満を抱く市民の合意を得られないことも明らかである。

⁴⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 23. [] 内著者。

⁴⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 23. [] 内著者。

⁴⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 23. [] 内著者。

⁴⁹ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 352.

⁵⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 23.

⁵¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 23. [] 内著者。

⁵² *Chroniken*, Bd. 14, S. CCXXXVI; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 72.

そして、この異例とも言うべき議論に続く、2日目の会議において、「ワイン税、すなわち各人が家屋に貯蔵しているワインに対する飲酒税と、小売業者〔が納入する〕消費税についての議論」がなされ、「再び順番に意見が求められ、多くの意見が出された」が、「最上の者たちは、まさしく、1樽毎に3ラーダーグルデンが〔飲酒税として〕支払われるべきであり、ワイン小売業者が、彼らの8樽毎の収益に対して支払うべき〔消費〕税が、遺漏なく正確に支払われるべきであるという意見」を主張し、「結局、3ラーダーグルデンの飲酒税と8樽毎の消費税が決定された」⁵³。ここでのヴァインスベルクの記述は、この会議において、恐らくは当時市内に広がっていた反対意見に配慮し、増税の決定を撤回しようとする多くの参事会員と、「最上の者たち」、すなわち「六人衆」との対立が表面化していたことを示している。

さらに翌日の会議では、再び想定外とも言うべき事態が生じた。すなわち、ヴァインスベルクによれば、「3日目〔=12月11日〕の会議を、皇帝ルドルフとマインツ大司教からの手紙について〔議論するために〕開催しなくてはならなかった」が、「これについて議論しようとした際に、複数のガッフェルの参事会員たちが、それを妨げ」、「ガッフェルに税の支払いを免除すべきか〔という問題〕を議論することを主張した」⁵⁴。「なぜならば、鍛冶屋組合は、1541年以降ずっと、〔消費〕税を課されないままのワインを〔ガッフェルの集会所に〕貯蔵しており、現在では他のガッフェルもそれにしているが、今後もガッフェル〔のワイン〕が免税であるならば、彼らの儲けはなくなってしまうと、ワイン小売業者が苦情を言っていることが広く知られていたからである」⁵⁵。

第1章で触れたように、ガッフェルの集会所では様々な機会に宴会が行われたが、鍛冶屋ガッフェルの集会所にはワインが貯蔵されていた。要するに、鍛冶屋ガッフェルの集会所は、仲間たちの居酒屋であった。そしてそこで販売されるワインは、通常の居酒屋で販売されるワインとは異なり、消費税が課せられなかったために、割安であった。この記述にある「複数のガッフェルの参事会員」は、鍛冶屋ガッフェルとは異なり、集会所にワインを貯蔵していないガッフェルの参事会員であったと考えられる。この日彼らは、ガッフェルの集会所のワインにも消費税が課せられるべきことを主張し、議論を要求したのである。

「そして議論が行われ、最上の人々から意見を述べていった」が、「彼ら〔=「最上の人々」〕は、ガッフェルは消費税も、飲酒税も、他の人々と同様に支払うべきであると述べた」⁵⁶。しかし、ヴァインスベルクの「1人か2人前の者は、ガッフェルは8樽毎の消費税を支払うべきだと主張した」⁵⁷。この参事会員は、集会所でワインを販売している鍛冶屋のようなガッフェルの参事会員であろう。彼らはガッフェルの利益のために、「六人衆」の意向に反しても、消費税の支払いに反対したのである。こうした参事会員の行動については、次章で詳しく論ずることとしたい。

そしてここでヴァインスベルクは、「この意見〔=ガッフェルは消費税を払うべきである

⁵³ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 23 – 24. [] 内著者。

⁵⁴ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 24. [] 内著者。

⁵⁵ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 24. [] 内著者。

⁵⁶ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 24. [] 内著者

⁵⁷ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 24.

という主張]によって、その後のガッフェルの参事会員に発言が回ってきたときに、彼らが、8 フーダー毎の消費税を支払うことを拒否して、議論が暗礁に乗り上げてしまうのではないかと心配した」⁵⁸。しかし、紛糾しかけた議論は、次のヴァインスベルクの発言をきっかけとして収拾する。

「私は平等と中庸が有益であろうと考えた。[そこで] 私は、ガッフェルを、その内外で消費されるワインに課税して、飲酒税のみを支払う富者以上に圧迫したくない。彼らのガッフェル会館は、彼ら全員が共有する家屋であり、彼らは1週間、沢山働いて、懸命に生業を担っているのであるから、飲酒税を支払ってもらえば、それでよいではないかと。しかし[私は] 付け加えて述べた。昨日の会議において、90年前に6 ラーダーマルクの飲酒税が設置されたという決議録の抜粋が読み上げられたが、そのようにはなっておらず、私もこれまでの人生の中で、それを払ったことはない。しかし、もしあるガッフェルが[税を] 支払うならば、その他の多く[のガッフェル] も飲酒税を免除されるべきではない。あるガッフェルが[消費] 税を免除される一方で、多くのガッフェル[の市民] がワインを[集会所に] 貯蔵できないために、それを外部から購入して、その結果[消費税を] 支払わなくてはならないとするならば、これは不公平である。このことは、他のものにとっても、悪しき見本になってしまうから、彼らも都市の負担と税を担わなくてはならないと。この意見には、大多数の人々が賛成し、私の後に続く人々もそうであった。[・・・中略・・・] したがって、多数の意見によって、ガッフェルは3 ラーダーグルデンの飲酒税を3 マルクの搬入税とともに納入することが決定された。」

59

ヴァインスベルクは、ガッフェルの集会所のワインには飲酒税を課税するという「折衷案」を提示し、この提案は参事会の両党派によって受け入れられた。こうして、参事会とガッフェルの間に、市民は1樽当り3 ラーダーグルデンの飲酒税と税率12.5パーセントの消費税の支払い、ガッフェルは1樽当り3 ラーダーグルデンの飲酒税の支払いという、差し当たりの合意が達成されたのである。

1594年のワイン税をめぐる参事会と市民の政治的対話

しかし、1578年の事件の後、「1594年10月17日の月曜と18日の火曜日の2日間、参事会の会議が行われ」、同様の問題が協議されることとなった⁶⁰。すなわち、ヴァインスベルクによれば、1578年以降も、「脱税はどんな時も同じように行われ、8樽毎の消費税も正しく徴収されてこなかった」し、「[1グルデン=] 15 バツツェン [の貨幣換算率] で80000グルデン」という「トルコ税がケルンの参事会を圧迫し、都市の自由を守るためにも、多額の金を費やさなくてはならなかった」ため、「1592年に、全体参事会と四十四人委員会は協議して、脱税を防ぎ、ワイン消費税と飲酒税を正しく集めるために参事に規

⁵⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 24. [] 内著者。

⁵⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 24 – 25. [] 内著者。

⁶⁰ Weinsberg, Bd. 4, S. 211. [] 内著者。

則を制定するように命じ、「脱税を防ぎ、ワイン関連の税、すなわち搬入税、消費税、飲酒税を正しく徴収するための条令を制定した」が、この規則も、1594年の時点では、すでに「古くなってしまっていた」、すなわち、現状に即したものではなくなっていた⁶¹。こうして、先の2日間の会議において、「全体参事会と四十四人委員会による裁決」が行われる運びとなったのである⁶²。

そしてその結果、「税の平等を維持して、富者も貧者も同じ額を支払うべきだ」という意見も出たが、より多くの意見は、人々とワインを自家消費しているガッフェルは8樽毎に消費税を誠実に支払うべし、飲酒税は1樽毎に3ラーダーグルデン [という税率] を維持すべし [というものであった]⁶³。ヴァインスベルクは、「[この段取りの] 全ては参事会が定めた通りに進行し、そして首長たち (meister = 「六人衆」) によって決定が行われた」が、「多くの人々は、それに反対した」と述べている⁶⁴。

実際、1594年10月23日には、「複数のガッフェルと団体 (gesellschaften) が、彼らの会館で、これまでよりも高率の8樽毎の消費税が定められたことについて、参事会と全体参事会、そして四十四人委員会を激しく非難した」⁶⁵。ヴァインスベルクによれば、「そうしたガッフェルは、とりわけ樽工、鍛冶屋、毛皮匠であったが、人々は仕立屋、石工、肉屋についても噂をしていた」⁶⁶。すなわち、「彼らは盛んに不平等を非難して、「地代生活者や富者は、彼らの家にある自家消費用のワインについて3ヘラー以上払っていないのに、普通の人々 (gemeinslude) は、ワイン小売業者のワインを、クヴァルト単位で購入しなくてはならないので、クヴァルト毎に、16、18あるいは20ヘラーを [税として] 支払わなくてはならない。これは、洗礼式、結婚式、その他の宴会を催す際に大きな負担となる。人々は同じように、都市において、各々の負担を引き受けなくてはならない」などと述べていた」⁶⁷。また、「鍛冶屋組合は、彼らのガッフェル会館で毎年大量のワインを消費して、組合の成員たちに大きなジョッキや瓶や小樽で振る舞ってきたが、その値段は小売業者で買うよりも安かったから、彼らは8樽毎の消費税に強く反対した。同様に、ビール醸造人やガッフェル会館にワインを貯蔵している連中も、そうしたことを、長らく古くからの慣わしとしていた [ために決定に反対した]⁶⁸。

こうして「大きな論争が市内で生じた」が、その際、ヴァインスベルクによれば、「あるガッフェルが、他のガッフェルに、自分たちは8樽毎の消費税に不満であり、払うつもりはないと言わせていた」という⁶⁹。ここから、参事会に対抗するためのガッフェルの戦略を読み取れる。前章で述べたように、16世紀のケルンでは、市民が参事会の決定を積極的に支持しない場合、参事会がそれを貫徹することは困難であった。そしてこの困難は、参事会の決定に対する市民の反対の声が大きければ大きいほど、増加したであろう。このた

⁶¹ Weinsberg, Bd. 4, S. 211. [] 内著者。

⁶² Weinsberg, Bd. 4, S. 211. [] 内著者。

⁶³ Weinsberg, Bd. 4, S. 212. [] 内著者。

⁶⁴ Weinsberg, Bd. 4, S. 212. [] 内著者。

⁶⁵ Weinsberg, Bd. 4, S. 212.

⁶⁶ Weinsberg, Bd. 4, S. 212.

⁶⁷ Weinsberg, Bd. 4, S. 212.

⁶⁸ Weinsberg, Bd. 4, S. 212 – 213. [] 内著者。

⁶⁹ Weinsberg, Bd. 4, S. 213.

め、反対派のガッフェルは、他のガッフェルにも働きかけ、連帯の輪を広げようとした。この結果、「大きな論争が民衆 (folk) の間で生じ、多くの人々が成り行きを心配した」⁷⁰。

さらにこの後、樽工ガッフェルで騒動が起こった。すなわち、「1594年10月28日、聖シモンとユダの日、樽工組合の人々は、古くからの慣習によって、2人の組合頭を選出することになっていたが、その時には300人以上の大人数が集まった」⁷¹。これ程大勢の仲間が集結した理由は、「8樽毎の消費税は彼らにとって受け入れがたいものであったから」であり、「彼らは、このことに同意した彼らの参事会員と会計局の殿方を激しく非難して、平等を要求した」⁷²。こうした参事会員に対する仲間たちの批判の政治的意義については次章で論ずることとしたいが、ここからも樽工たちの消費税に対する反感の大きさがうかがえる。また、このときヴァインスベルクは、「彼らはその他のガッフェルも同じ意見であると知り、あるいは恐らくそうであることを期待していた」とも記しており、他のガッフェルでも参事会に対する反感が募っていたと考えられる⁷³。

こうした状況のもとで、参事会では、再び都市の「主権の問題」が議論された。すなわち、1594年11月3日、参事会は、「誰が、常に都市ケルンの事柄について、協議し、決定することができ、そうすべきであるのか」を議論した⁷⁴。この結果も、前回と同様である。すなわち、参事会員は「順番に意見を求められ、大多数の意見として、参事会、あるいは参事会が望むならば、全体参事会と四十四人委員会とが承認し、決定した事柄は、ガッフェルに持ち帰ることなく、変更されずに執行されるべきことが決定された」⁷⁵。

しかし、その後事態は急転する。12月11日に「再び全体参事会と四十四人委員会が参事会によって招集」され、議論した結果、「消費税と飲酒税はしっかりと平等に課税されるべきであり、ワインを小売する者、[自家消費のために]貯蔵する者、蠟で印を付けたワインの樽をケルン市内に所有して、それを飲む者は、あらゆる言い逃れや不正な利得なしに、[1樽当たり]8ラーダーグルデンを支払うべき」との決定が下され、「以前の8樽毎の消費税に関する決定は、暗黙のうちに変更され、取り消された」⁷⁶。そしてヴァインスベルクによれば、「この平等[の決着]は、多くのガッフェルを喜ばせた。ワイン小売業者にとっても悪くなかった。確かに富者には負担となったが、彼らは我慢した」と述べている⁷⁷。

参事会は、市内に広がった反対に押される形で、当初の決定を撤回し、「六人衆」や参事会員などの「富者」に負担を強いる仕方の増税を決定した。広範な市民層の合意を得たこの決定は、実行されたであろう。

参事会と市民の緊張関係

16世紀後半のワイン税をめぐる参事会と市民の政治的対話の事例を、16世紀前半の「森への行進」をめぐる参事会と市民の政治的対話と比較するならば、以下のように述べるこ

⁷⁰ Weinsberg, Bd. 4, S. 213.

⁷¹ Weinsberg, Bd. 4, S. 214.

⁷² Weinsberg, Bd. 4, S. 214.

⁷³ Weinsberg, Bd. 4, S. 215.

⁷⁴ Weinsberg, Bd. 4, S. 216.

⁷⁵ Weinsberg, Bd. 4, S. 216 – 217.

⁷⁶ Weinsberg, Bd. 4, S. 217 – 218. [] 内著者。

⁷⁷ Weinsberg, Bd. 4, S. 217 – 218. [] 内著者。

とができる。

16世紀前半の事例では、参事会と市民は相互に依存し合いながら、市内の紛争解決を目指した。しかし、16世紀後半に都市が帝国政治との関係を深めると、対トルコ援助のためのワイン税のような問題をめぐって、参事会と市民の間に緊張が生じた。こうした場合、参事会は、自らが「全ての事柄について、都市共同体〔の合意〕なしに決定権をもっている」ことを主張しながらも、市民の合意を求め、市民に対する数々の譲歩を行った。その結果、参事会は、ここで取り上げた2度の事件の両方において、決定の変更を強いられ、特に1594年には、「六人衆」や参事会員の意向に反する仕方で、トルコ税の支払いのための財源を確保することを余儀なくされた。このことは、16世紀後半における参事会と市民の緊張関係、そして参事会員の都市共同体に対する意識の変化にもかかわらず、この時期にも「合意に基づく参事会統治」の原則が存続しており、参事会との政治的対話を通じた、市民の市政参加の可能性も確保されていたことを意味している。

しかし、参事会の市民に対する配慮は、都市の「外交」的課題の遂行を困難にし、結果的に都市の平和を危険に晒してしまう。こうした二律背反的な状況において、ガッフエルの代表者であり、参事会の構成員でもある参事会員の行動が重要な意義を持つてくる。16世紀ケルンの参事会と市民の政治的対話において、参事会員は両者の対話の媒介者としての機能を果たしていた。一方において、参事会員は、参事会の決定をガッフエルの仲間に伝達し、時には仲間の非難にも晒されながら、それに対する服従を勧告した。しかし他方において、彼は、参事会の会議で、所属するガッフエルを代表して、仲間の意見を伝え、「六人衆」や同僚の参事会員の配慮を求めた。こうした参事会員の行動によって、参事会と市民は、ワイン税支払いのような合意困難な問題をめぐっても、政治的対話を継続し、対立を回避することができたのである。

以上の点を踏まえ、次章ではこうした参事会員の行動とそれを規定する意識を論ずる。この目的で、16世紀のケルンの参事会員ヴァインスベルクに焦点を当て、彼の著作を分析し、参事会員個人の内面にまで立ち入った検討を行いたい。

第3章： 参事会員の名誉意識と行動： ヘルマン・ヴァインスベルクの生涯から

16世紀ケルンの参事会員の名誉意識と行動を理解しようとする際、ヘルマン・ヴァインスベルクの回想録に記された、彼の参事会員としての活動の記録は、極めて重要な手がかりとなる。しかし、その検討を行う前に、ヴァインスベルクと彼の祖父、父の生涯を概観した後、彼の執筆活動の目的を、彼自身の証言に基づいて、明らかにしておきたい。そもそも、彼は何故、彼の日々の生活の膨大な記録を、後世に遺そうと考えたのであろうか。やがて明らかになるように、この問題は、本章のみならず本論文全体において何度も引用される、回想録の史料的性格を理解するために必要な情報であるばかりでなく、本章の主題とも密接に関係している。

1. ヘルマン・ヴァインスベルクとヴァインスベルク家

祖父と父

ヘルマンの祖父ゴットシャルク・シュヴェルム（1439 - 1502年）は、ヴェストファーレン地方の教区シュヴェルムにあるクライネンジーペン村に生まれた¹。彼は1458年にケルンに移住した後、物乞いをするなどして集めた金を資金として、3ヶ月ほど市内の学校に通い、読み書きを習得する。彼は、この読み書き能力と、幼い頃に農村で身につけていた家畜に関する知識を活かして、旅行をする商人や巡礼者に随行し、身の回りの世話をするガイド（Reisengeleiter）として成功した。

1479年にゴットシャルクは、小麦の交易と麦芽の製造を営む裕福な未亡人、ヴェンデル（? - 1483年）と結婚する。彼は、妻から継承した事業を、ワイン交易、醸造業、居酒屋の営業、そして大青染め業にまで広げた。その際、すでに述べたように、ケルンで居酒屋を経営するためには、この都市の市民権が必要であったから、彼は、1481年にこれを購入し、商人ガッフェル・シュヴァルツハウスに加入した。さらにヴェンデルが1483年に死去すると、彼は仕立て屋ゲルラッハ・ケッペルの娘メルゲン（1463 - 1540年）と再婚した。舅のゲルラッハは仕立て屋ガッフェルの参事会員であり、ゴットシャルクは参事会員を輩出する有力家門との結びつきを得た。そして彼は、1494、1497、1500年の夏の選挙において、シュヴァルツハウスから参事会員に選出された。

ヴァインスベルク家のために、ゴットシャルクが果たした重要な業績は、1491年に、市内にある「小川のヴァインスベルク館」（“Haus Weinsberg auf der Bach“）を購入し、これを契機に、自分の姓名をシュヴェルムからヴァインスベルクに改めたことである。厳密に言えば、ヴァインスベルク家の歴史は、このときにはじまった。

ヘルマンの父クリスティアン・ヴァインスベルク（1489 - 1549年）は、ゴットシャルクの9人中の3人目の子供であった²。彼は、6歳から、市内のドイツ語学校で読み書きを学びはじめたが、父が死去したため、13歳のときには勉強の中断を余儀なくされる。この

¹ ヘルマンの祖父ゴットシャルクの生涯については、以下の文献を参照した。Stein: *Weinsberg*, S. 110; Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 7 – 15; Herborn: *von Weinsberg*, S. 60 – 61; Vullo: *Aufzeichnungen*, S. 125.

² ヘルマンの父クリスティアンの生涯については、以下の文献を参照した。Stein: *Weinsberg*, S. 111 – 112.; Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 15 – 18; Herborn: *von Weinsberg*, S. 61; Vullo: *Aufzeichnungen*, S. 125 – 127.

後クリスティアンは商人としての生活に入り、最初の3年間はマイセン地方のアンナベルクで、貨幣製造人の奉公人として働いた。その後ケルンに戻り、父の死後もその事業を続けていた母を手伝った。クリスティアンは、広範に展開されていた父の事業を、ワイン交易と居酒屋の営業に特化させていった。

クリスティアンは、生涯に2度結婚している。すなわち、彼は22歳のとき、カタリーナ・コールギン(? - 1512年)と、当時としては珍しい恋愛結婚をしたが、妻はすぐに死去してしまう。この後彼は、ケルンの近郊のドルマーゲン住む収税吏の娘ゾフィア・コルト(1489 - 1573年)と結婚した。彼女がヘルマンと彼の兄弟姉妹の母親である。

クリスティアンは、1518年12月25日にシュヴァルツハウスから参事会員に初めて選出された後、1542年に至るまで、3年毎に7回再選された。彼は「誰からも好かれるような仕方」で、参事会員の任務をこなした³。ヘルマンは、「彼は弁舌が達者であり[・中略・]彼が発言を求めたならば、皆は、何人かの有力な参事会員よりも、彼の言葉を聞こうとした」と記している⁴。しかし、彼は、1542年11月10日に市庁舎の管理人職に就任するため、参事会員職を辞任した⁵。第1章でも述べたように、1406年8月19日以降、市庁舎の管理人職と参事会員職の兼職は禁止されていたからである。この出来事がヴァインスベルク家に与えた衝撃については後述するが、当時、ヴァインスベルク家の財政は、親族との訴訟や居酒屋経営の不振のために悪化しており、クリスティアンは、名誉職である参事会員の職を捨てて、「家政をとて助けてくれる」だけの収入を保証してくれる管理人の職に、就任することを余儀なくされた⁶。参事会員職に未練のあった彼は、「それが可能になればいつでも退くことができるという条件で、この職を引き受けた」が、2度と参事会に復帰することなく、1549年10月15日に死去した⁷。

ヘルマン・ヴァインスベルクの生涯

後の回想録の作者であるヘルマン・ヴァインスベルクは、1518年1月3日に、クリスティアンとゾフィア・コルトの長男として生まれた⁸。彼は、父と同じく、6歳からケルン市内の聖ゲオルク教会付属学校に通いはじめた後、これは父と異なるが、大学卒業まで勉強を続けることができた。すなわち、彼は、1534年12月1日にケルン大学人文学部に入學し、クローネン学寮で学生登録を行うと⁹、1536年6月13日には人文学部の学士号(*baccalaureus artium*)¹⁰、さらに1537年3月15日に教授資格(*licentatus artium*)、5月19日に修士号(*magister artium*)を得た。彼が「学者が統治する共和政について」討論したのは、このときである¹¹。その後、法学部に進学した彼は、1539年8月24日に

³ Weinsberg, Bd. 5, S. 464.

⁴ Weinsberg, Bd. 5, S. 464. [] 内著者。

⁵ Weinsberg, Bd. 1, S. 176 - 178.

⁶ Weinsberg, Bd. 2, S. 378.

⁷ Weinsberg, Bd. 5, S. 469.

⁸ ヘルマンの生涯については、以下の文献を参照した。Stein: Weinsberg, S. 113 - 124; Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 18 - 22; Herborn: *von Weinsberg*, S. 61 - 66.

⁹ Weinsberg, Bd. 1, S. 103.

¹⁰ Stein: Weinsberg, S. 115; Herborn: *von Weinsberg*, S. 62.

¹¹ Weinsberg, Bd. 1, S. 114 - 115.

学士号 (*baccalaureus legum*)、1543年2月15日には教授資格 (*licentiatus in jure*) を取得した¹²。しかし、彼は博士号は取得しなかった。当時博士号の取得には300 - 400 ターラーの費用が必要であり、彼は財政的な困難から、これを断念したのである¹³。

1548年1月15日、ヴァインスベルクは、6歳年長の女性ヴェイスギン・リップギン (? - 1557年) と結婚する¹⁴。彼女は、イングランド産の毛織物の仕上げと大規模な取引を営む、裕福な未亡人であった。やがて1557年5月16日に彼女が死去すると¹⁵、その翌年2月5日に、彼はドルトギン・バース (? - 1573年) と再婚する¹⁶。彼女は、ケルンの上級裁判所の参審人を輩出する有力な家系の出身であり、ヴェイスギン同様、毛織物の取引を営む裕福な未亡人であった¹⁷。ヘルマンの2度の結婚は、ともに妻の財産と収入を目的に行われたと考えられる。妻たちは結婚後もそれまでの仕事を継続して行い、ヘルマンは、彼の生涯の大部分の時間を、参事会員や都市役人の仕事、そして膨大な分量の回想録の執筆のために費やした。1573年5月1日にドルトギンが死去すると¹⁸、ヘルマンは母親とともに生活し、母親が1575年6月13日に死去した後は¹⁹、弟のゴットシャルク、妹のシビラ、そして早世したもう1人の弟のクリスティアンの息子であり、後に彼の養子ともなる甥のヘルマンとともに暮らした²⁰。すでに述べたように、彼は1597年2月27日に回想録に最後の記述を記した後、間もなく死去したと考えられる。

参事会員としての経歴

1543年6月17日、ヴァインスベルクは、ガッフエル・シュヴァルツハウスから参事会員に選出された。その後彼は、第1章で述べたように、1546年と1549年にも再選されている。しかし、1549年10月15日に父が死去すると、彼は、父の後任として市庁舎の管理人職を引き継ぐため、参事会員の職を辞した。しかし、後述する弟の死をきっかけとして、1565年5月18日に管理人職を辞任し、同年12月25日に参事に復帰する²¹。これ以後、彼は、死の直前の1595年まで3年毎に、シュヴァルツハウスから参事会員に選出された。

第1章で述べたように、参事会員は統治に関わる仕事を役職として分担したが、ヴァインスベルクは、1543年に紡績工と錫器工の監督官、1546年には騎馬頭に就任した。さらに参事会員職に復帰した1565年以降、1565, 1568, 1571, 1574, 1577, 1580, 1583年には訴訟審査官 (*Urteilmeister*)、そして1586, 1589, 1592年には参審人監督官 (*Schöffenherr*) に就任した。また彼は、参事会員の任期以外の時期である1572, 1575,

¹² *Weinsberg*, Bd. 1, S. 136, 182.

¹³ ヘルマンの学生時代については、以下の文献を参照した。Stein: *Weinsberg*, S. 113 - 116; Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 8 - 9; Herborn: *von Weinsberg*, S. 61 - 63.

¹⁴ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 281.

¹⁵ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 91.

¹⁶ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 95.

¹⁷ Herborn: *von Weinsberg*, S. 64.

¹⁸ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 256 - 257.

¹⁹ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 300.

²⁰ Herborn: *von Weinsberg*, S. 65.

²¹ *Weinsberg*, Bd. 2, S. 139.

1578, 1581, 1584 年にはライン河監督官 (Rheinmeister)、1590 年と 1593 年には参事
会裁判官 (Ratsrichter) に就任した。これらの役職の内容については、第 6 章で述べる。

2. 回想録と『ヴァインスベルク家の書』

『ヴァインスベルク家の書』における一族の歴史＝物語

ヴァインスベルクの回想録執筆の動機を知る手がかりは、彼が『青年期の書』の冒頭に
記した序文である。ここで彼は、回想録を、彼のもう 1 冊の著作である『ヴァインスベル
ク家の書』(“Boich Weinsberch“) という「1 本の木から派生した、枝か芽のようなもの」
として紹介している²²。

1552 年 2 月 8 日から 1576 年 12 月 24 日にかけて執筆された『ヴァインスベルク家の
書』は、ヘルマンが『青年期の書』の序文で記しているように、「ヴァインスベルク家の名
誉と利益について知らせる」ことを目的に、ヴァインスベルク一族の歴史を記した書物で
ある²³。彼は「私は、この後の時代においても、ヴァインスベルク家の出自、血統、財産
が書物に記され、留められ、そうすることによって、それらが忘れられることなく、長い
間 [記憶に] 留まるように、書物を記そうと考えた」とも述べている²⁴。

しかし、ここに記されたヴァインスベルク家の歴史は、ヘルマンの祖父ゴットシャルク
以来の「成り上がり者」3 代の歴史ではない。それは、ゴットシャルクとクリスティアン
を含む全 24 人のヴァインスベルクが登場する「とても美しい家族」であり「門閥」でも
ある一族の歴史＝物語である²⁵。

最初に登場するヴァインスベルクであるアラモンドは、カール大帝の時代、ゲルマン人
の娘とローマ人の青年の間に生まれた庶子である。ローマ教皇の使節に随行し、バイエル
ン地方を訪れた青年は、彼に宿を提供してくれたゲルマン人貴族の娘と恋仲になる。青年
が使節とともにローマに旅立った後、794 年に娘はアラモンドを産んだ。娘はアラモンド
を乳母に託し、アラモンドは捨て子として、娘の父のブドウ畑 (Weinberg) で育てられた。
ヘルマンは、これがヴァインスベルク家の名の由来であると主張する。このアラモンドか
ら数えて 17 代目のヨハン・ヴァインスベルクがケルンに移住し、1314 年に現在のヴァイ
ンスベルク館を建てる。そして彼は、ケルンの門閥と姻戚関係を結び、以後ヴァインス
ベルク家は、この都市の門閥として栄えることになった。しかし、ヘルマンの祖父ゴット
シャルクの父であるフロヴァインは、舅との争いが原因で、「代々の」故郷を離れることを余
儀なくされた。そして彼はケルン近郊の村シュヴェルムに住み着き、そこでゴットシャル
ク・シュヴェルムが誕生する。

こうして、この架空のヴァインスベルク家の歴史＝物語は、実在する祖父と父の生涯に
接続される。すなわちゴットシャルクは、24 代目のヴァインスベルクとして、1458 年に

²² *Weinsberg*, Bd. 1, S. 3.

²³ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 3; Stein: *Weinsberg*, S. 140.

²⁴ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 3. [] 内著者。

²⁵ 『ヴァインスベルクの書』は、インターネット上で全文を閲覧できる他、刊行版の回想
録の第 5 巻に抜粋が収められている。Weinsberg, Bd. 5, S. 433 – 447. また、この書物の
内容は、以下の文献で紹介されている。Stein: *Weinsberg*, S. 137 – 142; Herborn:
Entwicklungsstufen, S. 26; Studt: *Haus*, S. 148.

ケルンに「移住」ではなく「帰還」した。そして 1491 年に、ヨハンが建てた「先祖代々の」ヴァインスベルク館に、「再び」住むことになる。

ヘルマンは、この一族の架空の歴史を、すでに紹介したように、「ヴァインスベルク家の名誉と利益」のために執筆した。彼は回想録で自分の性格の分析を行っているが、その記事の中で彼は、「私は密かに、良き名声と記憶を残そうという野心をもっている。私は、自分の先祖と家族の名声が話によって、あるいは書物によって高まるのをとても喜ばしく思う。私はどちらかと言えば嘘つきではないであろう。しかし、名誉とその利益のためには嘘やでっち上げを話したり、書いたりしてしまう」と述べており、彼が『ヴァインスベルク家の書』における一族の歴史の書き換えを告白しているかのような印象を受ける²⁶。序章で述べたように、1396 年以前に都市を支配した門閥は、ローマの元老院貴族に遡る、架空の一族の出自を作り上げ、これを彼らのアイデンティティのより所とした。同様にヘルマンは、『ヴァインスベルク家の書』を通じて、将来の家父に対して、彼らが農村出身の成り上がり者ではなく、ローマの元老院貴族とケルンの門閥の血を引く名門の出自であることを「実証」したのである。ちなみに、この高貴な血筋を「実証」するもう 1 つの手段として、彼は自分の姓名に「フォン」を付けて名乗っていた。例えば、彼の回想録の表題も、「ヘルマン・ヴァインスベルク」ではなく、「ヘルマン・フォン・ヴァインスベルク」の回想録である。

『家父の書』としての回想録

ヘルマンの執筆活動の目的の 1 つは、ヴァインスベルク家の歴史と名誉を物語ることであった。だからこそ彼は、彼の膨大な分量の回想録を、一族の歴史の最後に位置する時代の記録、要するに『ヴァインスベルク家の書』の付属物として位置付けたのである。

しかし、彼が回想録を執筆した目的はもう 1 つあった。『青年期の書』の序文に付された、「名誉あり、最も勤勉なる未来のヴァインスベルクの家父たち、私の愛する子孫に、私ヘルマン・ヴァインスベルクが、挨拶と全ての好意を贈る」という題目からも理解できるように、彼は回想録を、彼の子孫である、将来のヴァインスベルク家の家父のために執筆した。そして彼は、ヴァインスベルク家の家父は、「全ての教訓を、この書物から取り出すことができるだろう」と述べ、さらに以下のように記している²⁷。

「[将来の家父の] ある者は、悪い家政を行ったり、[ヴァインスベルク家を] 破滅に導いたり、貧しくさせたり、困窮させたり、惨めな状態にするであろう。またある者は悪事を働き、恥ずべき振る舞いをするかもしれない。しかし、神は彼らを照覧なさり、その所業にしたがって罰せられるであろう。ヴァインスベルク家の先祖、そして子孫の全てが、それに相応しい徳を持ち、注意深く、敬虔で幸運な人物ではないであろうし、裕福でもないであろうと私は考える。[・・・中略・・・] [しかし] そこ [=回想録] から人々は、いかに幸運が素晴らしいもので、移ろいやすいものであるか理解できるであろう。人々は皆成長し、行動し、良いあるいは悪い行いをし、それに相応しく報いを

²⁶ Weinsberg, Bd. 5, S. 7 – 8.

²⁷ Weinsberg, Bd. 1, S. 10.

受け、他の人々はそれを手本とするのである。」²⁸

パオロ・ダ・チェルタルドやジョヴァンニ・モレルリなど、ルネサンス期のイタリア都市の商人たちは、日々の生活の模範や教訓を記し、子孫に与えた²⁹。こうした伝統は、「家」、すなわちオイコス(Oikos)の学としての家政学を論じた、『家父の書』(Hausväterliteratur)を生み出すことになる³⁰。ヴァインスベルクの回想録も、こうした教育の書としての性格を備えている。すなわち、彼は、彼自身を実例として、将来の家父に対して、ヴァインスベルク家の家父に相応しい行動規範を伝えた。彼らがこの行動規範にしたがうならば、ヴァインスベルク家の財産を保持し、増加させられるばかりでなく、本人だけでなくヴァインスベルク家全体に不名誉をもたらす「恥ずべき振る舞い」を回避できると考えたからである。

前近代の日本と同様に、近世ヨーロッパにおいても、個人の名誉は、彼の所属する家族や社会集団の名誉と結びついていた。特に出自は、人々の身分と名誉を強く規定したが、逆に家族の一員の名誉ある、あるいは不名誉な行動は、家族全体の名誉を増大させ、あるいは損なった。ヘルマンは、このような名誉意識に促されて、『ヴァインスベルク家の書』によって先祖の名誉を主張するとともに、回想録に記された教訓によって、彼の子孫がこの名誉を損なうことを防止しようとしたのである。

このように、ヴァインスベルクは、彼の一族の名誉に高い価値を置いていた。彼の著書である『ヴァインスベルクの書』と回想録のうち、前者は一族の過去の名誉、そして後者は一族の将来の名誉のために執筆された。クリストフ・ルブラックは、名誉を、公益と同じ、近世都市の「基本的価値」の1つとして挙げているし³¹、ピエール・ブルデューは、名誉が貨幣と同程度の力を備えた、象徴資本(symbolisches Kapital)であると論じた³²。さらに阿部謹也は、中近世ヨーロッパの「人々の願いは富の蓄積にあったのではなく、多くの人々から賞賛され、名声をうることにあった」ため、「富はそのための手段にすぎなかった」とさへ述べている³³。しかし、ヘルマンが先祖から受け継いだ(と主張する)名誉を、子孫に引き継ぐためには、彼の時代である現在において、彼自身がヴァインスベルク家の名誉を維持し、増大させなくてはならない。この点において、参事会員としての活動は、彼にとって、執筆活動と同じ重要性を持つことになる。

3. 参事会員の「名誉をめぐる戦い」

参事会員の身分と名誉

リヒャルト・ファン・デュルメンによれば、名誉は身分制社会の基本原則(Grundprinzip)

²⁸ Weinsberg, Bd. 1, S. 14. [] 内著者。

²⁹ Bec (西本訳)『メジチ家の世紀』23頁。

³⁰ Brunner (石井他訳)『ヨーロッパ』152頁。

³¹ Rublack: *Grundwerte*, S. 11, 22, 26.

³² Bourdieu: *Entwurf*, S. 11 – 47; Bourdieu (今村他訳)『実践感覚』(1), 195 – 202頁。

³³ 阿部『中世賤民の宇宙』112頁。名誉を歴史学の分析概念とする試みについては、以下の文献を参照。Schreiner / Schwerhoff: *Verletzte Ehre; Dülmen* (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第2巻239 – 299頁; 田中「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」」36 – 40頁; 田中「名誉の喪失と回復」409 – 416頁。

である³⁴。近世都市も身分制社会であり、市民たちの名誉も、彼らの身分 (Stand) と密接に関係していた。貴族の名誉があったように、手工業者の名誉や職人の名誉があった。そして、近世都市、のみならず近世ヨーロッパの社会では、社会的分業の結果、中世ヨーロッパ以来の「祈る者」、「戦う者」、「働く者」という3つの身分が、官職や職業、社会的地位を指標として細分化され、さらには当時の価値観に基づいて序列化されていた³⁵。服部良久も、近世ヨーロッパの名誉が、個人の社会的評価、政治的地位、職業活動と相互に密接に結合していたことを述べている³⁶。

ヴァインスベルクは、ケルンの身分の階層秩序について、「このケルン市、私たちの父祖の地と言うべき場所では、聖俗の人々の地位は、その職務に応じて3つの階層に分けることができる」と述べ、それを以下のように示している³⁷。

「世俗の領域の第1位には、市長とその他の参事会の主要な役職を担う六人衆、最も高貴で名声の高い家柄の人々、選帝侯やその他の諸侯に助言を行う、全ての優れた役人、[ケルン上級裁判所の] 裁判長 (greifen)、博士号取得者 (doctoren)、地代生活者と商人が属する。そして第2位には、参事会員、教授資格者 (licentiaten)、参審人、[ケルンの街区共同体の] 長官 (amptlude)、教会頭、名誉ある門閥の人々、財産のある[遠隔地] 商人 (kaufleute) と名高い手工業者がおり、ヴァインスベルクの家の家長はここに属する。これは良い階層である。第3位には、小売商人、参事会員に選出されず、門閥にも属していないガッフエルの仲間たち、[下級の都市] 役人と奉公人、公証人の書記、代言人、良き普通の市民たちが属する。ここには、権利のない、卑しい人々の一団は含まれない。」³⁸

また、彼は、別の個所で、「3種類の市民が、ケルンや他の都市には存在する。第1には統治者である市民 (von oberkeit)、第2には普通の市民、第3にはよそ者の市民である」とも記している³⁹。

このように、近世都市の身分秩序では、市長や参事会員などの名誉職に従事する者は、それに相応しい象徴資本としての名誉を獲得した。ヴァインスベルクは、1588年6月23日の記述の中で、「多くの参事会員」が、「名誉をもち、参事会員に選出され、[報酬である市庁舎のワインとの] 引換章のために働けば、それで満足」であったことを述べている⁴⁰。しかし、このことは、この役職の喪失が、参事会員と彼の家族に大きな不名誉をもたらすことも意味している。そしてヴァインスベルク家は、この不名誉を被りかねない危機的な状況に何度か直面した。

すでに述べたように、ヘルマンの父クリスティアンは、1542年11月10日に市庁舎の

³⁴ Dülmen.: *Unehrlliche Arbeit*, S. 108; Schreiner / Schwerhof: *Verletzte Ehre*, S. 2.

³⁵ Dülmen (佐藤訳) 『近世の文化と日常生活』第2巻 239 – 250 頁。

³⁶ 服部 『アルプスの農民紛争』7 頁。

³⁷ *Weinsberg*, Bd. 5, S. 152.

³⁸ *Weinsberg*, Bd. 5, S. 152. [] 内著者。

³⁹ *Weinsberg*, Bd. 5, S. 362.

⁴⁰ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 30. [] 内著者。

管理人職に就任するために、参事会員職を辞したが、最初の危機はこの時に訪れた。この選択に際して、父は「この〔身分・社会的地位の〕低下という不面目をなすべきかどうか」迷いに迷った挙句、これを決断した⁴¹。またこの時、息子のヘルマンは、「支配者 (herrn) が下僕 (dener) になってしまう」と嘆いたという⁴²。父の決定は、先に紹介したヘルマンの記述の表現を用いるならば、「ヴァインスベルク家の家長」が、「統治者である市民」から「普通の市民」に落ちぶれることを意味していた。そして父が、「それが可能になればいつでも退くことができる」という条件で、この職を引き受けたことは、すでに述べた通りである⁴³。

しかし、クリスティアンが参事会員職を辞任した後、翌年の 1546 年には、息子のヘルマンが参事会員に選出された。あたかも、父の役職を息子が引き継いだかのようにである。その後、1546 年と 1549 年に再選されたヘルマンは、死亡した父の後任として市庁舎の管理人職に就任し、参事会員職から退く。すると、この 4 年後の 1553 年冬の選挙において、ヘルマンの弟クリスティアンが、参事会員に選出される⁴⁴。そして彼は、1556 年、1559 年、1562 年に再選された後、1565 年 9 月 2 日、3 ヶ月後の選挙を目前として、ペストのために死去する⁴⁵。すると、今度はヘルマンが管理人職を辞職し、同年冬の選挙、すなわち「亡くなった弟のクリスティアンが生きていれば、彼の順番であった時に」、参事会に復帰した⁴⁶。この後、市庁舎の管理人職は、ヴァインスベルク家とは縁のない人物に引き継がれた⁴⁷。しかし、この後に紹介する回想録の記述が示しているように、遅くとも 1569 年には、彼のもう 1 人の弟であるゴットシャルクが、魚商館の管理人として働いている。

このように、わずかの空白期間を除いて、ヴァインスベルク家の 2 人のうちの 1 人が、「支配者」である参事会員職、1 人が「家政をととも助けてくれる」都市役人職を確保していることは、単なる偶然の結果とは思われない。ヴァインスベルク家の事例が示すように、当時参事会員職は、特定の有力家門によって、事実上世襲されていた。したがって、参事会員職を確保している家族が、これを維持することは容易であるが、一度それを失った場合、取り戻すことは極めて困難であった。ある家族、例えばヴァインスベルク家の参事会員の後任として別の家族の者が選出された場合、以後は、高い確率で、この家族の者たちが、代々参事会員に選出されることになるからである。このように考えるならば、ヴァインスベルク家から参事会員の地位と名誉が永久に失われる危険性は、ヘルマンが参事会員を辞した翌年、1550 年の夏の選挙で、ヴァインスベルク一族以外の者が参事会員に選出されたときに、最高潮に達したことになる。この選挙結果は、恐らくはクリスティアンの選出を見込んでいた、ヴァインスベルク家の意図に反するものであったに違いない。ヘルマンは、このときの彼の焦りや不安などの感情を、直接的な形では回想録に何も記していない。しかし、この選挙の 10 日後、ヘルマンは、彼が見た夢の内容を回想録に記して

⁴¹ Weinsberg, Bd. 5, S. 469. [] 内著者。

⁴² Weinsberg, Bd. 1, S. 176.

⁴³ Weinsberg, Bd. 5, S. 469. [] 内著者。

⁴⁴ Weinsberg, Bd. 2, S. 46.

⁴⁵ Weinsberg, Bd. 2, S. 131; Schleicher: *Ratsherrnverzeichnis*, S. 576.

⁴⁶ Weinsberg, Bd. 2, S. 142.

⁴⁷ Weinsberg, Bd. 5, S. 54.

いる。それは以下の通りである。

「1550年7月2日、聖母マリア降臨の日、私は驚くべき光景を見た。それは午後2時頃、私がヴァインスベルク館の1階の庭に面した部屋で、父の安楽椅子に腰掛け、深く眠り込み、夢を見ていたときであった。私は、今は亡き父と母、全ての親戚、友人たちと一緒に心地よい庭園におり、彼らと言葉を交わした。彼らは皆青い顔をしていた。そこへ聖母マリアが現れた。彼女は愛する息子を腕に抱いており、周囲は光を放っていた。私たちは彼女を見、畏敬の念にかられて、地に伏して祈った。幼子イエスは右手を前に伸ばし、私たちに祝福を賜り、マリアは淑やかに、ラテン語で、イエスを敬い続ける限り、イエスは子孫たちに祝福を与えるでしょうと、私たちに語りかけた。[・・中略・・] この幻は私に大きな感謝の念を生じさせた。今は分からないが、私の行いには神聖な意味があり、神が全てを、良い方向に導いて下さるのである。」⁴⁸

この夢は、ヴァインスベルク家が参事会員の役職と名誉を失ってしまうのではないかという不安と、父や先祖たちに対する罪悪感が、顕在化したものと考えられる。

もっとも、すでに述べたように、この3年後の1553年にクリスティアンが参事会員に選出されると、この夢に顕在化したヴァインスベルク家の危機は消失した。そしてクリスティアンの死後、弟の後任として参事会員に選出されたヘルマンは、彼自身とヴァインスベルク家の名誉のために、1597年に死去するまで、参事会員の身分を保持した。

参事会員の「名誉をめぐる戦い」と「六人衆」

しかし、これを保持するだけではまだ不十分である。

すでに紹介したように、参事会員の中には、この役職と名誉を得ただけで満足してしまう者もいた。しかし、ヴァインスベルクのような参事会員は、彼の名誉を保持するばかりでなく、増大させるために努力した。近世都市の身分の序列の中に位置づけられた参事会員という身分の中には、さらに細かい序列が存在し、それに相応しい大きさの名誉を与えられていたからである。この参事会員の序列について、ヴァインスベルクは、「参事会員の間にも相違がある。ある者は裕福で高貴、才能も力もある。ある者は普通であり、ある者は家具にも食べ物にも不足し、才能もなく、弱い。もし彼ら [=参事会員] が3年毎に参事会員に選出されるのみであったら、その者の名声は大きくなるまいだろう」と記している⁴⁹。参事会員としての名誉を増大させるためには、この身分の中での地位を上昇させる必要があった。

この参事会員の地位は、特定の標識によって表示された。近世都市の身分は様々な標識によって示されたが、この原則は市庁舎の中にも妥当したのである。中世後期から近世にかけて、多くの都市で制定、公布された奢侈条令は、各身分に相応しい服装の生地の色や品質、装飾品の種類や価格を規定していたし、教会では身分の高い人物ほど祭壇に近い座

⁴⁸ Weinsberg, Bd. 1, S. 342. [] 内著者。

⁴⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 31. [] 内著者。

席が割り当てられた⁵⁰。また田中俊之は、ニュルンベルクの参事会員の間の名誉と社会的地位の格差を示す標識が、彼らに与えられた役職であったことを述べた⁵¹。そしてケルンの参事会員の地位の標識は、参事会員に割り当てられる役職、そして市庁舎の議場の座席の位置であった。

第1章で述べたように、16世紀のケルンでは、統治に関わる業務を100以上の役職に分け、2-4人の現職、あるいは2年間の待機中にある参事会員に分担させていた。この役職を参事会員の地位の標識とした場合、序列の最下層には、役職を持たない参事会員、すなわち、先のヴァインスベルクの記述にある、「3年毎に参事会員に選出されるのみ」の参事会員が置かれる。他方、この地位の序列の頂点には、市長職を手中にする参事会員、すなわち「六人衆」が君臨し、これに会計頭、監察官、警視などの高位の役職に就任する参事会員が続いた。

また、画像1に示したように、ケルンの市庁舎の議場には、中央に座る市長と書記を挟んで、左右に2列ずつベンチが置かれていた。この4列のうち、左右の外側に置かれたベンチは、内側のベンチに比べて高いことから「高座」(hoche Bank)、また、内側のベンチは、主にユンカーという下級貴族の称号をもつ有力者が座ったことから「ユンカー座」(Junker Bank)と呼ばれた。そして「ユンカー座」に座った参事会員は、「高座」に座った参事会員よりも地位が高いとされた。

参事会員たちは、2つの標識が示す彼らの地位の序列の中で、より高い地位を得るために競い合った。近世都市では、人々が教会の祭壇に近い座席を奪い合ったり、罵り言葉を口にした相手にそれと同等あるいはそれ以上に侮辱的な言葉を投げ返すなどといった「名誉をめぐる戦い」が頻発したが⁵²、こうした戦いは、ヴァインスベルクのような参事会員たちによって、ケルンの市庁舎の中でも展開されていたのである。例えば、ヴァインスベルクは、「1578年9月17日、私の同僚で訴訟審査官であったユンカーのゲルハルト・アングルメッカーが、参事会で、ゴッデルト・ビルバウムの後任として、水曜会計局の副局長に選出された」際に、「彼は私を追い越した」ことを記し、「彼は[私よりも]低い地位にあったのに、[今後は]都市の財政や貨幣の鑄造を取りしきるのだ」と嘆いている⁵³。

この敗北の原因は何であろうか。ヴァインスベルクは、「私は、人々がアングルメッカーを支持し、好意を得ようとしていた理由が良く分かっていた」と記し、「彼はまだ若い青年であったが、市長[ブルーノ・アングルメッカー]の息子であった」ことを指摘して、「私は彼と同じ種類の人間ではない。私は、私が強力な友人、親類、門閥によって、名誉ある職に就けてもらえるとは思っていない」と述べた後、「私は、私の地位の[相対的な]低下と、若者の地位の上昇と、彼らによる地位の独占を容認しなくてはならないであろう」と結論づけている⁵⁴。すでに彼は、この役職を「最初は市長の弟であるアルノルト・マースと選挙を争い、次は市長の息子であるユンカーのヨハン・ライスキルヘンと争った」こと

⁵⁰ Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第2巻 250-266頁。

⁵¹ 田中「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」」67頁。

⁵² Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第2巻 256-260頁。

⁵³ Weinsberg, Bd. 5, S. 131. [] 内著者。

⁵⁴ Weinsberg, Bd. 5, S. 131. [] 内著者。

があったが、このときも「父親自らが息子を候補に挙げた」ため、敗れてしまっていた⁵⁵。こうした過去の経験を引き合いに出しながら、彼は、「このようなことは、すでに何度もあったこと」であり、「こうしたときに、門閥の重要な友人か兄弟が勝つということが理解されるのだ」と、諦めとも取れるような心情を吐露している⁵⁶。

また、1588年1月27日に、ヴァインスベルクはライン河監督官に就任したが、この際彼は、「私がライン河監督官職に就任したのは、これで6回目」であることを述べ、「私の順番の時には、とても多くの門閥、最高の友人たち、富裕な者たちがいたので、私はこれ以上高位の役職を得ることができない」と記している⁵⁷。

参事会員の地位の序列の第2の指標は、市庁舎の議場の席次であった。そしてヴァインスベルクは、1574年12月24日の参事会についての記述の中で、「私は[これまで]3回ほども市庁舎広場に面した高座に座っていたにもかかわらず、市長は、私にユンカー座に座るように命じた」と述べている⁵⁸。ここから参事会の座席の配分が、市長の意向に沿って行われていることが理解できる。そして、この約10年後の1587年6月24日に参事会が召集された際には、ヴァインスベルクは、「ユンカー座に8人が座っており、これ以上は座れなかったので、私はユンカー座を離れ、反対側の列に移り、高座に座った」と記している⁵⁹。きっと彼は失望を味わっていたことであろう。

このように、参事会役職と市庁舎の議場の席次を標識とする、参事会員の名誉をめぐる争いの決着は、「六人衆」の意向に左右された。したがって、参事会員がこの戦いに勝利するためには、「六人衆」との関係を良好に保つ必要があった。すでに紹介したように、ヴァインスベルクは、折に触れて「六人衆」に対する批判を回想録で展開している。また、彼は回想録に、彼の姿形や性格などについて記しているが、その中の「愚鈍さ」(Bloide)と題する記述の中で、彼は、「私は、生まれつき愚鈍である。私は、偉大な殿方の傍にいたくない。本来なら彼らに媚を売って、ご機嫌を取らなくてはならないのだが」と述べている⁶⁰。

しかし、こうした「六人衆」に対する苦手意識にもかかわらず、クリスマスの参事会員選挙を目前にした1570年12月20日、ヴァインスベルクは回想録に、「私は、おそらく参事会員に選出され、幾つかの参事会役人職に就任することになるだろう。それはわずらわしいことかもしれないが、[そこで得られることのできる]名声と、最上の参事会員であり市民である人々[=「六人衆」]との交際は、私にとって非常に重要なので、それは嫌なことでも恥ずかしいことでもない」と記している⁶¹。

ヴァインスベルクは、1597年に死去するまで、参事会員あるいは都市役人として、参事会の統治に携わった。そしてこの間、彼は、自分とヴァインスベルク家の名誉のために、「六人衆」との良好な関係を築こうと努力した。このことは、次節で述べるように、参事会と市民の政治的対話における、彼の行動を強く規定することになる。

⁵⁵ Weinsberg, Bd. 5, S. 131.

⁵⁶ Weinsberg, Bd. 5, S. 131.

⁵⁷ Weinsberg, Bd. 5, S. 296.

⁵⁸ Weinsberg, Bd. 2, S. 290. [] 内著者。

⁵⁹ Weinsberg, Bd. 5, S. 284.

⁶⁰ Weinsberg, Bd. 5, S. 9.

⁶¹ Weinsberg, Bd. 2, S. 221. [] 内著者。

参事会員の名誉と市民

しかし、参事会員が彼の名誉を維持し、増大させるためには、参事会内部の地位の序列において、上昇を果たしていくだけでは不十分である。彼は、彼の周囲にいる市民たちの前で、参事会員に相応しく振る舞わなくてはならなかった。

中近世ヨーロッパのような身分制社会において、その身分毎に相応しい名誉が与えられていたことはすでに述べたが、各身分には特有の生活様式と規範が確立されていた⁶²。同じ身分に属する人々の行動は、互いに共通する傾向があったからである。例えば、貴族には勇敢で、主君に対する忠実な態度が、都市の商人や手工業者には、勤勉で誠実な仕事ぶりが期待された。この規範に相応しく行動する者は、自分自身に誇りを抱き、他者からの賞賛を受け、この誇りや賞賛を源泉として、名誉という象徴資本は増大した。逆に、この規範に背くことは不名誉なことであり、周囲の批判の目に晒され、象徴資本としての名誉を減少させるばかりなく、甚だしい場合には、その者の属していた身分から排除された。ノルベルト・エリアスによれば、近世の「宮廷社会」において構成員が自らを宮廷人として認識できるか否かは「同一社会に属する他人の意見に依存していた」が、この原則は近世都市においても当てはまる⁶³。

そして、ケルンの参事会員が周囲から期待され、要請された行動として、彼らが仲間団体の宴会のような市民の社交生活の場面において、仲間たちに大盤振る舞いをしなくてはならなかったことは、すでに述べた通りである。そして参事会と市民の政治的対話という場面でも、参事会員は市民から、彼の地位に相応しい行動を期待されていた。そしてヴァインスベルクは、その行動について、「彼ら [=参事会員] は、彼らの同職組合、ガッフェル、友人、親族、さらには自分自身に関係する事柄について、参事会に提議し、要求できる。このことは、参事会の外部からは中々うまくできないことであるが、もし彼らの事柄を参事会で議題としたならば、何か働きかけることができる。このことによって、一般の [=「六人衆」ではない] 参事会員は名誉を得ている」と述べている⁶⁴。

第2章で紹介した、ワイン税をめぐる参事会の会議の中で、樽工ガッフェルなどの参事会員は、「六人衆」の意向に反しても、彼らのガッフェルの要求を貫徹しようとしていた。彼らは、こうした努力を、彼ら自身や親族、友人、同僚の利益のためばかりでなく、彼らの名誉のために行ったのである。逆に、同じく第2章で紹介したガッフェルの集会において、参事会で増税の決定に反対しなかったために、仲間から非難を浴びていた参事会員がいたが、仲間たちは、彼がガッフェルの意見を代表するという参事会員に相応しい行動を怠っていると見なしたために、彼を非難したのである。そしてこのことは、彼の名誉を少なからず損なったであろう。

また、第1章で紹介したように、ヴァインスベルクは、公益よりも私益を優先する「六人衆」を回想録で批判していた。しかし、彼も参事会において、彼個人や家族、友人の利益を追求した。例えば、彼は、参事会における魚商館長の給料をめぐる議論の模様を、以

⁶² Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第2巻 249頁; Blickle (田中他訳)『ドイツの宗教改革』127頁; 田中「名誉の喪失と回復」411頁。

⁶³ Elias (波田他訳)『宮廷社会』149頁。

⁶⁴ Weinsberg, Bd. 4, S. 30 – 31. [] 内著者。

下のように記している。

「1569年6月10日、参事会で、これ以後、魚商館の商館長には、年間100ラーダーグルデンと職務服が支給されるべきことが決定された。これまで、商館長に対して、70ラーダーグルデン以上の金額が支給されたことはなかった。しかし、私は、私の弟が最近商館長に就任したので、参事会内で懸命に働きかけを行った。これを私に要請してきた弟の仲間(gesel)も、私を忠実に助けてくれた。参事会の決定をめぐって、友人(frunt)と敵(fiant)が生じた。とりわけ、聖ヨハネの日から市長に就任するコンスタンティン・ライスキルヘン殿が、この提案に反対した。しかし、フィリップ・ガイル殿とメルヒオール・フォン・ミュールハイム殿、そして会計局の方々は、商館長に好意的であった。したがって、もし6月20日にライスキルヘン殿が再度これに反対しても、私は参事会において、その他の参事会員たちの意見を一致させ、その反対を退けられるであろう。そうすれば、彼も賛成せざるを得ないであろう。」⁶⁵

自らと家族の名誉を重んじ、また、「六人衆」が参事会で私益を追求することを批判するヴァインスベルクが、彼の後継者であるヴァインスベルク家の家長たちに行動の指針を示すために執筆した回想録において、弟の利益のために奔走する彼自身の姿を得意げに描いていることは、奇異な印象を与えるかもしれない。しかし、こうした成功が参事会員の名誉を高めたとすれば、彼がこの出来事を記そうとした理由も理解できる。また、ここで彼が、自分に対する「六人衆」の支持を得るために、「懸命に働きかけを行った」ことも確認しておきたい。この記述に登場するライスキルヘン、ガイル、ミュールハイムの3人は、当時の「六人衆」の一員である。第1章で紹介した回想録の記述に示されていたように、参事会員は、自分の望む政治的決定を得るために、「六人衆」の「恩寵や好意、友情」を求めたが、このことは、彼らの名誉に関わる重要な問題であったのである。

参事会員は、周囲の称賛によって名誉を増大させ、あるいは周囲からの非難によって名誉を損なわないためにも、政治の場において、当事者である市民の利益を実現するために努力しなくてはならなかった。こうした市民、具体的には親族、友人やガッフェルの仲間との関係も、彼らと「六人衆」との関係と同様に、参事会と市民の政治的対話における参事会員の行動を規定している。

4. 参事会と市民の政治的対話における参事会員の行動

以上の参事会員の名誉意識を踏まえ、参事会と市民の合意形成が困難となっていた、16世紀後半の政治的対話の過程における、参事会員の行動を検討する。この課題を果たすために、ヴァインスベルクの回想録は、格好の事例を提供してくれる。1570年代末から1580年代初頭にかけて、参事会と彼のガッフェルの間に、ある問題をめぐる対立が生じたが、この際ヴァインスベルクは、両者の間に立って、その解決に尽力したからである。そこでまず、この対立の原因と経緯について概観しておきたい。

⁶⁵ Weinsberg, Bd. 2, S. 195 – 196.

プロテスタントの参事会からの排除をめぐる参事会とガッフェルの対立

メラーによれば、1521年のヴォルムス帝国議会で作成された名簿に記載されている85の帝国都市のうちの50都市において、短期的あるいは長期的に、宗教改革が導入された⁶⁶。こうした中であって、参事会が宗教改革を公認しなかったケルンも、宗教改革と無縁ではいられなかった。1570年代のケルンには、3つのプロテスタントの信仰共同体が存在した。すなわち、ドイツ人、フランス人、16世紀後半以降急増したネーデルラントからの信仰避難民の共同体である⁶⁷。もっとも、この時期の新旧宗派間の境界は依然として曖昧であり、当該人物の宗派的帰属を定めることは困難であった。したがって、本論文における「プロテスタント」の語は、「宗教改革思想に共感している者として、正統的な(katholisch=カトリックの)信仰を逸脱しているのではないかと人々特に参事会の一に疑われている者」という意味で用いられている。

これに対して参事会は、1576年7月26日に「資格審査」(Qualifikation)の制度を導入した。そしてこれ以降、ガッフェルで誓約を行い、この都市の市民となる者は、それに先立って、自分の信仰の正統性(Katholizität)を証明する義務を負わされた⁶⁸。当初、この審査の対象者は、ケルンに移住してきたばかりの他所者に限られていた。しかし、その範囲は次第に拡大し、1617年11月27日にこの制度が最終的に確立された時点では、ケルン生まれの住民も審査の対象に含まれていた。

こうした都市のカトリック化政策に先立ち、1562年には、プロテスタントの参事会への選出が禁止されていた。しかし、この時点では、ゲブレヒの中にはこれによって参事会員職を失う者もいたが、ガッフェルから選出された参事会員は、依然として彼らの職を維持していた。当時は、「六人衆」の中にも、プロテスタント信仰に傾倒する者が存在した。例えば、1554年から1581年まで市長をつとめたコンスタンティン・ライスキルヘンは、都市のイエズス会士の報告の中で、カルヴァン派の支持者(Patron der Geussen)として紹介されている⁶⁹。こうした状況では、この禁止の実効力が限定的であったのも無理はない。

1578年の夏の選挙以降、この状況が変化する。そのきっかけは、毛皮匠ガッフェルの参事会員ゲルハルト・フォン・ホントゥームをめぐるスキャンダルである。1578年1月9日に死去した彼の遺骸は、市壁外の異人墓地に埋葬されたが、当時、この墓地にはカトリック司祭の臨終の秘蹟を拒否した者が埋葬されていた⁷⁰。ここから、彼個人、さらには参事会員全員の信仰の正統性に対する疑惑が生じたのである。この疑惑をめぐる波紋は、都市内部ばかりでなく、都市外にまで波及した。ヴァインスベルクは、後に紹介する1579年12月24日の参事会員選挙に際して、「皇帝陛下が、度々参事会に対して書状を送り、参事会の議場を純粹に(rein)保っておくべきこと、[神聖]ローマ帝国が、多くをケルンに負っていることを述べていた」こと、また「この年の夏にケルンを訪れた選帝侯、諸侯

⁶⁶ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』13頁。

⁶⁷ ケルンのプロテスタントについては、以下の文献を参照。Groten: *Evangelische*; Groten: *Sorgrecht*, S. 83 – 84.

⁶⁸ Deeters: *Bürgerrecht*, S. 37 – 62.

⁶⁹ Groten: *Sorgrecht*, S. 81.

⁷⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 1 – 2; Herborn: *Protestanten*, S. 144.

も、参事会に同じことを要求していた」ことを記している⁷¹。こうして、参事会からのプロテスタントの排除は、対トルコ援助と同様に、都市の「外交」上の重要課題となった。

最初に排除の対象となった人物は、1576年夏の選挙でシュヴァルツハウスから選出された参事会員、ベルンハルト・オンファリウスである。もっとも、彼は半年後の12月20日に参事会入りを許可された。しかし、1579年夏の選挙では、毛皮匠ガッフェルから選出されたリヒャルト・バックホーフェンが、任期中の1年間を通じて、参事会に入ることを拒否された。続く1579年冬の選挙では、毛皮匠ガッフェル、商人ガッフェル・ヒンメルライヒとシュヴァルツハウスから選出された、アルノルト・ヤーバツハ、ヘルマン・シュミットマン、そしてベルンハルトの弟、ヤーコプ・オンファリウスが、参事会に入ることを拒否された。1580年夏の選挙では、金細工師ガッフェルとガッフェル・アーレンからヤーコプ・シェーラーとゲルハルト・ビールバウム、また毛皮匠、織布工、鍛冶屋のガッフェルからペーター・カイツェ、パウルス・グンメルスバツハ、クリストフ・フォン・ライルが選出されたが、参事会は最初の2人の受け入れを拒否する一方で、残りの3人は受け入れた。1580年冬の選挙では、毛皮匠ガッフェルのギーツ・ホルツバツハと、織布工ガッフェルのヨハン・フォン・ズフテルンが、参事会への受け入れを拒否された。最後に1583年冬の選挙では、織布工ガッフェルからグンメルスバツハが再選されたが、1580年夏とは異なり、今回は受け入れを拒否された⁷²。

1578年夏や1580年夏の選挙で生じたように、信仰の疑わしい市民が、参事会に受け入れられた場合もある。またグンメルスバツハのように、あるときには参事会に受け入れられたにもかかわらず、別のときには受け入れを拒否される人物もいた。このように参事会の対応が定まらなかった原因は、すでに述べた、この時期の新旧宗派間の境界の曖昧さに求められる。16世紀後半において、当該人物の宗派的帰属を定めることは、「お上」はもちろん、本人にとっても困難であった。この結果、個々のプロテスタントの処遇は、選挙毎に繰り返される、参事会とガッフェルの政治的対話によって左右されることとなる。

しかし、1583年頃には、この問題は次第に解消された。これ以降、ヒンメルライヒと毛皮匠以外のガッフェルからプロテスタントが参事会員に選出されることはない。さらに、プロテスタントが参事会員に選出されるためには、彼らがガッフェルに加入していなくてはならないが、すでに述べた「資格審査」が徹底された結果、プロテスタントがガッフェルに加入すること自体が厳しく制限され、こうしてプロテスタントの選出という問題の前提が失われることとなった。

参事会とシュヴァルツハウスの政治的対話におけるヴァインスベルクの行動

以上の参事会とガッフェルの対立の概観を踏まえ、この問題をめぐる両者の政治的対話における、参事会員ヴァインスベルクの行動を検討する。すでに紹介したように、ヴァインスベルクはガッフェル・シュヴァルツハウスの参事会員であったから、ここでは、1578年夏から1582年冬にかけての時期における、シュヴァルツハウスの参事会員選挙の様子を検討する。

⁷¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 50. [] 内著者。

⁷² Herborn: *Protestanten*, S. 144 – 147; Ruhtmann: *Konflikt*, S. 47 – 61.

1578年6月23日の参事会員選挙において、シュヴァルツハウスから選出されたベルンハルト・オンファリウスは、この選挙の後の半年間、参事会への受け入れを拒否され、ようやく12月20日に、参事会の会議に参加することができた。ヴァインスベルクは、この当時「彼の妻をケルン郊外のヴェイス村に埋葬した後、同じくカトリックではない将来の[2番目の]妻と婚約中であった」ベルンハルトが、この選挙に先立って「仲間と旗頭である私に書状を送り、我々が彼を選挙[の候補者]から外すべきであると述べ」ていたことを記している⁷³。しかし、仲間たちが彼を「参事会の不名誉とはならない人物」と見なして参事会員として選出すると、彼は「慣習に反して、聖ヨハネの日の前日の参事会には出席しなかったが、その後、[参事会に]加わることを希望し」た⁷⁴。

この仲間の意向を受けて、ヴァインスベルクは、「何度かそのことを参事会で報告し」、その結果「この問題は[参事会員の]全員に認識された」⁷⁵。さらに彼は、「[ガッフェルの]仲間たちも、彼のために請願書を提出し、私も何度も裁決を促し、要求し、そしてそれは実現した」とも記し、ベルンハルトが12月20日に参事会に参加することができたのは、彼が参事会においてガッフェルの意見を代表し、オンファリウスのために同僚の参事会員を説得した結果であるかのように報じている⁷⁶。すでに述べたように、「同職組合、ガッフェル、友人、親族、さらには自分自身に関係する事柄について、参事会に提議し、要求」し、「何か働きかける」ことは、参事会員の名誉を増大させた。したがって、ヴァインスベルクが、彼の活躍を誇らしげに記したのも無理はない。そして、こうした参事会員の活躍を通じて、ガッフェルの仲間たちも間接的に参事会の政治的決定に影響を与えることができたのである。

この事件の1年程後、「1579年12月24日のクリスマス・イブに、これから聖トマスの日までの参事会を構成する参事会員が、慣習通りに、ガッフェルの仲間たちによって、会議室の前で推挙された際、3つのガッフェルから選出された3人の参事会員、すなわち、シュヴァルツハウスのヤーコプ・オンファリウス、毛皮匠ガッフェルのアルント・ヤーバツハ、ヒンメルライヒのヘルマン・シュミットマンが、カトリック信者とは認められないという、信仰上の理由によって、議場への立ち入りを拒否され、参事会への参加を禁止された」⁷⁷。

この選挙の日、ヴァインスベルクは、「仲間たちに警告し、我々がオンファリウスを選出しても、彼は受け入れられないということを、有力者たちから(von groissen leuten)伝えられたと語った」⁷⁸。昨年の選挙の時とは異なり、彼は今度は「有力者たち」すなわち「六人衆」の意向にしたがって、オンファリウスの選出を阻止しようとしている。すでに検討した参事会員と「六人衆」の関係からも明らかなように、「六人衆」の意向に背き、彼らの不興を買うならば、彼の参事会員としての出世はおぼつかない。彼が「六人衆」の意

⁷³ Weinsberg, Bd. 3, S. 25. [] 内著者。

⁷⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 25. [] 内著者。

⁷⁵ Weinsberg, Bd. 3, S. 25. [] 内著者。

⁷⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 25. [] 内著者。

⁷⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 50 – 51.

⁷⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

向を尊重するのは当然であろう。しかし、その後のヴァインスベルクの行動は、一見こうした彼の態度と矛盾しているように思われる。すなわち、彼は、「他の人にそれを勧めはしなかった」ものの、「彼に票を投じた」のである⁷⁹。

彼は、自らがこうした行動を取った理由について、「オンファリウスは、彼の現在の信仰に問題があるとしても、他の時には[参事会入りを]許可されていたのであり、[参事会員職との兼職を禁じられていた]下級の都市役人職を与えられていた訳でもなかった。また、私は[上記のような注意を受けてはいたが]参事会から特別の命令書を受け取ってもいなかった」と述べている⁸⁰。しかし、それ以上に重要なこととして、彼は「人々が私を彼の敵であると感じなすことのないように」するために、この行動を取ったと述べている⁸¹。

「六人衆」の不興を恐れていたヴァインスベルクは、他方ではオンファリウスを支持するガッフェルの仲間たちの反感も買わないようにしなくてはならなかった。この後の記述からも理解できるように、ガッフェルの多数派は、参事会の意向にもかかわらず、オンファリウスを依然としてガッフェルの参事会員として認知しており、オンファリウスはガッフェルの多数派を味方につける有力者であった。彼らがヴァインスベルクをオンファリウスの「敵」と見なすならば、ガッフェルにおける彼の立場は悪くなったであろう。このように、ヴァインスベルクは、参事会とガッフェルにおける彼の人間関係の双方に気を配り、時には首尾一貫性を欠くかに見えながらも、微妙なさじ加減で彼の行動を調整した。

さて、この選挙の際、ヴァインスベルクは、「もしそうならなければ[=ヤーコプが選出されなければ]、その後は事態を全て正常に収められるであろうと考えていた」⁸²。しかし、彼の兄であるベルンハルト・オンファリウスは、「同盟文書は、名誉ある市民である人間を選出するように定めており、これに違反するべきではない。そして自分は、弟を馬鹿らしい信仰の問題などのために見捨てることはできない」と述べて、彼に票を投じた⁸³。「そして多くの票が彼に流れたため」、ヴァインスベルクは、「彼は受け入れられないのかもしれないのだから、その後に起こってしまうことを考えなくてはならないと告げた」が、「その甲斐も空しく、彼が最多の票を獲得して、選出された」⁸⁴。

すると、この「2日後」の12月26日、「先の3ガッフェルの旗頭が、参事会に呼び出され、彼ら[のガッフェルの]参事会員たちに、参事会は彼らを受け入れられないため、自制するように勧告すべきことを命じられた」⁸⁵。これを受けて、シュヴァルツハウスの旗頭ヴァインスベルクが、「バッハホーフエンとユンカーのハイムバッハ[2人はヒンメルライヒと毛皮匠の旗頭]とともに、3人の[プロテスタントの]参事会員に参事会が我々に託した伝言を示す」と、「彼らは、この事態にどう対処するかを相談するために、3つのガッフェルの年長者たちの会議(ein beikomst der elsten)の開催を要求した」⁸⁶。この会議の詳細は不明であるが、恐らくはガッフェルの有力者の会議であろう。そして「クリス

⁷⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

⁸⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 51. [] 内著者。

⁸¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

⁸² Weinsberg, Bd. 3, S. 51. [] 内著者。

⁸³ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

⁸⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

⁸⁵ Weinsberg, Bd. 3, S. 51. [] 内著者。

⁸⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 51. [] 内著者。

マス・イブの朝早く、6時に3ガッフェルで開かれた」この会議では、「我々は同盟文書とガッフェルの選挙と正義を維持するためにも、選ばれた参事会員を参事会に推挙すべきであるという意見が、大勢を占めた」⁸⁷。この意見の内容については、後に再び言及する。

この長老会議の結果を受けて、3ガッフェルの仲間たちは、彼らの選出した参事会員を伴って、市庁舎の議場に向かおうとする。しかし、ヴァインスベルクは、これに対する自身と他の参事会員の反応について、「私は、[一緒に市庁舎に行こうと]誘われたが、できればその場にいたくないと思った。ヒンメルライヒの旗頭であるルートヴィヒ・ハイムバッハ殿も、彼の仲間とともに[市庁舎]に行くことを欲していなかった」と記している⁸⁸。彼らが3人のプロテスタントを支持して、参事会に対する示威行動に加われれば、彼らは、確実に「六人衆」や参事会員の不興を買ってしまうであろう。しかし、他方において、ヴァインスベルクは、ガッフェルの参事会に対する異議申し立てを容認している。これは、彼がガッフェルの多数意見に配慮した結果であろう。再びヴァインスベルクは、参事会とガッフェルの双方に対する配慮を示したのである。この後の経緯について、彼は以下のように記している。

「先の3人の参事会員は、彼らの友人たちとともに、参事会の議場の前に行った。しかし、ガッフェルの全ての他の人々と参事会員は、要請にしたがって、先の3人抜きで議場に座った。毛皮匠組合とヒンメルライヒの面々は去っていった。シュヴァルツハウスの面々は、議場の前に立ち続け、口頭や書面で要求し続けたが、事態は変化しなかった。そこで任期を終える[半数の]参事会は、彼らの承認なしには、選挙結果を変更せず、それについて協議もしないことを取り決めた。そして状況は沈静化して、3人のうち誰も参事会に入らなかった。」⁸⁹

しかし、その後も問題は解決しない。ヴァインスベルクは、1580年1月24日のシュヴァルツハウスの会合において、仲間たちに対し、「8日以内に再度選挙を行うべきこと、さもなければ、次回以降は、適切な人物を選出する場合には、再び彼らが選挙を自由に行うこととして、今回は参事会が選出する」ことを定めた、「我々の参事会員ペーター・フォン・アッテンダースの通知を伝えた」⁹⁰。しかし、「その後、様々な議論が提示され、話し合われた結果、「良きカトリック、それ以外の[信仰の]疑わしい者、さらには[カトリックの]外にいる者[=プロテスタントとしての姿勢を明確にしている者]の中の多数派の意見によって (mit den meisten stimmen)」、「同盟文書に基づいて、仲間団体はその選挙を妨げられてはならない」のであるから、「名誉ある人物で、市民である者」であるヤーコプ・オンファリウスが、「カトリックでなく、教区と都市の習慣を、その他の隣人たちのようには守っていないなどということは、彼やその他の者たちが[参事会に]受け入れられない理由として、顧慮すべきではない」との結論が出され、「何人かが請願書を作成し、[参事

⁸⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 51.

⁸⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 51. [] 内著者。

⁸⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 51 – 52. [] 内著者。

⁹⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 53.

会に] 提出するために派遣された」⁹¹。

第1章で述べたように、ガッフェルの構成員は、「功労者」と呼ばれた有力者と一般成員に区別された。そして、ロバート・スクリブナーは、16世紀のガッフェルが専ら「功労者」の意向に従って運営され、一般成員は彼らに追従していたことを論じるとともに、ガッフェルが「政治エリートたちに、全都市共同体を効果的にコントロールする可能性を与えていた」ことを指摘した⁹²。しかし、これに対してグローテンは、この仲間団体における有力者の権力の大きさを認めながらも、ガッフェルの運営において一般成員の意向が無視されることはなかったことを指摘し、むしろこの仲間団体における多数派の意向が重要であったと論じた⁹³。先の会合の様子を見る限り、シュヴァルツハウスはグローテンの論じたような仲間団体であったと考えられる。

しかし、1578年夏の時点において、ガッフェルの意見を参事会の会議で代弁したヴァインスベルクは、1579年冬の選挙においては、多数派の立場から離れ、次第に参事会寄りの立場に移行した。この立場の変化は、ガッフェル内部の情勢の変化の結果であった。確かに、オンファリウスの支持者たちは、1580年1月24日の時点でも、ガッフェルの多数派の地位にあった。しかし、すでに彼らの勢力は、次第に弱体化していたのである。すなわち、「1580年6月19日の日曜日、ケルンのガッフェルは参事会員を選出した」が、その際ヴァインスベルクは、「彼 [=ベルンハルト・オンファリウス] は自重しなくてはならない。参事会に無理を要求すべきではない」と、仲間たちに勧告し、「その結果、元参事会員であるステファン・コルプが選出された」⁹⁴。また「1582年6月17日、聖ヤーコブ教区の宗教行列が催されたが、今年は聖遺物を掲げる聖職者たちの列に加わることができなかった。私にとって [行列への不参加は] 13年ぶりのことであった」と記したヴァインスベルクは、彼の行列への不参加の理由について、以下のように述べている⁹⁵。

「私は、シュヴァルツハウスの参事会員選挙に参加しなくてはならなかった。私は、ある者たちが、我々の元参事会員ペーター・アッテンダーではなく修士オンファリウスを選出しようとしているという警告を受けていた。これは起こってはならないことであり、長らく不和のもととなっていたことであった。私は、このことが、かつて起こったように、今回も起こりそうなことであるように思われた。」⁹⁶

この記述は、当時のガッフェルにおける、依然として不安定な情勢を伝えている。しかし、その次の1582年12月21日に行われたシュヴァルツハウスの選挙では、「参事会員選挙は平穏に進行」し、「何人かの者が [カトリック] 以外の信仰をもっている修士オンファリウスを選出しようとしていた」が、ヴァインスベルクが勧告を行うまでもなく、「良きカ

⁹¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 53 – 54. [] 内著者。

⁹² Scribner: *Reformation*, S. 104 – 105.

⁹³ Groten: *Generation*, S. 111.

⁹⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 66 – 67. [] 内著者。

⁹⁵ Weinsberg, Bd. 5, S. 201. [] 内著者。

⁹⁶ Weinsberg, Bd. 5, S. 201. 以下、本論文では、博士の学位の取得者に付される称号“Dr.“を「～博士」教授資格取得者に付される称号“Lic.“を「修士～」と表記する。

トリックである修士ブルーノ・ビンキウスが選出された」⁹⁷。そしてこのとき、ガッフェル内部のオンファリウス支持者たちの敗北が決定した。すなわち、ヴァインスベルクが数年の間、ガッフェルでの選挙に際し、仲間に勧告し、その進行を監督した結果、オンファリウス支持者の何名かが参事会の決定を容認し、オンファリウス支持者たちがガッフェルの多数派から少数派に転落したのである。

こうしたガッフェルの状況の変化を実現した功労者は、参事会員ヴァインスベルクである。1577年にはシュヴァルツハウスの仲間のために、参事会において同僚たちを説得した彼は、1579年以降には、参事会のために、ガッフェルの集会において、仲間たちに持続的に訴え、説得し続けた。彼が参事会のためにガッフェルの仲間に行った説得は、参事会におけるガッフェルの仲間のための説得と同様に、政治的対話の過程において大きな意義をもっていたのである。

5. 参事会員に対するガッフェル仲間の行動

次に、この政治的対話の過程におけるシュヴァルツハウスのガッフェル仲間の行動についても検討しておきたい。

1578年冬の選挙に関するヴァインスベルクの記述には、市庁舎に押入り、議場の扉の前で要求を行う仲間の様子が記されている。こうした行動は、ルブラックが公益と名誉と並ぶ都市の「基本的価値」であるとした、平和 (Friede)、そして (都市共同体内部の) 協調 (Eintracht) の理念に反する⁹⁸。したがって、ガッフェルの仲間たちは、彼らの行動の正当性を主張しなくてはならなかったはずである。この点を踏まえ、これまでのヴァインスベルクの記述を再検討し、ガッフェル仲間の行動の論理を明らかにする。その際、1578年12月26日に行われた長老会議において、参加者たちは、ガッフェルの仲間たちの行動の正当性の根拠として、「同盟文書とガッフェルでの選挙と正義」を引き合いに出していた。ここに登場する「同盟文書」、「ガッフェルでの選挙」、そして「正義」(Gerechtigkeit) という3つの語を、検討の手がかりとしたい。

「同盟文書」と「自由な選挙」

最初に「同盟文書」について述べる。シュヴァルツハウスの仲間たちは、1580年1月24日にも、「全く、同盟文書に基づいて、仲間団体はその選挙を妨げられるべきではない」と主張している。第1章で述べたように、15世紀後半には、複数のガッフェルが、参事会による事前の候補者の選出を、参事会の「自由な選挙」に対する干渉であるとして、異議を申し立てた。同様に、シュヴァルツハウスは、プロテスタントの参事会からの排除という措置を、参事会の選挙に対する新手の干渉であると主張した。この見方からすれば、参事会の措置は、「同盟文書」の規定に対する違反として解釈される。

また、「自由な選挙」を維持するということは、2つの点において、近世都市の市民の心性に適うものであった。すなわち、「自由な選挙」は、「構成員の原理的平等と同権という

⁹⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 157. [] 内著者。

⁹⁸ Rublack: *Grundwerte*, S. 15, 17 – 18, 21 – 22, 24, 26.

ゲノッセンシャフトの基本法則」に適合的であった⁹⁹。さらに、市民たちは、こうした選挙の方法を、彼らの伝統的な慣習として維持してきたわけであるが、彼らはこうした伝統や慣習に高い価値を置いていた。中世の慣習法は「古き良き法」と呼ばれ、絶対的な価値を有していたが、この価値は近世においても完全には失われなかった¹⁰⁰。このことは、15世紀以降の農民反乱において、農民たちが、1525年の農民戦争に際して「神の法」を発見するまで、「古き法」を、彼らの正当性を支える根拠として、引き合いに出したこと¹⁰¹、都市の手工業者が、自らの「古き手工業」の伝統を尊重し続けたことから、明らかである¹⁰²。

参事会員の名誉

「同盟文書」の第3項には、「名誉ある人物であり市民である者」を参事会員に選出すべきことが定められていた¹⁰³。これを踏まえるならば、ある人物が参事会から排除された場合、彼の「名誉」と「市民」としての地位は、否定されかねない。すでに述べたように、人々の身分の帰属性は、他者の承認に依拠していたからである。オンファリウス兄弟にとって、彼らが直面している問題は、彼らの名誉に関わる問題であった。そして先に紹介したように、1578年夏の選挙を前にして、ベルンハルト・オンファリウスは、彼を選挙の候補者から外すように要求したが、この同僚の行動について、ヴァインスベルクは「恐らく彼は、選出されたとしても、[参事会入りを]許可されないであろうと心配していたのである」と解説している¹⁰⁴。ベルンハルトは、自分がガッフェルから選出され、それにもかかわらず参事会から排除されることによって、彼の「名誉ある人物であり市民」としての立場の疑わしさが、表面化することを恐れていたのであろう。そしてこの危惧の念は、参事会員の地位と名誉に対する執着心よりも強かったのである。さらに、仲間によって選出された後、彼が一転して「[参事会に]加わることを希望し」たのも、同様の理由によるものであったと考えられる。

また、すでに述べたように、近世社会では、個人の名誉も不名誉も、その者が所属する集団全体の名誉や不名誉に波及したから、オンファリウスの不名誉は、彼ら個人の名誉を損なっただけではない。これは同時に、彼らの所属する集団、すなわちシュヴァルツハウスの名誉を損なった。だからこそ、ガッフェルの仲間たちは、2人の名誉の回復に全力をあげたのである。1578年夏の選挙において、シュヴァルツハウスは、ヤーコプの兄ベルンハルト・オンファリウスが「参事会の名誉と矛盾しない」人物であると主張し、1580年1月24日にも、シュヴァルツハウスの仲間たちは、「もし彼らが名誉ある人物で市民[である者]を選出したならば」、参事会は選挙結果を受け入れるべきであると主張していた。

そして、こうした主張をする際、ガッフェルの仲間たちは、ヴァインスベルクに2人の

⁹⁹ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』67頁。

¹⁰⁰ Kern (世良訳)『中世の法と国制』7-12頁; Rublack: *Grundwerte*, S. 22.

¹⁰¹ Blickle (前掲他訳)『1525年の革命』119-129頁。

¹⁰² 藤田『手工業の名誉と遍歴職人』10-12頁。

¹⁰³ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 190-192; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57-58, 62-63; 林『ドイツ都市制度史の新研究』105頁。

¹⁰⁴ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 25. []内著者。

名誉を守るために尽力することを要請できた。この参事会員に対する彼らの態度も、個人の名誉と集団の名誉の関連性を重視する、彼らの名誉意識によって裏付けられている。すなわち、ガッフェルの仲間の1人であるヴァインスベルクは、オンファリウスの名誉を損なうことによって、ガッフェルの名誉を損なうべきではない。さらにガッフェルは、参事会に対しても、オンファリウスの名誉に配慮すべきことを要請できた。「同盟文書」の第2項は、参事会に対して「都市の名誉」を維持すべきことを義務付けている¹⁰⁵。この都市の名誉も、ガッフェルの名誉と同様に、オンファリウスの不名誉によって損なわれる。したがって、参事会は、オンファリウスを拒絶することによって、結果として都市の名誉を損ない、「同盟文書」の規定に違反していることになる。このように、シュヴァルツハウスの仲間たちは、「同盟文書」を引き合いに出して、参事会の政策の正当性を否定したのであった。

ガッフェルの「正義」

言うまでもないことであるが、これまで扱ってきた参事会とガッフェル・シュヴァルツハウスの政治的対話において、参事会はオンファリウス兄弟の信仰を問題視していた。すでに紹介した16世紀後半の「外交」政策からすれば、参事会からのプロテスタントの排除は、参事会の重要課題であった。

これに対して、シュヴァルツハウスの仲間たちも、オンファリウス兄弟の信仰の問題について無自覚ではなかった。しかし、1579年12月24日にベルンハルト・オンファリウスは、弟ヤーコプを「馬鹿馬鹿しい信仰の問題などのために見捨てることはできない」と訴えている。また、1580年1月24日には、ガッフェルの仲間たちが「我々の参事会員ヤーコプ・オンファリウスが、カトリックでなく、教区と都市の習慣をその他の隣人たちのようにしっかりと維持していないとしても、それらは顧慮されるべきではない」と見なした。そしてそのうえで、彼らは、「同盟文書」に規定された「自由な選挙」の慣習、そして参事会員個人、さらにはガッフェルと都市の名誉を擁護することの方が、都市の「正義」—これもルブラックのいう「基本価値」の1つである—を守るために、重要な課題であると主張している¹⁰⁶。

このことは、第2章のワイン税をめぐる参事会と市民の政治的対話の過程でも明らかになった、参事会と市民の立場の違いを示している。参事会が外部勢力との関係を考慮しながら、宗派紛争という新しい状況に積極的に対応しようとするのに対して、市民は旧来の慣習や規範を維持しようとした。しかし、シュヴァルツハウスの仲間たちの主張が、市民の正義感に訴えるものであったことは確かであろう。だからこそ、ガッフェル仲間の行動に対して、参事会員は、配慮せざるを得なかった。すでに述べたように、16世紀後半において、参事会と市民の合意形成は次第に困難なものとなっていたが、市民は彼らの伝統的な仲間団体の行動の論理を前面に出し、参事会に対して彼らの行動の正当性を主張し、その意向に配慮するように求めたのである。

¹⁰⁵ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 190; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 57, 62; 林『ドイツ都市制度史の新研究』105頁。

¹⁰⁶ Rublack: *Grundwerte*, S. 29 – 30.

6. 調停者としての参事会員： その後のヴァインスベルク家

ヘルマン・ヴァインスベルクという人物を事例として、参事会と市民の政治的対話の過程における参事会員の行動、そしてそれを規定する名誉意識について論じてきた。

ヴァインスベルクは、彼と彼の家族の名誉に対して極めて大きな価値を置いていた。彼は、何よりもヴァインスベルク家の名誉のために、膨大な量の回想録を執筆した。彼のように回想録を執筆しなかったその他の多くの参事会員も、程度の差こそあれ、彼らの名誉に対する執着心を抱いていたと考えられる。彼らは、参事会員として、この名誉を維持し、増大させるために努力した。

この参事会員の名誉は、参事会における「六人衆」との関係、そして市民との関係に基いて維持され、増大する。したがって、参事会員は、参事会と市民の政治的対話において、対外関係を重視する「六人衆」が牛耳る参事会と、伝統的な慣習や正義に固執する市民の双方に配慮しながら行動した。この配慮の原則が、参事会と市民の政治的対話における参事会員の行動を規定した。その結果、参事会員は、意識的あるいは無意識的に、参事会と市民の調停者として振舞うことになる。この優れた調停者としての能力を発揮した参事会員の1人が、ヘルマン・ヴァインスベルクの父クリスティアンであり、ヘルマン自身も、本章の事例における振る舞いを見る限り、参事会とシュヴァルツハウスの調停者としての役割を器用にこなしていたと言えよう。

こうした参事会員の活動は、16世紀後半のケルンにおいて、大きな政治的意義をもった。第3章で述べたように、16世紀後半には、参事会と市民の合意形成が困難な政治的課題が生じていたが、この状況において、参事会員の調停は、参事会と市民の政治的対話を円滑に進行させ、両者の合意形成に寄与した。そして参事会員には、両者の間を調停し、市民の要求に対する参事会の合意を取り付けるために必要な能力と経験、そして何よりも「六人衆」との良好な人間関係が、これまで以上に求められることになったのである。

第1章において、15世紀以降の参事会員選挙の形骸化について述べた。しかし、ここでの考察を踏まえるならば、マッシュケの指摘する「余暇」や参事会員の被選挙権の制限、そして参事会によるガッフェルの選挙への干渉といった要因とともに重要な、もう1つの参事会員選挙の形骸化の要因を指摘できる。それは、参事会と市民の政治的対話が困難となったからこそ、市民は、クリスティアンとヘルマンのような、参事会と市民の合意を達成できる有能な調停者を、繰り返し参事会員に選出したということである。第1章で紹介したように、1500 - 1550年の時期に2回以上再選された参事会員が参事会の議席中に占める割合は54パーセントであったが、1550 - 1600年の時期には80パーセントに急上昇する。この理由として、参事会と市民の合意形成が困難であった当時の状況において、有能な調停者に対する、市民の受容が増大したということが考えられる。さらに、すでに述べたように、参事会員が参事会の決定に影響を与えるためには、「六人衆」の彼らに対する好意と支持が必要であった。したがって参事会員は、第1章で紹介したように、彼らが支持する有力者を、場合によっては本人の意志に反しても、市長の地位に留めておこうとした。こうすることによって、ガッフェルやその他の市民仲間の代弁者としての彼らの発言が、政治の場で実現される可能性が高まるからである。

したがって、16世紀後半のケルンでは、個々の政治的決定をめぐる参事会と市民の合意形成が困難になったにもかかわらず、市民は、そうした参事会の統治に対する合意を解消

しなかった。むしろ逆に、特定の参事会員の再選に対するガッフェル仲間の合意、そして参事会の内部における「六人衆」の権力に対する参事会員の合意、あるいは積極的な支持は、ますます強まったと考えられる。これが 16 世紀後半のケルンの「合意に基づく参事会統治」の実態であるとするれば、当時のケルンの市民たちは、彼らにとって、最良の人物を選出する権限を行使していた、したがってガッフェル体制の選挙制度は、マッシュケがツンプト市制の選挙制度に与えた評価とは反対に、有効に機能していたと指摘することさえできよう。

以上、本論文の第 I 部では、参事会と市民の政治的対話に注目し、近世都市の「合意に基づく参事会統治」の諸相を論じてきた。こうした都市の統治のあり方は、近世を通じて継承されていくであろう。しかし、16 世紀後半に都市内外の情勢が緊迫の度合いを増していき、参事会と市民の合意形成が困難を増していく中で、この統治がいかなる変化もなしに維持されたとすれば、それは有能な調停者の努力にもかかわらず、やがて機能不全、あるいは停滞に陥ってしまったのではないだろうか。そしてケルンがこの運命を免れたとするれば、その統治のあり方は、時代的な変化に適合すべく、変化していたと考えられる。宗教改革とフランス革命という、2 つの歴史的転換点に挟まれた近世は、正に激動の時代であった。この時代において、都市の外部の世界には深刻な政治的・社会的変化が生じていたにもかかわらず、都市の中では、それこそまるで「孤島」のように、旧来の政治体制や政治文化が、堅持されたと考えることはできない。そしてそうした変化を明らかにしないならば、継承と転換の両側面を備えた、中世都市とは異なる独自の社会類型としての近世都市の歴史を十分に理解したとは言えない。したがって、次章以降の第 II 部では、この変化に注目する。

本章、そして本論文の第 I 部を結ぶにあたって、ヘルマン・ヴァインスベルクが死んだ後のヴァインスベルク家の足跡について述べておきたい。ヘルマンは、参事会員の活動と著作の執筆を通じて、その生涯をヴァインスベルク家の名誉のために捧げた。しかし、このような努力は、彼の死後ほどなくして水泡に帰すことになる¹⁰⁷。その原因は、彼の後継者として、ヴァインスベルク家の家父となった甥である。2 人の妻との間に子供をもうけなかったヘルマンは、弟クリスティアンの息子である、同名の甥を養子として迎えた。しかし、1597 年の義父の死後、この若いヘルマンは、遺産相続をめぐる、彼の叔母、すなわち回想録の作者の妹であるシビラと争い、彼女を殺害してしまう。その後彼は、逮捕、投獄され、獄中で自殺する。

1858 年にレオナルト・エンネンが都市の文書館で発見するヘルマン・ヴァインスベルクの回想録と『ヴァインスベルク家の書』は、この殺人事件の調査のために参事会が押収した証拠物件であった¹⁰⁸。こうして、ヴァインスベルク家の代々の家長のために執筆した彼の著作は、現在に至るまで、多くの歴史研究者によって繰り返し参照されている。歴史の皮肉であろう。

¹⁰⁷ ヘルマンの死後のヴァインスベルク家の歴史については、次の文献を参照。Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 21 – 22.

¹⁰⁸ Vullo: *Aufzeichnungen*, S. 116.

第Ⅱ部 共和主義の「継承」と「転換」

第4章： 1583年のケルンの軍制改革

序章でも紹介したように、中近世におけるマインツの権力構造を論じた神宝は、都市の二元的権力構造を規定する参事会と市民の双務的關係が、中世から近世への時代的变化の中で、次第に片務的な性格を強めたことを指摘した¹。こうした近世都市の権力構造の変化は、参事会と市民の政治的対話の変化とともに進行したと考えられる。

このような見通しに立って、ケルンの二元的権力構造の変化を探ろうとする場合、その手掛かりを、1583年10月17日の警備条令(Wachtordnung)に規定された、新しい軍事制度に求めることができる²。この条令の公布とともに、市民の軍事活動は、ガッフェルでなく、街区を基盤とする新しい軍事組織を単位として行われることとなった。市民の軍事活動のあり方を一変させたこの出来事は、軍制改革と呼ぶに相応しい。もちろん、序章でも述べたように、歴史は断絶のない連続した流れであり、ケルンの権力構造は、1583年の軍制改革という1つの出来事によって変化したわけではない。本章の課題は、1583年に導入された新しい軍事制度の中に、16世紀後半から次第に顕著となり、恐らくは近世を通じて進行する、近世都市の権力構造の変化の方向性を読み取ろうとする試みに過ぎない。しかし、それが都市社会に与えた影響の大きさに鑑みるならば、市民たちが1583年の軍制改革に合意を与えた理由を考察すべきであろう。

そこで本章では、最初に1583年の軍制改革に至る経緯を概観した後、新しい軍事制度の組織について述べ、その軍事組織とガッフェルにおける市民の人間関係と政治的機能を検討する。これらの作業を通じて、都市の二元的権力構造の変化を明らかにする。

1. 軍制改革の背景

1583年に参事会が軍制改革を行ったとき、ケルン周辺のライン河流域、そして都市内部では、カトリックとプロテスタントの宗派对立が激化していた。以下、その様子を概観し、参事会が軍制改革を企図し、市民がそれに合意を与えた理由を考察する。

「ケルン戦争」

1577年12月5日にケルン大司教となったゲーブハルト・トルフゼスは、やがて自身のルター派への改宗と、ケルン大司教領内への宗教改革の導入を目論み、彼の顧問官、司教座聖堂参事会(Domkapitel)、ケルン大司教領の諸身分との間に対立を生じさせた³。この対立は、帝国内外のプロテスタント勢力とカトリック勢力を巻き込みながら、「ケルン戦争」(Kölnischer Krieg)に発展する。1582年11月4日、大司教ゲーブハルトはボンに軍隊

¹ 神宝『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質』443頁。

² 1583年10月17日の警備条令は、ケルン市立歴史文書館に保管されている。HASTK, Best. 14, Nr. 6, 67 (Wachtordnung von 17. Oktober 1583)。

³ ライン流域の宗派紛争とケルン戦争については、以下の文献を参照した。Lossen: *Krieg; Petri / Droege (Hg.): Rheinische Geschichte*, Bd. 2, S. 83 – 110; Janssen: *Kleine rheinische Geschichte*, S. 187 – 189。

を派遣し、12月12日にこの都市を占領すると、12月19日には自身のルター派への改宗を宣言し、大司教領内の臣民の宗派選択の自由を認めた⁴。これに対し、ケルン司教座聖堂参事会は、1583年4月26日に大司教の廃位を宣言し、5月23日には、バイエルン公エルンスト・フォン・ヴィッテルスバッハを新大司教に選出した⁵。もちろんゲープハルトはこれを承認せず、事態は新旧大司教の軍事衝突に発展する。しかし、ヴィッテルスバッハ家出身の大貴族であるエルンストは、軍事力においてゲープハルトを圧倒していた。1584年2月5日に彼の軍勢がボンを占領すると、両者の争いの帰趨は決した⁶。

この2人の大司教の争いは、ケルン大司教の支配領域の外部にあったケルン市にも深刻な影響を及ぼし、都市の平和を脅かした。カトリック・プロテスタント両軍の戦闘や傭兵隊の略奪行為は、都市の周辺にまで及んでいた。そして何よりも、ゲープハルトの改宗とケルン大司教領への宗教改革の導入は、当時カトリック諸侯への接近を図っていた参事会の「外交」政策を根本から揺るがしかねなかった。都市と大司教の公認宗教が相違するならば、伝統的に都市の自治をめぐる緊張状態にあった両者の関係が、一層悪化することは間違いない。

都市の平和は、ルブラックの言う近世都市の「基本的価値」の1つであり、それが脅かされていることに対する危機感は、市長や参事会員のみならず市民の大半によっても共有されていたであろう。そしてこのことは、都市の防衛体制の強化を促したと考えられる。しかし、こうした状況に、従来のガッフェルを単位とする軍事活動で対応できるかは、問題であった。

約100年前の1475年2月、皇帝フリードリヒ3世の要請を受けて、ケルン市から1400人の軍勢がノイスに向けて出発した。ブルグント公シャルルに包囲されたこの都市を、援助するためである⁷。ちなみに、1475年9月9日に皇帝がケルンに帝国自由都市としての地位を公認したのは、この功績に酬いるためであった。この軍勢は、ガッフェル毎に召集された一織布工ガッフェルは152人の兵士を提供したが、その中にどの程度普通の市民が含まれていたのかは不明である。その一部は戦闘を生業とする傭兵であったであろう⁸。しかし、ゴットシャルク・ヴァインスベルクは、1481年にケルンの市民権を獲得したが、彼の孫はこれについて、祖父が、ノイスで戦った功績のために、参事会から市民権を与えられたと主張している⁹。これは、ヘルボルンも指摘しているように、ノイスの戦闘が、ゴットシャルクの市民権獲得の6年前の出来事であることを考えても、信憑性に乏しく、すでに述べたように、彼は商売上の必要性から市民権を購入したと考えられる¹⁰。しかし、ヴァインスベルクがこのような一意識的か否かはともかくとして一虚偽の記述をしたことは、ノイスの戦闘において、彼の祖父のような軍事的な訓練や実戦の経験に乏しい人々も、都市の軍勢に加わっていたことを示唆している。

⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 156 – 157; Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 60 – 103, 166.

⁵ Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 278, 295 – 296.; Janssen: *Kleine rheinische Geschichte*, S. 188.

⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 227 – 228; Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 471 – 472.

⁷ Arentz: *Zersetzung*, S. 90.

⁸ Arentz: *Zersetzung*, S. 90.

⁹ Weinsberg, Bd. 5, S. 450 – 451.

¹⁰ Herborn: *Entwicklungsstufen*, S. 13.

しかしその後、都市の軍事活動は、大砲などの銃火器の普及を含む、軍事技術の発展の結果、素人ではなく職業軍人が担うべき活動となった。これを受けて参事会は、1488年にガッフェルに対して、人員ではなく、各々に割り当てられた一定程度の兵士を雇用するための費用を供出すること、それが不可能な場合にのみ、彼らの仲間、あるいはその代理人を兵士として提供することを命じている¹¹。

それにもかかわらず、この後の論述からも理解できるように、軍制改革前夜の1580年頃には、市民は自ら都市の軍事活動に従事していた。この理由として、22のガッフェルの全てでないせよ、少なくとも一部のガッフェルの経済的な衰退を指摘できる。例えば、ヴァインスベルクによれば、1594年4月3日に、彼のガッフェル・シュヴァルツハウスの仲間たちは、彼らの集会所を売却したが、このことはガッフェルの経済的困窮を示唆している¹²。こうしたガッフェルは、参事会の軍事的負担の要請に対して、金銭ではなく人員を提供した。しかし、素人である市民の軍事活動によって、16世紀末の危機的状況に対応することは、困難であると言わざるを得ない。

そもそもガッフェルと参事会との指揮系統は脆弱であり、非常時における両者の意思疎通は困難であった。例えば、1581年8月3日、都市の市壁前の野原(Feld)で開催されていた弓競技会の最中、ケルン大司教の軍隊による都市侵攻の報告がもたらされた¹³。市壁前の野原は大司教の支配領域に属していたため、大司教は競技会の開催に抗議し、競技場の撤去を要求していたのである。軍隊侵攻の報告を受け、市内では非常事態を告げる鐘が打ち鳴らされ、さらにヴァインスベルクによれば、「[市長の]ピルグラム殿はマール門から聖セヴェリン門へと馬を走らせ、市民たちに加勢を呼びかけ、[市門に]急いで駆けつけろと叫んだ」¹⁴。しかし、この呼びかけに応じて聖セヴェリン門に集まった市民は2000人程度に過ぎず、その他の市民は、市長を市門に孤立させたまま、ガッフェルの集会所に待機するばかりであった。結局、都市にとっては幸いなことに、大司教侵攻の報告は誤りであることが判明した。しかし、同様の出来事が実際に生じたならば、市民は都市の平和を守りきれなかったであろう。

以上のように、1583年の軍制改革の背景には、都市外部の宗派紛争があった。すなわち参事会は、都市周辺で激化する紛争に対して、都市の平和を守るために、財政的、人的な不足、そして指揮系統の未確立といった問題を抱える現行の軍事制度の刷新を決定した。そしてこの決定は、参事会と危機感を共有する多くの市民—それはカトリックのみならずプロテスタントの市民も含まれたであろう—の合意を得たと考えられる。

参事会とプロテスタント・ガッフェルの対立

1583年に参事会を軍制改革に踏み切らせたもう1つの要因は、都市内部における参事会とプロテスタント住民との対立であった。ヴァインスベルクは、「1583年8月17日頃

¹¹ Arentz: *Zersetzung*, S. 90.

¹² *Weinsberg*, Bd. 4, S. 164.

¹³ この事件の経過は、ヴァインスベルクの回想録の次の箇所に記されている。*Weinsberg*, Bd. 3, S. 102 – 105. また、次の文献も参照。Arentz: *Zersetzung*, S. 90 – 91; Becker: *Köln contra Köln*, S. 78 – 79.

¹⁴ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 104. [] 内著者。

[後述するように、これは8月12日の誤りである]、参事会において、ケルンの全市民共同体を8つの連隊区に分割し、各連隊区に1人の連隊長を配置し、各連隊長に中隊長と旗手を委ねるべきことが取り決められた」ことを報じているが、その記述の中で彼は、参事会が「当時いくつかのガッフェルに対して不信感と疑念を抱いており、巷での噂の通り、廃位されたゲーブハルト殿とノイエンアール伯が、ガッフェルを扇動しているのではないかと考えていた」ことが、この決定の原因となったのではないかと推測している¹⁵。この年、彼は参事会員ではなく、軍制改革をめぐる議論にも参加していないため、彼の推測が事実と合致しているかは不明である。しかし、彼のような参事会に近い人間が、軍制改革の原因を、このように理解していたということは、無視できない。

第3章でも述べたように、16世紀末から17世紀初頭にかけて資格審査の制度が確立されるまで、カトリック都市ケルンにもプロテスタントが存在していたが、彼らは、上述の市外の宗派対立の激化と相前後して、不穏な動きを見せていた。

1582年6月6日、ヨハン・フォン・ズフテルン、ヨハン・ブルックマン、そしてカスパール・フォン・ヴェーディゲの3名が、市内にルター派の教会を設立する許可を得るために、市長カスパール・カンネンギーサーに請願書を提出した¹⁶。そして参事会がこれを却下すると、ズフテルンは、仲間のヨハン・バノニウスとともにアウクスブルクを訪ね、帝国議会に参加するために集結していたプロテスタント諸侯に支援を要請した。諸侯が参事会に書状を送り、先の請願書の承認を求めると、参事会は態度を硬化させる。市内に滞在していたブルックマンとヴェーディゲは8月16日、そしてアウクスブルクから都市に帰還したズフテルンとバノニウスは12月6日に、都市の塔にある牢獄に監禁された。

さらに、同じ年の7月8日には、ライン流域の有力なプロテスタント諸侯ノイエンアール伯アドルフが、軍勢を率いて、ケルンの裁判領域(Bannmeile)内にある村落メヒテルンに現れた¹⁷。この村の教会堂でカルヴァン派の説教師ヨハン・フォン・オッツェンラートに説教を行わせるためである。そしてこの時、ケルンの400人の住民が、メヒテルンを訪れた。ヴァインスベルクは、「人々の噂によれば、ノイエンアール殿は、ケルンの新しい信仰の支持者に金を与えて、これへの参加を促したそうである」と記している¹⁸。これに対して参事会は、秘密集会の禁止、すなわち市民が「同盟し、徒党を組み、協定を結んではならない」ことを定めた「同盟文書」の第11項を引き合いに出し、市民の説教への参加を禁止した¹⁹。そしてヨハンが7月15日と22日にも説教を行うと、参事会は市門を閉鎖し、市内のプロテスタントが市外に出ることを妨げたばかりでなく、22日には市壁からメヒテルンの教会堂に向けて大砲を発射し、参加者を威嚇した。

ここで重要な点は、ケルンのプロテスタントたちが、22のガッフェルの全てではなく、

¹⁵ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 201 []内著者。この出来事については、次の文献も参照。Groten: *Sorgerecht*, S. 86.

¹⁶ この事件の経過については、以下の文献を参照。Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 43–44, 52–54, 91–95。ヴァインスベルクもこの事件について回想録に記している。*Weinsberg*, Bd. 3, S. 131–132, 140–141, 155.

¹⁷ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 134–135; Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 45–46, 49–51.

¹⁸ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 135.

¹⁹ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 195; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 59, 65; 林『ドイツ都市制度史の新研究』104頁。

特定のガッフェルに集中して所属していたことである。すでに紹介したように、ヴァインスベルクは、「参事会は、当時いくつかのガッフェルに対して疑いと疑念を抱いて[いた]」ことを記していた。また、大司教ゲープハルトは、1582年11月25日にアイゼンマルクト以外の21のガッフェルに書状を送ったが、ヴァインスベルクによれば、その際「いくつかの[ガッフェル]においては、[大司教の]書状が読み上げられ、いくつかの[別のガッフェル]では読み上げられなかった」²⁰。さらに参事会が、11月28日に「ガッフェルに対して、以後、こうした書状を受け取ることを禁止した」際には、「いくつかのガッフェルは、それを了承しなかった」²¹。この「いくつかのガッフェル」とは、前章に登場した、1570年代末から1580年代初頭にかけてプロテスタントを参事会員に選出したガッフェル、すなわち、樽工、毛皮匠、鍛冶屋のガッフェル、さらに商人ガッフェルのシュヴァルツハウスとヒンメルライヒである²²。大司教ゲープハルトをはじめとする市外のプロテスタント勢力は、これらのガッフェルとの連携を図っていたのである。

ガッフェルが市民の軍事活動の単位である場合には、こうしたプロテスタントが所属しているガッフェルの、軍事活動に対する姿勢が問題となる。ヴァインスベルクは、1582年11月30日には、当時の軍事活動について、「正統な [=カトリックの] あるいは、その他の信仰をもつ者も、皆がこの[都市防衛のための] 動員に対して、喜びと意欲をもって応えた」と記している²³。しかし、この1ヶ月後、ヴァインスベルクは、次のような事件を報じている。

「1582年12月27日、クリスマス祝祭中の聖ヨハネの祭日、ケルンで騒動が起こるかと思われたが、やがて事態は収拾した。すなわち、その晩、ガッフェルの人々が市壁で見張りを行ない、樽工組合の者がヴァイエル門側の市壁に立っていた。そして監察官のヤーコブ・フォン・ジークブルクと修士ゲルヴィヌス・カレニウスが、都市の兵士と傭兵とともに市壁に沿って監督を行い、樽工のところにやってきて、「君ら、兄弟たる市民仲間 (mitburger) よ、調子はどうだ？」と尋ねた。すると、ある樽工が、「お前らはごろつきと、その頭目だ」と言いながら、来訪者たちに近づいた。ジークブルク殿は、「違う。我々は参事会に従って、良い意図をもって来たのだ」と言った。彼がこう答えると、その他の樽工が集まってきた。兵士たちは、「我々はお前たちにならず者と呼ばれる筋合いはない」と言いながら、火縄銃の縄に火を付けようとした。しかし、殿方 [=ジークブルクとカレニウス] が彼らをなだめ、そこから去った。争いの発端となった者は走り去り、1人が逮捕され、罰金を払わされた (geschätzt) 後に、組合に送られ、事態は収まった。」²⁴

市壁を警備する樽工が監察官と傭兵を挑発し、未遂に終わったとはいえ、火縄銃で撃と

²⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 151. [] 内著者。

²¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 151 – 152.

²² Lossen: *Krieg*, S. 291. これらのガッフェルからプロテスタントが参事会員に選出されていたことは、前章で見た通りである。

²³ Weinsberg, Bd. 3, S. 153. [] 内著者。

²⁴ Weinsberg, Bd. 3, S. 157 – 158. [] 内著者。

うとしたことは、両者の対立が一触即発の状態にまで高まっていたことを示している。

1583年4月18日、ヴァインスベルクは、新たな事件について記している。「聖職者が沢山の武器と兵士たち、騎兵と歩兵を、彼らの家屋と修道院に密かに隠しており、市民たち、とりわけ新しい宗派を信仰する者を襲撃し、略奪し、殺害し、全都市を彼らの暴力の下に置こうとしている」という噂が、「よそ者の傭兵」の口から広まった²⁵。この噂に「ガッフェルは激しく反応し、とりわけ鍛冶屋、樽工、仕立て屋などは、参事会がこうした事柄を放置しようとするなら、彼ら自身が備えを行わなくてはならないのであり、そのことを参事会に伝え、ガッフェルで会合を開こうと申し合わせていた」²⁶。

これを受けて、「参事会は、ガッフェルの参事会員に[教会施設の調査を]命じたが、調査された律院と修道院からは、何も発見されなかった」²⁷。さらに参事会が傭兵を逮捕すると、ようやく「ガッフェルは落ち着き、噂は静まった」²⁸。そして、この噂を広めた傭兵ペーター・フォン・リッサは、1583年6月4日に市郊外の処刑場メラテンで斬首された後、四肢を切断され、市門の前に晒された。ヴァインスベルクは、このような過酷な刑罰が執行された理由について、「人々は、ケルンに騒擾が生ずることを恐れていた。すなわち、市民が聖職者に、カトリックがその他の信仰をもつ者に立ち向かうことを。だからこそ、この傭兵は見せしめとして、その他の者たちを震え上がらせるために、裁かれたのだ」と記し、参事会が傭兵を市民に対する「見せしめ」としたことを認めている²⁹。

1583年5月23日の大聖堂におけるケルン大司教の選挙に際して、参事会は、ガッフェルから1200人の市民を動員して、市門と市内の重要地点に配置した。しかし、この警備の最中、鍛冶屋たちが大聖堂に向けてマスカット銃を発射する³⁰。そして、この選挙直前の5月18日と19日には、ノイエンアール伯アドルフと、大司教ゲープハルトの弟であるカール・トルフゼスが、ケルンのガッフェルに書状を発し、大司教の選挙を妨害するように要請していた³¹。この2つの出来事の関係は明らかである。

このように、都市周辺のカトリック、プロテスタント勢力の対立が激化する中で、市内のプロテスタントと参事会の対立が強まっていた。そして市内のプロテスタントは、ケルン大司教ゲープハルトなどのプロテスタント諸侯と連携し、武力行使さえ辞さない構えをみせていた。これは近世都市の「基本的価値」である平和と協調に対する重大な脅威であった。したがって参事会は、軍制改革を通じて、市民の武力をこれまで以上に厳重な監督のもとに置くことによって、市内のプロテスタントの武力行使を抑え込もうとしたと考えられる。そしてこの参事会の意図は、都市の少数派であるプロテスタントを除外したとしても、多数派であるカトリックの支持を得たであろう。

以上、16世紀後半、特に1580年代における都市内外の様子を概観した。その成果に鑑

²⁵ Weinsberg, Bd. 3, S. 180 – 181.

²⁶ Weinsberg, Bd. 3, S. 181.

²⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 181. [] 内著者。

²⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 181.

²⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 187.

³⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 183 – 185; Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 291; Janssen: *Kleine rheinische Geschichte*, S. 188.

³¹ HAStK, Best. 50, Nr. 179 / 1, fol. 17r. – 24v.; Lossen: *Krieg*, Bd. 2, S. 291.

みるならば、都市内外の宗派対立によって、都市の平和と協調が失われる可能性が高まる中で、それらを維持しようとする参事会が、少なくとも都市のカトリック、そして恐らくは、信仰よりも都市の平和と協調を重視する、少なからぬプロテスタントの合意を得て、1583年の軍制改革を実行したと行うことができよう。

2. 新しい軍事組織の構成と活動

1583年に設立された軍事組織は、仲間団体であるガッフェルとは異なる性格を備えていた。以下、この組織の構成と活動を検討し、その性格について述べる。

連隊と連隊長

1583年8月12日の参事会の会議において、「ケルンの都市全体が8つの連隊区(Quartiere)に分割される。全ての連隊区は、可能な限り秩序立てて区分けされ、避けることのできない大きな困難が明らかに要請していることであるが、この連隊区の各々に、連隊長、中隊長、旗手、その他の指揮官が置かれるべし」と決定された³²。1583年の軍事制度は、この8つの連隊区を基盤としている。

図1には、ローマ数字IからVIIIまでの連隊区の領域が示されている。これらの連隊区の領域は、ケルンに伝統的に存在した19の教区のそれと類似している。しかし、これは表面的な類似に過ぎない。連隊区は、市民の日常的な社会生活の中で自然発生的に形成された教区とは異なり、人口調査に基づき、「可能な限り秩序立てて区分けされ」た³³。この連隊区毎に召集される連隊全体の規模について、ヴァインスベルクはそれが「1000人以上の武装した市民から構成された」ことを伝えている³⁴。

各連隊区の最高責任者は、連隊長である。1583年8月17日の参事会の会議において、「各連隊区に、1人の連隊長(Oberhauptman)を置くために、六人衆、ヨハン・フォン・ライスキルヘンとヴァイマール・フォン・デア・ズルツェンを連隊長とすべきである」ことが決定された³⁵。ライスキルヘンとズルツェンは、都市の防衛に責任をもつ監察官であり、当時参事会が臨時に設立した軍事委員会(Kriegskommissar)の委員でもあった³⁶。したがって、連隊長には、当時の都市の最高権力者である「六人衆」と、警備及び軍事部門の最高責任者が任命されたことになる。

この連隊長の権限について、警備条令の第5項には、「連隊長、あるいは彼らの代理人は、週に3回、彼ら全員、あるいはその命令に従うことのできる最低2人の人物で、午前中、あるいは正午に、適当な場所に集合し、各連隊の代表者、あるいはその中隊の指揮官、あるいは小隊長を諮問し、[・・中略・・]全てを適切に決定し、協議しなくてはならない」ことが規定されている³⁷。特に連隊長は、この後に述べる市壁の警備に動員する中隊の数を決定した。

³² HASTK, Best. 10 Nr. 34, fol. 162r.

³³ これについては、次の文献も参照。Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 224.

³⁴ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 215. [] 内著者。

³⁵ HASTK, Best. 10 Nr. 34, fol. 165r – v. [] 内著者。

³⁶ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 165 – 166; Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 224.

³⁷ HASTK, Best. 14, Nr. 6, 67. [] 内著者。

連隊区は、市民の警備活動の単位であったばかりでなく、スクリプナーの言う参事会の社会的コントロール装置としての機能も果たしていた。例えば、1585年5月29日の「よそ者取締令」(Fremdenverordnung)には、「全ての参事会の友、この都市に生まれた[市民]や、2年以上前に[都市に]受け入れられたその他の市民は、彼らのもとを訪れる友人や親類の客に部屋、家屋、宿舎を提供する場合は、事前に、彼らが住んでいる連隊区の連隊長、あるいは副官に、[その者の]氏名を伝え、彼らが何時、どの位の期間に渡って、その者と生活する予定であるかを示し、[提出日の]年月日を記して提出すべし」と規定されている³⁸。

中隊と中隊長

各連隊区は、複数の中隊区(Fahnenbezirk)に分割された。図1には、第6連隊区を構成する8中隊区が、第1中隊区から順に、AからHのアルファベット記号で示されている。都市全体には54の中隊区が存在した³⁹。これらの中隊区のそれぞれから、約200人の市民が動員され、中隊(Fähnlein)を構成した。これが市民の軍事活動の基本単位である。さらに各中隊は、小隊長(Rottmeister)と10-15人の市民が構成する小隊(Rott)に分けられていた。

中隊の指揮官は、中隊長(Hauptmann)であった。原則的には中隊長の任命権は参事会に属したが、1583年8月17日の参事会の会議で、「彼ら[=連隊長]は、名誉ある参事会が選出するが、連隊の中隊長は、彼らの中で協議(vergleichen)すべきことが決定」されているように、実際には8人の連隊長が、連隊毎に中隊長を選出した⁴⁰。中隊長の多くは参事会員であった。例えば、ヴァインスベルクは、1583年8月21日に任命された初代の54人の中隊長の1人であり、コンラート・ライスキルヘンの連隊の中隊長であった⁴¹。また、中隊が所有した軍旗の管理は、旗手(Fahnenträger)に委ねられた。その他中隊には、中隊長の下位に置かれた指揮官として、副官(Leutenant)と曹長(Weibel)がいた。

警備条令の第1項によれば、18歳から70歳の男性市民は、原則として都市の警備活動に参加する義務を課せられていた。1回に動員される中隊の数は、2中隊から6中隊であり、その数は、軍事評議会(Kriegsrat)を構成する8人の連隊長によって決定された⁴²。警備条令の第15項には、「昼夜を問わず、警備頭(Wachtmeister)が、参事会の命令のもとで、連隊長と軍事評議会とともに、当時都市が置かれている状況、あるいは緊急の危機に対応して、必要と定めた数の中隊を警備に派遣する」ことが定められている⁴³。動員されたにもかかわらず警備活動に参加できない者は、12アルブスの罰金を支払うか、代理人を立てなくてはならなかった。しかし、すでに述べた連隊長の他、「連隊長の2人の従者(knecht)と1人の若者(junge)、そして都市の法律顧問官(syndici)と書記、そし

³⁸ HASTK, Best. 14 Nr.12, 35. [] 内著者。

³⁹ 中隊の組織については、以下の文献を参照。Heinzen: *Zunftkämpfe*, S. 95; Holt: *Bürgermusterung*, S. 233 – 236; Holt: *Einteilung*, S. 136 – 137, 143 – 176.

⁴⁰ HASTK, Best. 10 Nr. 34, fol. 165r – v. [] 内著者。

⁴¹ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 201 – 202.

⁴² Holt: *Bürgermusterung*, S. 238.

⁴³ HASTK, Best. 14, Nr. 6, 67.

て夜警」は、この義務を免除されていた⁴⁴。

さらに、警備条令の第 94 項には「連隊長、[連隊長の] 副官、中隊長、その他の指揮官が、彼の連隊区を見回り (visitation) しようとする場合、全ての者は、上述の連隊長の命ずるところにより、家屋、部屋、小部屋、さらには巡察が必要と思われる場所を巡察する義務がある」ことが定められ、中隊長が、必要に応じて臨時に都市の見回りを行ったことを示している⁴⁵。

市民はこうした定期的、あるいは臨時の活動を、どのくらいの頻度で行ったのであろうか。便宜上、臨時の活動は行われなかったものとし、1 回の定期的な市壁の見張りに平均 4 中隊長が動員されたと仮定すると、各中隊長は 13.5 日、すなわち約 2 週間に 1 回、見張りを行ったことになる。中隊長という人間集団は、当時のガッフェルの活動と比較しても、活発に活動していた。したがって、構成員は緊密な人間関係を取り結んでいたであろう。そして、パウル・ホルトは、この人間関係が家族的な性格を帯びていたと述べている⁴⁶。

この人間関係を考察するために、中隊長と中隊員の服装に目を向けることは有益である。第 3 章で述べたように、近世都市において、服装は人々の属する身分や社会的地位を示す標識であった。

警備条令が公布される 2 日前の 10 月 16 日、一連の準備作業の総仕上げとして、試験的な中隊長の動員と閲兵式が行われた。すでに述べたように、1583 年 8 月 21 日に中隊長に任命されていたヴァインスベルクは、彼の中隊長を率いて、市内の聖グレオン修道院前の広場へと行進する。この時自身が身につけた服装と装備について、「私は、黒いフラウス製 [Flausch: 毛足の長い羊毛でできた柔らかな布地] の上着と、黄色の籠手、フラウス製の折り返しのついた黒い毛織のブーツを身に付け、黒地に白い斑点のある羽飾りのついた黒い毛糸の帽子を被り、赤と白の絹糸で識別章が刺繍されたマントを首から背中に下げ、白い革製の手袋をはめて、手には黒と白の絹製の房のついた黒い杖を持っていた」と記し、「他の中隊長たちも、少々異なったものを身に付けていた」と述べている⁴⁷。中隊長の華麗な服装と装備は、彼の特権的な地位を端的に示している。ヴァインスベルクの計算によれば、彼の服装と装備、さらに彼の中隊長の軍旗 1 本を合計した費用は、112 グルデンであった⁴⁸。これに対して、彼の指揮する中隊長を含む第 6 連隊長の身なりについては、ヴァインスベルクは「前方と後方の者たちは銃、その間にいる者たちは剣、長槍、矛槍、羽飾り付きの槍 (federspeissn) を手にしていた」と記して、その武器を報告するのみである⁴⁹。

中隊長と中隊員の服装の相違は、ガッフェル内部の平等な仲間関係とは対照的な、中隊長内部の階層秩序を視覚化している。ガッフェルの長であるガッフェル頭や旗頭は、ガッフェルの仲間によって選出された。これとは異なり、参事会によって任命された中隊長は、中隊長に対して、いわば「上から」与えられた存在である。中隊長と中隊長の間には、垂直的な支配関係 (Hierarchie) が確立されていた。

⁴⁴ HASTK, Best. 14, Nr. 6, 67.

⁴⁵ HASTK, Best. 14, Nr. 6, 67. [] 内著者。

⁴⁶ Holt: *Einteilung*, S. 140.

⁴⁷ Weinsberg, Bd. 3, S. 215. [] 内著者。

⁴⁸ Weinsberg, Bd. 5, S. 228.

⁴⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 215.

しかし、両者の関係は友好的なものでもあった。例えば、1586年10月5日に、ヴァインスベルクの「中隊内の一般の人々（das gemein folk）が、その他の中隊におけると同様に、参事会が供給しようとしぬい蝋燭を要求して騒動となった」際、彼は回想録に、「私は彼らを参事会に訴えたり、それについて報告したくなかった。私はこれまで彼らと友好的にやってきたからである」と記して、部下を気遣う気持ちを表している⁵⁰。もともと、このとき彼は、彼の「曹長と12人の小隊長に対し、カルメル会修道院の回廊において事態を告げ、彼らの増長を咎め、彼らが騒動を抑えなければどれほど厳しく罰せられるかということ、意を尽くして警告」した⁵¹。日頃部下との友好関係を大切にしていたヴァインスベルクは、しかしながら、その友好関係を損なうことになったとしても、部下の行動を監督し、時には彼らを処罰しなくてはならない立場に置かれていた。中隊長と中隊員の関係は、支配関係と友好関係という2つの側面を備えていたのである。

このことは、次に紹介する回想録の記述からもうかがえる。やがて70歳になり、中隊長職を辞することになったヴァインスベルクは、彼の最後の仕事を行った。以下は、そのときの様子を報じた記述である。

「1587年11月23日、私は、すでに参事会から直々に、見張りの義務を免除されていたが、私は、この日自ら参事会から〔持ち場を記した〕紙片を受け取り、聖セヴェリン門を受け持つこととなった。そこに私は〈前任の旗手であるマタイス・ギンドルフの掲げた〉軍旗とともに赴き、門に私の12人の小隊長を集め、紙片を示し、抽選を行なった。そして、いとも賢き参事会が、私の70歳という年齢故に、警備条令の規定により、私を中隊長の職から免じ、解放したことを伝え、愛すべき中隊（corpus）、全ての小隊長、全中隊長に対し、今日まで、名誉をもって、良き意志と服従の心を示してくれたことを感謝し、誉ある参事会が、旗手のマタイス・ギンドルフを中隊長に、副官のヤスパル・リブラーを旗手に選出したので、私は、彼ら〔＝小隊長〕が各人の小隊に伝え、これからも新しい中隊長と指揮官に対し、参事会の「お上」としての権力ゆえに、また彼ら各々の利益、そして全都市〔の利益（＝公益）〕のために、服従し、忠実な市民がそうすべきような仕方で、見張りを勤勉に果たすことを、友好的に要請した。そして、小隊長が解散を告げると、私は全中隊長を、皆で楽しい宴会を開くために、他日4時頃に私の家に招待した。このとき私は3.5アルブスを0.5クヴァルトの白ワインに支払い、蝋燭を供え、奉公女に3アルブスの飲み代（drinkgelt）を渡した。夜が明けて見張りが太鼓の音とともに終了すると、全ての小隊長が門の前に集まってきて、大きな歓声をあげた。前中隊長である私に対する感謝を込めて。彼〔＝ヴァインスベルク〕は我々とともに、良く任務を果たした、と。それから新中隊長マタイス・ギンドルフが私とともに先頭を進み、新旗手ヤスパル・リブラーが旗を持ち、私の家まで行進した。4人の楽師たちは皆私とともにクローネンベルク館に行き、私は彼らに感謝の気持ちとしてワイン1瓶を贈った。」⁵²

⁵⁰ Weinsberg, Bd. 3, S. 354.

⁵¹ Weinsberg, Bd. 3, S. 354.

⁵² Weinsberg, Bd. 5, S. 287 – 288. 〈 〉内編集者 [] 内著者。

ヴァインスベルクは、彼の部下に向かって辞任の挨拶を行ない、「愛すべき中隊」が示してくれた「良き意志と服従の心」に感謝するとともに、後任の中隊長に対して「服従」することを「友好的に要請」した。最後に全中隊員を宴会に招待した彼に対し、全中隊員は感謝を込めた歓声で応えている。

以上の回想録の記述が示すように、中隊長と中隊員の間には、一方では支配と服従、他方では愛情と感謝の交差する、「家族のような親密さを伴った支配関係」とでも表現すべき関係が取り結ばれていた。そしてこの関係は、中隊長の葬儀という機会に、最も華々しい仕方で、顕在化した。例えば、「パン屋ガッフェルの参事会員で、市民の 54 人の中隊長の 1 人」であったパウルス・ファン・アルフターは、1584 年 2 月 11 日に、「全中隊と笛手と鼓手に伴われて埋葬された」⁵³。墓地に向かう葬列の中で、中隊員たちは「武器を下に傾けて担い、悲しげで、2 人の鼓手は黒い布を掲げていた。軍旗は行列の真ん中にある旗手に支えられていた」⁵⁴。そして行列が聖ヨハン・コルドーレン教会に到着すると、「曹長とその他の中隊員が、彼を墓穴に下ろし、その底に据えた時、彼らは墓所で一斉に射撃を行い」、その後「彼らは軍旗を振りつつ行進し、笛吹きと鼓手と近隣の人々とともに彼の家の前に行き、慣習通り我らの父 [である神] に祈りを捧げ、解散した」⁵⁵。今や中隊長の葬儀の主演は、家族でもガッフェルでもなく、彼が率いた中隊となった。

こうした中隊長と中隊員の「家族のような親密さを伴った支配関係」は、活発な中隊の活動を通じて、市民の意識の中に定着した。確かに現実には、中隊員の中隊長に対する不服従行為は、頻繁に生じていた⁵⁶。しかし、市民の意識の次元における中隊員と中隊長との関係のイメージが、現実の両者の関係を規定したことを見過ごすべきではない。

3. 参事会と市民の関係の変化： 兄弟的關係から家父長制的關係へ

軍事活動の領域における中隊長と中隊員の関係は、政治の領域における参事会と市民の関係を反映していたと考えられる。中隊における 54 人の中隊長の—「全員」がそうであったと確認することはできないにせよ—ほとんどは同時に参事会員であったし、中隊員は市民であった。彼らの意識の中で、中隊における中隊長と中隊員の関係と都市の参事会と市民の関係は、互いに重なり合うものとして認識されていたであろう。

グローテンは、ケルン市立歴史文書館に保存されていた 15 - 16 世紀の公文書を網羅的に検討し、参事会を形容する表現の変化を示した。彼によれば、1570 年代以降の文書において、ケルンの参事会は、自らを都市共同体に「父のような配慮」(väterliche Sorge) を払う存在として提示している⁵⁷。他方、フーゴー・シュテーケンパーは、15 世紀末の参事会が、市民に対して、「我々 [=参事会] を忠実な市民であり、兄弟である者たちと共に留まらせたまえ」と呼びかけている文書を紹介し、そこに参事会と市民の関係の「兄弟的性格」(Brüderlichkeit) を読み取った⁵⁸。グローテンとシュテーケンパーの研究は、1570

⁵³ Weinsberg, Bd. 5, S. 235.

⁵⁴ Weinsberg, Bd. 5, S. 235.

⁵⁵ Weinsberg, Bd. 5, S. 235. [] 内著者。

⁵⁶ Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 225.

⁵⁷ Groten: *Sorgerecht*, S. 77 – 82.

⁵⁸ Stehkämper: *Gemeinde*, S. 1071. [] 内著者。

年頃に、参事会と市民の関係が、兄弟という水平的な関係から、垂直的な父と子の関係に変化したことを示唆している。確かに、中隊長と中隊員の「家族のような親密さを伴った支配関係」とは、理想的な父と子の関係に他ならない。

宗教改革者マルティン・ルターにとって、現世の権力関係の基礎は、父による家の支配であり、国家の秩序も、家を模して構築されるべきものであった⁵⁹。また、フランスの政治思想家ジャン・ボダンも、1576年に出版された『国家論 6巻』の中で、「よく治められた家は、国家の真の似姿であり、家権力は〔国家の〕主権に類似している」と論じた⁶⁰。16世紀には、支配者と被支配者の関係を家父長制的な図式のもとで理解する仕方が、広く普及していた。そしてケルンでは、こうした家父長制的な参事会と市民の関係は、新しい軍事組織の人間関係の中に顕在化したのであり、参事会員と市民は、この新しい関係を、中隊の活動を通じて学んだのである。

4. 16 - 17 世紀のケルンにおける参事会の放浪者取締り

こうした参事会と市民の関係の変化は、参事会の統治と市民の市政参加のあり方にどのような影響を与えたのであろうか。この問題を論ずるために、16 - 17 世紀のケルンの参事会の放浪者取締りの実態を、「にせ巡礼」に対する取締りを中心に検討する。

近世都市の放浪者取締りの変化は、ヨーロッパ社会における貧困観、人々の貧民に対する意識と行動の変化との関連において、すでに多くの研究者によって論じられている。すなわち、プロニスワフ・ゲレメクの著作のタイトルである「憐れみと縛り首」という表現が端的に示しているように、中世社会において憐れみと施しの対象であった貧者たちは、およそ 1520 年代を転換期とする社会的変化の中で、統治権力の排除と取締りの対象となっていく⁶¹。しかし、こうした変化は、人々の意識と行動ばかりでなく、参事会の統治の変化とも関連していると考えられる。

「聖なるケルン」の「にせ巡礼」

本題に入る前に、まずは「にせ巡礼」という存在について述べておきたい。

中世以来「聖なるケルン」と讃えられたケルンは、多くの巡礼者の訪れるキリスト教の聖地であった⁶²。彼らの主たる目的地は、聖ウルスラの聖遺物のある聖ウルスラ教会と東方三博士の聖遺物のある大聖堂である。1106年、市壁の拡張工事の最中のケルンにおいて、工事現場から夥しい数の人骨が出土した。住民たちは、この人骨を、452年にこの地で殉教したとされるウルスラ姫と 11000 人の乙女の遺骨と見なし、彼女たちに捧げられた教会

⁵⁹ Blicke (田中他訳)『ドイツの宗教改革』81頁。

⁶⁰ Bodin: *republique*, I, 2, p. 11. [] 内著者。ボダンの統治論については、次の文献も参照した。成瀬『近代市民社会の成立』38 - 39頁。

⁶¹ Geremek (早坂訳)『憐れみと縛り首』173 - 281頁。

⁶² 「聖なるケルン」(“Hillige Coln“)の名は、この街に存在する多数の教会施設にも由来する。1583年のケルンに存在した教会施設としては、都市のキリスト教信仰のシンボルである大聖堂(司教座聖堂参事会教会)の他、7参事会教会と19教区教会、そして約90の修道院と約30の礼拝堂が存在した。Bosbach: *Reform*, S. 123; 森谷「中世後期ケルンにおける都市と教会」45頁。

におさめた。さらに 1164 年 7 月 23 日、ケルン大司教ライナルト・フォン・ダッセルが、ミラノから東方三博士の頭蓋骨をケルンにもたらした。この聖遺物は黄金の箱に収められ、この都市の大聖堂の内陣に安置された⁶³。

また、ケルンは、ローマ、サンティアゴ・デ・コンポステラ、あるいはアーヘンに向かう巡礼者が立ち寄る、旅の中継地点でもあった⁶⁴。ヴァインスベルクは、1524 年にケルンを訪れた「2000 人、あるいは 3000 人のハンガリー人、ボヘミア人、オーストリア人、その他のよそ者たち」について、彼の回想録に記している⁶⁵。彼らは、7 年毎に、7 月に 7 日間だけ顕示される聖遺物を一目見ようと、アーヘンを目指す巡礼集団であった⁶⁶。この旅の途上、彼らは、ケルンの巡礼宿で旅の疲れを癒し、市内の教会を訪れた。

しかし、巡礼の慣行は、信仰とは別の領域、すなわち参事会の統治、とりわけ放浪者取締りの領域において、少なからぬ困難を引き起こした。都市に流入した乞食や放浪者は、時には詐術を用いて、市民の隣人愛の精神に訴え、その施しで糊口をしのいだ。こうした「ものもらいの手口」(“Nahrungen“)の数々を暴くべく、1510 年頃には『放浪者の書』と呼ばれる書物が出版されたが、そこにも「にせ巡礼」に関する 1 章がある。

「このでの乞食は、にせの男女の巡礼である。この連中は、帽子に巡礼のしるしをつけている。とりわけ、ローマ巡礼のしるしのクワガタソウ (ヴェロニカ) や、スペインのコンポステラ巡礼のしるしの帆立貝などである。また、この連中のある者は、このしるしを他人に売りつけ、行ったこともない聖地に巡礼した証拠にさせる。これがそのごまかしの手口で、にせ巡礼のいわれである。」⁶⁷

しかし、キリスト者である巡礼者と、放浪者である「にせ巡礼」の間に厳密な境界を定めることは難しい。例えば、シュトラースブルクの説教師ガイラー・フォン・カイザースベルクは『永遠の祖国へのキリスト者の巡礼』において、当時の巡礼者の実態について、以下のように記している。

「巡礼が無一文になると、情け深い人びとのいる大都市に行く。小路から小路を乞食しているうちに、いくばくかのもらいがあり、そうして巡礼の旅を終えることができる。彼は鑑札を持っているとか、乞食を許可されているとか嘘をつく。3 日間の許可をもらってれば、7 日間の許可だと 4 日さばを読む。それから彼は、物乞いの名人で行くところ追い払われたことなしの、賢い乞食の仲間になる。すると、その男はどの小路で物乞いをしたらいいか、分かるようになる。その小路では日曜日には半ペニヒを、月曜日には粥をくれる等々と。どの小路でも毎日くれる施し物が分かる。」⁶⁸

⁶³ 聖ウルスラと東方三博士の聖遺物については、次の文献を参照した。Fuchs (Hg.): *Chronik*, Bd. 1, S. 117, 201.

⁶⁴ Woikowsky- Biedau: *Armenwesen*, S. 48.

⁶⁵ *Weinsberg*, Bd. 1, S. 38 – 39.

⁶⁶ Ohler (井本他訳)『巡礼の文化史』15 – 16 頁。

⁶⁷ Boehncke / Johannsmeier (永野訳)『放浪者の書』139 頁 () 内訳者。

⁶⁸ Irsiegler / Lassotta (藤代訳)『中世のアウトサイダーたち』59 頁。

プロテスタント諸都市では、こうした巡礼者は躊躇なく取締りの対象とされた。宗教改革者が巡礼の宗教的意義を否定し、巡礼者たちから聖性を剥奪したからである⁶⁹。しかし、カトリック諸都市では、事態はより複雑であった。トリエント公会議（1545 - 1563 年）以降のカトリック教会は、聖人に対する呼びかけや聖遺物崇拜の際の迷信的要素を払拭して、これらの信仰実践の制度化を進める一方、それを信者の再カトリック化の手段として奨励した⁷⁰。こうして巡礼という慣行が維持されたカトリック諸都市は、近世を通じて、信仰心と贖罪の心に促されて聖地を目指す敬虔な巡礼者と、いかがわしい「にせ巡礼」たちの目的地であり続け⁷¹、後者に対する取締りが、参事会の政策課題となっていた。

イッパヴァルト巡礼宿と聖ヨハネ巡礼宿

ケルンを訪れた巡礼者は、聖ウルスラ教会と大聖堂を目指したが、「にせ巡礼」の目的地は、巡礼宿であった。1582 年、ケルン大学法学部教授シュテファン・ブロールマンは、ケルンに「2 つの大きな、巡礼と外来者のための施療院」が存在したことを述べている⁷²。その 1 つが、市内の聖マリア・アプラス教会の側、カッテンブーク小路にあるイッパヴァルト巡礼宿である⁷³。1323 年と 1325 年に、ヨハネス・フォルブルーメの未亡人と、アレクサンダー・デア・ディミディア・ドーモ、すなわち「半分の家のアレクサンダー」が隣接する土地をそれぞれ寄進し、そこにアルブレヒト・フォン・ツェレが居酒屋と救護施設を備えた巡礼宿を建設した。

もう 1 つの巡礼宿は、聖コロンバ教区内の「大路」(Breiterstraße) と呼ばれる街路に建つアーヘン巡礼宿、またの名を聖ヨハネ巡礼宿である。1612 年 2 月 10 日の参事会決議録によれば、この巡礼宿は「1399 年に、ペーター・フォン・デア・ヘレン、通称ファン・ハルスバインによって、訪れた貧しい巡礼の施療院として寄進された」⁷⁴。それ以前、この敷地には聖ヨハネ巡礼宿が建てられていたが、この巡礼宿の建物は倒壊していた。そし

⁶⁹ Ohler (井本他訳)『巡礼の文化史』31 頁。ルターは著作『贖宥の効力についての討論の解説』において、巡礼について論じている。しかし、ごくまれにせよ、巡礼に正当な理由が見られることをルターは否定していない。これらの点については、ルター研究所(編)『ルターと宗教改革事典』153 - 155 頁を参照した。また、ツヴィングリの巡礼批判については、次の文献で論じられている。上智大学中世思想研究所(編訳/監修)『キリスト教史 5』133 頁。

⁷⁰ Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第 3 巻 102 - 104 頁。

⁷¹ 中近世の巡礼者の心性については、以下の文献を参照。Ohler (井本・藤代訳)『巡礼の文化史』3 頁; Dülmen (佐藤訳)『近世の文化と日常生活』第 3 巻 104 頁。

⁷² Jütte: *Armenfürsorge*, S. 239. 多くの帝国都市と異なり、ケルンには多目的な機能をもつ施療院 (Allgemeinspital) は存在せず、巡礼、病人、孤児、老人、貧者などの社会的弱者たちそれぞれのために、巡礼宿、病院、孤児院、養老院としての機能をもつ「施療院」(Hospital) が存在した。本論文では、この”Hospital”の語に対して、文脈に応じて、「施療院」あるいは「巡礼宿」の訳語を用いた。

⁷³ イッパヴァルト巡礼宿と聖ヨハネ巡礼宿に関する記述、とりわけその由来、活動と組織、参事会との関係については、以下の文献を参照した。Woikowsky- Biedau: *Armenwesen*, S. 50 - 52; Jütte: *Armenfürsorge*, S. 265 - 266.

⁷⁴ HASTK, Best. 10, Nr. 61, fol. 290v.

ペーターは、そこに庭付きの家屋 2 棟と礼拝堂を建立して、巡礼宿を復活させたのである。寄進者は、この生まれ変わった施設をアーヘン巡礼宿と名づけたが、かつての名前は忘れられることなく、この巡礼宿は新旧両方の名前と呼ばれることになる。

2 つの巡礼宿の運営は、それぞれ 1 人の院長 (Spitalmeister) に委ねられ、彼の監督のもと、数名の下女や奉公人が宿泊者の世話をを行った。巡礼者たちは、ここで寝床と食事を確保することができた。彼らは、床に敷くワラの束と、身体に掛ける布切れを与えられた。また、聖ヨハネ巡礼宿は、14 台のベッドを備えていた。食事に関しては、例えば、1573 年に「パンとビール、エンドウ豆、卵とバター」が提供されたという記録がある。

14 世紀に設立された 2 つの巡礼宿は、すでにその世紀中に、参事会の管理下に置かれた。すなわち、参事会は、1334 年にイッパヴァルト巡礼宿、そして 1399 年に聖ヨハネ巡礼宿の監督権を獲得した。そしてこれ以後、参事会は、前者には 4 人、後者には 2 人の管理者 (Provisor) を任命し、巡礼宿の財産を管理させた。

しかし、長らく参事会の巡礼宿—そしてその他の市内の施療院—に対する監督は、不十分な状態に留まっていた。1513 年の「改訂文書」の第 41 項には、「メラーテン [のライ病院] の管理人、その他の管理人は、年に 1 回、名誉ある参事会に対して、会計報告を行うべし」と定められ、それ以前の財産管理がずさんであったことを示唆している⁷⁵。また、1608 - 1610 年の都市騒擾の最中の 1609 年にも、市民たちは再び参事会に、施療院の監督を要請している⁷⁶。そして、1611 年 9 月 23 日の参事会の会議において、市長の「ペーター・レネツプ殿が提出された、大路にある聖ヨハネ巡礼宿の会計記録について報告した」が、これとともに、「この巡礼宿には、ありとあらゆるならず者が訪れて、3 日間そこに滞在した後、イッパヴァルト、さらにはその他の施療院に移動するといった仕方で、徘徊を行っている。そこでは無秩序な仕方で、男性も女性も一緒になって寝てさえいる」という、巡礼宿の利用実態が明らかにされた⁷⁷。

参事会はすぐに対応を協議し、「修士 [ディートマール・フォン・] ヴィデックと、[ハインリッヒ・フォン・] オイエンに対して、基金を調査し、いかにその結果に応じて、事態を改めるべきか、そして、この悪い乞食たちと、無秩序を取り除くべきか、そして、この場所を監獄として使用できるか否か、熱心に考察し、報告すべきことが委任された」⁷⁸。そして 1612 年 2 月 10 日の会議において、2 人は、「ある巡礼宿から別のそれへと渡り歩く、乞食や放浪者が、そこ [=聖ヨハネ巡礼宿] に収容されている」ことを改めて報告し、参事会は「修士ヨハン・ヴェッシュホーエン、修士ディートマール・フォン・ヴィッケデ、ディートリッヒ・ハール、ハインリッヒ・フォン・オイエンに、そこ [=巡礼宿] に赴き、あらゆる不正を除去し、基金に相応しく利用されるようにすべきことを命じ」ている⁷⁹。

⁷⁵ *Chroniken*, Bd. 14, S. CCXLI; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 76. [] 内著者。次の文献も参照。Jütte: *Armenfürsorge*, S. 304.

⁷⁶ Jütte: *Armenfürsorge*, S. 305.

⁷⁷ HASTK, Best. 10, Nr. 61, fol. 145r.

⁷⁸ HASTK, Best. 10, Nr. 61, fol. 145r. [] 内著者。訳出に際しては、Irsiegler / Lassotta (藤代訳)『中世のアウトサイダーたち』46 頁の記述を参考にした。

⁷⁹ HASTK, Best. 10, Nr. 61, fol. 290v. [] 内著者。

巡礼宿における「にせ巡礼」の取締り

その2年後の1614年8月23日、規律監督官(Zuchtmeister)と乞食取締官(Bettelvogt)の職が創設された。すなわち、この日参事会は「今より、2人の参事会員を、規律監督官として選出」すること⁸⁰、さらに、この規律監督官が、実際の取締り任務を遂行する下級役人として、「4人の適当な乞食取締官を雇用」することを取り決めた⁸¹。

以下、規律監督官の服務規程の条項を参照し、彼らによる「にせ巡礼」取締りのプロセスを概観したい。

第1に、「今後、規律監督官は、乞食取締官に対して、彼らが少なくとも8日おきに、巡礼宿を訪れること、そこにやってきた乞食について問い合わせることを命じること。そして、誰も定められた期間以上にそこに滞在しないように、さらには1つの巡礼宿から別の巡礼宿に移動して、そこに滞在することのないようにさせること」が定められた⁸²。乞食取締官は、定期的に巡礼宿を調査して、「定められた期間」、すなわち「3日間そこに滞在した後、イッパヴァルト、さらにはその他の施療院に移動する」といった、徘徊を行っている「ならず者」たちと、巡礼者たちとを選別し、前者を捕縛したのである。

さらに、この「ならず者」の対処については、以下のように規定されている。

「この規則に逆らった者を、乞食取締官は、特定の場所へ連行し、鎖に繋ぎ、命令して労働に従事させるか、時期によっては、市外で石切の作業(klopfen)をさせるべし。もしその者が命じられて労働をする場合は、担当の市壁管理官(wallherren)が、もし市外で石切りをする場合には、名誉ある参事会の建築監督官(umlauft)が、必要に応じて、雑費と飲料代として、毎日6アルブスを支給すべきであり、それ以上支給し、[参事会に]請求してはならない。彼らは、その給金を、聖ヨハネかイッパヴァルトの巡礼宿で受け取るべし。」⁸³

しかし、この規定には、以下のような補足がある。

「この労働に不慣れであり、不向きである者は、乞食取締官によって、都市から排除されるべし。そして、その者が後に再度取り押さえられるならば、その捕らえられた乞食が、かつて鞭打たれた者であろうと、かつてそれを免除された後に再度発見された者であろうと、彼らは殿方のもとに連行され、以前の勅令(edikt)が定めたように、鞭打ちに処せられることを覚悟すべきである。」⁸⁴

ここに言及されている「勅令」の詳細は不明である。いずれにせよ、この規定は、捕縛された放浪者が、防御施設の工事などの肉体労働に従事するか、鞭打ちを受けた後、都市を退去するかという、二者択一を迫られたことを示している。その際、放浪者が命じられ

⁸⁰ HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 9.

⁸¹ HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 11 – 12.

⁸² HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 10.

⁸³ HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 4 – 5. [] 内著者。

⁸⁴ HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 5 – 6.

た労働に従事したならば、引き続き巡礼宿への滞在を許され、そこで一定の給料を与えられた。

以上に示したように、17世紀初頭における巡礼宿の実態に鑑み、参事会は、「悪い乞食たちと、無秩序」と「あらゆる不正」を取り除こうと試みた。この目的のために、規律顧問官と乞食取締官の職が設けられ、彼らは定期的な立ち入り調査を実施して、巡礼宿に滞在する「にせ巡礼」を選別、捕縛した。彼らが捕縛した放浪者は一彼らが強制労働に従事しない場合には一都市から排除された。

この「にせ巡礼」に対する取締りは、16世紀後半から17世紀初頭にかけてのケルンの放浪者取締り政策の中で、どのように位置づけられるのであろうか。

参事会による放浪者取締りの徹底：「選別」と「排除」

最初に、16世紀前半までの都市の放浪者取締りについて述べておきたい。

すでに1476年、ケルン参事会は、皇帝に対して、約3000人の都市に居住する、あるいはよそ者の貧民が市内に存在すると訴えている⁸⁵。市内の貧困が増大する中、1525年の都市騒擾の首謀者たちも、「よそ者の身体健康な乞食と扇動者を追い払い、それによって地元の貧しい市民に与えられるよう、彼らを監視すること」を参事会に求めている⁸⁶。

こうした現状認識や訴えにもかかわらず、明らかに当時のケルンの放浪者取締りは不十分なものであった。その主たる原因は、都市役人の数的、質的な制約による、執行力の脆弱さに求められる。1614年8月23日に規律監督官職が設置されるまで、都市の放浪者取締りは、市内の治安維持全般に責任をもつ、2名の警視の管轄のもとに置かれた。もっとも、実際の取締りは、警吏(Gewaltdiener)と「ならずの王様」(“clocke“)と呼ばれた下級役人によって遂行された。彼らの数は、16世紀を通じて概ね4名であり、その各々も、役人としての専門性に欠けていた。この組織のみによって、人口約35000人の大都市の浮浪行為の全てに対処することは、不可能といえるだろう⁸⁷。

しかし、16世紀末から17世紀初頭にかけて、参事会は、よそ者の乞食や放浪者が「地元の貧者の口からパンを奪う」ことを防ぐために、彼らを都市から排除する体勢を整えていく⁸⁸。その際、参事会は都市の街区組織を利用した。先の規律監督官の服務規程の別の条項には、以下のように記されている。

「この都市においては、その者が住んでいる教区司祭(pastorn)あるいは教区長

⁸⁵ Kuske: *Sozialpolitik*, S. 73.

⁸⁶ 引用した文章は、騒擾の首謀者が1525年6月21日に作成した、184ヶ条の要求書の第113条である。Looz-Corswarem: *Artikelserie*, S. 139; Irsiegler / Lassotta (藤代訳) 『中世のアウトサイダーたち』34頁。1525年の都市騒擾と184ヶ条の要求書については、次の文献を参照した。櫻井「帝国都市ケルンにおける宗教改革運動」88-94頁。

⁸⁷ Schwerhoff: *Kreuzverhör*, S. 49-65.ここでシュヴェアホフが展開した「執行力の脆弱さ」(die Schwäche der Exekutive)の議論は、以下の邦語文献の中で紹介・検討されている。櫻井「近世初期ケルンにおける救貧制度改革とその展開」74-79頁; 池田「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」」61-62頁。

⁸⁸ HASTK, Best. 10, Nr. 22, fol. 159r.; Irsiegler / Lassotta (藤代訳) 『中世のアウトサイダーたち』30頁。

(kirchmeisterei) が [発行した] 貧困の証書 (urkundt) を提示できない場合、さらに規律監督官から許可 (urlaub) を得ない、あるいは彼らから十分な、止むを得ない事情ゆえに、特別に許可されていない場合、いかなる男女も、施し [の場所] に行き、あるいは家々の前で物乞いをするのを禁じられている。こうしたものを持たない場合、家々の前、その他の場所でも [物乞いを] 許可されない。」⁸⁹

すでに 1570 年頃の乞食取締令 (Bettelordnung) において、参事会は教区長と寺男 (Offermann) に対し、「各教区を巡回して、市内に居住する貧民に」「話しかけ、監督」すべきことを命じている⁹⁰。中世以来発展した都市の 19 の教区共同体は、ガッフェルと並ぶ、市民の社会生活の拠点であった。顔見知りばかりの教区の中で、教区共同体の司牧を担う教区司祭と、共同体の顔役である教区長は、見知らぬよそ者を容易に識別したはずである⁹¹。そして参事会は、この教区毎の活動を利用しながら、規律監督官を介してこれを自らの統制下に置いた。すなわち、先の服務規程にあるように、「命じられた規律監督官は、教区司祭と教区長の側に立会い、この証書を、良き思慮によって、それを必要としている者のみに与え、それ以外の者には発行を拒否し、退けなくては」ならなかった⁹²。

こうして選別された放浪者たちは、都市から排除されなくてはならない。参事会は、この任務を、中隊に委ねた。例えば、1611 年 12 月 11 日、参事会は「全連隊区の中隊長と、その中隊区に属する者たち」に、「この都市で生まれたものでなく、よそ者であるにもかかわらず、家屋あるいは部屋に住み、物乞いで身を養う者を、中隊区から追い出し、この市の乞食証 (gelbleib) を許可してはならない」ことを命じている⁹³。

こうして、ケルンにたどり着いた放浪者たちは、規律監督官の監視のもとで教区共同体毎に選別された後、中隊長の指揮のもとで中隊区から排除された。この結果、巡礼宿は、ケルン市内で放浪者が寝床と食事の援助を期待できる唯一の場所となる。したがって、放浪者たちは、遅かれ早かれ「にせ巡礼」として、巡礼宿を訪れることを余儀なくされ、巡礼宿は、次第に他に行き場をなくした「にせ巡礼」で満たされていくことになる。

このような成り行きに鑑みると、1611 年 9 月 23 日の参事会決議録に示された巡礼宿の状況は、16 世紀末以降の参事会の放浪者取締り政策の失敗ではなく、成功を示すものであることが理解できる。参事会は、都市の放浪者取締りの徹底を通じて、巡礼宿において、放浪者たちの「大いなる閉じ込め」を実現したのである⁹⁴。そしてこれ以後、参事会は、何度も乞食取締令を公布することによって、次々に都市を訪れる放浪者たちを、繰り返し

⁸⁹ HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 2. [] 内著者。

⁹⁰ Jütte: *Armenfürsorge*, S. 322. この乞食取締令 (HASTK, Best. 14, 17 Nr. 150) の制定年を、ユッテは 1574 年としているが、クラウス・ミリッツアーは、彼の編纂したケルンのポリツァイ条令の目録において、この取締令の制定年を 1570 年頃としている。Militzer (Hg.): *Repertorium*, Bd. 6. I, S. 470.

⁹¹ ケルンの教区共同体については、以下の文献を参照。Hegel: *Pfarrsystem*, S. 3–12; 櫻井「16 世紀ケルンの教区共同体」49–50 頁。

⁹² HASTK, Best. 30, Nr. V170, S. 3.

⁹³ HASTK, Best. 10, Nr. 61, fol. 223v. – 224r. [] 内著者。

⁹⁴ 「大いなる閉じ込め」については、Foucault (田村訳)『狂気の歴史』65–99 頁を参照。

選別し、排除していく⁹⁵。街区を追われ、三々五々と巡礼宿にたどり着いた放浪者たちは、そこに身を落ち着ける間もなく、乞食取締官によって、「強制労働か市外追放か」という最後通牒を突きつけられた。そしてケルンの巡礼宿は、教区と中隊区に続く、参事会の放浪者取締り政策の最終拠点であり、参事会の放浪者取締りの対象とされた放浪者が最後に辿り着く場所であった。したがって、ここで「にせ巡礼」の選別と排除が実施されたという事態は、ケルン参事会の放浪者取締り政策の完成を意味しているのである。

ヨーロッパ各地において、貧民が市民の自発的な救貧の対象から、統治権力による取締りの対象となっていく中で、16世紀後半から17世紀初頭のケルンでも、参事会の「父としての配慮」のもとで、「地元の貧者の口からパンを奪う」放浪者に対する選別と排除が徹底された。この過程で、都市の放浪者取締りは、数人の都市役人による散発的な活動から、都市の街区や巡礼宿を拠点に、専門の都市役人や教区の聖職者、さらには中隊毎に動員される市民によって遂行される大事業へと変貌を遂げた。それはあたかも、都市共同体という、放浪者に対する社会コントロール装置が構築されたかのようである。

この参事会の新しい放浪者取締り政策を通じて、市民は、彼らが貧困に陥った際には「地元の貧者」として「パン」を獲得することを保証された。したがって、彼らはこの参事会の政策の受益者であった。しかし、他方において、彼らは中隊長の命令に服従し、放浪者を街区から排除するという、参事会の政策の担い手であり、いわば都市共同体という社会的コントロール装置の歯車の1つである。こうした、市内の放浪者取締りにおいて、市民が果たした2つの役割は、参事会と市民の政治的対話の中で見られるような、参事会の政策決定のパートナーとしての役割とは異なる、受動的なものであった。

5. 軍制改革と仲間団体ガッフェル

次に、市民の市政参加の拠点であった仲間団体ガッフェルについて、その軍制改革後の様子を検討する。

ガッフェルの武力の喪失とその政治的影響

1583年の軍制改革以降、ガッフェルは市民の軍事活動の単位ではなくなった。市民は、すでに述べた市壁の警備以外の軍事活動も、中隊毎に行った。1584年4月13日、軍制改革後に行われた最初の「神の行列」の様子について、ヴァインスベルクは、「各連隊区から1中隊ずつ動員された、合計8中隊の市民が、ヨロイを身につけ、翻る軍旗を手にして、力強く、完全武装して立っていたが、これ以前には、ずっとガッフェルがこの警備を行なう慣習であった」と述べている⁹⁶。そして、この変化とともに、それまでガッフェルの集会所に置かれていた武器や甲冑が失われた。例えば、商人ガッフェル・ヴィンデックは、軍制改革後数年の内に、樽工ガッフェルは1614年までの間に、これらを売却した⁹⁷。

ガッフェルにおける武器の喪失は、参事会と市民の関係に少なからぬ影響を与えた。ブルンナーは、都市の二元的権力構造を成り立たせる要因として、「参事会に対する要求を貫

⁹⁵ クラウス・ミリッツァー編纂によるポリツァイ条令目録には、中世から近世における、ケルンの乞食取締令や乞食禁止令 (Bettelverbot) の発行年月日に関する情報がある。

⁹⁶ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 236.

⁹⁷ Vogts: *Faßbinderzunft*, S. 115.

徹させるために、市民が武装できたことは重要」であり、「武装した市民は、市内の対立における政治的要因となることができた」と論じている⁹⁸。またエバーハルト・ナウヨークスは、参事会の権限が強化されるとともに、市民の武器携帯に対する取り締まりが、頻繁かつ厳格に実施されるようになったことを述べている⁹⁹。1583年の軍制改革は、市民の武力を参事会の厳重な監督のもとに置き、ガッフェルの武装解除を促進した。これらはともに、「政治的要因」としての「武装した市民」に対する武器携帯の取締りと同様の結果をもたらしたと考えられる。すなわち、軍制改革は、市民の政治的意義を低下させ、参事会の市民に対する立場を強化した。

ガッフェルの活動の停滞

軍制改革後、軍事活動と関連するガッフェルの活動も衰退していく。例えば、第2章で紹介した祝祭「森への行進」は、ガッフェルの軍事パレードと軍事演習としての性格を備えていた。しかし、ヴァインスベルクによれば、軍制改革後の1589年5月25日は「森への行進」の日であったが、「ガッフェルがケルン市内で鳥を射ることはなかったし、美しい装備を身につけて、森へと向かうこともなかった」¹⁰⁰。同じ記述の中で、彼は、「ここ数年間の聖霊降臨祭の日、ケルンの内外はとても静かであり、手工業者や徒弟たちは皆、昔のような意欲や喜びをもっていないように思われた」とも述べている¹⁰¹。

都市の集団的活動の衰退は、その活動の拠点である仲間団体の活動の衰退を促した。これを示す出来事は、1594年4月3日のガッフェル・シュヴァルトツハウスの集会所の売却である¹⁰²。すでに述べたように、この背景にはガッフェルの経済的困窮があったと考えられる。しかし、これに先立つ1593年7月8日、彼は、家屋の売却後のシュヴァルトツハウスの活動拠点とすべき「定まった家屋と場所」について話し合うため、「仲間団体シュヴァルトツハウスの12人の有力者 (volmegtigen) と数人の長老 (eltisten)」を市庁舎に召集したが、実際に集まったのは、「マルティン・クルデナー博士、修士ヴィルヘルム・ロス、ヤーコプ・シュッツ、私の弟のゴットシャルク・ヴァインスベルク、ルトガー・アーデルキルヘン、ヘルマヌス・ロンドルフ」の6名のみであった。このことは、第6章で紹介する参事会員選挙のような重要な機会を除いて、ガッフェルの仲間たちがほとんど集会や会合を行っていないことを示唆している。このガッフェルは、経済的困窮に加えて、集会や会合のための「定まった家屋と場所」を必要しない程度にまで、その活動を停滞させていたのである。この後、ヴァインスベルクが回想録の執筆をやめる1597年2月27日まで、ガッフェルが新たな集会所を確保した痕跡はない。

すでに16世紀前半には、ガッフェルの集会所で宴会が開催される機会は減少していた。仲間たちは、仮に宴会を開催するにしても、彼らの自宅でそれを行うようになっていた¹⁰³。ヴァインスベルクは、1550年7月22日にシュヴァルトツハウスの集会所で宴会 (gaffel)

⁹⁸ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 339.

⁹⁹ Naujoks: *Obrigkeitsgedanke*, S. 29 – 30.

¹⁰⁰ Weinsberg, Bd. 4, S. 64 – 65.

¹⁰¹ Weinsberg, Bd. 4, S. 64 .

¹⁰² Weinsberg, Bd. 4, S. 164.

¹⁰³ Schwerhoff: *Öffentliche Räume*, S. 123.

を開催したが、彼によれば「こうした宴 (kost) は 1513 年以来開催されていなかった」¹⁰⁴。ガッフェルの集会所の売却は、こうしたガッフェルの活動の衰退の結果であり、同時にそれを促進する要因ともなった。

6. 16 世紀後半におけるガッフェルの人間関係と政治的機能

都市の祝祭やガッフェルの活動の停滞は、この仲間団体における人間関係、さらにはその政治的機能を変化させた。以下、この変化を、2 つの事例の検討を通じて明らかにする。

1 つ目の事例は、1573 - 1592 年のビール醸造人ガッフェルの裁判である。すなわち、この裁判は、軍制改革の行われた 1583 年を挟んで、先に述べた参事会と市民の関係の変化が顕著となってきた時期に行われている。そしてこの裁判の記録から、この裁判の最初と最後の時期におけるガッフェルの人間関係を明らかにできる。したがって、この前後 2 つの時期におけるガッフェルの人間関係を比較し、その間に起こった変化をうかがい知ることができよう。しかし、この試みをはじめる前に、この裁判の過程を概観しておく。

裁判の概略

1573 年 8 月 31 日、ケルンの参事会は、ビール醸造人ガッフェルの代表者とビール醸造人ヨハン・エックホーフエンを市庁舎に召喚した¹⁰⁵。ビール醸造人ガッフェルがエックホーフエンを名誉棄損の罪で参事会に告発し、発言の撤回と 8000 ターラーの賠償金の支払いを要求したためである。かつてエックホーフエンは、参事会に、ビール醸造人ガッフェルの違法行為（詳細は不明）と数名のビール醸造人による騒擾の企てについて報告していたが、ガッフェルは、このエックホーフエンの行動をガッフェルに対する侮辱行為と見なしたのである。

ヨハン・エックホーフエンは、1555 年以来ビール醸造人ガッフェルから参事会員に選出される、同ガッフェルの有力者であった¹⁰⁶。彼は、仲間たちからの告発に対し、そうした報告をしたことを認めたが、その際ガッフェルを侮辱する意図はなかったと主張した。参事会は、両者の主張を審議した結果、エックホーフエンの主張を支持し、ガッフェルの訴えを棄却した。すると、これを不服とするガッフェルは、ヨハン・エックホーフエンをシュパイヤーの帝国最高法院 (Reichskammergericht) に上訴するとともに、彼と息子のペーターをガッフェルから除名した。

帝国最高法院での裁判は 1576 年 7 月 7 日から 1592 年 9 月 15 日まで続いた。この間、1579 年には、ビール醸造人クイリーン・ケーニヒスフェルトがエックホーフエン父子と 3 人の「徒弟たち」を帝国最高法院に告発した。ある夜、彼らが、帰宅途中のケーニヒスフェルトを刃物で脅かしたというのが、その理由である¹⁰⁷。しかし、帝国最高法院でもビール醸造人ガッフェルの訴えが棄却されると、1595 年 9 月 4 日に、参事会の仲裁のもとで、ビール醸造人ガッフェルとヨハンの息子ペーターとの間に和解が成立する。ヴァインスベ

¹⁰⁴ Weinsberg, Bd. 1, S. 344.

¹⁰⁵ HASTK, Best. 10, Nr. 27, fol. 292r. この裁判の経過については、次の文献を参照。

Kordes (bearb.): *Reichskammergericht*, Bd. 2, S. 438 – 440.

¹⁰⁶ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 460.

¹⁰⁷ Kordes (bearb.): *Reichskammergericht*, Bd. 2, S. 488 – 490.

ルクの回想録によれば、ビール醸造人ガッフェルは、1593年10月16日に死去していたヨハン・エックホーフエンの名誉を回復し、彼の息子ペーターと孫ヨハンをガッフェルに復帰させたばかりでなく、損害賠償として「100 ゴールドグルデン相当の金製の杯に 300 ゴールドグルデンを入れて」ペーターに与えたという¹⁰⁸。

以上の裁判の経緯を踏まえ、次に裁判の開始時点と終結時点におけるビール醸造人ガッフェルの人間関係について述べる。

裁判開始時の人間関係

裁判開始時点のビール醸造人ガッフェルの人間関係を知る手がかりは、ガッフェルの集会所の壁に掛けられた、ヨハン・エックホーフエンと息子のペーターの名札に対するガッフェルの取り扱いである。

ガッフェルの集会所の壁には、団体の仲間たちの名前と紋章が記された名札が掛かっていた。通常の場合、この名札は、その主が死去するか、ガッフェルから脱退する、あるいは追放されるかした際に、壁から外された。エックホーフエン父子の名札も、彼らがガッフェルから除名されると、集会所の壁から外された。しかし、1588年にビール醸造人たちは、「エックホーフエンの名札を〔再び〕掲示板に掛けるか、そのままにしておくか〔＝引き続き除去しておくか〕」を議論している¹⁰⁹。さらに、ビール醸造人ガッフェルは、1592年に構成員の名前と紋章を記した名簿を作成し、帝国最高法院に提出しているが、この名簿の8番目にはヨハンの名前、43番目には息子のペーターの名前、さらに109番目にはヨハンの同名の孫の名前が記されている。もともと、彼らの紋章は描かれておらず、代わりに、「ここにペーター・エックホーフエンの名札を掛けるべし」、「ここにヨハン・エックホーフエンの名札は目に付かぬように、裏返される〔＝表を向ける〕ことのないようにしておくべし」との但し書きが記されている¹¹⁰。

こうしたエックホーフエンの名札の扱われ方は、エックホーフエンのガッフェルへの復帰の可能性が残されていたこと、より具体的に言えば、ビール醸造人ガッフェルの中に、エックホーフエンを支持し、彼らの復帰を主張する者たちがいたことを示唆している。ビール醸造人ガッフェルとヨハン・エックホーフエンの裁判は、ガッフェルの内部におけるエックホーフエン派と反エックホーフエン派の争いでもあった。そして、裁判の開始時点では、エックホーフエン父子の党派は、彼らに敵対する党派に対して劣勢であったために、彼らは、その多数派の意向にしたがうガッフェルによって参事会に告発され、次いでガッフェルから除名されたのである¹¹¹。

¹⁰⁸ Weinsberg, Bd. 4, S. 244.

¹⁰⁹ Scheben: *Zunftthaus*, S. 63 – 64. [] 内著者。

¹¹⁰ HASTK, Best. 310, C 100 / 2 II, fol. 349r., 353v. [] 内著者。

¹¹¹ もともと、エックホーフエンはビール醸造人以外の人々、とくに同僚の参事会員の中に多くの支持者を獲得していたと考えられる。このことは、参事会が、ビール醸造人ガッフェルの主張を斥けたこと、ビール醸造人ガッフェルから除名されたエックホーフエンが、引き続きゲプレヒとして参事会員に選出され続けたことから、明らかである。例えば、1579年6月にケーニヒスフェルトがエックホーフエンとともに告発した人物である、ハインリッヒ・デュルメンとディートリッヒ・デュルメン、ヨハン・フォン・シュトムメルは、彼の親族・友人の参事会員である。特に、ハインリッヒ・デュルメンの息子テオドー

この2つの党派のうち、反エックホーフエン派の中心人物は、ルートヴィヒ・デュンヴァルトであろう。彼は、1566年夏の選挙で参事会員に選出された後、しばらくこの地位から離れていたが、1576年にヨハン・エックホーフエンがガッフェルから除名されると、1579年の夏の選挙から、エックホーフエンの後釜として、参事会員の地位と名誉を得た人物である。これ以後、彼は、1594年まで3年毎に参事会員に選出されたが、ビール醸造人ガッフェルとペーター・エックホーフエンの和解後は、参事会員に選出されていない¹¹²。このことは、ビール醸造人ガッフェルの裁判の背景に、エックホーフエンとデュンヴァルトという2人の有力者による、参事会員の地位と名誉をめぐる争いがあったことを示している。

この争いにおいて、ヨハン・デュンヴァルトは、親戚のルートヴィヒに味方した。エックホーフエンは、1573年6月18日に参事会に提出した告発書の中で、このヨハン・デュンヴァルトを、「ガッフェルにおいて、極めて失礼な、挑戦的な言葉で[エックホーフエンを]攻撃した」人物として、ヨハン・レップェルムントなるビール醸造人とともに告発している¹¹³。彼は、1576, 1579, 1582年の冬の選挙で、参事会員に選出された¹¹⁴。また、1579年にエックホーフエン父子を帝国最高法院に告発したケーニヒスフェルトも、反エックホーフエン派である。彼は、1583, 1586, 1589年の夏の選挙で、参事会員に選出された¹¹⁵。ヴァインスベルクは、彼を「読み書きもできない」人物と酷評している¹¹⁶。

他方、エックホーフエンとともに彼の告発書を作成したビール醸造人、ハインリッヒ・レンバウムは、彼の仲間であったと考えられる。レンバウムは、1546年に参事会員に選出されている¹¹⁷。

これまで紹介してきた面々は、ビール醸造人ガッフェルの参事会員である。しかし、2つの党派には、彼らのような有力者ばかりでなく、職人や徒弟なども加わっていた。ケーニヒスフェルトは、彼が帝国最高法院に提出した訴状の中で、彼を襲撃したエックホーフエンに味方する「徒弟たち」について記していた。同様に、ヨハン・エックホーフエンによれば、彼の敵たちは、ガッフェルの参事会員選挙の際に、「選挙権を持たない者たち」である徒弟や職人にも「投票をさせていた」¹¹⁸。このエックホーフエンの参事会に対する証

ルは、ヨハン・エックホーフエンの娘ゲルトルトを妻としていた。これについては、次の文献を参照。Schleicher: *Ketten*, Bd. 1, S. 652 – 659 (Dülmen), Bd. 4, S. 137 – 142 (Oeckhoven).

¹¹² Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 161. ただし、シュライヒャーの名簿には、各人が最初と最後に参事会員に選出された年しか記されていない。しかし、彼が1566年以降、1576年まで参事会員に選出されていないことは、ケルン市立歴史文書館の参事会員名簿 (HASTK, Best. 30, C 6) から知ることができる。

¹¹³ HASTK, Best. 95, A 209, fol. 5r. [] 内著者。

¹¹⁴ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 160.

¹¹⁵ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 359.

¹¹⁶ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 109.

¹¹⁷ シュライヒャーの名簿には、彼の所属ガッフェルは明記されていない。Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 475. しかし、ケルン市立歴史文書館の参事会員名簿 (HASTK, Best. 30, C 6) には、レンバウムの名前はビール醸造人ガッフェルの参事会員の位置に記されている。

¹¹⁸ HASTK, Best. 95, A 209, fol. 5r.

言も、先の検討の結果と同様、このガッフェルの党派争いが、エックホーフエンとデュンヴァルトの参事会員の地位と名誉をめぐる争いであったことを示している。

裁判終了時の人間関係

ヴァインスベルクは、1595年9月4日のビール醸造人ガッフェルとペーター・エックホーフエンの和解の様子を回想録に記した。この記述の中で彼は、ビール醸造人ガッフェル内部の現状について、「現在若い親方たちが、年長 [の親方] に逆らって、組合を左右しており、彼らは「鷹党」(“Falkonisten”)と呼ばれていた。彼らが、ペーターを、年長の親方の意志に反して、参事会員に選出した」と述べている¹¹⁹。

この時期のビール醸造人ガッフェルには、エックホーフエン派と反エックホーフエン派とは異なる2つの党派、すなわち「若い親方」を中心とする「鷹党」と「年長者たち」の党派が存在した。ちなみに「鷹党」の名前は、エックホーフエン家代々の館である「鷹亭」(Zum Falken)に由来する。そしてペーターは、1597年から1609年にかけて3年毎に参事会員に選出された後、1610年には市長の座を獲得する。また1600年には、彼はビール醸造人ガッフェルの旗頭に選出された¹²⁰。1612年10月2日にペーター・エックホーフエンは死去したが、その後もエックホーフエン家は、4人の参事会員を輩出した¹²¹。

彼の活躍した時期に、ビール醸造人ガッフェルでは、様々な変革が行われている。すなわち、1603年にはビール醸造人規約が改定され、1608年頃にはガッフェルの新しい印章が作成された。また、1612年から1613年にかけて、新しい集会所の建設が行われた¹²²。

市民の市政参加の拠点から参事会の社会的コントロール装置へ

第3章で紹介したように、スクリブナーとグローテンは、ガッフェルの人間関係について2つの異なった見解を提示した。すなわち、スクリブナーは、ガッフェルの運営が、参事会と利害を等しくする有力者たちの意向に左右されたと考えたが¹²³、グローテンは、有力者と一般成員が構成する、多数派の意見が重要であったことを論じた¹²⁴。1580年前後のシュヴァルツハウスが、グローテンの提示したガッフェル像に適合的であったことは、前章で論じた通りである。

裁判開始時点のビール醸造人ガッフェルでは、エックホーフエンとデュンヴァルトという2人の参事会員を頂点として、彼らの親族や友人たち、さらには徒弟や職人たちが2つの党派を形成していた。したがって、このガッフェルは、スクリブナーの提示したガッフェル像とは異なり、有力者層と一般成員層という垂直方向にではなく、水平方向に分裂し

¹¹⁹ Weinsberg, Bd. 4, S. 244. [] 内著者。もっとも、このヴァインスベルクの記述は、正確ではない。1573年の法廷闘争の勃発以降、1595年9月4日の和解まで、ペーターは、彼のガッフェルから除名されており、1594年の夏の選挙の際には、ビール醸造人ガッフェルではなく、パン屋ガッフェルから参事会員に選出された。HASTK, Best. 30, C 6.

¹²⁰ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 460.

¹²¹ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 460.

¹²² 以上のビール醸造人ガッフェルの歴史については、次の文献を参照。HASTK (Hg.): *Brau-Kultur*, S. 73 – 83, 93.

¹²³ Scribner: *Reformation*, S. 104.

¹²⁴ Groten: *Generation*, S. 111.

ていた。また、こうした状況では、有力者たちは一般成員の意向を無視できず、むしろこれに配慮しなくてはならなかったはずである。さもなければ、一般成員が、彼のライヴァルを支持してしまうからである。この点からも、裁判開始時点におけるビール醸造人ガッフェルは、1580年前後のシュヴァルツハウスと同様に、スクリブナーが述べた有力者ではなく、グローテンの述べた多数派によって支配されていたと考えられる。

こうしたビール醸造人ガッフェルの内部分裂は、1595年の裁判終了以降、次第に解消された。すでに和解が成立した1595年の時点において、かつてエックホーフエンに敵対した年長者たちが存在したにもかかわらず、ペーター・エックホーフエンを頂点とする「鷹党」は、ビール醸造人ガッフェルの多数派を占めている。さらに、年齢的な格差を考えるならば、年長者たちの党派は、若い仲間たちによって構成される「鷹党」よりも速やかに勢力を縮小し、やがて消滅したと考えられる。この結果、エックホーフエンを頂点とする一極支配とも言うべき状況が確立されると、彼はガッフェルの運営を、反対派の抵抗に妨げられることなく、円滑に行うことができたであろう。このことは、彼が行った数々の変革によっても裏付けられる。

しかし、敵対する党派が存在しなければ、有力者が多数派を構成すべく、有力者から徒弟までに至る仲間の支持を求めて、彼らに配慮する必要もなくなるであろう。こうして、ビール醸造人ガッフェルが、グローテンの述べた多数派の支配する団体から、スクリブナーの述べた有力者の支配する団体に変化する可能性が生じてくる。そして、ビール醸造人ガッフェルが有力者の支配する団体となったとすれば、この参事会員、あるいは市長でもある有力者は、彼を支持する仲間の意向以上に、参事会の政策に沿って、あるいは、少なくともそれと矛盾しない仕方で、自らの団体を運営することができる。このことは、ガッフェルの社会的機能を変化させたであろう。すなわち、市民の市政参加の拠点であったガッフェルは、次第にスクリブナーが述べた、参事会の社会的コントロール装置としての性格を強めていったと考えられる¹²⁵。

以上、ビール醸造人ガッフェルの人間関係の検討から、このガッフェルの人間関係と政治的機能の変化が明らかになった。この検討の成果を、他の全てのガッフェルに対しても無条件に当てはめることはできない。しかし、すでに述べたガッフェルの変化を念頭に置かなければ、ここに16世紀末のガッフェルの変化の方向性を読み取ることは、許されるであろう。

酩酊する鍵頭たち

ガッフェルの人間関係と政治的機能の変化を示す2つ目の事例は、ガッフェルの鍵頭(Schlüsselherr)の活動である。この役職は、1512年の都市騒擾の後に行われた市制改革によって設置された。すなわち、1513年の「改訂文書」の第31項によって、「都市の大印章は、戸棚の中に納め、そこには鍵を掛けること、そしてその戸棚は、23の錠前が付けられ、その鍵のそれぞれはガッフェルに委ねられることが一致して協約され、定められた」が、この印章は「債務証書、終身定期金、あるいは永代定期金」に押され、それに効

¹²⁵ Scribner: *Reformation*, S. 102.

力を与えるものであった¹²⁶。

したがって、「改訂文書」の第 31 条は、参事会が、都市の財政に影響を与える証書を、「全ての同職組合、ガッフェル、そして全都市共同体の承認なしに」発行する可能性を抑制している。こうした規則は、「合意に基づく参事会統治」に適合的であり、さらにはシリングの近世都市の共和主義の柱である、「全ての都市住民の負担と義務の平等に対する要求」の実現に寄与するものであると言えよう。

この規定に実効力を与えているのが、鍵頭という役職である。すなわち、同じ条項には、「全ての同職組合とガッフェルは、その時参事会にいない人物を 1 名選出して、鍵を管理させること」、その際「その者が参事会員に選出された場合には、すぐにガッフェル仲間全体で別の人物を選出し、参事会にいる人物が鍵をもつことのないように配慮」すべきことが定められている¹²⁷。

他方、ヴァインスベルクは、軍制改革後の時期における、鍵頭の活動の実態を述べている。すなわち、「1588 年 10 月 18 日、この日、金曜会計局の殿方たちが、9 年から 10 年満期の定期金証書に、大印章を押した」際、「この朝 6 時に、各ガッフェルの鍵頭が召集され、水曜会計局にやってきた」が、このうちシュヴァルツハウスの鍵頭は、参事会員でもあるヴァインスベルクであった¹²⁸。彼は、「父の死後、シュヴァルツハウスの鍵を、39 年間保管しており、これまで 3 回か 4 回ほど、鍵をあけて、[証書に] 印章を押すのを手伝った」という¹²⁹。「改訂文書」の規定は、完全な仕方では実行されていなかったのである。

さて、会計局にやってきた彼らは、戸棚に付けられた 23 の錠前を鍵で開けると、印章を取り出し、証書に押印する仕事に取り掛かった。すなわち、「150 枚前後の新しい定期金証書が置かれ、[鍵頭が] 押印をはじめるとともに、2 人か 3 人の長官が、鍵頭全員の立会いのもとで、[証書に記された] 名前と、利子と元金の総額を読み上げはじめた」¹³⁰。しかし、やがて昼頃になると、会計局の役人たちは「1 人、また 1 人と、食事をするために、部屋を出ていき」、「会計頭の長官も、ワインを [市庁舎に] 持ち込んで、夕方まで呑み続け」てしまう¹³¹。さらにはとうとう「鍵頭も市庁舎のワインを呑んだ」¹³²。そしてヴァインスベルクは、この後の出来事について、以下のように記している。

「そして、ワインで暖まってきて、何人かは、頭を突っ伏しながら、我々は、順番に、全ての新しい証書について、その相手と支払い金額を読み上げなくてはならないといったが、私に順番が回ってきたとき、私はもう駄目だといった。[・・・中略・・・] そして皆はワインを呑み、夕方になって暗くなると、六人衆が [市庁舎に] 戻ってきて、押印を済ますと、印章を箱に戻し、開けたときと同じように、鍵を閉め、そのまま部屋を出た。

¹²⁶ *Chroniken*, Bd. 14, S. CCXXXVIII; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 74.

¹²⁷ *Chroniken*, Bd. 14, S. CCXXXVIII; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 74.

¹²⁸ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 45.

¹²⁹ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 45. [] 内著者。

¹³⁰ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 45. [] 内著者。

¹³¹ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 45. [] 内著者。

¹³² *Weinsberg*, Bd. 4, S. 45.

その後〔鍵頭の〕各人は、引換証を2枚受け取り、帰宅した。』¹³³

この記述に示された鍵頭たちは、参事会の監督者としての責任を放棄している。そして「六人衆」は、ワインによって鍵頭が酔い潰れた頃を見計らって証書に押印を済ませ、ガッフェルの合意を実質的には得ることなく、公債を発行している。ここに示された鍵頭たちの仕事ぶりは、仲間団体ガッフェルを拠点とする市民の市政参加の実態を端的に示す事例と言えよう。そして市庁舎に戻ってきて押印を済ます「六人衆」とその側で酔い潰れている鍵頭の関係は、都市の「父」と「子」という、参事会と市民の関係を象徴しているように思われる。

7. ケルンの軍制改革と二元的権力構造の変化

以上の検討を踏まえ、16世紀後半のケルンにおける都市の二元的権力関係の変化について考察したい。

1583年に登場した新しい軍事組織は、水平的な人間関係によって織り成される仲間団体とは異なり、垂直的で家父長制的な人間関係によって規定されていた。同様に、1570年頃以降、参事会と市民の関係は、兄弟という水平的な関係から、垂直的な父と子の関係に変化した。参事会員は同時に中隊長であり、市民は中隊員であったから、中隊における中隊長と市民の関係は、新しい参事会と市民の関係を反映する縮図であったと考えられる。そして、中隊の活動が活発に行われる中で、この2つの新しい関係は確立されていった。中隊の活動を通じて、中隊長である参事会員は市民の「父」としての自己意識を、市民は中隊長、そして参事会を「父」とする「子」としての自己意識を強めたのである。

他方、この軍制改革によって旧来の軍事的機能を喪失した仲間団体ガッフェルの活動は停滞した。それとともにこの団体でも軍事組織と同様の垂直的な人間関係が定着し、それを市民の政治参加の拠点から参事会の社会的コントロール装置へと変化させた。こうした新しい関係に規定された、参事会の統治と市民の市政参加の実態は、参事会による都市の放浪者取締り、そしてガッフェルの鍵頭の活動に、端的に示されている。

したがって、神宝がマインツを対象として論じた都市の二元的権力構造の変化を、1570年代、遅くとも1583年の軍制改革以降のケルンについても指摘することができる。そしてこのことは、都市の二元的権力構造の中で、参事会の市民に対する立場の強化、あるいは同じことであるが、市民の参事会に対する立場の弱体化をもたらしたのであろう。確かに、ここからブリックレが述べた市民の「政治的禁治産化」、あるいはメラールが論じた参事会の絶対主義支配の確立を論ずることは早計である。第I部で論じたように、参事会と市民の政治的対話は、16世紀を通じて行われ、16世紀後半においても、参事会が市民の合意なしに政策を決定し、遂行することは困難であった。しかし、次章で論ずるように、17世紀初頭になると、参事会と市民の政治的対話の停滞を示す徴候を看取できる。そしてそうであるとすれば、そこに近世都市の共和主義の転換を指摘できるであろう。

¹³³ Weinsberg, Bd. 4, S. 45 – 46. [] 内著者。

第5章： 1608 - 1610年のケルンの都市騒擾

ル＝ゴッフが彼の「長い中世」の歴史について述べたように、近世都市ケルンの歴史も継承と転換という2つの側面を備えた時間の流れである。そしてその後者に注目するならば、16世紀後半における権力構造の変化とともに、参事会と市民の政治的対話は、それが完全に行われなくなることはないにせよ、次第に停滞したとの仮説を提示できる。しかし、それを具体的に検証することは難しい。16世紀前半の事例についてはグローテンとヒュスケスが編纂した参事会決議録、16世紀後半の事例についてはヴァインスベルクの回想録の中に、検討すべき事例を探し出すことができた。しかし、1551年以降の参事会決議録は編纂されていないし、ヴァインスベルクが死去した1597年以降の出来事を、回想録から知ることはできない。

そこで本章では、1608 - 1610年にケルンで勃発した都市騒擾の過程と結果を検討する。序章でも述べたように、中世後期から近世にかけて頻発した都市騒擾は、「儀礼に近い形で明確な段階を踏んで」進行する、参事会と市民の政治的対話として把握される。したがって、この検討から得られた成果の全てを、市民の参事会に対する請願書の提出や口頭での訴えを契機とする、より日常的かつ平和的な政治的対話に当てはめることはできないかもしれないが、そこから一定の傾向を読み取ることは可能であろう。また、中近世都市の二元的権力構造を論じたブルンナーは、この権力構造が顕在化する場面として、都市騒擾に注目していた。したがって、都市騒擾の検討は、第4章で論じた、ケルンの二元的権力構造の変化を確認するためにも有意義である。

1608 - 1610年の都市騒擾の経緯は、レオナルト・エンネンの『ケルンの歴史』第5巻の中で叙述されているし、シュヴェアホフもこの事件についての論文を発表している。さらに、この事件と関連する2つの史料を参照できる。すなわち、1608 - 1610年の都市騒擾を契機として、「市制概要」と呼ばれる文書が制定されたが、この文書は、ドレーヤー編の小史料集に収められている¹。また筆者は、この騒擾の最中の1609年3月27日に公布されたガッフエル条令(Gaffelordnung)を、ケルン市立歴史文書館で収集した²。

以下、1608 - 1610年の都市騒擾の経過をたどった後、1610年に制定された「市制概要」と1396年の「同盟文書」の内容を比較し、さらに1609年3月27日のガッフエル条令を検討する。これらを手掛かりとして、この騒擾の中に見られる参事会と市民の政治的対話、そして市民の市政参加の実態を明らかにしたい。

1. 都市騒擾の背景と経過

1608 - 1610年の都市騒擾の背景には、都市内外における宗派紛争がある³。軍隊同士の戦闘や兵士の掠奪は都市周辺を荒廃させたし、敵対するカトリック、プロテスタント両勢力は、戦略的な理由から、交通路を遮断した。また、すでに述べたように、この時期に参事会は、ケルンに居留するネーデルラントからの信仰避難民などのプロテスタントを都市から排除した。こうした事柄は市民たちの経済活動を停滞させたばかりでなく、都市の財

¹ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 78 – 83.

² HASTK, Best. 14, Nr. 1, 92.

³ 1608 - 1610年の都市騒擾の経過についての叙述は、以下の文献に依拠している。Ennen: *Geschichte*, Bd. 5, S. 532 – 549; Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 45 – 68.

政を悪化させ、市民は増税に苦しめられた。さらに参事会は、都市の防衛力を強化するために傭兵を雇したが、その結果、都市の財政的負担は増大し、市内では傭兵と市民の小競り合いが頻発した。

1608年8月26日、樽工ガッフェルのガッフェル頭ラインハルト・リンケンが、参事会に状況の改善を求める請願書を提出した。ヴァインスベルクは、1595年1月26日の回想録の記述の中で、当時の樽工ガッフェルが「かつては同盟文書の〔ガッフェルの序列の中で〕下から2番目に位置しているように、全く弱小であったが、〔現在では〕ケルンで最も名声の高いガッフェルである」ことを記している⁴。すなわち、「クレーフェ地方とゲラー地方に住む著名な商人たちが、彼らの子供たちにケルンの樽作りとワイン交易を学ばせ」るために、彼らを樽工ガッフェルに加入させた結果、このガッフェルは「織布工組合とその他のガッフェルをしのいで最高位につき、大いに繁栄し、全部で10人か12人のゲブレヒとして参事会の議場に入れ」るまでになっていた⁵。しかし、17世紀初頭の状況は、彼らの繁栄の源であるワイン交易を妨げていたのである。

参事会は、リンケンが請願書を提出した翌日、彼を塔の牢獄に召喚したが、樽工たちが彼をかくまってガッフェルの集会所に立てこもると、譲歩を余儀なくされる。リンケンも参事会に保釈金を支払い、無事に帰宅することができた。

9月5日、樽工は参事会に再び請願書を提出し、第1に市民のこれ以上の税負担に対する反対、第2に傭兵隊の廃止の要求を行ったばかりでなく、第3に、市民の代表者が、都市の重要文書である「同盟文書」と「改訂文書」、そしてワイン局規則(Weinschulerolle)の内容を検証し、現行の政治体制の妥当性を吟味すべきことを要求した。さらにこの後、参事会が傭兵隊の増強を計画しているという噂が広まると、1608年11月7日、樽工は再び集会所に集結し、他のガッフェルに書状を送って連帯を呼びかけた。

この状況において参事会は、樽工の請願に対する回答を全ガッフェルにも伝えた。このことは、樽工のガッフェルの呼びかけに他のガッフェルが応じたことを意味している。そして参事会は、その回答の中で、先の樽工の第3の要求について、すでに10月14日に検証が終わっていたワイン局規則を除く「同盟文書」と「改訂文書」に加え、『都市ケルンの法と市民の自由』の検証を、ガッフェルの代表者の手に委ねた。これを受けて、各ガッフェルから2人の代表者と6-8人の副代表(Beisitzer)が選出され、「同盟文書」に規定された都市共同体の代表機関と同じく「四十四人委員会」と呼称された臨時委員会を結成した。この臨時委員会は、毎週月・水・金曜日に市庁舎で会合を開き、上記文書の検証作業を行うとともに、騒擾の期間を通じて参事会の政策決定に関与した⁶。

「市制概要」は、この臨時委員会の検証作業の成果である⁷。1610年5月15日に委員会がこの文書を仕上げ、それから8月22日までの間に、文書の複製が23部作成された。そ

⁴ Weinsberg, Bd.4, S. 222 – 223. [] 内筆者。

⁵ Weinsberg, Bd.4, S. 223.

⁶ Schwerhoff: Konflikt, S. 73.

⁷ このことは、「市制概要」の正式名称(“Abschrift des Summarischen Extracts, welcher mit Beliebung eins Ersamen Raths und aller Gaffeln deputierten Herren 44 gen uber den Verbundt, Transfixbrieff und Burgerliche Freiheiten ihm Jahr 1610 ufericht, besigelt und also folgender Gestaltdt zu halten beschließlichen abgehandelt worden“)に示されている。これについては、次の文献も参照。Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 64.

して後は、参事会と 22 のガッフェルがこの文書に印章を吊るし、それに法的な拘束力を与えるばかりとなったが、結局これは実現されなかった。しかし、「市制概要」が半ば公的な文書として見なされていたことは、間違いない。1681 年 6 月に都市から神聖ローマ皇帝に送られた請願書には、「同盟文書」と「改訂文書」とともに「市制概要」が添付されている⁸。

2. 「同盟文書」と「市制概要」

「市制概要」は、都市の重要文書の検証作業の「抜粋」(Extrakt)として制定された。しかし、「市制概要」と「同盟文書」の序文には、ある相違が存在する。すなわち、「同盟文書」の序文には、この文書が、一方に「我々ケルン市の市長と参事会」、他方に「我々、貧しき者と富める者、ケルンに定住する者と居住する者」、すなわち「全ての同職組合及びガッフェルからなる都市共同体」という 2 つの集団の間の「同盟」(Verbund)、すなわち合意に基づいて、制定されていたことが記されている⁹。

これに対して、「市制概要」の序文には、「聖なる三位一体の名において、アーメン。我々神聖なる帝国の自由都市ケルンの市長と参事会、そしてさらに我々同盟文書に記された全ての同職組合とガッフェルは、我々と我々の子孫のために、永遠に記憶させるべく、ここに力強く知らしめる」と記され¹⁰、この文書が「同盟文書」と同様に、2 つの集団によって制定されたことを示している。しかし、その集団は、それぞれ「ケルンの市長と参事会」と「同盟文書に記された全ての同職組合とガッフェル」によって構成されており、注目すべきことに、「同盟文書」の場合とは異なり、市民を構成員とする「都市共同体」が、後者に含まれていない。

この点を踏まえ、さらに「市制概要」の条項を検討するならば、この文書が参事会と都市共同体の関係ではなく、参事会内部の権力関係を規定していることが読み取れる。例えば、「市制概要」の第 3 項には、「市民と住民は、現行の名誉ある参事会を助け、誠実かつ忠実であり、この同盟 [文書]、改訂 [文書]、そして市民的自由の内容にしたがって [・・・中略・・・] いかなる妨害もなしに、それに権力と権威を与えること」が規定されている¹¹。ここまでは、「同盟文書」制定当時には存在しなかった「改訂 [文書]、そして市民的自由」に言及していることを度外視すれば、「同盟文書」の第 1 項の文言とほぼ同じである。しかし、「市制概要」の第 3 項には、この後に文章が 1 つ追加されている。すなわち、「特別な称号が、数人の個人によって所有され、主張されることを防止しなければならない」と。

この補足の意味を理解する手がかりは、臨時委員会の会議の記録の中にある。それによると、臨時委員会は、数名の参事会の有力者たちが「恩寵ある支配者 (gnedige herrn)、お上 (herr von der Obrigkeit)、都市の最上者 (beste von der statt) と呼ばれていること」を批判し、「参事会以外のいかなるお上 [の存在] も理解できないし、承認もできない」こ

⁸ Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 61.

⁹ Stein (bearb.): *Akten*, Bd. 1, S. 187 – 189; Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 56 – 57, 61 – 62; 林『ドイツ都市制度史の新研究』95 – 97 頁。[] 内著者。長い中略部分には、22 のガッフェルとそれを構成する同職組合・商人団体の名称が列挙されている。

¹⁰ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 78.

¹¹ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 78 – 79. [] 内著者。

として、「数名の有力者たちが特別にそうした称号を受け取ったり、与えたりすることは、許されざる、不正な行為と見なされる」と主張した¹²。「市制概要」の第3項の内容がこの議論を反映しているとすれば、そこで参事会の「お上」としての地位は、都市共同体ではなく、都市の少人数の有力者、すなわち「六人衆」に対して主張されていることになる。すでにヴァインスベルクは、第1章で紹介した1588年6月23日の回想録の記述において、「六人衆」が「全市民共同体に対する、全ての統治権力を手中にしている」こと、さらに彼らが「高貴なるお上」などの尊称をもって呼ばれていることを、批判していた¹³。ヴァインスベルクと「市制概要」の制定者たちが引き合いに出している権力者の呼称は、ほとんど同一であり、このことも、「市制概要」の第3項が、参事会の「お上」としての立場を「六人衆」に対して主張するために規定されたことを示唆している。

さらに、「市制概要」の第10項には、「全ての都市の事柄は、同盟〔文書〕と改訂〔文書〕にしたがって、現行の参事会に、規定どおり持ち込まれ、読み上げられ、吟味され、決定されるべきであり、あらゆる事前の協議、小サークル（Schickung）〔での協議〕は以後廃され、取りやめるべきである」ことが定められているが、この「小サークル」とは、「六人衆」の「内輪の集まり」のことであると考えられ、この条項も「六人衆」に対する規定と見なされる¹⁴。また、同第15項には、「選出された市長殿は、参事会の会議や公の協議（gemeine Consultationes）、新市長やゲプレヒ参事会員の選挙、公職の分配の際に参加し、その他の参事会員と同じく1票を有するべきであり、これに反して、単独で請け負ってはならない」と定められ、彼らの発言力に歯止めが掛けられている¹⁵。

さらに第15項には、先の文言に続いて、市長は任期終了後、「その他の参事会員と同様に、2年間、参事会の外に留まっている」べきことが定められている¹⁶。ヴァインスベルクは、1588年6月23日の記述において、「六人衆は、彼らが市長職を退いているときも、元市長と呼ばれ、会計頭か監察官の職に就任」したことを述べていたが¹⁷、監察官職は任期中の参事会員が就任する役職であったから、「六人衆」は、市長の任期終了後、1年間は、参事会員に選出されていたことになる。そして第15項の規定は、この慣行を禁止しているのである。

確かに、「市制概要」によって「六人衆」だけが発言力や影響力を制限されたわけではない。「市制概要」の第11項では、「他ならぬ現行の参事会のみが、そうした〔参事会の会議で議論された〕事柄について投票し、決定する権限を有するべきであり、誉ある参事会の法律顧問官や代言人（Advocaten）であっても、求められ、質問されて、その考えを述べることはあっても、投票してはならない」ことが定められている¹⁸。しかし、全体として見るならば、この文書の主要な攻撃の対象は、明らかに「六人衆」である。

¹² Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 70. [] 内筆者。なお、著者は未見であるが、ここで問題とされている記録は、ケルン市立歴史古文書館に保管されている。HASTK, Best. 30, V 87, fol. 44r.; HASTK, Best. 30, V 91, fol. 19v.

¹³ Weinsberg, Bd. 4, S. 27 – 28. [] 内筆者。

¹⁴ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 79. [] 内著者。

¹⁵ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 80.

¹⁶ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 80.

¹⁷ Weinsberg, Bd. 4, S. 28.

¹⁸ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 79. [] 内著者。

すでに述べたように、「市制概要」は、ケルンの過去の重要文書、とりわけ「同盟文書」の検討を通じて制定された。しかし、過去の文書から「抜粋」された文章や表現は、元の文書のそれとは異なる文脈の中で、別の機能を果たしている。すなわち、ここに挙げた「市制概要」の諸条項では、「六人衆」の影響力の制御、参事会の「お上」としての地位の回復、政治指導層内部の権力の再配分が問題とされている。したがって、「市制概要」は、都市共同体、あるいは参事会と都市共同体の関係を規定する文書ではない。このことは、「都市共同体」の語が「市制概要」の序文に存在していないことと同様に、この文書が参事会と都市共同体（を構成する市民）との合意に基づいて制定されたのではない、すなわち、この文書が参事会と市民の政治的対話の成果ではないことを示している。

以下、この点をさらに検証するため、2つの作業を行う。第1に、「市制概要」の中で、理念的に参事会と対峙する「ガッフェル」を現実の世界で代表し、「市制概要」を制定した臨時委員会の人的構成を検討し、この組織と参事会との関係を明らかにする。第2に、この騒擾の最中である1609年3月27日に公布されたガッフェル条令を検討し、都市共同体の構成員である市民たちが、今回の騒擾において果たした役割を明らかにする。

3. 市民不在の都市騒擾

1608年11月7日の臨時委員会の構成員

エンネンは、『ケルンの歴史』第5巻において、1608年11月7日に設立された臨時委員会の構成員の名前を列挙している¹⁹。この44人の名前を、シュライヒャーの編纂した参事会員の名簿の中に探すならば、この中の17人が、彼らが臨時委員に選出された前後のいずれか、あるいは両方の時期に、参事会員職に就任していることが分かる²⁰。また、エンネンの紹介している人物のうち、別の8人については、彼らの親族が1550 - 1650年の時期に参事会員に選出されていること、すなわち、彼らが参事会員を輩出する有力家門に属していることを、シュライヒャーの名簿から確認できる²¹。

このように、臨時委員の半数以上は、参事会員かその親族であり、1608 - 1610年の都市騒擾において、「市制概要」の序文に記された「市長と参事会」と「同職組合とガッフェル」として対峙していた2つの集団は、共に当時の政治エリートによって構成されていた。この都市騒擾は、ケルンの政治エリートの内部抗争であったのである。

これをさらに具体的に示すために、第1章で紹介した、1396 - 1797年の市長の出自と就任回数に関するヘルボルンの研究成果を再び参照し、1514 - 1601年に市長を輩出した家門（表2）と1601 - 1682年に市長を輩出した家門（表3）を比較するならば、1608 - 1610年の都市騒擾を境として、都市の最高権力者が大幅に入れ替わったことを確認できる。す

¹⁹ Ennen: *Geschichte*, Bd. 5, S. 540.

²⁰ 以下の17名である。1. Philipp Altendorf, 2. Dr. Christian Lauwenberg 3. Dr. Dietrich Birkmann, 4. Adrian de Bruyn, 5. Paul Wimar, 6. Peter Maeß, 7. Barthel Scheiff, 8. Heinrich von Litt, 9. Johann von Merheim, 10. Göddert von Grefrath, 11. Peter Oeckhoven, 12. Michael Hermann, 13. Christian von Halveren, 14. Gerhard Peyll, 15. Dietrich Schildt, 16. Peter von Berchem, 17. Johann Oeckhoven

²¹ 以下の8名である。1. Hans Kyoich, 2. Peter von Halverm, 3. Adrian von Eck, 4. Melchior von Siegen, 5. Werner von Außem, 6. Johann von Herll, 7. Arnold Brewer, 8. Peter Verhorst

なわち、16世紀に市長を輩出した27家門のうち、9家門のみが、17世紀まで存続した。そしてこの9家門のうち、16世紀に特に権勢を誇った8家門、すなわち、表2の「10回以上就任」と「7-10回就任」の欄に記された家門に含まれているのは、ライスキルヘン家とジーゲン家のみである。逆に、表3に挙げられた26家門のうち、17家門は、1608-1610年の騒擾の後に、権力を手中にしている。

さらに、ヘルボルンは、参事会における大学出身者の人物史的研究を行っているが、それによれば、この都市騒擾以前の1575年から1599年にかけての25年間の参事会員の延べ数 $49 \times 25 = 1225$ 人のうち、延べ76人が大学出身者である。したがって、参事会に占める彼らの割合は、6.2パーセントであり、毎年平均2-3人の大学出身者が、参事会に選出されたことになる。これに対して、1600-1674年の75年間の参事会員の延べ数3675人のうち、延べ455人が大学出身者である。したがって、参事会の中に彼らが占める割合は12.4%であり、毎年平均5-6人の大学出身者が、参事会に選出されたことになる²²。このように、1608-1610年の都市騒擾以降に大学出身者が参事会に占める割合は、騒擾の直前の時期に大学出身者が参事会に占める割合の2倍に増加しているのである。

また、表3に示された市長職家門の中で、テア・ラーン家、クローネンベルク家、ハークシュタイン家、エックホーフエン家、ブローフ家、ヴェーディヒ家は、大学出身者を輩出した家門であり、このうちブローフ家以外の5家門は、新興の家門である²³。こうした家門の中でも、第4章にも登場したエックホーフエン家について述べるならば、この家の繁栄の基礎を築いたペーター・エックホーフエン自身は、大学で学んでいない。しかし、彼の息子のヨハンは、1611年から1632年まで参事会員に選出された後、1634年と1637年に市長となった人物であるが、彼は法学の教授資格を取得している。また、このヨハンの息子で、1690年から1717年まで参事会員に選出されたハインリッヒ・ヨーゼフ・エックホーフエンは、法学の博士号を取得している。さらに、ハインリッヒ・ヨーゼフの息子で、1686年から1716年まで参事会員に選出されたマクシミリアン・ハインリッヒは、法学の教授資格を取得している²⁴。

以上のように、1608-1610年の都市騒擾は、政治エリート層の内部争いとしての性格を強く備えていた。しかもそれは、中世都市の「市民闘争」とは異なり、富裕な商人という同じ人物類型に分類される2つのエリート集団の争いではない。次章の内容を先取りするならば、それは「家柄」と「学識」という異なる属性を備えた新旧エリートの争いであった。他方、この闘争の過程において、市民は、恐らくは新エリートの牙城である臨時委員会を支持しながらも、その構成員として、参事会との交渉に直接的に参加することはなかった。

1609年3月27日のガッフェル条令と市民

次に、1609年3月27日のガッフェル条令を検討し、この騒擾における市民の役割を明

²² Herborn: *Ratsherr*, S. 344.

²³ Herborn: *Verfassungswirklichkeit*, S. 101.

²⁴ エックホーフエン家については、Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 460; Schleicher: *Ketten*, Bd.4, S. 137-141. また、ヨハン、ハインリッヒ・ヨーゼフ、マクシミリアン・ハインリッヒについては、Herborn: *Ratsherr*, S. 383, 392.

らかにする。このガッフェル条令の冒頭には、以下のように記されている。

「これをもって、皆に告知すべし。同職組合とガッフェルから選出された四十四人委員会は、さまざまな人々が、身勝手に、不適切な時間に、行ったり来たりし、厚かましくも、その他の良き組合仲間たちに対して、彼らの意見に基づき、良からぬ考えについて議論しており、さらには、旗頭、組合頭、あるいは昔からそれを許可されていた者たちが、これを要請していないにもかかわらず、組合全体の集会 (*gemeine zunftgebotter*) を開こうとしていることを発見した。したがって、名誉ある参事会は、この公布をもって、同盟文書の定める罰則に基づいて、この秩序に反する活動を禁止する。」²⁵

ここに記された「同職組合とガッフェルから選出された四十四人委員会」は、1608年11月7日に設立された臨時委員会である²⁶。ここで臨時委員会は参事会と協働して、市民の「身勝手」な振る舞いを騒擾の過程から排除しようとしている。

そしてこの目的のために、ガッフェル条令には、「以後、いかなる私人 (*privat personen*) も、旗頭、組合頭、あるいは昔から、その賛意と承認によって、会合を開くに相応しいとされた者の間で、同職組合、あるいはガッフェルの会合が必要である、(そしてそれによって名誉ある参事会の不都合にならない) とされた場合を除いて、自らの権威、力、好みにしたがって、古き誉れ高い習慣に逆らい、ガッフェルの会合 (*gebotter*) を開催し、行い、命じてはならない」ことが定められている²⁷。参事会と臨時委員会は、ガッフェルの会合を開催する権限を、旗頭や組合頭などのガッフェルの有力者に制限したのである。

さらに、1609年のガッフェル条令には、「皆の集会 (*gemeine versammlung*) において、あるガッフェルあるいは同職組合が、その他の団体に何かを伝達し、あるいは連絡を取り合う場合には、そのことを知らしめ、承認させるため、あるいは身勝手を防ぐため、書状にし、組合の印章を吊るして、参事会に提出しなくてはならない」こと、そして「ある団体が別の団体に書状を送る場合には、参事会員、あるいはその他の、確実に [参事会に] 書状を提出すると判断され [る人物で]、同職組合に命じられた信頼できる人物がそれを行う」ことが定められている²⁸。

第2章で扱った1594年のワイン税をめぐる参事会とガッフェルの政治的対話の過程で、「あるガッフェルが、他のガッフェルに、自分たちは8樽毎の消費税に不満であり、払うつもりはないと言わせていた」という一幕があった²⁹。ガッフェルは、参事会との対立において、参事会により大きな圧力をかけるために、相互の交流を通じて意見を統一し、連帯を強化していた。しかし、これ以後ガッフェルは、ガッフェル間で送受信される書状を、参事会に提出すべきことを義務付けられた。参事会は内容を検査し、何らかの危険を発見したならば、その書状を送ったガッフェルに対して何らかの措置を取ったであろう。さらに、こうしたガッフェル間のコミュニケーションは、参事会にとって「信頼できる」人物

²⁵ HASTK, Best. 14, Nr. 1, 92.

²⁶ Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 64.

²⁷ HASTK, Best. 14, Nr. 1, 92.

²⁸ HASTK, Best. 14, Nr. 1, 92. [] 内著者。

²⁹ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 213.

を通じてのみ、行われるべきこととされている。ここでも参事会と臨時委員会は、ガッフェル間の交流を主体的に行う可能性を、「信頼できる」、ガッフェルの有力者のみに与えた。

第1章で述べたように、16世紀後半の旗頭職は、ガッフェルの参事会員によって兼任されたから、参事会が「信頼できる」ガッフェルの有力者の多くは参事会員であったことになる。その際、第4章で示されたビール醸造人ガッフェルの人間関係と社会機能の変化を踏まえるならば、彼らは、ガッフェルを参事会の社会コントロール装置として機能させるような仕方で、少なくとも、「参事会の不都合」にならないような仕方で、「その任務にあたった」と考えられる。そしてそれ以外の市民は、臨時委員会の構成員として参事会との交渉に参加する可能性ばかりでなく、ガッフェルを拠点として騒擾に主体的に関与する機会も奪われていたのである。

4. 「合意」から「学識」へ

1608 - 1610年の都市騒擾の発端は、参事会の租税の徴収と傭兵の雇用に対する、市民たちの異議申し立てであった。しかし、その後の参事会の対話の相手となった代表委員会は、新興の政治エリートたち、すなわち、後の参事会員や市長、あるいは彼らと近い関係にある有力者たちによって構成された。他方、ガッフェルに結集した市民たちは、代表委員会からの排除を通じて、さらにはガッフェル条令による禁止を通じて、二重の仕方で、騒擾に関与することを阻止された。こうして、この都市騒擾から参事会と市民の政治的対話としての性格は失われた。このことを示すかのように、「市制概要」の文章から「都市共同体」の語が消えた。さらに参事会と通常の四十四人委員会は、1609年4月13日に傭兵隊の増強、1610年8月31日に人頭税の徴収を決定した³⁰。騒擾の開始時点に樽工が行った2つの要求は、参事会と臨時委員会の双方から無視されたことになる。

1608 - 1610年の都市騒擾は、中世後期以来の参事会と市民の政治的対話としての都市騒擾とは異なる性格を備えていた。それは都市の指導層内部における、新旧政治エリートの主導権をめぐる対立であり、次章で述べる新しいタイプの参事会の統治、かつて大学生であったヴァインスベルクが論じた「学者が統治する共和政」を、ケルンに確立させる結果をもたらす出来事であった。この都市騒擾の性格の変化は、前章で論じた17世紀初頭のケルンにおける二元的権力構造の変化の可能性を裏付けるとともに、この時期に参事会と市民の政治的対話が次第に停滞したことを示唆している。そしてこの変化に伴い、参事会の統治が、参事会と市民の政治的対話によって規定される度合いは低下し、その分だけ別の要因によって規定されることになる。次章では、この「学者が統治する」新しい参事会統治、そしてそこにおける市民の市政参加について論ずる。

³⁰ Schwerhoff: *Bürgerlicher Konflikt*, S. 56, 61.

第6章： 近世都市ケルンにおける「学者が統治する共和政」

前章において、1608 - 1610年の都市騒擾前後の2つの時期における参事会の人的構成を比較し、大学出身の参事会員の割合の増加を指摘した。中世後期から近世にかけての多くの都市で、大学で専門的な知識を身につけた学識者、とりわけ法学者が、参事会員、あるいは法律顧問官として、都市の統治に中心的な役割を果たすようになった¹。序章でも紹介したように、1537年5月19日にケルン大学で行われた討論会において、ヴァインスベルクは、「学者が統治する共和政について」議論した²。ケルン大学の教師たちは、ほどなく彼らの都市にも「学者が統治する共和政」が誕生することを、予感していたのかもしれない。

この都市の政治エリート層の変化は、近代的な官僚機構の形成に先駆ける統治の専門職化 (Professionalisierung)、すなわち、ある職業や役職が高度かつ長期間の訓練と結びつく傾向を示す現象として、すでに多くの研究で論じられてきた³。しかし、先行研究では、この変化が参事会の統治に与えた影響や、それに対する市民の反応については、ほとんど論じられていないように思われる。そこで本章では、ケルンの法律顧問官と大学出身の参事会員の活動を検討し、新しい参事会の統治のあり方の一端を示すとともに、市民の彼らに対する意識の変化を明らかにする。そしてその意味を、前章で論じた、参事会と市民の政治的対話の停滞という現象との関連において、考察する。

1. 法律顧問官の活動と「政治的決定過程の秘密保持」

ケルンの法律顧問官職

ヴァインスベルクは、1596年7月10日の回想録の記述の中で「コンラート・ベッツドルフ博士が、[ケルン大学法学部の] 正教授になり、そして初めて法律顧問官と呼ばれた」ことを証言している⁴。ベッツドルフは1549年にケルン大学の正教授に就任したから、この頃にケルンの法律顧問官職が設置されたことになる⁵。もっとも、法律顧問官職は、言葉の完全な意味で「創設された」わけではない。すでにベッツドルフは、1547年11月28日の参事会の会議において、「都市の従僕 (Diener) にして助言者 (Rat) として選出」されていたが、このことは、ケルンの法律顧問官職が、助言者職から発展させられた役職であることを示している⁶。

1312年以降、参事会は、都市に居住する学識者を「助言者」として任命し、法律問題について助言を求めた⁷。ベッツドルフも、先の会議で、「都市に誠実で服従すること」、「そ

¹ Oestreich (山内訳)「ポリツァイと政治的叡智」133 - 134 頁; Wriedt: *Verwaltung und Diplomatie*; Wriedt: *Bürgertum*, S. 502 - 526; Wriedt: *Gelehrte*, S. 445 - 448.

² Weinsberg, Bd. 1, S. 114 - 115.

³ Moeller (森田他訳)『帝国都市と宗教改革』24 - 25 頁; Schilling: *Differenzierungsprozesse*, S. 141 - 154. また「専門職化」の概念については、次の文献を参照。Herborn: *Professionalisierung*, S. 29.

⁴ Weinsberg, Bd. 4, S. 267. [] 内著者。

⁵ ベッツドルフの経歴については、以下の文献を参照。Keussen: *Matrikel*, Bd. 2, S. 923; Kloosterhuis: *Erasmusjünger*, S. 549.

⁶ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 5, S. 548.

⁷ 「助言者」については、次の文献を参照。Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. XXVII -

の関心事をケルンの内外において、助言と相談、書状をもって促進すること」、「参事会の問い合わせに応じなくてはならない」ことを義務付けられている⁸。助言者は、その学位や聖職録の有無に応じて、「博士」(Doktor)あるいは「僧侶」(Pfaffen)と呼ばれることもあったが、ここでは助言者の呼称に統一する。

グローテンは、1312年から1530年までの時期における、助言者の一覧を作成している(表4)が、これを参照する限り、彼らの任期は一定しておらず、中には短期的に雇用されている者も少なくない⁹。また、彼らが任命されていない時期もある。これらのことは、助言者職が、具体的な問題が起こるたびに参事会によって雇用され、専らその問題について助言を行い、それが解決されると解任された、学識者の臨時の副業であったことを示している。また、32人中9人の助言者だけが博士号を取得しており、残りは学識のレベルの低い、いわゆる「半可通」(Halbgelehrte)であった。

これに対して、16世紀後半の法律顧問官の一覧(表5)からもうかがえるように、助言者が臨時に雇用されたのとは異なり、16世紀後半には常に2-3人の顧問官が雇用されていた。また、任期が不定期であった助言者とは異なり、顧問官は死去するか、ヴィルヘルム・ハークシュタインとヨハン・クローネンベルクのように、市長に就任するまで、その職に留まった。さらに、1559年に死去したゲオルク・フォン・ハルテルンの後にはペーター・シュタインヴェーク、1585年に死去したシュタインヴェークとヨハン・デュッセルの後には、ヴェルナー・シェンクとペーター・クランツとハークシュタイン、1596年にクランツが死去した翌1597年にはクローネンベルクが雇用されているように、後任は速やかに雇用された。そして多くの助言者が博士号を持たなかったのに対して、16世紀後半の9人の顧問官たちのうち、クランツを除く全員がケルン大学、そしてそれを史料的に実証することはできないが、恐らくはクランツもケルン大学以外の大学で、ローマ法か教会法、あるいはその両方の博士号を取得し、彼らの全員がケルン大学で講義を担当していた。

さらに、参事会の要求に応じて助言することのみを仕事とした助言者とは異なり、法律顧問官の仕事は膨大であった。その内容について、ヴァインスベルクは以下のように述べている。

「今や彼らは、多くの事柄に耳を傾けて解決し、党派の問題ではなく都市の問題に心を砕き、条文や規約を改善し、未成年の子供達に関する規則を制定し、文書庫(gewolfe)にある特許状を管理し、それを複写した書物を作り、裁判やその他に関わる規約を改善し、毎日朝8時から市庁舎で働いている。彼らは通知を与え、受け取り、彼らのみで対外的な事柄に関する準備をし、ケルン内部の事柄については、大勢の代言人の手に委ねているが、それでなくても彼らは[市内の事柄に]それ程関わっていないようだ。」¹⁰

市庁舎に恒常的に勤務し、多くの職務を担った法律顧問官にとって、大学で講義を担当することは困難であったと考えられる。ヘルマン・コイセンによれば、シュタインベーク

XXXIII.

⁸ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 5, S. 548 – 549.

⁹ Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. XXX.

¹⁰ *Weinsberg*, Bd. 3, S. 392.

は、彼の大学での講義を代理の人物に担当させていたが、こうした状況は、その他の顧問官にとっても同様であろう¹¹。

ヴァインスベルクは、「1587年9月23日の参事会において、両会計局の殿方の立会いのもとで、3人の法律顧問官ヴェルナー・シェンク博士、ヴィルヘルム・ハークシュタイン博士、ペーター・クランツ博士に対し、それぞれの給料と年間の報酬の待遇改善が行なわれた」ことを記している¹²。すなわち「彼らの収入は、これまで200あるいは250ターラー程度であったが、以後、1グルデン=15バツェンの比率で、毎年600あるいは700グルデン、つまり皇帝陛下の帝国最高法院の陪審人（beisitzern）と同額を受け取るべきことが決められた」¹³。しかし、この決定に際しては、「市長のヤスパー・カンネンギーサー殿とその他の数人が、全体参事会と四十四人委員会の承認なしに決定されたことに対し、少々不満を表明した」し、「ゲルハルト・ピルグルム殿は参事会に入っていなかったが、以前からこれに反対していた」¹⁴。そしてヴァインスベルク自身も、「諸侯の顧問官でも、これ程高額な給料を手に行っている者はわずかしかない」ことを指摘したうえで、「私は、この給料の増額が、果たして相応しいことであるかどうか心配している」、「これについて多くの不満が生じるだろう」と批判している¹⁵。こうした「六人衆」や参事会員の反対にもかかわらず、顧問官が彼らの要求を貫徹できたことは、当時の顧問官の発言力が、ヴァインスベルクのような参事会員はもとより、「六人衆」のそれをも凌ぐものであったことを示している。

法律顧問官が参事会でこれ程の地位を与えられたのは、単に彼らの職務が膨大であったばかりではなく、彼らが当時の参事会の統治において、中心的な役割を担っていたからであり、彼らの活動は、当時の参事会の統治、すなわち「学者が統治する共和政」の特徴を端的に示すものと考えられる。そこで次に、顧問官の活動を検討する。しかし、ヴァインスベルクが列挙していた、彼らの膨大な仕事の全てではなく、彼らの「外交」活動と文書管理を取り上げる。

「外交」使節としての顧問官

ヴァインスベルクは、先に引用した記述の中で、顧問官が「対外的な事柄に関する準備をし」たことを記していた。また、1591年6月7日に制定された法律顧問官の服務規程の第4項でも、顧問官は「都市全体の事柄に関して、名誉ある参事会の命令と意志に従っ

¹¹ Keussen: *Matrikel*, Bd. 2, S. 999.

¹² Weinsberg, Bd. 3, S.392.

¹³ Weinsberg, Bd. 3, S.392. この文章の中にある「両会計局の殿方」とは、ワイン消費税を徴収する金曜会計局と公債管理を主要業務とする土曜会計局の副局長（Beisitzer）を指すものと思われる。1394年まで、都市には会計局長の管理する1つの会計局（水曜会計局）が存在したが、1394年に土曜会計局、1417年に金曜会計局が設立された。この「両会計局」は一括して、会計局長からは独立して、副局長の監督下に置かれた。例えば、都市の定期金販売に際して参事会が作成した文書には、「都市の会計局長と両会計局の副局長」との文言が見られる。これについては、田北「中世後期のケルン財政構造と「ツンフト闘争」」22, 33頁を参照。

¹⁴ Weinsberg, Bd. 3, S.392.

¹⁵ Weinsberg, Bd. 3, S.392.

て、帝国議会、帝国代表者会議、ハンザ会議、クライス会議、都市会議その他の皇帝陛下、選帝侯、諸侯、その他の帝国諸身分の会議に、必ず出席すること」と定められている¹⁶。

すでに述べたように、1566年から1606年にかけて、ケルンの参事会は、帝国集会使節を派遣し、帝国政治に深く関与したが、この時期には、全部で57回の帝国集会、すなわち、8回の帝国議会、38回の都市会議、11回の帝国代表者会議が開催された。そして参事会は、この57回のうち、1567年のレーゲンスブルク帝国議会を除く56回の帝国集会使に、延べ89人を派遣したが、この89人の内訳は、法律顧問官32人（実数7人）、市長26人（実数13人）である¹⁷。この数値が示すように、16世紀後半の帝国集会使には、平均1.5人、すなわち大抵1人か2人が派遣された。この際、使節が1人の場合には市長か顧問官が派遣されたが、この場合に顧問官が派遣される可能性は、市長である可能性の約2倍であった。そして使節が2人の場合には、市長と顧問官が派遣され、まれに3人以上が派遣される場合には、市長と顧問官の他、参事会員か都市書記官が使節に加わった。さらに、顧問官が、1人当たり平均4回使節として派遣されたのに対して、市長は、1人当たり平均2回派遣された。これらの数値は、この時期の都市の「外交」が、専ら市長と法律顧問官、しかし特に後者によって担われていたことを示している。

「外交」の舞台において、市長と法律顧問官は役割を分担していた。すなわち、市長は皇帝や諸侯と親しく交流することのできる、都市の顔役であった。こうした市長の代表例として、1527年1月1日に皇帝カール5世によって金羊毛騎士団の騎士に任じられたアルノルト・フォン・ジーゲンがいる¹⁸。他方、「外交」の場面における顧問官の活躍は、顧問官シュタインヴェークの生涯について述べた、以下のヴァインスベルクの記述の中に示されている。

「1585年9月13日、西フリースラント出身の法学博士であり、[ケルン大学の] 正講師 (*ordinarius lector*) であり、ケルン市参事会の法律顧問官でもあるペトルス・シュルティンク・フォン・シュタインヴェーク殿が、彼の出張から帰還した後、亡くなり、聖母マリア教会の墓地に埋葬された。[・・中略・・] [彼は] 参事会のために、沢山の旅行を行った。教皇のいるローマ、皇帝のいるオーストリア、聖俗の選帝侯やその他の諸侯たち、帝国議会、ハンザ会議、都市会議のためにあちらこちらへ。それを通じて、彼は、ケルン市のあらゆる事柄、正義、秘密事項 (*hael*) に通曉し、そのことで大きな評判と名声を勝ち得たのである。彼はまた、多額の俸給を得て、富裕となった。しかし彼は、その人生の盛りの50歳を過ぎて幾年も経っていなかった。かくして世の誉は逝く (*sic transit Gloria mundi*) ・ ・ ・ 参事会は、この法律顧問官を失いたくなかったであろう。」¹⁹

¹⁶ HASTK, Best. 30, Nr. N915, fol. 5v.

¹⁷ ヨアヒム・データースは、1396 - 1606年の帝国集会使とハンザ総会に、ケルンから派遣された、使節団の構成員の一覧を作成した。本文の数値は、この一覧を参照して、算出したものである。Deeters: *Reichs- und Hansetagen*, S. 128 - 133.

¹⁸ Schleicher: *Ratsherrenverzeichnis*, S. 504.

¹⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 293. [] 内著者。

この記述が示すように、都市の顔役である市長の背後で交渉の成り行きを見守り、その結果を左右したのは、法律顧問官であった。そして彼らは、この活動を通じて、他の誰よりも「ケルン市のあらゆる事柄、正義、秘密事項に通暁」することになる。こうした秘密事項が法律顧問官の大きな発言力の源であるとすれば、彼らが 16 世紀後半の参事会の統治に中心的な役割を担うようになった背景には、すでに度々述べてきた、同じ時期における、この都市の「外交」政策の変化があったことになる。

このことは、「誉ある参事会の法律顧問官や代言人」が参事会で「投票してはならない」ことを定めた、1610 年の「市制概要」の第 11 項によっても、逆説的な仕方で裏付けられる²⁰。法律顧問官は、1610 年までは「同盟文書」の規定に反しても、参事会で投票できたが、その後はそれ程までの存在感を参事会で示すことはできなかった。この理由として、参事会が帝国政治の舞台から退いた 1603 年以降、法律顧問官が「外交」を通じて獲得する情報の意義が低下した結果、参事会における法律顧問官の発言力も低下したという可能性を指摘できる。

もっとも、1610 年 9 月 15 日の法律顧問官の服務規程には、「第 6 に、貴方たちが在職中、あるいは、その他の機会に、知り、聞き、読んだ全ての秘密 (gehimnus vnd secreta) は、墓場まで、密かに、口にすることなく、もっていかなくてはならない。それらを、自らあるいは他者を通じて、口頭で、あるいは文書によって、いかなる手段によっても、公にしてはならない (offenbahren)」と規定されているが、こうした条項は、1591 年 6 月 7 日の顧問官の服務規定には定められていない²¹。このことは、17 世紀に参事会が顧問官が取り扱う情報の秘密を保持しようとする意識が高まっていたことを示している。こうした機密保持の傾向は、次の文書管理という活動にも看取できる。

都市の文書管理

1587 年 9 月 23 日の記述の中で、ヴァインスベルクは、顧問官が「文書庫にある特許状を管理」していたことを記していた。また、1591 年 6 月 7 日の服務規程の第 5 項にも、「我々の参事会の殿方たちの文書庫と尚書局に置かれた法、書状、印章、決議と目録を、信頼に足る真剣さと勤勉さをもって、管理し、記録し、目録を作り、保管するべし」と規定されている²²。

都市の統治には、「法、書状、印章、決議と目録」などの公文書を保管する空間である尚書局 (Kanzlei) が不可欠であった。そして、1288 年のヴォーリングゲンの戦い以降、それまで大司教の宮廷に保管されていた都市の公文書を管理するため、市庁舎近くの家屋「ツア・シュテッセ」(“Zur Stesse”) に都市の尚書局が置かれた。さらに、1414 年に、市庁舎にルネサンス様式の塔が増築されたが、この塔の 1 階には「文書庫」(Gewölbe) のスペースが設けられた。

この文書の管理は、1312 年以前には都市書記官、それ以降には助言者に委ねられていた

²⁰ Dreher: *Verfassungsgeschichte*, S. 79. [] 内著者。

²¹ HASTK, Best. 30, Nr. C639, fol. 29v.

²² HASTK, Best. 30, Nr. N915, fol. 5v. – 6r.

が、1321年頃には、文書管理を専門とする尚書局長（Kanzler）の役職が設置された²³。その後、20人の尚書局長が登場したが、1543年8月6日にペーター・ベリングハウゼンが死去した後、この役職は空席となる。

その6年後の1549年8月14日の参事会の会議で、「会計局長が、ハルテルン博士とベッツドルフ博士に、尚書局長職への就任について相談した」が、「ハルテルン博士は高齢と仕事の多さを理由にこれを断った。コンラート・ベッツドルフ博士もこれを断った」ため、参事会は、「尚書局がこれ以上長く空席となり、全ての事柄が、無秩序に放置されることのないように、書記官（Sekretär）ラウレンティウス [=ローレンツ・ヴェーバー] をそこに派遣し、秩序をもたらす」ことを決定した²⁴。

しかし、ヴェーバーは、この仕事を十分に果たすことができなかったようだ。1587年の日付不明の参事会の文書には、「高貴なる参事会の役職のほとんど全ての規約が、紛失しているので、役人たちは、これ [=規約] についてほとんど何も知らず、彼らの任務を正しく果たすことができない」と記されており、当時の無秩序な文書管理の現状をうかがわせる²⁵。実際、同じ文書には、「近頃、我々は、我々の文書庫や文書館ばかりでなく、法令、慣習法、裁判規則と良きポリツァイ条令、規約、証書となった旧来の慣習と慣わし、さらに、ローマ皇帝陛下から頂戴した国庫に関する〔特権、すなわち〕古い、荒れ果てた館やその他の建物から、10、20、そして100分の1税を徴収する権利を、規則正しく記録し、より良く示し、形式を整え、秩序と執行に供さなくてはならないことを、最重要の課題として、入念に議論している」ことが記されている²⁶。

そしてこの議論の結果、参事会は、「文書館、文書庫、そして尚書局にまとめて保管されている、法規、書状、印章、特許状、決議と記録簿を、常に変わらぬ真剣さと熱心さをもって、検査し、概観し、研究し、変わらぬ方法で、時節を問わず、正しい目録を作成」することを、顧問官に命じた²⁷。

以上の尚書局の状態と、その管理体制の変化は、16世紀後半、具体的には1543年から1587年にかけての時期において、文書に記された情報の政治的重要性が増大したこと、具体的には、参事会の統治が、都市の文書に記された情報によって、ますます強く規定されるようになったことを示している。だからこそ参事会は、それまで放置してきた文書を管理しようとしたのである。これに伴って、参事会が文書に記された情報の秘密を保持しようとする姿勢を強め、こうした傾向はこの後さらに顕著なものとなる。すなわち、1610年9月15日の顧問官の服務規程の第7項では、顧問官が「法の原本、命令書、書状と印章を家に持ち帰り、秘密事項に当たるものを複写して、隠れて所有するために、それらを私的に（zu ihrem priuaten）取り出してはならない」ことが義務付けられているが、こうした条項も、先の守秘義務のそれと同じく、1591年6月7日の顧問官の服務規程には存

²³ 「尚書局長」については以下の文献を参照。Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. XXVII – XXXIII; Groten (bearb.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XXIII – XXV.

²⁴ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 5, S. 708. [] 内著者。

²⁵ HASTK, Best. 30, Nr. C615, fol. 3r. [] 内著者。

²⁶ HASTK, Best. 30, Nr. C615, fol. 2v. [] 内著者。

²⁷ HASTK, Best. 30, Nr. C615, fol. 1.

在しない²⁸。

「権力の秘密」と「政治的決定過程の秘密保持」

ヨハネス・クニッシュは、16-17世紀のヨーロッパにおける「政治的決定過程の秘密保持」(Arkanisierung politischer Entscheidungsprozesse)を論じたが、その際彼は、この傾向を象徴的に示す事例として、ヨーロッパの君主の祝祭がルネサンス期の都市で举行された入市式から、宮廷という閉ざされた空間で举行される演劇に変化したことを指摘した²⁹。こうした「政治的決定過程の秘密保持」は、小山啓子が14-16世紀のリヨンにおけるフランス国王の入市式を都市と王権の「対話」として論じたことを指摘するまでもなく、支配者と被支配者の政治的対話を停滞させたと考えられる³⁰。また、カルロ・ギンズブルクは、17世紀のヨーロッパにおいて、政治に関わる知識が「権力の秘密」(*arcana imperii*)として、宇宙に関わる「自然の秘密」(*arcana naturae*)、宗教に関わる「神の秘密」(*arcana Dei*)とともに、「禁じられた知」を構成していたことを述べている³¹。アンドレア・アルチャーティなどの17世紀の人文主義者は、序章で紹介した「市民的」人文主義者とは異なる立場から、当時ソクラテスの言葉とされていた「我らの上にあるものには関与すべきではない」という格言を引き合いに出し、こうした「秘密」の領域に人々が立ち入らないように警告した。

16世紀後半の法律顧問官が担った都市の「外交」と文書管理という2つの活動は、一般の市民ばかりか参事会員も関与することが困難な、遠く離れた、あるいは閉ざされた領域で行われた。そして彼らは、これらの活動を通じて「権力の秘密」を獲得し、彼らが政治の世界において中心的な役割を果たすようになるとともに、この「権力の秘密」を知らない者たちは、政治の世界から排除される。法律顧問官の活動は、宮廷での演劇や人文主義的な格言と同様に、ケルンの「学者が統治する共和政」が「政治的決定過程の秘密保持」という傾向を備えていたことを示している。

2. 参事会における大学出身者

大学出身者に対する市民の意識の変化

前章で述べたように、1608-1610年の都市騒擾以降に大学出身者がケルンの参事会に占める割合は、この騒擾直前の時期におけるその割合の2倍に増加した。この変化の意味を考える際に、市民が最良の人物を参事会員に選出することができたガッフェル体制においては、市民がそうしようしない限り、大学出身者が参事会員に選出されないことを念頭に置くべきである。これまで参事会員に選出されていなかった人物類型が参事会員に選出されたとすれば、それは、最良の参事会員に対する市民の意識の変化、言葉を変えるならば、あるべき参事会の統治に対する市民の意識の変化の結果でもある。したがって、この時期の「学者が統治する共和政」に対する市民の意識を考えるうえで、大学出身の参事会員に対する市民の意識の変化を、ヴァインスベルクの回想録の記述を検討して明らかに

²⁸ HASTK, Best. 30, Nr. C639, fol. 29v. – v.

²⁹ Kunisch: *Absolutismus*, S. 35; Blänker: *Historizität*, S. 82.

³⁰ 小山『フランス・ルネサンス王政と都市社会』101-154頁。

³¹ Ginzburg (竹山訳)「高きものと低きもの」118-120頁。

することは有益である。

大学出身の参事会員に対する市民の意識を示す最初の回想録の記述は、1543年6月23日の参事会員選挙についての記述である。この日の選挙では、「亡くなったゲルハルト・フォン・ヴァッサーファス殿の代わりに、シュヴァルツハウスから誰か1人を参事会員に選出しなくてはならなかった」が、「ガッフェルに集まった面々は」、ヴァインスベルクを「全会一致で」参事会員に選出した³²。ヴァインスベルクは「私はこの選挙結果に怖気づいた(erschrock)」と当時の気持ちを語るとともに、「全ての人々が、私が参事会員に選出されたことに驚き、「一体シュヴァルツハウスに何が起こったのだ、あんな半人前の学生を参事会に選ぶとはと言っていた」ことを記している³³。

ヴァインスベルク自身は、自分の参事会員への選出が大きな反響を呼んだ理由として、自分のような「学生であり、25歳そこそこの若者であり、結婚もしておらず、何より仕事に就いていなかった」者が、参事会員に選出されるということは、「当時は珍しいことであった」と述べている³⁴。しかし、恐らくは本人もそれを承知していたように、理由はそれだけではなく。ヴァインスベルクは、1546年6月23日に参事会に再選された際に、その別の理由について説明している。すなわち、彼は「かつては、いかなる博士も教授資格者も参事会に入ってはならないことが記録されており、大昔より、彼らの誰も参事会に入ったことはないのだと、まことしやかに噂されていた」ことを述べ、次のように記している³⁵。

「その後1495年頃になって、ヨハン・ファン・ヒルツェ殿が、博士号取得者としてはじめて参事会員に選出され、この後2度市長になった。彼は法学博士であり、首席教授(*ordinarius primarius*)であり、大学総長をつとめたこともあった。講義に出かけるときには、彼は馬に跨り、大学の職員が銀の杖をもって彼を先導し、棒をもった若者と4人の着飾った従者たちが、彼の後に続くのであった。彼は最良の市民たちに借金を負い、争いとなったので、ローマに引っ越して、それを逃れようとした。この後、博士や教授資格者は1人も参事会に入らなかった。しかし、これ [= 大学出身者が参事会に入る] が再び慣行となったことは、彼ら [博士や教授資格者] にとって嬉しいことであった。私にも、彼らが、諸侯や貴族に助言や奉仕を義務付けられていない場合でも、参事会に入ることを許されない理由を、理解できなかった。」³⁶

大学教授として最高のキャリアと権威を備えたヒルツェは、ケルンではじめて参事会員に選出された大学出身者であり、後には市長にも選出された。しかし、彼が「最良の市民たち」に対する負債を抱えてローマに逃亡したことは、当時の市民たちに大学出身者が市政に携わることに對する、不信の念を植え付けたと思われる³⁷。そしてこれ以後、1543年

³² Weinsberg, Bd. 1, S. 198.

³³ Weinsberg, Bd. 1, S. 198 – 199.

³⁴ Weinsberg, Bd. 1, S. 198.

³⁵ Weinsberg, Bd. 1, S. 255.

³⁶ Weinsberg, Bd. 1, S. 255 – 256. [] 内著者。

³⁷ ヒルツェについては、次の文献も参照。Herborn: *Ratsherr*, S. 338 – 342.

の夏の選挙で、ヴァインスベルクが選出されるまでの約半世紀の間、大学出身者が参事会員に選出されることはなかった。だからこそ、1543年に大学出身者ヴァインスベルクが参事会員に選出された際には、多くの人々がそれに驚いたのである。そして1546年の時点でも、大学関係者たちは、大学出身者の参事会への選出を異例の「嬉しい」出来事として認識している。しかし、そこには、変化の徴候も見出される。すなわち、1543年の時点では、周囲の仲間たちだけでなく、当の本人も大学出身者が参事会員に選出されることに違和感を抱いていた。しかし、1546年の時点では、ヴァインスベルクは大学出身者が「参事会に入ることを許されない理由を、理解できなかった」。

市民の大学出身の参事会員に対する意識は、1582年6月23日の参事会員選挙の頃に、大きく変化した。すなわち、この日、「2人の博士、すなわちクルデナー博士とハインリッヒ・フルステンベルク博士、さらに2人の法学の教授資格者、すなわち、監察官に就任した修士ゲルヴィヌス・カレニウスと訴訟審査官に就任した修士ヨハン・ヘルマンが、同時に参事会に属する」こととなった³⁸。このときヴァインスベルクは、「私がはじめて参事会員に選出され、教授資格を獲得した1543年以前には、[大学出身者は]何年もの間誰も参事会におらず、私が[参事会入りを]許されたことは、多くの者にとって、奇妙なこととして受け止められた」と記し、この変化に対する驚きを表明している³⁹。

そしてこの変化の最終段階として、1594年10月29日、ヴァインスベルクは、「いまや人々は、参事会に、家柄の高貴さ(edlen)よりも学位を、そして高い学識(hoichgelerten)を帰している。こうした風潮が、これまで生じたことも、経験したこともない程広まっている」と、回想録に記すことになる。

以上のヴァインスベルクの記述は、大学出身者に対するケルン市民の意識の変化を示している。すなわち、およそ16世紀前半まで、市民は、大学出身者を参事会員に選出することに対して、拒否反応を示した。しかし、16世紀後半から17世紀初頭にかけての時期に、彼らは次第に、それを積極的に促すようになったのである。

大学出身の参事会員の行動様式

それでは、大学出身者の参事会員たちの行動は、これまでの参事会員とはどのように異なっていたのであろうか。

彼らの行動の特徴を知るためには、彼らの参事会における役割を知る必要がある。そして、この目的のために、参事会員ヴァインスベルクの事例を検討することができる。ヘルボルンは、ガッフェル体制期の参事会における大学出身者の総数196人の中の120人の出身学部を明らかにしているが、それによれば103人が法学部出身者、17人が医学部出身者である⁴⁰。したがって、ケルン大学法学部の教授資格者であるヴァインスベルクは、典型的な大学出身の参事会員と言えるのである。彼の参事会における経歴は、第3章で紹介したが、彼は、1543年には紡績工と錫器工の監督官、1546年には騎士頭に任じられた。この2つの役職と法学の知識との関係性は希薄である。しかし、1565年の参事会復帰以降になると、ヴァインスベルクは、常に都市の裁判制度と関係する役職を与えられる。こ

³⁸ Weinsberg, Bd. 3, S. 133.

³⁹ Weinsberg, Bd. 3, S. 133. [] 内著者。

⁴⁰ Herborn: *Ratsherr*, S. 376 – 400.

の変化の意味を、先の市民の意識の変化と関連させて述べるならば、1565年以前には、ヘルマンは法学者としての「学識」ではなく、参事会員クリスティアン・ヴァインスベルクの息子としての「家柄」のために参事会員に選出されたが、1565年以降には、法学者としての「学識」のために参事会員に選出されたと考えられる。したがって、先にヴァインスベルクが大学出身の参事会員の典型的な事例であると述べたが、正確には1565年以降のヴァインスベルクとするべきであろう。

彼が1565年以降に就任した参事会の役職のうち、訴訟審査官は、市民が市内の世俗の裁判所ではなく、教会裁判所に訴訟を持ち込もうとした際に、それが適切であるかを判断した⁴¹。参審人監督官は、ケルン大司教の上級裁判所の裁判官である参審人の活動を監督すした⁴²。ライン河監督官は、ライン河の岸辺に設置されたワイン局において、ワイン取引関連の裁判を担当した⁴³。そして参事会裁判官は、ケルンを商用で訪れたよそ者が引き起こした、商取引に関する裁判を行った⁴⁴。すでに述べたように、ヴァインスベルクは、彼が市長や会計局長、監察官といった高位の役職に就任できない理由を、彼と「六人衆」の人間関係の希薄さに求めていた。それは間違いではないであろう。しかし、当時の参事会において、彼の法学者としての能力は、彼自身が考えていた以上に、高く評価されていたのかもしれない。

このヴァインスベルクの経歴に鑑みれば、大学出身の参事会員の行動様式を探る目的で16世紀後半のケルンの裁判官の規範を検討することは、有意義であろう。すでに述べたように、遅くとも1288年のヴォーリンゲンの戦い以降、それまで都市領主であるケルン大司教に帰属していた都市の裁判権のうち、上級裁判権を除く全ての裁判権は、ケルン市に移譲された。1396年の市制改革以降、この裁判権は全て参事会に委ねられ、ここで紹介したライン河監督官と参事会裁判官、さらには馬取引裁判官（Pferderichter）、商館裁判官（Hallrichter）、そして市長と警視などの参事会役職に分配された⁴⁵。すなわち、この都市では、穀物市場、肉市場、ワイン局、馬市場、そして旧市場（Alter Markt）にある会堂（Halle）に裁判所が設置されていた。そして穀物市場と肉商館の裁判は市長、ワイン局の裁判はライン河監督官、馬市場の裁判は馬取引裁判官（Pferderichter）⁴⁶、会堂の裁判は会堂付裁判官（Hallrichter）に委ねられた⁴⁷。さらに、都市の治安維持に責任をもつ警視も、市庁舎前の広場で、窃盗などの軽犯罪を対象とする裁判を行った⁴⁸。

これらの裁判所における手続きを定めた規則として、1570年に、『法学博士にして法律顧問官であるコンラート・ベッツドルフが起草し、大学の正教授たちが校閲し、全体参事会と四十四人委員会が承認したケルン市の諸裁判所における訴訟手続きに関する1570年の改革法典』（以下『改革法典』）が制定され、ケルンの「各裁判所、とりわけワイン局、

⁴¹ Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XIX.

⁴² Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XVIII.

⁴³ Heinen: *Gerichte*, S. 133 – 139; Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XVII.

⁴⁴ Heinen: *Gerichte*, S. 163 – 167; Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XVII.

⁴⁵ Heinen: *Gerichte*, S. 122 – 123.

⁴⁶ Heinen: *Gerichte*, S. 154 – 158; Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XVI.

⁴⁷ Heinen: *Gerichte*, S. 158 – 163; Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XIV.

⁴⁸ Heinen: *Gerichte*, S. 139 – 147; Groten (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 2, S. XVI; Schwerhoff: *Öffentliche Räume*, S. 121.

商館、会堂における「裁判」、さらに馬取引裁判官と警視の前での」裁判に適用された⁴⁹。

この『改革法典』の条項「裁判官職について」(“Von dem Richter Ampt“)では、「選出され任命された裁判官は、彼らの誓約にしたがって、裁判の当事者たちに対して、正しく、皇帝の書かれた法、あるいは都市の規約と条令、さらには愛すべき慣習と公正さ (billigkeit) に基づいて、回答と判決を与え、取り扱う」べきであり、さらに判決を「愛顧、贈り物、友情その他金銭関係」ではなく、「文書の証明と、証言に基づいて」行うべきことを定めている⁵⁰。ちなみに、ここに記された「皇帝の書かれた法」、すなわちローマ法は、当時フィリップ・メランヒトンなどの人文主義者によって、狭量な党派心を排除し、社会に平和と秩序をもたらす、公正な法として評価されていた⁵¹。

さらに同じ条項には、「裁判官、すなわち判決人は、常に全能の神に対して保持し、あらゆる案件において、正義を目の前に据えて、全ての案件において、真実を、可能な限り、両当事者について、徹底的に追求するべし」と定められている⁵²。ヨアヒム・アイバッハは、こうした裁判官の審問、そしてそれに対する当事者の証言というやり取りを、両者の対話として扱っている⁵³。しかし、この対話は、序章で紹介したシュヴェアホフやギールの研究で描き出された対話、すなわち裁判官が当事者の意向に配慮し、時には情状酌量を与えるために行った対話とは異質なものである。また、判決の際に、裁判官は、「文書と裁判所での証言を、熱心に、またその者の最良の分別に従って考察し、そこから判決を引き出す」ことを求められ⁵⁴、すでに述べたように、「愛顧、贈り物、友情その他金銭関係」を顧慮することが禁じられていたが、こうしたことも、彼らと裁判当事者との対話と、それ以前の対話との違いを示唆している。

以上のように、16世紀後半のケルンの裁判官は、裁判の当事者の意向に配慮することなく、自らに備わった、あるいは法律に定められた「公正さ」と「分別」に基づいて行動することを要請された。ヴァインスベルクも、こうした「公正さ」と「分別」に基づく、新しい行動規範にしたがって、しばしば行動した。例えば、第1章で、彼の市長アンゲルメッカーに対する批判的な記述を紹介したが、これと同じ記述の中で、ヴァインスベルクは、当時参事会裁判官であった彼が、「彼 [=アンゲルメッカー] が、ヴィルヘルム・ナハトヴァイルとの争いで深刻な苦境に陥った際」に、「中立的な立場から、これまで目を通し、これからも目を通すであろう書類に基づいて裁定」したことを述べている⁵⁵。また、ブルナーも、近世都市の都市騒擾において、都市の法律家たちが、参事会の代表者としてばかりでなく、都市共同体の助言者、あるいは代表者として振る舞ったことを論じている⁵⁶。

こうした大学出身の参事会員の行動様式は、旧来の「同職組合、ガッフェル、友人、親族、さらには自分自身」の利益に配慮する同僚、あるいは参事会と市民の調停者としての同僚の行動様式とは異なっていた。そしてこのことは、新旧の政治エリートの対立の原因

⁴⁹ *Reformatio*, S. 137. [] 内著者。

⁵⁰ *Reformatio*, S. 136.

⁵¹ Stein (屋敷監訳)『ローマ法とヨーロッパ』120頁。

⁵² *Reformatio*, S. 136.

⁵³ Eibach, *Strafjustiz*, S. 198 – 199.

⁵⁴ *Reformatio*, S. 169 – 170.

⁵⁵ *Weinsberg*, Bd. 4, S. 127. [] 内著者。

⁵⁶ Brunner: *Souveränitätsproblem*, S. 349.

となった。ヴァインスベルクも、先の記述において、彼の「中立的な裁定」が原因で、アングエルメッカーが、彼に「ひどく腹を立てているようであった」ことを述べている⁵⁷。ここに、前章で検討した 1608 - 1610 年の都市騒擾の原因の一端を読み取れよう。

ガッフェルの参事会員選挙における大学出身者の選出

これまでの検討結果から、16 世紀後半から 17 世紀初頭にかけて、ケルンの市民たちが参事会員に相応しいとして期待する行動が、変化したことが分かる。すなわち、それまでの時期において、市民は、参事会員が彼らの利益を代表し、参事会との調停者として振舞ってくれることを期待していた。しかし、大学出身者をはじめとする新しい参事会員は、市民が表明する意見よりも、彼らの「公平さ」や「分別」を重視するであろう。そしてこのことは、市民たち自身が期待したことなのである。こうした変化の背景を考察するため、当時のガッフェルの参事会員の選挙の様子を検討する。

それと関連して、大学出身の参事会員の数を、ガッフェル毎に確認しておきたい。すでに述べたように、1575 - 1624 年の 50 年間に、延べ 231 人（実数 53 人）の大学出身者が参事会員に選出された。そしてこのうち、延べ 126 人（実数 29 人）の大学出身者が、ガッフェルから選出されている。この 29 人の参事会員は、表 4 に示したように、商人ガッフェルであるシュヴァルツハウス、アイゼンマルクト、ヒンメルライヒ、ヴィンデック、あるいは金細工師、鎧工、毛皮匠、石工、織布工のガッフェルという 9 つのガッフェルのいずれかに所属していた。この中でも、シュヴァルツハウスからは、最多の延べ 68 人（実数 13 人）の大学出身者が参事会員に選出されている。

第 4 章で述べたように、シュヴァルツハウスの仲間たちは、1593 年 4 月 3 日に、彼らの集会所を売却していた。このことは、彼らが、参事会員選挙のような必要最低限の機会以外には、ガッフェルの会合を行っていなかったことを示唆している。また、大学出身者を選出した 9 ガッフェルのうち、アイゼンマルクトと石工ガッフェルを除く 7 ガッフェルは、第 3 章と第 4 章で紹介したように、都市のプロテスタントが存在したガッフェルである。したがって、1570 年代以降、参事会が市内のプロテスタントに対する抑圧を強める中で、これらのガッフェルの会員の中の多くの者が、都市を去った。また石工ガッフェルでは、第 2 章で見たように、すでに 16 世紀前半において、仲間たちの集団意識が動揺していた。これらの点を踏まえるならば、大学出身者を参事会員に選出したガッフェルの間に、ある共通点を指摘できよう。すなわち、第 4 章で論じたように、1583 年の軍制改革以降にガッフェルの活動は衰退したが、これら 9 ガッフェルの衰退の度合いはその他のガッフェルよりも深刻であったと考えられる。

そして、ヴァインスベルクは、16 世紀末のシュヴァルツハウスの選挙の様子を、以下のように記している。

「1594 年 12 月 18 日、私は旗頭として、仲間団体シュヴァルツハウスに対し、彼らは現在もなお、安価な集会所を見つけていないので、儉約し、節制しなくてはならないため、聖トマスの日の 3 日前の日曜日に、修道院長の許可を得て、アウグスティヌス会

⁵⁷ Weinsberg, Bd. 4, S. 127.

修道院において、8時に、選挙を行うように伝えた。そして、その仲間たちが、とても大勢、50名ほど集まったが、意見は2つに割れた。有力者と多くの古参成員は、以前の参事会員で、トラッペン・ウフ・デム・オーヴァーに住む、ヤーコプ・シュッツに投票したが、その他の者たちは、ハインリッヒ・セヴェニッヒ博士に投票した。シュッツが2票差で勝ち、今回で4度目の当選を果たした。しかしながら、ある者が、取引所や干草市場で投票を呼びかけたことが噂として広がり、その他の者は不快に感じた。私は、セヴェニッヒ博士がケルンの出身で、法学者としてとても有能であること、それに対し、ヤーコプ・シュッツが、ツォンスの羊飼いで、半ば耳の聞こえない人物であることをよく知っている。しかし、多数派の意見は、尊重されねばならない。」⁵⁸

当時集会所を所有していないシュヴァルツハウスの仲間たちは、アウグスティヌス会修道院を会場として、参事会員選挙を行った。そしてこの選挙では、参事会員シュッツが、辛くも4度目の再選を果たしている。彼の苦戦の理由は、「有力者と多くの古参成員」以外の多くの仲間たちの票を集められなかったことにある。しかし、それ以前の3回の選挙において、シュッツが彼らの票を得ていたとすればヴァインスベルクは、これ以前の選挙の記述では、シュッツの苦戦については何も記していない—前回の選挙から今回の選挙までの3年の間に、ガッフェルの仲間たちが参事会員に相応しい資質として、「人柄」よりも「学識」を求める傾向を強めたと考えられる。そしてこの理由は、当時のシュヴァルツハウスの状況に求めるべきであろう。

すでに述べたように、16世紀のケルンにおいて、ガッフェルの仲間たちは、彼らの代表者である参事会員に対して「同職組合、ガッフェル、友人、親族、さらには自分自身に関係する事柄について、参事に提議し、要求」することを期待していた。しかし、ガッフェルの活動が衰退し、祝祭や集会、宴会などの社交もほとんど行われていないような状況では、ガッフェル内部の意見の統一は不可能であった。したがって、このガッフェルの参事会員は、もはや「同職組合、ガッフェル」の利益を代表することはできずに、専ら「友人、親族、さらには自分自身に関係する事柄」を「参事に提議し、要求」することになる。このような参事会員は、「友人、親族」以外のガッフェルの仲間たちの支持を得ることはできないであろう。確かにヴァインスベルクも、すでに紹介したように、1569年6月10日には参事会の会議で弟の給料を増額させていたが、彼はそのことで仲間から非難されなかったし、むしろ賞賛された—少なくとも彼はそのように考えていた—ようである。しかし、ヴァインスベルクの行動に対する仲間の賞賛は、彼ら自身もそうした恩恵を期待してきたからこそ、なされたものであったであろう。

そしてここで検討した事例では、シュッツの「友人、親族」であるガッフェルの「有力者と多くの古参成員」が、彼らの利害を代表してくれる人物として、シュッツを支持し続けたのに対して、彼から離反した仲間たちは、シュッツに替わる人物として、他者の利益に顧慮することなく、「公正さ」や「分別」に基づく統治を可能とする「学識」の持ち主に票を投じた。彼らがこうした選択をした背景には、ガッフェルの意向が、もはや参事会員によって代表されることがないという状況があったのである。

⁵⁸ Weinsberg, Bd. 5, S. 400 – 401.

3. 「学者が統治する共和政」における市民たち

16世紀後半以降のケルンの参事会に大学出身の参事会員が増加した背景には、参事会員のあるべき行動に対する、市民の認識の変化があった。16世紀の参事会員は、彼の周囲の人物や集団の意向を参事会に伝えて配慮を求め、両者の間に合意を確立することを求められた。しかし、17世紀の参事会員は、「公正さ」や「分別」にしたがって決定を行うことを求められたのである。

この市民の意識の変化は、ガッフェルの活動の衰退の結果として生じた。衰退したガッフェルでは、選出された参事会員が代表すべき集団的な意見が形成されず、したがって、参事会と政治的対話を行い、合意を確立することもできない。この状況において、多くの市民たちは、参事会員の親族や友人の利益に配慮するのではなく、「公正さ」や「分別」に基づく統治を要請し、それを実現するに相応しい、最良の人物として、法学者を中心とする大学出身者、学識者を参事会に選出した。

こうして17世紀初頭に確立された、ケルンの「学者が統治する共和政」を、16世紀の参事会の統治と比較するならば、参事会と市民の政治的対話の意義の低下を指摘できる。そこでは、参事会の統治は、市民との合意ではなく、「外交」活動を通じて獲得された、あるいは文書に記された「権力の秘密」、そして「家柄」ではなく「学識」に基づく「公正さ」や「分別」によって規定された。このことは、第5章で都市騒擾という出来事の分析から論じた、17世紀初頭における参事会と市民の政治的対話の停滞の可能性を、別の側面から裏付けているように思われる。

しかしながら、この「学者が統治する共和政」が、市民の「合意に基づく参事会統治」であったことは、強調されなければならない。彼らは、16世紀後半から17世紀初頭にかけての参事会やガッフェル、都市共同体の変化を踏まえ、「学者が統治する共和政」を現状に最適の「統治の形態」と見なし、参事会員選挙を通じて、その確立を促進した。彼らは、状況の変化に対応し、ガッフェル体制が定めた参事会員の選挙制度のもとで、これまでと同様に、彼らが最良と考える人物を選出する権限を行使した。そしてこの時期の参事会の統治の変化に、積極的に関与したのである。

終章

以上、16 - 17 世紀のケルンにおける参事会と市民の政治的対話に注目し、ヴァインスベルクの回想録という稀有な史料を主要な手掛かりとして、参事会の統治と市民の政治参加のあり方を検討してきた。その成果をまとめて本論文の結論を述べ、今後の課題を提示したい。

1. 本論文の成果

① **近世都市ケルンのガッフェル体制**：1396 年 9 月 14 日にケルンに確立された後、1796 年 9 月 5 日に廃止されるまで、約 400 年に渡って存続したガッフェル体制のもとで、16 世紀のケルンは、「六人衆」を筆頭とする 147 人の有力者が順番に構成する参事会によって統治されていた。しかし、かつてプラーニッツらによって「民主的」と評価された参事会選挙制度の理念に反するかのような、こうした寡頭政的な参事会の統治は、市民の合意に基づいていたのであり、このことは、参事会の日常的な政治的決定についても、それが両者の合意に基づいていたことを示唆している。そしてこの合意は、参事会と市民の政治的対話を通じて形成され、その過程で市民は、古典的な中世都市史研究において評価されていた以上に、能動的に、市政に参加していた。

② **16 世紀ケルンの参事会と市民の政治的対話**：参事会と市民の政治的対話は、16 世紀前半のケルンにおいては、両者の相互依存関係のもとで、円滑に進行した。例えば、ガッフェルの内部において、あるいは複数の同職組合の間に紛争が起こるなど、問題が生じた場合、市民はその解決のために参事会の仲裁を期待したが、参事会がその期待に応えるためには、参事会の提示する仲裁案に対する市民の積極的、あるいは消極的な、合意が必要であった。このように、参事会の権力は、市民の社会生活にとって必要であったが、その実効性は、市民の合意に依拠していた。参事会と市民の相互依存関係とは、こうした状況を意味している。

しかし、16 世紀後半になると、参事会と市民の合意を形成することが困難な政治的課題が現れる。この背景には、当時の宗派紛争の激化に伴う、ケルンの「外交」の変化があった。その際、都市と皇帝や諸侯、他都市などの外部勢力との良好な関係を維持するためにも、参事会は、対トルコ援助などの帝国統治のための新たな負担を、市民に課さなくてはならなかったが、こうした負担に対して市民の合意を得ることは困難であった。

③ **16 世紀ケルンの参事会員**：このような状況において、参事会と市民の間の調停者、仲裁役の役割を果たしたのが、参事会の一員であるとともに、ガッフェルの構成員でもあった参事会員である。彼らは参事会、あるいはガッフェルにおいて、自らを取り結ぶ人間関係に配慮し、一方では彼らに出世の道を開いてくれる「六人衆」、他方では、彼らに参事会員としての地位と名誉を与えてくれる、ガッフェルの仲間たちの意向に配慮しながら、参事会の会議、あるいはガッフェルの集会において、同僚の参事会員と「六人衆」、あるいはガッフェルの仲間たちを説得し、両者の合意形成を促した。これに成功した場合、参事会員は、その地位に相応しい有能なエリートとして、名誉を得ることができた。近世都市では、名誉は象徴資本として大

きな価値を備えており、参事会員は、この名誉に対する欲求に促されて、自らの参事会員としての地位を守り、同僚の参事会員よりも高い地位を獲得しようとするとともに、参事会と市民の調停役としての役割を果たすために努力した。16世紀後半の政治的に困難な状況において、参事会と市民は、こうした参事会員の調停のもとで、政治的対話を継続し、合意を達成した。

- ④ **都市の二元的権力構造の変化：**しかし、16世紀末から17世紀初頭にかけて、都市の二元的権力構造は変化した。このことは、1583年に導入された、新しい軍事制度の組織と構造から読み取れる。すなわち、これまで参事会の緩やかな統制のもとでガッフェルに蓄えられていた武力が、街区組織に移され、参事会の厳格な統制のもとに置かれたことは、参事会と市民の力関係の変化を示唆している。また、新しい軍事組織において、指揮官と市民の間には、仲間団体における水平的な人間関係とは異なる、垂直的で家父長制的な人間関係が形成されたが、この関係は、当時の参事会と市民の関係の変化を反映していた。

この新しい関係に規定されて、参事会は、都市共同体の「父」として市民を統治し、市民は、その「子」として市政に参加したが、そうした統治や市政参加のあり方は、それまでとは異なるものとなった。例えば、17世紀初頭の都市の放浪者取締りは、参事会の監督のもとで、専門の都市役人や聖職者までをも動員する、大事業に変貌を遂げた。他方、市民は、こうした参事会の統治の受益者であるとともに、その指示に服従する存在であるに過ぎなくなった。また、軍制改革の結果、仲間団体ガッフェルの活動が停滞し、市民の「ゲノッセンシャフト的精神」が衰退するとともに、ガッフェル内部の人間関係と社会機能が変化した。このことも、市民の市政参加のあり方に影響を与えた。市民は、この頃、制度的には参事会の監督機関の機能を与えられていた鍵頭の活動が実質的な効果を失っていたことにも象徴されるように、積極的な市政参加の可能性のいくつかを放棄した。以上の事例は、都市の二元的権力構造は維持されたものの、16世紀後半以降、その権力の重心が、これまで以上に参事会の側に移動したということを示している。

- ⑤ **17世紀初頭のケルンにおける参事会と市民の政治的対話の停滞：**都市の権力構造の変化に伴い、ケルンの参事会と市民の政治的対話は、次第に停滞した。このことは、1608 - 1610年の都市騒擾の過程と結果の検討を通じて明らかにされた。この騒擾は、それまでの事例とは異なり、参事会と市民の政治的対話としての性格をほとんど備えていなかった。もちろん、両者の対話が全く行われなくなったわけではない。しかし、16世紀後半以降のケルンの参事会では、法学者をはじめとする、大学出身の学識者の活躍が顕著となっていた。法律顧問官や大学出身の参事会員は、「外交」や文書管理、裁判などの領域において、「権力の秘密」、あるいは自らの「公正さ」と「分別」に基づいて活躍した。このエリート層の変化は、参事会と市民の政治的対話の停滞を示す徴候であるとともに、その傾向を促進する要因でもあった。
- ⑥ **17世紀初頭のケルンの参事会員と市民：**しかし、18世紀末まで存続したガッフェル体制のもとで、市民たちは、彼らにとって最良の人物を参事会員に選出し、統治を担当させる権利を、依然として保持していた。そして彼らは、16世紀後半から17世紀初頭の時期に、それまでとは異なるタイプの人物を、参事会員に選出しはじめ

た。例えば、シュヴァルツハウスでは、1565年頃には、クリスティアン・ヴァインスベルクのような有能な調停者ではなく、ヘルマン・ヴァインスベルクという「公正な」裁定者である学識者を選出するようになった。

このように市民は、16世紀後半から17世紀初頭にかけての参事会と仲間団体ガッフェルの変化に対して受動的、あるいは反抗的に振る舞っていただけではなく、それに能動的かつ柔軟に対応し、旧来の「合意に基づく参事会統治」にかわる「学者が統治する共和政」を確立させた。その際には、市民が最良の人物を代表者として選出し、参事会を都市共同体の代表機関として組織することを可能とする、参事会員の選挙が、市民の市政参加にとって重要であった。そしてその重要性は、参事会と市民の政治的対話が停滞し、その過程における市民の市政参加が制限された結果、さらに増したであろう。この後に紹介する都市書記官グレオン・ヘッセルマンの文章は、そのことを示している。

2. 結論と展望

このような本論文の成果から、近世都市ケルンの共和主義の歴史における、ル＝ゴッフの言う、継承と転換の2つの側面を、明確に指摘することができよう。

最初に転換の面について述べるならば、近年活発に行われている参事会と市民の政治的対話の研究ではほとんど論じられていないが、17世紀初頭のケルンにおける、参事会と市民の政治的対話の停滞を明らかにした。この変化の背景には、近世都市の二元的権力構造の変化、参事会の「外交」の活発化、さらには独特の行動様式を備えた学識者の政治領域への進出などの現象を指摘できる。このことは、シリングが近世都市の共和主義の構成要素として提示した「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加への要求」が、後述するように維持されるにせよ、一定程度制限されたことを意味している。そして神宝は、都市の二元的権力構造が、中世から近世に至るまで存続したことを述べながらも、その両極に位置する参事会と市民の関係が、片務的な性格を強めたことを指摘し、ここから「中世から近世への構造的変質」を論じた。同様に筆者も、16世紀後半から17世紀初頭にかけてのケルンにおいて、中世以来行われてきた参事会と市民の政治的対話が停滞し、市民の「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加」の可能性が制限されたことを踏まえ、近世都市の共和主義の転換を指摘したい。

また、この検討成果から、中世以来の市民の「ゲノッセンシャフト的精神」や「共同体主義」に立脚した統治からの脱却、さらにはメラーの言う「市参事会絶対主義」、あるいはブリックレの言う市民の「政治的禁治産化」に向かう傾向を論ずることもできる。しかし、これを論ずる際には、ケルンの参事会と市民の政治的対話の停滞が、この都市の「外交」、すなわち参事会と外部勢力との政治的対話の活発化を背景としていたことに注意しなくてはならない。参事会が対外関係を重視し、これまで以上に皇帝をはじめとするカトリック勢力の意向に配慮しなくてはならなくなった結果、参事会が市民の意向に配慮する度合いは、相対的に低下した。ケルンの参事会と市民の政治的対話が、16世紀後半に困難さの度合いを高め、次いで17世紀初頭に停滞した背景には、こうした参事会の「内政に対する外交の優位」とも言うべき、対外政策と対内政策をめぐる重心の移動があったのである。そうであるとすれば、こうした参事会の政策の重心移動が16世紀後半から17世紀初頭にか

けての時期のそれとは逆の方向に起こった場合には、ケルンの参事会と市民の政治的対話は、完全に16世紀前半の状態に復することはないにせよ、再び両者の関係が協調的なものとなる中で、16世紀後半から17世紀初頭にかけての時期よりは、円滑に行われるようになったと考えられる。

そして参事会が、対外政策重視の姿勢を（再び）内向きの姿勢に転換させたとすれば、それはケルンが帝国議会に使節を派遣しなくなった1603年頃に、一それがケルンの帝国政治の表舞台からの撤退を意味するわけではないにせよ一起こったはずである。その実態を実証的な検討なしに論ずることはできないが、その徴候を指摘することは可能である。すなわち、第5章で述べたように、1610年「市制概要」の制定以降、その第11項にあるように、「外交」の主要な担い手であった法律顧問官は、参事会の決議での投票を禁じられたし、序章で述べたように、17世紀後半にはガッフェルの旗頭が参事会の監督機関としての役割を担うようになった。これらの制度的な変化は、16世紀後半に変化した参事会と市民の力関係が、再度変化した可能性を示しているが、この変化は両者の政治的対話の変化を伴っていたであろう。しかし、言うまでもなく、こうした点を論じ、本論文の成果を補足するためには、17世紀以降の参事会の統治の実態を検討しなくてはならない。

また本論文では、16世紀後半の変化の前提である、この時期の都市の「外交」の実態を具体的に述べることはなかった。しかし、本論文の成果を裏付けるためにも、都市の「外交」が「内政」に与えた影響を分析する必要がある。

そもそも、シリングは、近世都市の共和主義が「都市内部における構成要素」と「都市外部に対する構成要素」によって規定されるとしたが、本論文の成果からもうかがえるように、近世都市における参事会の統治と市民の市政参加を論ずる際には、諸侯が都市の上位権力として君臨する領邦都市はもとより、帝国都市を検討の対象とする場合でも、視野を都市内部に限定し、参事会と市民の関係を検討するだけに留まってしまうならば一それが議論にとって必要なステップであることは言うまでもないとはいえず、不十分であると言わざるを得ない。

近年の参事会と市民の政治的対話の研究と同様、本論文の研究でも、ブルンナーの言う「主権をめぐる問題」、あるいは同時代人ヴァインスベルクの表現を借りるならば、「誰が都市の事柄について、協議し、決定するのか」という問題については、都市内部における、参事会と市民、あるいは都市共同体の關係に限定した議論を展開した。しかし、例えば、本論文で明らかにしたように、共和主義の支柱の1つである市民の「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加」の可能性が制限されたとすれば、その背景には、都市の自治や平和といった都市の「基本的価値」と関わる危機的状況があったはずである。だからこそ市民は、「合意に基づく参事会統治」において、そうした参事会による制限に対して、消極的な、あるいは積極的な合意を与えたのである。しかし、その実態は、参事会と市民の關係ではなく、都市とその自治や平和を脅かしかねない外部勢力との關係を検討することによって、明らかにされよう。そしてケルンに関して言えば、特に1566年のアウクスブルクの帝国議会と1603年のレーゲンスブルクの帝国議会に挟まれた時期における、都市と皇帝、そしてケルン大司教との關係に注目し、帝国議会の決定である帝国最終決議と参事会決議録の内容を比較検討するなどの作業を行うことが有益であろう。

次に、近世都市ケルンの共和主義の歴史における、継承の側面にも目を向けなくてはな

らない。そしてその際には、本論文の検討時期を通じて、ケルンには、シリングの述べる近世都市の共和主義が存続したことを指摘できる。本論文では、彼がその構成要素とした「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加への要求」が、第1に—その1類型としての都市騒擾を含む—、参事会と市民の政治的対話、第2には参事会員の選挙を通じて実現されたことを示した。そして17世紀初頭に、すでに述べたように、それが完全に行われなくなったわけではないにせよ、参事会と市民の政治的対話が停滞した後にも、市民は参事会員の選挙を通じて、参事会の統治のあり方に影響を及ぼした。このことは、彼らが「学者が統治する共和政」の確立を促したことに示されている。

さらに、本論文の主たる検討時期を越えて、17世紀末のケルンに目を向けるならば、ここにも、共和主義が継承されていることを示す事例が見出される。例えば、1682 - 1686年の都市騒擾の直前、1681年9月8日に出版された文書の中で、当時の都市書記官であった法学博士ヘッセルマンは、「ケルン市には、ただ市民身分 (*status popularis*) だけが存在する。市民たちは自らを自由にして皇帝陛下の、そして神聖なる帝国の市民と呼んでいる。貧しき者も富める者も、ここでは皆等しく、生まれながらにして、彼の共和国 (*republicam*) を治めるための力と権力を備えている。彼らは、この彼らの力によって、彼らの中から、統治者あるいはお上を選出する」と記し、ケルンの「共和国」における市民の「平等」と「力と権力」を称揚するとともに、そうした「力と権力」が参事会員の選挙という仕方で行使されているとの理解を表明している¹。

ヘッセルマンは、1683年8月12日に都市騒擾の首謀者ニコラス・ユーリヒによって処刑されたが、やがてユーリヒ自身も、1686年2月23日に秩序を回復した参事会によって処刑される。そして1686年10月、参事会は、市内のユーリヒの家屋を破壊した後、彼の所業を市民の記憶に留めさせ、2度と同様の事態を起こさないように警告するために、そこにユーリヒの銅製の頭部の置かれた「恥辱の柱」を建てた。そしてこの碑には、序章でも紹介したように、「したがって、彼らの神聖ローマ皇帝の最も恩寵ある命令に逆らい、反抗的な行動をもって、このケルン市の共和政を破壊しようと企てる者どもは、必ずやその報いを受けるのである」との文章が刻まれている²。

「市民たちは自らを自由にして皇帝陛下の、そして神聖なる帝国の市民と呼んでいる」と記したヘッセルマンや、ユーリヒが「神聖ローマ皇帝の最も恩寵ある命令に逆ら」ったことを非難する参事会が、シリングの近世都市の共和主義の「都市内部における構成要素」である市民の市政参加よりも、「都市外部に対する構成要素」である外部勢力に対する都市の自治を重視していたことは明らかである。しかしながら、すでに述べたように、共和主義を構成する「都市外部に対する構成要素」と「都市内部における構成要素」は、固く結びついており、参事会は、都市の共和主義を皇帝や諸侯に対して掲げ続ける限り、同様の政治文化を拠り所とする、市民からの要求を無視できなかった。だからこそヘッセルマンは市民の「力と権力」を主張できたのだし、さらには、ガッフェル体制、あるいはこの政治体制に結実された中世都市の自由の伝統が、近世を通じて継承されたのである。もっと

¹ Dreher: *Gülich*, S. 42.

² この「恥辱の柱」の碑文の全文は、ドレーヤーの著作 (Dreher: *Gülich*) の裏表紙に記載されている。また、以下の文献も参照。HASTK. (Hg.): *Revolutionen*, S. 62.

も、こうした点を論じるためには、17世紀以降のケルンの参事会統治と市民の市政参加の実態を検討する必要がある。そしてその際には、1682 - 1686年の都市騒擾を議論に出発点とすることもできるであろう。

シリングは、近代市民社会の共和政の根源を、近世都市の共和主義に求めた。その歴史は、ル＝ゴッフやゲルタイスが述べたように、中世以来の伝統を維持しようとする力と、近代に向かって、それを変化させようとする力のせめぎ合いによって規定されている。そしてそれこそが、近世都市という社会、中でもその政治文化の独自性を生み出しているのである。こうした点を念頭に置きながら、今後も近世都市ケルンの共和主義の諸相を明らかにしていきたい。その際には、これまで本論文の結論を述べながら指摘してきた問題点を踏まえ、検討対象を参事会と市民の政治的対話ばかりでなく、参事会の「外交」政策、都市の対外関係にも拡大し、時代についても、17世紀後半、さらには18世紀にも目を向ける必要がある。これらを今後の研究課題とすることを記して、本論文を締めくくることにしたい。

図表・画像・年表

表 1: ケルンのガツフェル体制

ガツフェル	同職組合（複数の組合がガツフェルを構成している場合）	夏の選挙	冬の選挙	合計
1. 織布工	織布工(エールスバッハ, グリークマルクト), 剪毛工, 白鞣工, ティルタイ織布工	2	2	4
2. アイゼンマルクト		1	1	2
3. シュヴァルツハウス		1	1	2
4. 金細工師		1	1	2
5. ヴィンデック		1	1	2
6. 毛皮匠		1	1	2
7. ヒンメルライヒ		1	1	2
8. ペンキ工	ペンキ工, 紋章工, 馬具・鞍工, ガラス工	0	1	1
9. アーレン [革紐工]		1	1	2
10. 石工	石工, 大工, 木彫工, 家具工, 屋根葺き工, 壁工	0	1	1
11. 鍛冶屋		1	1	2
12. パン屋		1	0	1
13. ビール醸造人		1	1	2
14. ベルト工	ベルト工, 鞣皮仕上げ工, 針工, 轆轤工, 袋物工, 手袋工	1	1	2
15. 肉屋		1	0	1
16. 魚屋		1	1	2
17. 仕立て屋		1	0	1
18. 靴屋	靴屋, 皮鞣工, 木靴工	0	1	1
19. 甲冑工	甲冑工, 鞆工, 刀工, 床屋	1	0	1
20. 錫器工	錫器工, 首輪工	0	1	1
21. 樽工	樽工, ワイン商, ワイン運搬人	0	1	1
22. 敷物工	敷物工, シーツ工, 麻織工	0	1	1
合計(ガツフェル選出分)		17	19	36
ゲブレヒ		7	6	13
合計 (ガツフェル選出分+ ゲブレヒ)		24	25	49

表 2: 1512 / 13 年から 1600 / 01 年の市長家門(名前の隣の数字は、市長職への就任回数)

10 回以上就任	7 - 10 回就任	5 - 6 回就任	5 回以下就任
ズーダーマン家 19 ジーゲン家 15 カンネンギーサー家 14 ブラウヴァイラー家 13 ライスキルヘン家 12	リンク家 10 ハイムバッハ家 8 ピルグラム家 8	ガイル家 6 ハルデンラート家 6 マース家 6 ヴァッサーファス家 6 アンゲルメツヒャー家 5 ヒットルフ家 5 ロンメルスハウム家 5 ミュールハイム家 5 ライド家 5 シャルベンシュタイン家 5	ブローフ家 4 バイヴェーク家 3 フーベ家 3 クルデナー家 3 ローデンスキルヘン家 3 シェーレンフェルツ家 3 アーヘ家 2 ビリッターズヴィッヒ家 2 カイエ家 2
全 5 家門	全 3 家門	全 10 家門	全 9 家門

(Vgl. Herborn: Kölner Verfassungswirklichkeit, S. 98.)

表 3: 1601 / 02 年から 1681 / 82 年の市長家門 (名前の隣の数字は、市長職への就任回数)

* の付いた家門は、1513/14 年から 1600/01 年の時期にも市長を輩出していた家門

10 回以上就任	7 - 10 回就任	5 - 6 回就任	5 回以下就任
*ライスキルヘン家 21 デア・ラーン家 16 (ファン・レンネツ家) ビーラント家 13 ロットキルヘン家 13	*ハルデンラート家 10 *ミュールハイム家 8 *シャルベンシュタイン家 9 ヴォルフスケール家 8 ブラースアート家 7 *ジーゲン家 7	クローネンベルク家 6 ハークシュタイン家 5	*ガイル家 4 ヘーヴェル家 3 エックホーフエン家 3 プフィングスホーン家 3 *バイヴェーク家 3 デ・グロータ家 2 コレン家 2 クレプス家 2 *アンゲルメツヒャー家 2 *ブローフ家 1 ホントウム家 1 ミリウス家 1 フェアホースト家 1 ヴェーディヒ家 1
全 4 家門	全 6 家門	全 2 家門	全 14 家門

(Vgl. Herborn: Kölner Verfassungswirklichkeit, S. 100.)

表 4: ケルンの助言者(1312-1530 年)

任期	名前	任期	名前	任期	名前
1312 - (21)	ハイデンリッヒ・ブロック	1403 - (22)	ヨハン・v・ノイエンスユタイン博士	1486 - (1513)	パレイト・v・ヘルトゲンボッシュ/ ヨハン・ファスタルト博士
(1326 - 53)	ゴットフリート・デ・ロピオ	1410 - (25)	ハインリッヒ・フルント		
(1333 - 59)	ヘルマン・ブランカート	1417 - 26	ヨハン・v・ヒルツェ博士	(1497)	ヨハン・v・ボーフム
(1335 - 62)	ゲルハルト・フォン・ブラーケル	1427 - 30	ハインリッヒ・v・リュート	1498 - (1506)	ヘルマン・v・ヴィンデック博士
1337 - (59)	エルバート・v・ベッティンコート	1428	クリスティアン・v・エルベル	1501	ヘルベルト・v・ベルゼン
1345 - (70?)	ヒルガー	1437 - (50)	ヨハン・シュックリンク・v・ ケースフェルト	1507 - 10	デイトリヒ・v・マイネルツハーゲン
1347	アスプラン・v・ホルトープ				
1351	ヨハン・ニールツ	1442 - 55	ヨハン・v・シュトゥンメル	(1511)	ペーター・v・クレプス博士
(1360)	デートリヒ・v・ルーカ博士	1448 - 64	ヨハン・フルント博士	1514 - 30	ヨハン・シュムック博士
(1371 - 78)	ヨハン・v・グレーフ	(1453 - 60)	ヨハン・v・ベルケ		
1378	ヨハン・ヒルツライン	1456 - 59	エムド・エルズィッヒ		
(1384 - 97)	トマス・v・ダーレン	1466 - (82)	ヴォルター・v・ビルゼン		
(1389 - 94)	ヘルマン・シュターケルベッゲ・ v・カルカール博士	1467 - 73	ハインリッヒ・レテリー・イゼーレンホイフト		

* () なしの年号は就任/辞任の年号 ; () 内の年号は史料でその最初/最後の存在を確認できる年号。

(Vgl. Huiskes (Hg.): *Beschlüsse*, Bd. 1, S. XXX.)

表5: 16世紀のケルンの法律顧問官

名前	就任期間	ケルン大学入学	学位取得 (取得年月日)	ケルン大学の講義
ゲオルグ・フォン・ハルテルン	1547 - 1559	1520年5月10日	ローマ法博士 (1544年3月18日)	1544 - c.1560
コンラート・ベッツドルフ	1547 - 1586	1533年10月6日	両法博士 (1570年10月9日)	1545 - 1586
ペーター・シュタインバーク	1559 - 1585	1546年5月13日	教会法博士 (1568年)	1558 - 1585
ヨハン・デュッセル	1581 - 1585	1557年5月24日	教会法博士 (1574年)	1569 - 1589
ヴェルナー・シェンク	1585 - 1590	1556年10月16日	教会法博士 (1568年8月31日) ローマ法博士 (1568年10月9日)	1564 - 1590
ペーター・クランツ	1585 - 1596			1582 - 1596
ヴィルヘルム・ハークシュタイン	1585 - 1607	1569年10月30日	教会法博士 (1578年)	1578 - 1623
アダム・フルス	1595 - 1620	1586年9月27日	ローマ法博士 (1600年)	1596 - 1620
ヨハン・クローネンベルク	1597 - 1632	1586年9月27日	ローマ法博士 (1600年)	1599 - 1635

(Vgl. Takatsu: *Syndici*, S. 122.)

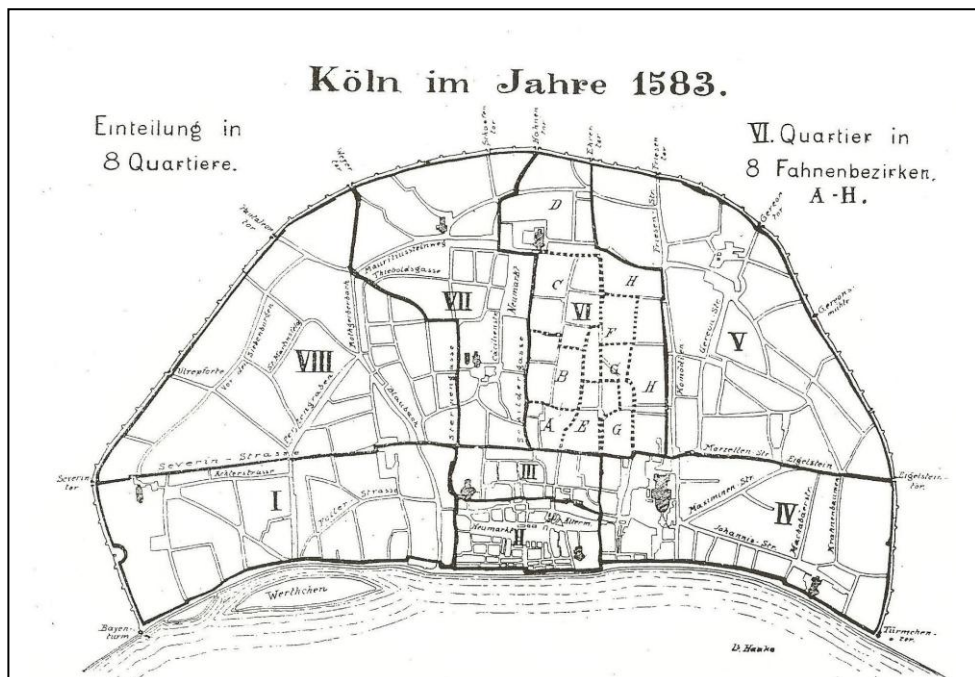
表6: 学識者=参事会員の割合と所属ガツフェル (1575-1624年)

Gaffel	Sch	Eis	Hi	Gs	Win	Har	Bu	St	Wo	合計
人数	13	5	4	1	2	1	1	1	1	29
選出数	68	25	11	10	8	8	3	2	1	136

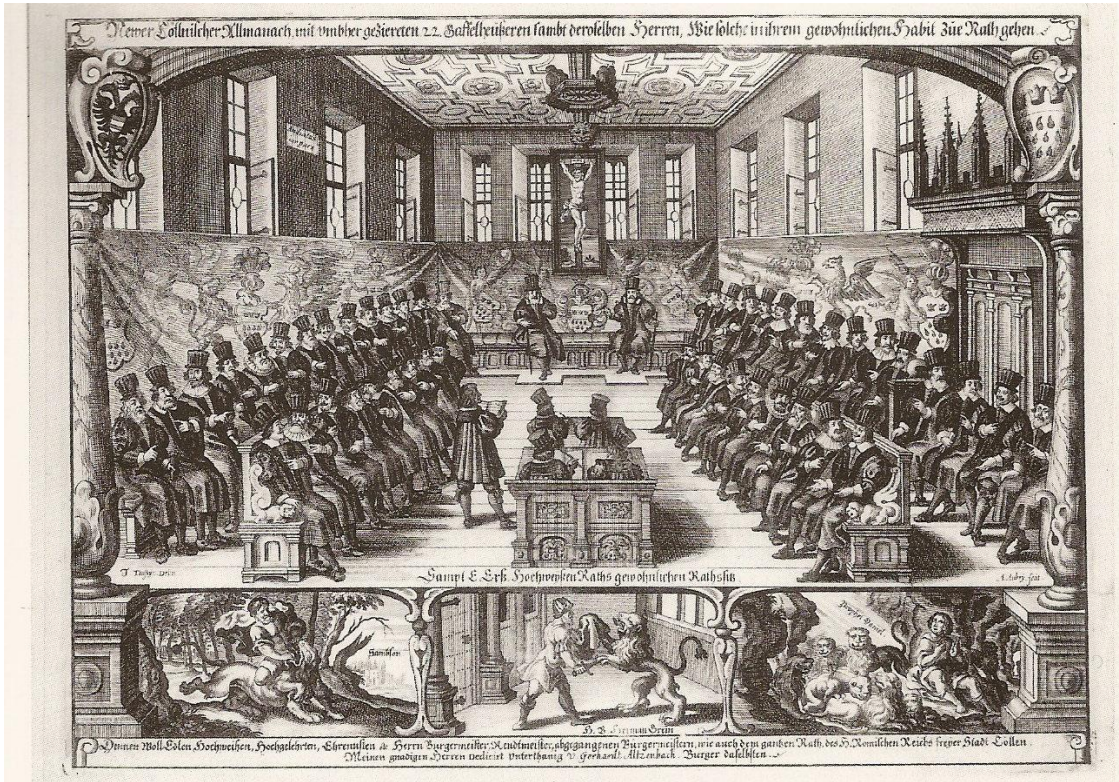
Sch=シュヴァルツハウス Eis=アイゼンマルクト Hi=ヒンメルライヒ Gs=金細工師 Wi=ヴィンデック
Har=鎧工 Bu=毛皮匠 St=石工 Wo=織布工 (Herborn: *Der graduierte Ratsherr* より作成)

図 1: ケルンの軍管区 (ローマ数字が連隊区、英文字が第 6 連隊区の中隊区)

(Holt, *Bürgermusterung*, S. 235.)



画像1: ケルンの参事会 (両側の2列が「高席」内側の2列が「ユンカー席」)



(Kölnisches Stadtmuseum, Graph. Slg. K. H. 624.)

ケルン史・ヴァインスベルク家関連年表

* 白地の欄にはケルン史、灰色の網掛けの欄にはヴァインスベルク家に関連する事項が記載されている。

年号	事項
BC.19年	ライン河左岸に、ウビィ族の居留地が建設される。
AD.50年	皇帝クラウディウス、ウビィ族の居留地を「アグリッピーナの祭壇が置かれたクラウディウス帝の植民市」に昇格させる。
457年	遅くともこの頃には、ケルンはフランク王国の支配下に置かれた。
843年	ヴェルダン条約 ケルンは中フランク王国に編入される。
870年	メルセン条約 ケルンは東フランク王国に編入される。
953年	東フランク王オットー、弟のケルン大司教ブルーノに、ケルンの裁判権、市場監督権、貨幣鑄造権、ライン河の関税徴収権とユダヤ人保護税の徴収権を授与（7月）。ケルンは大司教を都市領主とする司教都市となる。
1074年	大司教アノーに対する市民の大規模な反抗が勃発（4月23日）。
1216年	参事会の設立。しかしすぐに大司教によって廃止に追い込まれる。
1229年	この頃参事会が再び設立される。
1288年	ヴォーリンゲンの戦い（6月5日）。ベルク伯アドルフと同盟したケルン市が、ゲルデルン伯ライナルトとケルン大司教ジークフリートに勝利。この後、ケルンは実質的に「帝国自由都市」としての地位を獲得する。
1318年	大参事会の設立。
1388年	ウルバヌス6世、ケルン市に大学創設の特許状を付与。（5月21日） ケルン参事会、都市の大学創設を決定。（12月22日）
1391年	この頃、門閥の内部抗争が激化する。
1396年	都市騒擾が勃発（6月18日）。 騒擾後の市制改革を経て「同盟文書」が公布される。ガッフェル体制の成立（9月14日）。
1406年	参事会員の被選挙権の制限。過去に都市を離れた経験のある人物を参事会員に選出することが禁止される（12月18日）。以後、15世紀を通じて、参事会は、特定の手工業者や都市役人を参事会員に選出するなどの制限を加えていく。
1439年	ヘルマン・ヴァインスベルクの祖父ゴットシャルク・シュヴェルム（1439 - 1502年）、クライネンジーペン村に誕生。
15世紀前半	この頃『都市ケルンの法と市民の自由』が制定される。
1458年	ゴットシャルク、ケルンに移住。
1474年	ノイス戦争。ブルゴーニュ公シャルル、ノイスを攻囲する。（6月）
1475年	ケルン市、兵士2000人をノイスに派遣。（1475年2月） 皇帝フリードリヒ3世がケルンに「帝国自由都市」の地位を正式に付与する（9月19日）。
1481年	都市騒擾が勃発（9月28日～1482年3月9日）。
1481年	ゴットシャルク、ケルンの市民権を獲得。ガッフェル・シュヴァルツハウスに所属。
1489年	ヘルマンの父クリスティアン・ヴァインスベルク（1489 - 1549年）誕生。
1491年	ゴットシャルク、ケルン市内のヴァインスベルク屋敷を購入。これを機に姓を「シュヴェルム」から「ヴァインスベルク」に改める。
1494年	ゴットシャルク、ガッフェル・シュヴァルツハウスから参事会員に選出される。（6月23日）以後、1494, 1497, 1500年に再選。
1496年	参事会、警備条令を公布。

1502年	ゴットシャルク死去。
1506年	この頃「森への行進」の旗の掲揚をめぐる参事会と織布工ガッフェルの政治的対話が行われる。 (5月30日～1532年6月5日)
1512年	都市騒擾が勃発(12月21日～1513年6月19日)。
1513年	「改訂文書」が公布される(12月15日)。
1517年	マルティン・ルターが『95か条の論題』を発表。宗教改革の開始。
1518年	ヘルマン・ヴァインスベルク(1518-1597年)誕生。(1月3日) クリスティアン、ガッフェル・シュヴァルツハウスから参事会員に選出される。(12月25日) 以後、1518, 1521, 1524, 1527, 1530, 1533, 1536, 1539, 1542年に再選。
1523年	この頃「森への行進」の参加費をめぐる参事会と市民の政治的対話が行われる。 (2月6日～1548年4月25日)
1525年	ドイツ農民戦争、ドイツ全土に拡大。 ケルン市でも都市騒擾が勃発。(6月8日～6月28日)
1534年	ヘルマン、ケルン大学人文学部に入学。(1537年：学士号を獲得；1538年：修士号と教授資格を獲得)
1538年	ヘルマン、ケルン大学法学部に入学。(1539年：修士号を獲得；1543年：教授資格を獲得)
1542年	クリスティアン、参事会員職を辞任し、市庁舎の管理人職に就任する。(11月10日)
1543年	ヘルマン、ガッフェル・シュヴァルツハウスより参事会員に選出。(6月23日)。 以後、1546, 1549年に再選。
1548年	ヘルマン、ヴェイズギン・リプギン(?-1557年)と結婚。
1549年	ケルンに法律顧問官職が設立される。
1549年	クリスティアン死去。(10月5日) ヘルマン、参事会員職を辞任。父の後任として市庁舎の管理人となる。(～1565年5月18日)
1550年	ヘルマン、日誌曆に日々の出来事を記録しはじめる。
1557年	ヘルマンの妻ヴェイズギン死去。ヘルマン、ドルトギン・バース(?-1573年)と再婚。
1561年	ヘルマン、回想録の執筆を開始する。(9月1日～1597年2月27日)
1562年	ケルン参事会、プロテスタントの参事会員選出を禁止。当時ケルンに、ドイツ人、フランス人、ネーデルラント出身者の信仰共同体があったことが知られている。
1565年	ヘルマン、市庁舎の管理人職を辞任した後、ガッフェル・シュヴァルツハウスより参事会員に選出され、参事会に復帰する。(12月25日) 以後、1565, 1568, 1571, 1574, 1577, 1580, 1583, 1586, 1589, 1592, 1595年に再選。
1566年	アウクスブルク帝国議会。これ以降1603年のレーゲンスブルク帝国議会まで、ケルン参事会は帝国議会に使節を派遣する。
1568年	参事会、警備条令を公布。(9月18日)
1573年	ビール醸造人ガッフェルとエックホーフェン家の裁判。(8月31日～1595年9月4日)
1576年	参事会、最初の「資格審査」条令を公布。(7月26日)
1578年	この頃ワイン税をめぐる参事会と市民の政治的対話が行われる。(3月20日～12月11日) シュヴァルツハウスから選出されたベルンハルト・オンファリウスが参事会入りを拒否される。 以後1583年頃まで、プロテスタントを参事会員に選出したガッフェルと参事会が対立する。
1582年	都市のプロテスタントと参事会の対立激化：ヨハン・フォン・ズフテルン、ヨハン・ブルックマン、カスパール・フォン・ヴェーディゲら都市のプロテスタント住民が、市長にルター派の公認を求める請願書を提出(6月6日)。 ノイエンアール伯アドルフ、カルヴァン派の説教師を伴い、メヒテルンに到来する(7月8日)。 ケルン大司教ゲプハルト、ボンを占領(12月12日)。その後、ルター派への改宗を宣言し、大

	司教領内の臣民に信仰の選択の自由を認める（12月19日）。
1583年	ケルン司教座聖堂参事会、ゲプハルトの廃位を宣言し（4月26日）、バイエルン公エルンスト・フォン・ヴィッテルスバッハを新ケルン大司教に選出する（5月23日）。ケルン戦争が勃発（～1584年2月5日）。 ケルン参事会にて軍制改革をめぐる議論が行われる。（8月12日～10月17日：警備条令公布）
1592年	この頃ワイン税めぐり参事会と市民の政治的対話が行われる。（10月17日～12月11日）
1597年	ヘルマン・ヴァインスベルク死去。
1598年	ヘルマンの甥（養子）ヘルマン、遺産相続をめぐる争いから叔母（年代記作者ヘルマンの妹）シビラを殺害。ヘルマン、逮捕され獄中で死去。回想録と『ヴァインスベルク家の書』、参事会に押収される。
1603年	レーゲンスブルク帝国議会 これ以降参事会は帝国議会に使節を派遣しない。
1608年	都市騒擾が勃発。（8月26日～1610年8月22日）
1609年	参事会がガッフェル条令を公布する。（3月27日）
1610年	参事会が「市制概要」を承認する。（5月15日）
1614年	規律監督官と乞食取締官職が創設される。（8月23日）
1617年	参事会、「資格審査」条令を公布（11月27日）、資格審査制度が最終的に確立される。
1682年	都市騒擾（「ユーリヒ反乱」）が勃発。（9月11日～1686年2月23日：ユーリヒの逮捕と処刑）
1787年	都市騒擾（「寛容紛争」Toleranzstreit）が勃発。（11月28日～1790年12月）
1794年	フランス革命軍、ケルンを占領。（10月6日）
1795年	ケルン市長ニコラス・ドゥーモン、パリの国民公会にガッフェル体制擁護を要請。（3月19日） 参事会と四十四人委員会の廃止。（5月28日）
1797年	ガッフェル体制の一時的な復活。（3月12日～9月5日） カンポ・フォルミオの和約の締結 オーストリア、フランスのライン左岸占領を承認する。（10月17日）
1798年	ライン左岸、フランスの郡県制にしたがい、4つの県（Department）、42の郡（Kanton）に分割される。帝国都市ケルン、ルール県に編入され、その郡の1つとなる（1月23日）。

参考文献

1. 未刊行史料

Historisches Archiv der Stadt Köln (HASTK)

Best. 10 (Ratsprotokolle), Nr. 22, 27, 58, 61.

Best. 14 (Edikte), Nr. 1, 6, 67.

Best. 30 (Verfassung und Verwaltung), Nr. C 6, C615, C639, N915, V87, V91, V170.

Best. 33 (Reformationsakten), Nr. 45, 50a.

Best. 50 (Köln contra Köln), Nr. 179 / 1.

Best. 310 (Reichskammergerichtsakten), C 100 / 2 II.

"*Reformatio Iudicialis Processus, Iudiciorum ciuitatis Coloniensis, per Conradum Betzdorpium, Iurium Doctorem Syndicum concepta, & ordinarios Vniuersitatis reuisa, nec non totum Senatium Coloniensem & 44. viros comprobata Anno Domini 1570*" in: "*Statuta vnd Concordata der H. Freyen Reichs Statt Cölln*", c.1570, Köln, S. 136 – 181.

2. 刊行史料

Deeters, Joachim / Helmrath, Johannes (Hg.): *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*: Bd. 2. Spätes Mittelalter und Frühe Neuzeit (1396 -1794), Köln 1996.

Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften (Hg.): *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert* Bd. 12 - 14, Leipzig 1875 - 1877.

Höhlbaum, Konstantin (bearb.): *Das Buch Weinsberg. Kölner Denkwürdigkeiten aus dem 16. Jahrhundert*, Bd. 1 / 2, Leipzig 1886 / 1887; Lau, Friedrich (bearb.); Bd. 3 / 4, Bonn 1897 / 1898; Stein, Josef (bearb.), Bd. 5, Bonn 1926.

Huiskes, Manfred (Hg.): *Beschlüsse des Rates der Stadt Köln*, Bd. 1, Düsseldorf 1990; Groten, Manfred (Hg.): Bd. 2 - 5, Düsseldorf 1988 - 1990.

Losch, Heinrich von (bearb.): *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderen Kölner Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*, Bd. 1 / 2, Bonn 1907.

Stein, Walter (bearb.): *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*, Bd. 1 / 2, Bonn 1893 / 1895.

3. 参考文献

Aristotelis *Politica*. (山本光雄訳『アリストテレス 政治学』岩波書店 1961年。)

Arentz, Ludwig: *Die Zersetzung des Zunftgedankens*, Köln 1935.

Banck, Rudolf: *Die Bevölkerungszahl der Stadt Köln in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, in: *Beiträge zur Geschichte vornehmlich Kölns und der Rheinlande: Zum achtzigsten Geburtstag Gustav von Mevissens*, Köln 1895, S. 299 – 332.

Bec, Christian: *Le Siècle des Médicis*, Paris 1977. (西本晃二訳『メジチ家の世紀』白水社 1980年 23頁。)

- Becker, Hans-Michel: *Köln contra Köln: Von den wechselvollen Beziehungen der Stadt zu ihren Erzbischöfen und Kurfürsten*, Köln 1992.
- Bergerhausen, Hans - Wolfgang: *Die Stadt Köln und die Reichsversammlungen im Konfessionellen Zeitalter*, Köln 1990.
- Blickle, Peter: *Die Revolution von 1525*, München 1975. (前間良爾・田中真三訳『1525年の革命』ミネルヴァ書房 1988年。)
- Blickle, Peter: *Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus*, in: *Historische Zeitschrift* 242 (1986), S. 529 – 556. (前間良爾訳「共同体主義、議会主義、共和主義—邦訳と解説—」『九州情報大学研究論集』第2巻第1号 2000年 131 – 154頁。)
- Blickle, Peter: *Deutsche Untertanen: Ein Widerspruch*, München 1981. (服部良久訳『ドイツの臣民—ひとつの異議申し立て—』ミネルヴァ書房 1990年。)
- Blickle, Peter: *Die Reformation im Reich, 2. überarbeitete und erweiterte Auflage*, Stuttgart 1991. (田中真三・増本浩子訳『ドイツの宗教改革』教文館 1991年。)
- Bloch, Marc Léopold Benjamin: *La société féodale vol. 1 / 2*, Paris 1939 / 1940. (堀米庸三監訳／石川武・井上泰男・河井田研朗・木津隆司・城戸毅・木村尚三郎・木村豊・里見元一郎・下野義朗・関根素子・遅塚忠躬・二宮宏之・東出功・堀越孝一・森洋・吉田弘夫・渡辺昌美訳『封建社会』岩波書店 1995年。)
- Bodin, Jean: *Les six livres de la république*, Paris 1583 (Nachdruck Aalen, 1961).
- Boehncke, Heiner / Johannsmeier, Rolf: *Das Buch der Vaganten: Spieler, Huren, Leutbetrüger*, Köln 1987. (永野藤夫訳『放浪者の書—博打うち 娼婦 ペテン師—』平凡社 1989年。)
- Bosbach, Franz : *Die katholische Reform in der Stadt Köln*, in: *Römische Quartalschrift* 84 (1989), S. 120 – 159.
- Bourdieu, Pierre: *Entwurf einer Theorie der Praxis auf der ethnologischen Grundlage der kabilischen Gesellschaft*, Frankfurt 1979.
- Bourdieu, Pierre: *Le Sens Pratique*, Paris 1980. (今村仁司・港道隆訳『実践感覚』(1) (2) みすず書房 1988年。)
- Brunner, Otto: *Souveränitätsproblem und Sozialstruktur in den deutschen Reichsstädten der frühen Neuzeit*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 50 (1963), S. 329 – 360.
- Brunner, Otto: *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, Göttingen 1968. (石井紫郎・石川武・小倉欣一・成瀬治・平城照介・村上淳一・山田欣吾訳『ヨーロッパ—その時代と精神—』岩波書店 1974年。)
- Cicero, Marcus Tullius: *De re publica* (岡道男訳「国家について」『キケロー選集』8巻岩波書店 1999年 1 – 175頁。)
- Clemen, Paul (Hg.): *Die Kunstdenkmäler der Stadt Köln Bd. 2, Abt. 3*, 1937 Düsseldorf.
- Deeters, Joachim: *Das Bürgerrecht der Reichsstadt Köln seit 1396*, in: *Zeitschrift der Savigny - Stiftung für Rechtsgechichte Germanistische Abteilung* 104 (1987), S.1 – 83.

- Deeters, Joachim: Köln auf *Reichs- und Hansetagen* 1396 bis 1604: Ein Vergleich, in: Hansische Geschichtsblätter 119 (2001), S. 103 – 134.
- Dietmar, Carl: Kleine illustrierte *Geschichte* der Stadt Köln. 9. überarbeitete und erweiterte Auflage, Köln 2002.
- Dietmar, Carl: Das mittelalterliche *Köln*. 2. verbesserte Auflage, Köln 2004.
- Dilcher, Gerhard: *Geistliches* und Weltliches an der Wiege des europäischen Städtewesens, in: Kästner, Karl- Hermann (Hg.): Festschrift für Martin Heckel zum siebzigsten Geburtstag, 1999, S. 497 – 511.
- Dirlmeier, Ulf: *Obrigkeit* und Untertan in den oberdeutschen Städten des Spätmittelalters: Zum Problem der Interpretation städtischer Verordnungen und Erlasse, in: Paravicini, Werner / Ferdinand, Karl (Hg.): Histoire comparée de l'administration (IVe - XVIIIe siècles), München 1980, S. 437 – 449.
- Doege, Christine (bearb.): Rheinisches *Schützensilber*: Die Bestände des Kölnischen Stadtmuseums, Köln 1992.
- Dreher, Bernd: Vor 300 Jahren- Nikolaus *Gülich*, Köln 1986.
- Dreher, Bernd: Texte zur Kölner *Verfassungsgeschichte*, Köln 1988.
- Dülmen, Richard von: Der infame Mensch: *Unehrliche Arbeit* und soziale Aufgrenzung in der Frühen Neuzeit, in: Dülmen, Richard von (Hg.): Arbeit, Frömmigkeit und Eigensinn, Frankfurt 1990, S. 106 – 140.
- Dülmen, Richard von (Hg.): Kultur und Alltag in der Frühen Neuzeit, Bd. 1 - 3, München 1992. (佐藤正樹訳『近世の文化と日常生活』第1-3巻鳥影社1995年。)
- Ebel, Wilhelm: Der *Bürgereid* als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrechts, Weimar 1958.
- Eck, Werner / Groten, Manfred: Art. *Köln*, in: Landschaftsverbänden Rheinland und Westfalen - Lippe (Hg.): Handbuch der Historischen Stätten: Nordrhein - Westfalen, Stuttgart 2006, S. 563 – 595.
- Ehbrecht, Wilfried: *Bürgertum* und Obrigkeit in den Hansischen Städten des Spätmittelalters, in: Johaneck, Peter (Hg.): Konsens und Konflikt: Skizzen und Überlegungen zur Älteren Verfassungsgeschichte deutscher Städte, Köln 2001, S. 46 – 71.
- Eibach, Joachim: Städtische *Strafjustiz* als konsensuale Praxis: Frankfurt a. M. im 17. und 18. Jahrhundert, in: Schlögel (Hg.): *Politik*, S. 181 – 214.
- Elias, Norbert: Die Höfische Gesellschaft, Darmstadt / Neuwied 1969 / 1975. (波田節夫・中埜芳之・吉田正勝訳『宮廷社会』法政大学出版1981年。)
- Ennen, Edith: Die europäische Stadt des Mittelalters, Göttingen 1972. (佐々木克巳訳『ヨーロッパの中世都市』岩波書店1987年。)
- Ennen, Leonhard: *Geschichte* der Stadt Köln: Meist aus den Quellen des Stadt-Archivs, Bd. 1 - 5, Köln 1863 - 1880.
- Febvre, Lucien: Les principaux aspects d'une civilisation: quatre prises de vue, in: Febvre, Lucien (Editions de l'Ecole des hautes études en sciences sociales): Pour une

- Histoire à part entière, Paris 1962, pp. 529 – 603. (二宮敬訳『フランス・ルネサンスの文明—人間と社会の四つのイメージ—』筑摩書房 1996 年。)
- Foucault, Michel: Histoire de la Folie à l'Âge Classique, Paris 1972. (田村俣訳『狂気の歴史—古典主義時代における—』新潮社 1975 年。)
- Fuchs, Peter (Hg.): *Chronik zur Geschichte der Stadt Köln*, Bd. 1 / 2, Köln 1990.
- Geertz, Clifford: *The Interpretation of Cultures*, New York 1973. (吉田禎吾・中牧弘允・柳川啓一・板橋作美訳『文化の解釈学』 I / II 岩波書店 1987 年。)
- Geremek, Bronisław: *Litość i szubienica: nędzy i miłosierdzia*, Czytelnik, Warszawa 1989. (早坂真理訳『憐れみと縛り首—ヨーロッパ史のなかの貧民—』平凡社 1993 年。)
- Gerteis, Klaus: *Die deutschen Städte in der Frühen Neuzeit: Zur Vorgeschichte der „bürgerlichen Welt“*, Darmstadt 1986.
- Giddens, Anthony: *Die Konstitution der Gesellschaft: Grundzüge einer Theorie der Strukturierung*, 3. Auflage, Frankfurt am Main / New York, 1997.
- Giel, Robert: *Politische Öffentlichkeit im spätmittelalterlich-frühneuzeitlichen Köln (1450 - 1550)*, Berlin 1998.
- Giel, Robert: *Der Kölner Rat in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts: zu Grundlagen und Grenzen seiner Arbeitsweise*, in: *Geschichte in Köln* 45 (1999), S. 14 – 38.
- Ginzburg, Carlo, High and Low: *The Theme of Forbidden Knowledge in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, in: *Past and Present* 73 (1976), pp. 28 – 42. (竹山博英訳「高きものと低きもの—16 世紀、17 世紀の禁じられた知について—」竹山訳『神話・寓意・徴候』せりか書房 1988 年 113 – 140 頁。)
- Goppold, Uwe: *Politische Kommunikation in den Städten der Vormoderne: Zürich und Münster im Vergleich*, Köln / Weimar / Wien 2007.
- Groten, Manfred: *Evangelische in Köln im Jahre 1545*, in: *Monatshefte für Evangelische Kirchengeschichte des Rheinlandes* 35 (1986), S. 19 – 23.
- Groten, Manfred: *In glückseligem Regiment: Beobachtungen zum Verhältnis Obrigkeit - Bürger am Beispiel Kölns im 15. Jahrhundert*, in: *Historisches Jahrbuch* 116 (1996), S. 303 – 320.
- Groten, Manfred: *Die nächste Generation: Scribners Thesen aus heutiger Sicht*, in: Mölich / Schwerhoff (Hg.): *Kommunikationszentrum*, S.110 – 113.
- Groten, Manfred (Hg.): *Hermann Weinsberg 1518 - 1597 Kölner Bürger und Ratsherr: Studien zu Leben und Werk*, Köln 2005.
- Groten, Manfred: *Vom Recht der Bürger zum Sorgerecht des Rates: Zur Veränderung der Sprache des innerstädtischen Diskurses in Köln im späten 16. Jahrhundert*, in: *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins* 78 (2007), S. 71 – 88.
- Habermas, Jürgen: *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd.1 / 2, Frankfurt am Main 1981. (河上倫逸・M. フーブリティット・平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論』(上) / (中) / (下) 未来社 1985 - 1987 年。)
- Hartwig, Wolfgang: *Alltagsgeschichte heute: Eine kritische Bilanz*, in: Schulze, Winfried (Hg.): *Sozialgeschichte, Alltagsgeschichte, Mikro- Historie*, Göttingen

- 1994, S. 19 – 32.
- Hegel, Eduard: Das mittelalterliche *Pfarrsystem* und seine kirchliche Infrastruktur in Köln um 1500, Köln 1992.
- Heinen, Heinrich: Die *Gerichte* des Kölner Rates im 14. und 15. Jahrhundert, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 16 (1934), S. 120 – 171.
- Heinzen, Toni: *Zunftkämpfe, Zunft Herrschaft und Wehrverfassung in Köln: Ein Beitrag zum Thema „Zünfte und Wehrverfassung“*, Köln 1939.
- Herborn, Wolfgang: Die politische *Führungsschicht* der Stadt Köln des Spätmittelalters, Bonn 1977.
- Herborn, Wolfgang: *Verfassungsideal* und Verfassungswirklichkeit in Köln, in: Ehbrecht, Wilfried (Hg.): *Städtische Führungsgruppen und Gemeinde in der werdenden Neuzeit*, Köln / Wien 1980, S. 25 – 52.
- Herborn, Wolfgang: Die *Protestanten* in Schilderung und Urteil des Kölner Chronisten Hermann von Weinsberg (1518 - 1598), in: Ehbrecht, Wilfried / Schilling, Heinz (Hg.): *Niederlande und Norddeutschland: Studien zur Regional- und Stadtgeschichte Nordwest- Kontinentaleuropas im Mittelalter und in der Neuzeit*, Köln / Wien 1983, S. 136 – 153.
- Herborn, Wolfgang: Die Familie von Schwelm / von Weinsberg: *Entwicklungsstufen* einer bäuerlichen Familie im grossstädtischen Milieu an der Schwelle zur Neuzeit, in: *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde* 25 (1983 / 1984), S. 7 – 26.
- Herborn, Wolfgang: Der graduierte *Ratsherr*: Zur Entwicklung einer neuen Elite im Kölner Rat der frühen Neuzeit, in: Schilling, Heinz / Diederiks, Herman (Hg.): *Bürgerliche Eliten in den Niederlanden und in Norddeutschland: Studien zur Sozialgeschichte des europäischen Bürgertums im Mittelalter und in der Neuzeit*, Köln / Wien 1985 S. 337 – 400.
- Herborn, Wolfgang: Hermann *von Weinsberg* (1518 - 1597), in: *Rheinische Lebensbilder* 11 (1988), S. 59 – 76.
- Herborn, Wolfgang: Entwicklung der *Professionalisierung* der politischen Führungsschicht der Stadt Köln, in: Schulz, Günther (Hg.): *Sozialer Aufstieg: Funktionselementen im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit*, München 2002, S. 29 – 48.
- Herborn, Wolfgang: Kölner *Verfassungswirklichkeit* im Ancien Régime (1396 - 1795), in: Ehbrecht, Wilfried (Hg.): *Verwaltung und Politik in Städten Mitteleuropas: Beiträge zu Verfassungsnorm und Verfassungswirklichkeit in Altstädtischer Zeit*, Köln / Weimar / Wien 1994, S. 85 – 113.
- Herborn, Wolfgang: *Wahlrecht* und Wahlen im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Köln, in: Brauneder, Wilhelm (Hg.): *Wahlen und Wahlrecht: Tagung der Vereinigung für Verfassungsgeschichte in Hofgeismar vom 10. 3. - 12. 3. 1997*, Berlin, S. 7 – 53.
- HASTK (Hg.): *Revolutionen in Köln 1074 – 1918*, Köln 1973.

- HASStK (Hg.): *Köln 1475* des Heiligen Reichs Freie Stadt, Köln 1975.
- HASStK (Hg.): *Stadtrat* – Stadtrecht – Bürgerfreiheit, Köln 1996.
- HASStK (Hg.): Zeugen Kölner *Brau-Kultur* 1396 - 1996 (Ausstellung zur 600-Jahrfeier der St. Peter von Mailand Bruderschaft) Köln 1996.
- Holbeck, Werner: *Freiheitsrechte* in Köln von 1396 bis 1513, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 41 (1967), S. 31 – 95.
- Holt, Paul: Die *Bürgermusterung* von Köln im Jahre 1583, in: Verein Alt- Köln G. D. (Hg.): Beiträge zur Kölnischen Geschichte / Sprache / Eigenart, Bd. 2, Köln 1917, S. 228 – 241.
- Holt, Paul: Die militärische *Einteilung* der Reichsstadt Köln von 1583 - 1794, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 8 / 9 (1927), S. 135 – 182.
- Holtschmidt, Wilhelm: Die Kölner *Ratsverfassung* vom Sturz der Geschlechterherrschaft bis zum Ausgang des Mittelalters. 1396 - 1513, in: Beiträge zur Geschichte des Niederrheins 21 (1906 / 1907), Lintz, S. 1 – 96.
- Irsiegler, Franz / Lassotta, Arnold: Bettler und Gaukler, Dirnen und Henker, Köln 1984. (藤代幸一訳『中世のアウトサイダーたち』白水社 1992 年。)
- Isenmann, Eberhard: Die deutsche *Stadt* im Spätmittelalter, Stuttgart 1988.
- Janssen, Wilhelm: „Freiheit macht ihre Stütze, Gleichheit ihren Reiz“: Die Kölner Verfassung von 1396 und ihre Nachfolgerinnen. (高津秀之訳「自由は都市の支柱、平等はその魅力」—1396 年以降のケルン市制について—『西洋史論叢』20 号 (1999 年) 1 – 10 頁。)
- Janssen, Wilhelm: *Kleine rheinische Geschichte*, Düsseldorf 1997.
- Jütte, Robert: Obrigkeitliche *Armenfürsorge* in deutschen Reichsstädten der frühen Neuzeit: Städtischen Armenwesen in Frankfurt am Main und Köln, Köln / Wien 1984.
- Kant, Immanuel: Zum ewigen Frieden : Ein philosophischer Entwurf, Königsberg. (宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店 1985 年。)
- Kern, Fritz: Recht und Verfassung im Mittelalter, Basel 1952. (世良晃志郎訳『中世の法と国制』創文社 1968 年。)
- Keussen, Hermann: Die *Matrikel* der Universität Köln Bd. 1 - 7, Düsseldorf 1979 - 1981.
- Klersch, Josef: *Volkstum* und Volksleben in Köln: Ein Beitrag zur historischen Soziologie der Stadt, Bd.1, Köln 1965.
- Kloosterhuis, Elisabeth M.: *Erasmusjünger* als politische Reformer: Humanismusideal und Herrschaftspraxis am Niederrhein im 16. Jahrhundert, Köln / Weimar / Wien, 2006.
- Knippling, Richard (Hg.): Die Kölner *Stadtrechnungen* des Mittelalters, Bd. 1, Bonn 1897.
- Kordes, Matthias (bearb.): *Reichskammergericht* Köln, Bd. 1- 3, Köln 1998 - 2000; Nippert, Klaus (bearb.): Bd. 4, Köln 2002.

- Kunisch, Johannes: *Absolutismus* und Öffentlichkeit, in: Jäger, Hans- Wolf (Hg.): „Öffentlichkeit“ im 18. Jahrhundert, Göttingen 1997, S. 33 – 49.
- Kuske, Bruno: Die städtischen Handels- und Verkehrsarbeiter und die Anfänge städtischer *Sozialpolitik* in Köln bis zum Ende des 18. Jahrhunderts, Bonn 1914.
- Landwehr, Götz: Die *Verpfändung* der deutschen Reichsstädte im Mittelalter, Köln 1967.
- Le Goff, Jacques: *A la recherche du Moyen Age*, Paris 2003. (池田健二・菅沼潤訳『中世とは何か』藤原書店 2005 年。)
- Looz- Corswarem, Clemens von: Die Kölner *Artikelserie* von 1525: Hintergründe und Verlauf des Aufruhrs von 1525 in Köln, in: Petri, Franz (Hg.): Kirche und gesellschaftlicher Wandel in deutschen und niederländischen Städten der werdenden Neuzeit, Köln / Wien 1980, S. 65 – 153.
- Looz- Corswarem, Clemens von: *Unruhen* und Stadtverfassung in Köln an der Wende vom 15. zum 16. Jahrhundert, in: Ehbrecht, Winfried (Hg.): Städtische Führungsgruppen und Gemeinde in der werdenden Neuzeit, Köln / Wien 1980, S. 53 – 97.
- Lossen, Max: Der Kölnische *Krieg*, Bd. 1, Gotha 1882; Bd. 2, München / Leipzig 1897.
- Machiavelli, Niccolò: *Il Principe*, 1532. (河島英昭訳『君主論』岩波書店 1998 年。)
- Mager, Wolfgang: *Genossenschaft*, Republikanismus und konsensgestütztes Ratsregiment: Zur Konzeptionalisierung der politischen Ordnung in der mittelalterlichen und frühneuzeitlichen deutschen Stadt, in: Schorn- Schütte (Hg.): *Kommunikation*, S. 12 – 122.
- Mager, Wolfgang: *Respublica* und Bürger: Überlegungen zur Begründung frühneuzeitlicher Verfassungsordnungen, in: Dilcher, Gerhard (Hg.): *Res publica: Bürgerschaft in Stadt und Staat*, Berlin 1988, S. 67 – 94.
- Maschke, Erich: *Verfassung* und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland, in: Maschke, Erich: *Städte und Menschen: Beiträge zur Geschichte der Stadt, der Wirtschaft und Gesellschaft 1959 - 1977*, Wiesbaden 1980, S.170 – 274.
- Mayer - Maly, Theo: Die Kölner *Gaffelverfassung* und die Rechtsgeschichte der Demokratie, in: *Österreichische Zeitschrift für Öffentliches Recht* 7 (1956), S. 208 – 218.
- Meckseper, Cord / Schraut, Elisabeth (Hg.): *Mentalität und Alltag im Spätmittelalter*, Göttingen 1985. (瀬原義生監訳／赤坂俊一・佐藤専次共訳『ドイツ中世の日常生活』刀水書房 1995 年。)
- Meier, Ulrich / Schreiner, Klaus: *Regimen civitatis: Zum Spannungsverhältnis* von Freiheit und Ordnung in alteuropäischen Stadtgesellschaften, in: Schreiner / Meier (Hg.): *Stadtregiment*, S. 11 – 34.
- Militzer, Klaus: *Ursachen* und Folgen der innerstädtischen Auseinandersetzungen in Köln in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts, Köln 1980.

- Miltzer, Klaus: *Kölner Gaffeln* in der zweiten Hälfte des 14. und zu Beginn des 15. Jahrhundert, in *Rheinische Vierteljahrsblätter* 47 (1983), S.124 – 143.
- Miltzer, Klaus: „*Gaffeln*, Ämter, Zünfte“: Handwerker und Handel vor 600 Jahren, in: *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins* 67 (1996), S.41 – 60.
- Miltzer, Klaus (Hg.): *Repertorium* der Policeyordnungen der Frühen Neuzeit: Reichsstädte 2: Köln, Bd. 6. I / 6. II, Frankfurt am Main 2005.
- Mitteis, Heinrich: *Deutsche Rechtsgeschichte: Ein Studienbuch* neuarbeit von Heinz Lieberich, München 1969. (世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社 1971年。)
- Moeller, Bernd: *Diskussionsbericht*, in: Moeller, Bernd (Hg.): *Stadt und Kirche im 16. Jahrhundert*, Götersloh 1978, S. 177 – 182.
- Moeller, Bernd: *Reichsstadt und Reformation* 1. Auflage der Neubearbeitung, Berlin 1987. (森田安一・棟居洋・石引正志訳『帝国都市と宗教改革』教文館 1990年。)
- Mölich, Georg / Schwerhoff, Gerd (Hg.): *Köln als Kommunikationszentrum: Studien zur frühneuzeitlichen Stadtgeschichte*, Köln 2000.
- Naujoks, Eberhard: *Obrigkeitsgedanke, Zunftverfassung und Reformation* Studien zur Verfassungsgeschichte von Ulm, Eßlingen und Schwäb. Gmünd, Stuttgart 1958.
- Nohlen, Dieter (Hg.): *Wörterbuch* Staat und Politik, München 1991.
- Oestreich, Gerhard: *Policey und Prudentia civilis in der barocken Gesellschaft von Stadt und Staat*, in: Oestreich, Gerhard: *Strukturproblem der frühen Neuzeit: Ausgewählte Aufsätze*, Berlin 1980, S. 367 – 379. (山内進訳「ポリツァイと政治的叡智—ドイツ・バロック時代の都市と国家における社会・政治思想の展開—」坂口修平・千葉徳夫・山内進訳『近代国家の覚醒—新ストア主義・身分制・ポリツァイー』創文社 1993年 127 – 145 頁。)
- Ohler, Norbert: *Pilgerstab und Jakobsmuschel*, Düsseldorf, 2000. (井本响二・藤代幸一訳『巡礼の文化史』法政大学出版局 2004年。)
- Petri, Franz / Droege, Georg (Hg.): *Rheinische Geschichte*, Bd. 2, Düsseldorf 1976.
- Planitz, Hans: *Kaufmannsgilde und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanische Abteilung* 60 (1940), S. 1 – 116. (鯖田豊之訳『中世都市成立論—商人ギルドと都市宣誓共同体—』未来社 1959年。)
- Planitz, Hans: *Die deutsche Stadt im Mittelalter*, 2. Auflage, Graz 1965.
- Pocock, John Greville Agard: *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton 1975. (田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント—フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統一』名古屋大学出版会 2008年。)
- Preußische Akademie der Wissenschaften (Hg.): *Deutsches Rechtswörterbuch*, Bd. 3, Weimar 1935 - 37.
- Reinhard, Wolfgang: *Freunde und Kreaturen: Historische Anthropologie von Patronage- Klientel- Beziehungen*, in: *Freiburger Universitätsblätter* 139 (1998), S.

127 – 142.

- Reinhard, Wolfgang: Was ist europäische *politische Kultur*: Versuch zur Begründung einer politischen Historischen Anthropologie, in: *Geschichte und Gesellschaft* 27 (2001), S. 593 – 615.
- Reinhard, Wolfgang: *Probleme* deutscher Geschichte 1495 - 1806, in: Gebhard: *Handbuch der deutschen Geschichte* 10. Aufl. Bd. 9, Stuttgart 2001, S. 3 – 107.
- Rhotz, Rheiman A.: „*Social Struggles*“ or the Price of Power?: German Urban Ursprings in the Late Middle Ages, in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 76 (1985), S. 64 – 95.
- Rogge, Jörg: Ir freye wale zu haben: Möglichkeiten, Probleme und Grenzen der politischen Partizipation in Augsburg zur Zeit der Zunftverfassung (1368 - 1548), in: Schreiner / Meier (Hg.): *Stadtregiment*, S. 244 – 277.
- Rörig, Fritz: Die europäische Stadt und die Kultur des Bürgertums im Mittelalter, Göttingen 1964. (魚住昌良・小倉欣一訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』創文社 1978年。)
- Rublack, Hans - Christoph: *Grundwerte* in der Reichsstadt im Spätmittelalter und in der Frühen Neuzeit, in: Brunner, Hans (Hg.): *Litertur in der Stadt: Bedingungen und Beispiele städtischer Literatur des 15. bis 17. Jahrhundert*, 1982 Stuttgart, S. 9 – 36.
- Ruthmann, Bernhard: Kölner Protestanten im *Konflikt* mit der städtischen Obrigkeit: Zwei Fallbeispiele aus dem späten 16. Jahrhundert, in: *Geschichte in Köln* 47 (1997), S.41 – 68.
- Scheben, Wilhelm: *Das Zunfthaus* und die Zunft der Brauer in Köln, Köln 1875
- Schilling, Heinz: Wandlungs- und *Differenzierungsprozesse* innerhalb der bürgerlichen Oberschicht West- und Nordwestdeutschlands im 16. und 17. Jahrhundert, in: Biskuph, Marian / Zernack, Klaus (Hg.): *Schichtung und Entwicklung der Gesellschaft in Polen und Deutschland im 16. und 17. Jahrhundert: Parallelen, Verknüpfungen, Vergleiche*, Wiesbaden 1983, S. 121 – 173.
- Schilling, Heinz: *Die Stadt* in der frühen Neuzeit, München 1993.
- Schilling, Heinz (Herausgegeben von Schorn- Schütte, Luise / Mörke, Olaf): *Ausgewählte Abhandlungen* zur europäischen Reformations- und Konfessionsgeschichte, Berlin 2002.
- Schilling, Heinz: *Calvinismus* und Freiheitsrechte: Die politisch-theologische Pamphlestik der ostfriesch-groningischen „Patriotenpartei“ und die politische Kultur in Deutschland und in den Niederlanden, in: Schilling: *Abhandlungen*, S. 122 – 156.
- Schilling, Heinz: Gab es im späten Mittelalter und zu Beginn der Neuzeit in Deutschland einen städtischen „*Republikanismus*“?: Zur politischen Kultur des alteuropäischen Stadtbürgertums, in: Schilling: *Abhandlungen*, S. 157 – 204.
- Schleicher, Herbert M.: *Ratsherrenverzeichnis* von Köln: zu reichsstädtischer Zeit von

- 1396 - 1796, Köln 1982.
- Schleicher, Herbert M.: Die Genealogisch- Heraldische Sammlung des Kanonikus Joh. Gabriel von der *Ketten* in Köln, Bde. 1 - 5, Köln 1983 - 1986.
- Schlögel, Rudolf (Hg.): Interaktion und Herrschaft: Die *Politik* der frühneuzeitlichen Stadt, Konstanz 2004.
- Schmidt, Georg: Der *Städtetag* in der Reichsverfassung: Eine Untersuchung zur korporativen Politik der Freien und Reichsstädte in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts, Stuttgart 1984.
- Schorn- Schütte, Luise (Hg.): Aspekte der politischen *Kommunikation* im Europa des 16. und 17. Jahrhunderts: Politische Theologie – Res Publica – Verständnis – konsensgestützte Herrschaft, München 2004.
- Schorn- Schütte, Luise: *Einleitung*, in: Schorn- Schütte (Hg.): *Kommunikation*, S. 1 – 12.
- Schorn - Schütte, Luise: Historische *Politikforschung*: Eine Einführung, München 2006.
- Schorn - Schütte, Luise: *Geschichte Europas in der Frühen Neuzeit*: Studienhandbuch 1500 - 1789, Paderborn 2009.
- Schreiner, Klaus: „*Kommunebewegung*“ und „*Zunftrevolution*“: Zur Gegenwart der mittelalterlichen Stadt im historisch-politischen Denken des 19. Jahrhunderts, in: Quarthal, Franz / Setzler, Wilfried (Hg.), Stadtverfassung, Verfassungsstaat, Pressepolitik: Festschrift für Eberhard Naujoks zum 65. Geburtstag, Sigmaringen 1980, S. 139 – 168.
- Schreiner, Klaus / Meier, Ulrich (Hg.): *Stadtregiment* und Bürgerfreiheit, Göttingen 1994.
- Schreiner, Klaus / Schwerhoff, Gerd: *Verletzte Ehre*: Überlegungen zu einem Forschungskonzept, in: Schreiner, Klaus / Schwerhoff, Gerd (Hg.), *Verletzte Ehre: Ehrekonflikte in Gesellschaften des Mittelalters und der frühen Neuzeit*, Köln 1995, S. 1 – 28.
- Schulz, Knut: Die politische *Zunft*: Eine die spätmittelalterliche Stadt prägende Institution?, in: Ehbrecht, Wilfried (Hg.): *Verwaltung und Politik in Städten Mitteleuropas: Beiträge zur Verfassungsnorm und Verfassungswirklichkeit in altständischer Zeit*, Köln / Weimar / Wien 1994, S. 1 – 20.
- Schulze, Hans K.: *Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter*, Bd. 1 / 2, 2. verbesserte Auflage, Stuttgart / Berlin / Köln 1990 / 1992. (千葉徳夫・浅野啓子・五十嵐修・小倉欣一・佐久間弘展訳『西欧中世史事典—国制と社会組織—』ミネルヴァ書房 1997年。)
- Schwerhoff, Gerd: *Bürgerlicher Konflikt* in Köln 1608 - 1610: Zur Vorgeschichte des „*Summarischen Extraktes*“, in: *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins* 60 (1989), S. 31 – 75.
- Schwerhoff, Gerd: Köln im *Kreuzverhör*: Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in

- einer frühneuzeitlichen Stadt, Bonn / Berlin 1991.
- Schwerhoff, Gerd: Die goldene *Freiheit* der Bürger: Zu den Bedeutungsebenen eines Grundwertes in der stadtkölnischen Geschichte (13. - 17. Jahrhundert), in: Schreiner / Meier (Hg.): *Stadtregiment*, S. 84 – 119.
- Schwerhoff, Gerd: Apud Populum potestas?: *Rats Herrschaft* und korporative Partizipation im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Köln, in: Schreiner / Meier (Hg.): *Stadtregiment*, S. 188 – 243.
- Schwerhoff, Gerd: *Öffentliche Räume* und politische Kultur in der frühneuzeitlichen Stadt: Eine Skizze am Beispiel der Reichsstadt Köln, in: Schlögel (Hg.): *Politik*, S. 113 – 136.
- Scribner, Robert W.: For the Sake of Simple Folk: Popular *Propaganda* for the German Reformation, Oxford 1981.
- Scribner, Robert W.: Warum gab es in Köln keine *Reformation*?, in: Mölich / Schwerhoff (Hg.): *Kommunikationszentrum*, S. 88 – 110.
- Skinner, Quentin: The Foundations of Modern Political Thought, Cambridge 1978. (門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎—ルネッサンス、宗教改革の時代—』春風社 2009 年。)
- Stehkämper, Hugo: *Gemeinde* in Köln im Mittelalter, in: Helmuth, Johannes / Müller, Heribert (Hg.): Studien zum 15. Jahrhundert: Festschrift für Erich Meuthen, Bd. 2, München 1994, S. 1025 – 1100.
- Stein, Josef: Hermann *Weinsberg* als Mensch und Historiker, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 4 (1917), S. 107 – 169.
- Stein, Peter G.: Römisches Recht und Europa, Frankfurt am Main 1996 (屋敷二郎監訳 / 関良徳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房 2003 年。)
- Steinbach, Franz: Zur *Sozialgeschichte* von Köln im Mittelalter, in: Petri, Franz / Droege, Georg (Hg.): Collectanea Franz Steinbach: Aufsätze und Abhandlungen zur Verfassungs-, Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, geschichtlichen Landeskunde und Kulturraumforschung, S. 671 – 690.
- Studt, Brigit: *Haus* und Gedächtnis bei Hermann Weinsberg, in: Rheinische Vierteljahrsblätter 61 (1997), S.135 – 160.
- Takatsu, Hideyuki: Die Kölner *Syndici* in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts: Zur Professionalisierung obrigkeitlicher Herrschaftspraktiken am Beginn der Frühen Neuzeit, in: Rutz, Andreas / Wulf, Tobias (Hg.): O felix Agrippina nobilis romanorum Colonia. Neue Studien zur Kölner Stadtgeschichte: Festschrift für Manfred Groten zum 60. Geburtstag, Köln 2009, S. 113 – 125.
- Torunsky, Vera: *Worringen* 1288, Köln 1988.
- Vogts, Hans: Das *Faßbinderzunft*haus, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins 10 (1928), S. 101 – 126.
- Vullo, Alexandra: „...ich wurde zu Coln burgermeister werden...“: Die *Aufzeichnungen* des Kölner Rats herr Hermann Weinsberg als Dokument einer Ratslaufbahn im 16. Jahrhundert, in: Groten (Hg.): *Weinsberg*, S. 115 – 230.

- Wilson, Peter: *The Holy Roman Empire 1495 - 1806*, Hampshire 1995 (山本文彦訳『神聖ローマ帝国 1495 - 1806』岩波書店 2005年。
- Woikowsky- Biedau, Victor von: *Das Armenwesen des mittelalterlichen Köln in seiner Beziehung zur wirtschaftlichen und politischen Geschichte der Stadt*, Diss. Phil. Breslau 1891.
- Wriedt, Klaus: Die gelehrte Personal in der *Verwaltung und Diplomatie* der Hansestädte, in: *Hansische Geschichtsblätter* 96 (1978), S. 16 – 37.
- Wriedt, Klaus: *Bürgertum* und Studium in Norddeutschland während des Spätmittelalters, in: Fried, Johannes (Hg.): *Schulen und Studium im Sozialen Wandel des Hohen und Späten Mittelalters*, Sigmaringen 1986, S. 487 – 526.
- Wriedt, Klaus: *Gelehrte* in Gesellschaft, Kirche und Verwaltung norddeutscher Städte, in: Schwinges, Rainer Christoph (Hg.): *Gelehrte im Reich: Zur Sozial- und Wirkungsgeschichte akademiker Eliten des 14. bis 16. Jahrhunderts*, Berlin 1996, S. 437 – 452.
- Wübbecke, Brigitte- Maria: *Das Militärwesen der Stadt Köln im 15. Jahrhundert*, Stuttgart 1991.
- Zückert, Hartmut: *Republikanismus in der Reichsstadt* des 18. Jahrhundert, in: Birtsch, Günter (Hg.): *Patriotismus*, Hamburg 1991, S. 53 – 74.
- 赤阪俊一「ケルンにおける 1396 年の改革」『史林』69 - 5 号 (1986 年) 123 – 139 頁。
- 阿部謹也『*刑吏の社会史—中世ヨーロッパの庶民生活—*』中央公論社 1978 年。
- 阿部謹也『*ヨーロッパ中世の宇宙観*』講談社 1991 年。
- 阿部謹也『*中世の窓から*』朝日新聞社 1993 年。
- 阿部謹也『*中世賤民の宇宙—ヨーロッパ原点への旅—*』筑摩書房 2007 年。
- 池田利昭「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」—近年の動向から—」『*史学雑誌*』114 - 9 号 (2005 年) 60 – 84 頁。
- 井上周平「中世後期・近世初期ドイツ都市における理髪師・風呂屋の『不名誉性』—ケルンを例にして—」(2002 年度東京大学大学院総合文化研究科修士論文) 未刊行。
- 小倉欣一 (編)『*近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実—*』山川出版社 2004 年。
- 小倉欣一「近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実—」小倉 (編)『*近世ヨーロッパの東と西*』3–16 頁。
- 小倉欣一『*ドイツ中世都市の自由と平和—フランクフルトの歴史から—*』勁草書房 2007 年。
- 河原温『*都市の創造力*』岩波書店 2009 年。
- 北島寛之「中世後期ケルンにおけるガッフェル体制」1 / 2『*中央大学大学院研究年報*』27 / 28 号 1998 / 1999 年 86 – 97 頁 / 79 – 90 頁。
- 河野淳『*ハプスブルクとオスマン帝国—歴史を変えた〈政治〉の発明—*』講談社 2010 年。
- 小山啓子『*フランス・ルネサンス王政と都市社会—リヨンを中心として—*』九州大学出版会 2006 年。
- 櫻井美幸「近世初期ケルンにおける救貧制度改革とその展開」『*史林*』84 - 4 号 (2001 年) 69 – 99 頁。

- 櫻井美幸「16世紀ケルンの教区共同体—聖ヤーコブ教区を例に—」『比較都市史研究』21-2号(2002年)49-61頁。
- 櫻井美幸「帝国都市ケルンにおける宗教改革運動—16世紀前半を中心に—」『ヨーロッパ文化史研究』第8号(2007年)77-111頁。
- 渋谷聡「「近世的都市共和主義」の展開と終息—神聖ローマ帝国とアーバン・ベルト地帯のはざまから—」小倉(編)『近世ヨーロッパの東と西』170-195頁。
- 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界—ルネサンス前夜の年代記—』平凡社1993年。
- 上智大学中世思想研究所(編訳/監修)『キリスト教史5—信仰分裂の時代—』平凡社1997年。
- 神宝秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質—帝国自由都市から領邦都市へ—』創文社2010年。
- 田北廣道「中世後期のケルン財政構造と「ツunft闘争」—ケルン都市会計簿の分析を中心に—」『社会経済史学』43-5号(1977年)19-38頁。
- 田北廣道「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程—「ツunft闘争」期の諸利害—」『経済論集』39号(1977年)53-79頁。
- 田北廣道『中世後期ライン地方のツunft「地域類型」の可能性』九州大学出版会1997年。
- 田中俊之「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」」『史林』80-6号(1997年)36-69頁。
- 田中俊之「名誉の喪失と回復—中世後期ドイツ都市の手工業者の場合—」前川和也扁著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房2001年409-432頁。
- 徳橋曜「中世フィレンツェの人間関係」二宮宏之(編)『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程—』山川出版社1995年49-72頁。
- 永田諒一『ドイツ近世の社会と教会—宗教改革と信仰派対立の時代—』ミネルヴァ書房2000年。
- 中村賢二郎・倉塚平「序説」中村賢二郎(編)『宗教改革と都市』刀水書房1983年3-54頁。
- 成瀬治『近代市民社会の成立—社会思想史的考察—』東京大学出版会1984年。
- 服部良久『アルプスの農民紛争—中・近世の地域公共性と国家—』京都大学出版会2009年。
- 林毅『ドイツ中世都市と都市法』創文社1980年。
- 林毅『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂1986年。
- 林毅『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂1991年。
- 林毅『ドイツ都市制度史の新研究』敬文堂2003年。
- 林毅「ドイツ近世都市ケルンの概観」林董一博士古稀記念論文集刊行会(編)『近世近代の法と社会—尾張藩を中心として—』清文堂1998年379-414頁。
- 平城照介「ヨーロッパにおける中世的支配と都市」『中世史講座3—中世の都市—』学生社1982年51-77頁。
- 藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人』未来社1994年。
- 皆川卓「アリストテレスが結ぶヨーロッパ—ポリティアからレスプブリカへ—」小倉(編)

- 『近世ヨーロッパの東と西』 106－123 頁。
- 森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版社 1991 年。
- 森田安一『図説 宗教改革』河出書房新社 2010 年。
- 森谷美幸「中世後期ケルンにおける都市と教会」『史林』82 - 3 号（1999 年）44－75 頁。
- ルター研究所（編）『ルターと宗教改革事典』教文館 1995 年。
- 柳澤伸一「16 世紀における帝国都市の対外政策」『西南女学院大学研究紀要』第 34 号（1987 年）31－40 頁。